

1

2

3

4

5 **福岡県生物多様性戦略 2022-2026（案）**

6

7

8

9

10

11

12

13

14

2022（令和4）年1月17日

15

福岡県環境部自然環境課

16

はじめに

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

(知事挨拶)

目次

1		
2		
3	第1章 福岡県生物多様性戦略の策定にあたって	1
4	1. 生物多様性とは.....	2
5	2. 生物多様性をめぐる最近の動向.....	8
6	3. 戦略の基本的事項.....	19
7	4. 第2期行動計画の実施状況.....	21
8	第2章 福岡県の生物多様性の特徴	25
9	1. 生物の生息・生育環境の基盤.....	26
10	(1) 地形.....	26
11	(2) 地質.....	27
12	(3) 地史.....	28
13	(4) 気候.....	29
14	(5) 海域の環境.....	30
15	(6) 植生.....	31
16	2. 本県の生物多様性の特徴.....	35
17	(1) 県全体の特徴.....	35
18	(2) 4つの流域圏.....	36
19	3. 人と自然の関わりの歴史.....	44
20	4. 本県の自然が育んだ文化.....	48
21	(1) 食文化.....	48
22	(2) 木工.....	49
23	(3) 生物の習性を巧みに利用した漁法.....	50
24	(4) 棚田による伝統的農業.....	51
25	(5) 農業や人の営みを支える治水・利水技術.....	52
26	(6) 祭り・伝統芸能.....	53
27	(7) 信仰.....	54
28	第3章 福岡県の生物多様性の現状と課題	55
29	1. 項目別の現状と課題.....	56
30	(1) 絶滅危惧種.....	56
31	(2) 保護区と生態系ネットワーク.....	62
32	(3) 野生鳥獣.....	66
33	(4) 外来種.....	68
34	(5) 地球環境の変化.....	70
35	(6) 人間活動の影響.....	73
36	2. 生態系別の現状と課題.....	75

1	(1) 森林生態系.....	75
2	(2) 農地生態系.....	79
3	(3) 都市生態系.....	82
4	(4) 陸水生態系.....	84
5	(5) 沿岸・海洋生態系.....	86
6	3. 生物多様性を支える活動に関する現状と課題	90
7	(1) 多様な主体による活動.....	90
8	(2) 情報整備と科学的知見の蓄積.....	94
9	第4章 目指す社会と目標	95
10	1. 目指す社会（2050年に実現すること）	96
11	2. 目指す社会のイメージ	97
12	(1) 2050年の人々の暮らしや社会の様子.....	97
13	(2) 2050年の各地域のイメージ.....	98
14	(3) 2050年における都市と里地里山里海のイメージ.....	103
15	3. 目指す社会の実現に向けた4つの行動指針と12の目標.....	104
16	第5章 行動計画	107
17	1. 基本的な考え方	108
18	(1) 行動計画の施策体系.....	108
19	(2) 重点プロジェクト.....	109
20	(3) 行動計画策定の視点.....	110
21	2. 行動計画	111
22	行動指針1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます.....	111
23	目標1-1 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます	
24	111
25	目標1-2 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図りま	
26	す.....	116
27	目標1-3 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域	
28	づくりに貢献します.....	120
29	行動指針2 生物多様性の保全と再生を図ります.....	122
30	目標2-1 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつな	
31	ぐ生態系ネットワークの形成を進めます.....	122
32	目標2-2 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します.....	126
33	目標2-3 ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外	
34	来種による自然への負荷を低減させます.....	128
35	目標2-4 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減	
36	します.....	132
37	行動指針3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります.....	139

1	目標 3-1	持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持・向上を図ります	139
2			
3	目標 3-2	事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持続可能な利用につなげます	147
4			
5	目標 3-3	自然環境や生態系を活用した気候変動対策やグリーンインフラ等の取組を推進します	149
6			
7	行動指針 4	生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	152
8	目標 4-1	生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう多様な主体の参加と協働を促進します	152
9			
10	目標 4-2	生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援するための仕組みづくりを進めます	156
11			
12	第 6 章	推進体制と進行管理	159
13	1.	推進体制	160
14	2.	進行管理	164
15	3.	指標	166
16	資料編		資 1
17	1.	戦略と SDGs との関連	資 2
18	2.	愛知目標と達成状況	資 9
19	3.	福岡県生物多様性戦略第 2 期行動計画の実施状況と評価	資 10
20	4.	県民の意向把握	資 22
21	5.	福岡県生物多様性戦略策定の経緯及び体制等	資 34
22	6.	用語解説	資 37
23	7.	引用文献	資 54
24			
25			
26			
27	コラム		
28	1.	生態系サービス	4
29	2.	ワンヘルス・アプローチと生物多様性	14
30	3.	自然を活用した解決策 (NbS)	18
31	4.	中山間応援サポーター制度	24
32	5.	福岡県生物多様性地理情報システム	34
33	6.	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例	61
34	7.	その他の効果的な地域をベースとする手段 (OECM)	63
35	8.	生態系ネットワーク	65
36	9.	生態系を活用した適応策 (EbA)	71

1	10. グリーンインフラと生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)	74
2	11. 人工林から広葉樹林・針広混交林への誘導.....	78
3	12. 福岡都市圏のヒートアイランド現象.....	83
4	13. 生物多様性の観点から重要度の高い海域 (EBSA)	88
5	14. 福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム「福岡生きものステーション」 ..	115
6	15. 食育・地産地消県民運動「いただきます！福岡のおいしい幸せ」	119
7	16. 希少植物ガシャモクを守るための活動.....	127
8	17. 侵略的外来種防除マニュアル・リーフレット.....	131
9	18. 生物多様性に配慮した河川整備.....	138
10	19. 森林の有する多面的機能と荒廃森林の再生.....	142
11	20. つながりたい！古賀の生命（いのち）伝えたい！共に生きる力ー生物多様性	
12	古賀戦略ー.....	155
13		
14		
15		

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

中表紙

第1章 福岡県生物多様性戦略の策定にあたって 1

1. 生物多様性とは.....2

2. 生物多様性をめぐる最近の動向8

3. 戦略の基本的事項19

4. 第2期行動計画の実施状況21

1. 生物多様性とは

(1) 生きものに支えられる私たちの暮らし

私たちの暮らしは、様々な生きものの恵みによって成り立っています。生きものの恵みを次の世代に引き継ぐためには、持続可能なかたちでこれを利用していくことが求められます。

そのためには、生きものを賢く利用する知恵を継承するとともに、新たに生み出し、また、持続可能な利用のための適切な社会経済的な仕組みをつくる必要があります。

■ 暮らしの基礎

私たちは食物、衣料、紙、医薬品など、様々な生きもの由来の資源に依存して生活しています。多様な生きものの存在は、多様な食材の提供、新たな医薬品の開発など、私たちが豊かな生活を送る上で重要な役割を担っています。



スイゼンジノリ

現在では全国で朝倉市の黄金川でのみ生育しています。和え物などにして食べられます。



ヨモギ

食用として食べられるほか、葉には止血作用があり、傷薬としても用いられます。



500系新幹線

先頭車両は空気抵抗を最小限にするためカワセミのくちばしの形をまねて造られました。

17

■ 文化の多様性を支える

日本列島に住む人々は、豊かな恵みをもたらす四季やその移ろい、地震や洪水などの自然災害とともに生活してきました。この自然の中に様々な神を見だして信仰の対象とし、信仰とそれに支えられた生活は、様々な祭りや踊り、歌、工芸品を生み出してきました。釣りや草遊びなどの遊び、自然史研究なども多様な生きものがあることで成り立っている文化です。

自然と共生するという伝統的な文化や習慣のほかにも、美しい景観による精神的な充足感や、身近に緑や生きものがあることへの安心感なども、重要な恵みの一つと考えられます。

27



太宰府天満宮の木うそ

鳥のウソが天満宮建設の邪魔をしていた蜂の大群を退治したことから、天神様の使いの鳥といわれるようになりました。



鮭神社 (写真：福岡県観光連盟提供)

嘉麻市の鮭神社では、その年にとれたサケ（海神の遣い）を神社境内の鮭塚に納める献鮭祭が行われます。



京築神楽

京築地方では、五穀豊穰などを祈る神楽が盛んです。30以上の神楽講が活動を続けています。

1 ■ 自然に守られる私たちの暮らし

2 多様な生きものにより構成される生態系は私たちの暮らしの安全や安定に役立って
3 います。農地の病害虫発生抑制、干潟による水質浄化、森林の水源かん養機能などが
4 その例です。



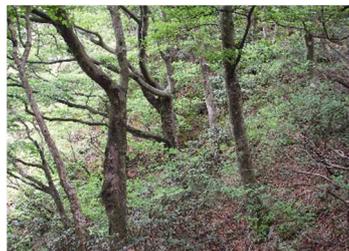
10 **ナガコガネグモ**

11 多様な生きものが農地に生息
12 することにより、天敵となる生
13 きものも存在し、病害虫の発生
14 が抑制されます。



11 **曾根干潟（北九州市）**

12 干潟では食物連鎖を通じた有
13 機物の分解、微生物による脱窒
14 作用などにより、水質が浄化さ
15 れます。



12 **ブナ林（福岡市金山）**

13 森林では高木から林床の草ま
14 で様々な植物がみられ、それが
15 水源かん養、土砂災害防止など
16 に役立っています。

15
16 ■ 生きものがうみだす大気・水・土

17 地球上の生きものはおよそ 40 億年の歴史を経て様々な環境に適応して多様に進化
18 し、それらの多様な生きものと大気、水、土壌などの要素が密接に関わって生きもの
19 の生存基盤をかたちづくっています。植物は、光合成によって生きものに必要な酸素
20 を供給するとともに、葉からの蒸発散などを通じた水の循環においても大きな役割を
21 担っています。一方で植物は、土壌生物の働きによって作られた土壌と栄養塩に依存
22 しています。

23 このように生命の基盤には多様な生きものが関わっており、機能の維持には生きもの
24 の多様性と関係性の維持が重要です。

25
26 以上のような生きものの恵みを、人間が使用する価値の観点から具体的に整理した
27 言葉が「生態系サービス」です。生きものの恵みを生態系サービスとして捉えること
28 は、経済・社会活動のなかで生物多様性の保全や持続可能な利用を実現していく上で
29 欠かせない考え方です。

30
31
32
33

1
2
3



コラム1 生態系サービス

生態系の中で、生物は、他の生物や無機的環境と相互に関係しながら生活しています。例えば、植物は太陽からの光を受け、空気中の二酸化炭素を吸収し、土壌中の水や栄養分を使って有機物を作ります。その有機物は動物に食べられたり、枯葉や枯れ枝となって微生物に分解され土壌になります。このような相互関係の中で生じる生態系の働きを生態系機能といいます。この機能のうち、私たちが受ける恩恵は「生態系サービス」と呼ばれ、それは前述（p.2～3）した「生きものの恵み」のことを指しています。

生態系サービスは、国連のミレニアム生態系評価（2005（平成17）年）では以下の4つに区分されます（：の後の語句は、前述（p.2～3）の各項目に対応）。

①供給サービス：暮らしの基礎

食料、燃料、木材、繊維、医薬品など、暮らしに必要な資源を供給する。

②調整サービス：自然に守られる私たちの暮らし

地球温暖化の緩和、災害の軽減など、安全、快適に暮らす条件を整える。

③文化的サービス：文化の多様性を支える

感動、楽しみなどの精神的な満足、食生活や芸能などの文化的な源泉となる。

④基盤サービス：生きものがうみだす大気・水・土

光合成による有機物の生産、酸素供給、土壌形成など、生態系の基盤を維持。

このような多様な生態系サービスを支える源泉が生物多様性であり、生物多様性が高いほど生態系サービスを安定的に供給できるといわれています。

生態系サービスの概念は、私たちの目に見えづらく、分かりにくい生物多様性について、社会経済的な視点から、特にその価値の重要性について示したもので、生物多様性の保全のために欠かせない考え方です。一方、人間生活に寄与する自然の価値を評価するにあたり、IPBES 報告書（2019（令和元）年、p.9 参照）では、生態系サービスに変わる新たな概念として「自然がもたらすもの（NCP：Nature Contributions to People）」が提唱されました。NCP は、自然がもたらす非物質的な価値や文化的背景の差異がより強調された概念で、伝統的知識や多様な世界観なども考慮されており、今後、考え方の整理や展開が望まれます。

① 供給サービス

- 食糧
- 淡水
- 木材・繊維
- 燃料 など

② 調整サービス

- 気候調整
- 洪水制御
- 疾病制御
- 水の浄化 など

③ 文化的サービス

- 審美・芸術
- 精神
- 科学・教育
- レクリエーションなど

④ 基盤サービス

※供給・調整・文化的サービスを支えるサービス

- 栄養塩の循環
- 水の循環
- 土壌形成
- 一次生産 など

国連ミレニアム生態系評価（2005）による生態系サービスの区分

出典：国連ミレニアム エコシステム評価（Millennium Ecosystem Assessment（編）をもとに作成

1 (2) 生物多様性の概念

2 ① 生物多様性の3つのレベル

3 生物が多様であることは、様々な生態系が存在するとともに、生きものの種間及び
4 種内に様々な差異が存在することをいい、生きものや生態系が豊かであることを意味
5 します。生物多様性には「生態系の多様性」、「種間（種）の多様性」、「種内（遺伝子）
6 の多様性」という3つのレベルがあります。

7

8 ■ 生態系の多様性

9 県内には森林、農地、河川、農業用水路・クリーク、ため池、草原、湿地、海域な
10 ど、様々なタイプの生態系がみられます。地域ごとの気候や地形・地質といった物理
11 的な環境と、それぞれの生息・生育環境に適応した様々な生きものが相互に影響しあ
12 いながら、地域に固有の生態系を形成しています。

13



14 森林（照葉樹林）



15 水辺（クリーク）



16 草原（二次草原）

17

18 ■ 種間の多様性（種の多様性）

19 動物や植物、細菌などの微生物にいたるまで、様々な生きものが生息・生育してい
20 ることをいいます。地球上に生息・生育する生きものは、3,000万種¹⁾ともいわれてい
21 ます。

22



23 植物（オオタニワタリ）



24 哺乳類（カヤネズミ）



25 鳥類（クロツラヘラサギ）

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38



両生類（トノサマガエル）



魚類（ニッポンバラタナゴ）



昆虫類（オオウラギンヒョウモン）

1 ■ 種内の多様性（遺伝子の多様性）

2 同じ種であっても、個体ごとにそれぞれ少しずつ遺伝子が違っていたり、各地域に
3 固有の集団がみられたりするなど、個体や地域に個性があることをいいます。



9 **遺伝子の多様性**

10 アサリは個体ごとに殻の模様
11 が違います。これは遺伝子や生
息環境が異なるためです。



12 **個体群（集団）の多様性**

13 県内のメダカ（ミナミメダカ）は、遺伝的に異なった3つの集団に
14 分かれています。メダカは山を越えて移動できないため、長い歴史
15 の中でこのように分化しました²⁾。

16 ② 生きものの個性とつながり

17 生物多様性とは、いろいろな生きものがいて、それらの生きものが生息・生育でき
18 る様々な生態系が存在するという状態を指します。言い換えると、各地域の自然の中
19 で「個性」を持った多様な生きものがにぎわい、他の生きものや生命（いのち）と直
20 接的・間接的に「つながり」あっている状態、それが生物多様性なのです。

21 以下に述べるように、生きものそれぞれの個性やそれらのつながりは、これまでの
22 進化の歴史の中でかたちづくられたもので、いわば、地球から受けられた遺産ともい
23 えます。このような遺産を私たちの世代で失うことなく次の世代に引き継いでいくこ
24 とは私たちの責務です。

25 ■ 生きものの「個性」とは？

26 生きものの「個性」とは、同じ種であっても個体ごとに外見が少しずつ違っていた
27 り、病気や環境変化への耐性が異なっていたりすることをいいます。また、それぞれ
28 の地域に特有の自然があり、様々な生きものたちがすんでいること、さらにそれが地
29 域の文化と結びついて地域に固有の風景がみられることも「個性」ととらえられます。

30 ■ 生きものの「つながり」とは？

31 人間を含む生きものはみな、一人では生きていけません。食う－食われるのつなが
32 り、寄生や共生などのつながり、動物が植物の花粉や種子を運ぶというつながり、微
33 生物が落ち葉や死骸などを分解することで植物を育てる土台が作られるというつなが
34 りなど、様々な生きものがつながりあうことで、生きものの生命（いのち）が生まれ
35 ています。また、より広域的な目でみると、生きものが生態系間を移動することで生
36 じる物質循環のつながりや、森林から海に至る水のつながり、地域固有の地形や地
37 質、気候などと生きものとのつながりなど、スケールの異なる様々なつながりがあり
38 ます。さらに長期的な目でみると、長い進化の歴史を超えた生命（いのち）のつなが
りも、生きもののがつながりといえます。

1 (3) 生物多様性の4つの危機

2 現在の地球は、第6の大量絶滅時代ともいわれており、生物多様性の損失とそれに
3 伴う生態系サービスの低下が問題視されています。日本も例外ではなく、日本の野生
4 動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。「生物多様性国家戦略 2012-2020」で
5 は、日本の生物多様性に迫る危機を以下の4つに整理しています。

6

7 ■ 第1の危機「開発など人間活動による危機」

8 沿岸域の埋立てや森林伐採などの開発は、様々な生
9 きものにとって生息・生育環境の破壊や悪化をもたら
10 します。また、商業・観賞用の生きものの乱獲は、生
11 きものの数を減らし、絶滅に追い込むこともあります。
12 県内では、開発によって豊前海沿岸のシチメンソウが
13 絶滅し、乱獲によってカワウソなどが絶滅しました。



住宅地造成のための森林伐採

14

15 ■ 第2の危機

16 「自然に対する働きかけの縮小による危機」

17 里地里山に広がる水田や森林等は、人間によって維
18 持管理されることで、様々な生きものが生息・生育する
19 場となっています。しかし、近年、農林業の変化や農山
20 村の過疎化に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮
21 小することで、数が減ってしまう生きものもいます。県
22 内では、草原が森林化して、草原に生育するノヒメユリ
23 などが減少しています。



草原に生育するノヒメユリ

24

25 ■ 第3の危機

26 「人間により持ち込まれたものによる危機」

27 外来種や化学物質など、人間が持ち込んだものが生
28 物多様性に悪影響を及ぼすことがあります。特に近年
29 は、外来種が在来種や生態系に深刻な影響を及ぼす事
30 例が多くみられます。県内では、海外からペットとし
31 て持ち込まれたアライグマが野生化しており、生息域
32 が急速に拡大して農作物被害が生じるとともに、在来
33 種への影響などが懸念されています。



アライグマ（特定外来生物）

34

35 ■ 第4の危機「地球環境の変化による危機」

36 地球温暖化などの地球規模の環境変化は、多くの生
37 きものに大きな影響を及ぼす可能性があります。県内
38 の高い山には、現在、ブナ林がみられますが、平均気温
39 が2℃上昇した場合、脊振山地などではブナ林が消失し
40 てしまう可能性があります。



脊振山のブナ林

2. 生物多様性をめぐる最近の動向

(1) 生物多様性条約と締約国会議 (COP)

私たちの暮らしは、様々な生きものの恵みによって成り立っており、この恵みを持続可能なかたちで利用し保全していくことが大切です。このため、生物多様性の保全と持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的とした国際的な枠組みとして、1992（平成4）年に「生物多様性条約」が採択されました。2010（平成22）年には愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催され、長期目標や、2020（令和2）年までに目指す短期目標と愛知目標（20の個別目標）を示した「戦略計画 2011-2020」が採択されました。

締約国会議 (COP) は2年に一度開催されています。最近の注目される動きとして、2014（平成26）年のCOP12では、外来種のリスク管理手法に関する任意ガイダンスが採択され、防災・減災や気候変動に係る施策等に生態系を活用した手法を統合することなどが決定されました。また、2016（平成28）年のCOP13では「カンクン宣言」が採択され、社会における生物多様性の主流化の強化などが同意されました。2018（平成30）年のCOP14においては、2020（令和2）年以降の新たな生物多様性の世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）に関する検討プロセスが検討されています。

17



18

COP10における20の愛知目標（2010年）

19

出典：地球に生きる生命の条約～生物多様性条約～解説編（IUCN-J、2014）をもとに作成

20

21

(2) 生物多様性の現状評価と愛知目標の成果

愛知目標は2020（令和2）年を目標年としていることから、次の国際的な目標（ポスト2020生物多様性枠組）を定める必要があります。2021（令和3）年10月のCOP15

24

1 第1部に引き続き、2022（令和4）年春に開催予定のCOP15第2部において、この
2 目標が採択される予定です。

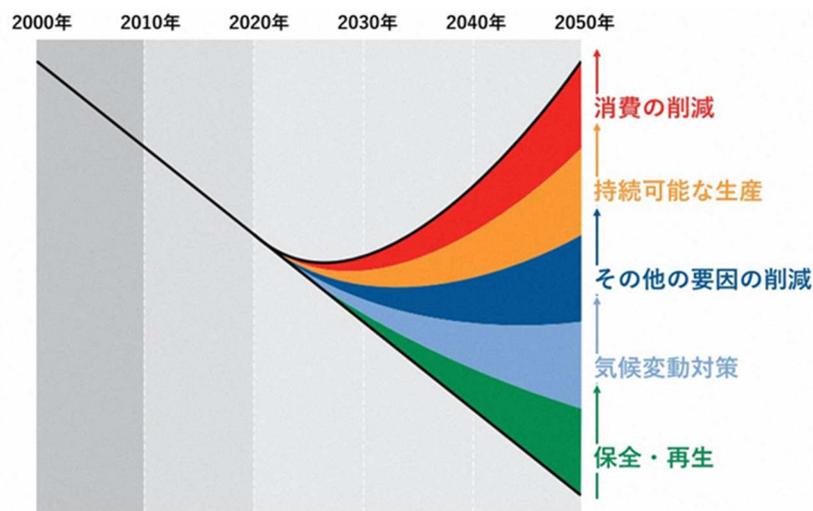
3 これに先立ち、生物多様性とその恵みの現状を地球規模で評価した、重要な報告書
4 が2つ公表されています。それが、2019（令和元）年に生物多様性及び生態系サー
5 ビスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）から発表された「生物多様
6 性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」と、2020（令和2）年に生物多様
7 性条約事務局から発表された「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」です。

8 どちらの報告書からも言えることは、生物多様性とその恵みを保全するための取組
9 が世界各地で進められているにもかかわらず、生物多様性は未だ低下の一途をたどっ
10 ているということです。GBO5では、愛知目標の20の目標のうち、完全に達成できた
11 項目は一つもないという厳しい結果が報告されています（詳細は、p.資9参照）。どち
12 らの報告書においても、現状のまま・今までどおりのシナリオのままでは、生物多様
13 性とそれがもたらすサービスは低下し続け、持続可能な社会の実現は達成できないと
14 予測されています。

15 生物多様性の持続可能な保全と利用を図るためには、下図のポートフォリオに示す
16 ように、単に生物多様性を保全・再生するだけでは不十分で、気候変動対策や消費・
17 生産活動などの社会全体にわたって、緊急的な変革を行うことで対策を加速させる必
18 要があると指摘されています。また、持続可能な保全と利用の道へと移行させるため
19 のカギとなる分野として、漁業や農業、都市・インフラ、ワンヘルスなどの8つの取
20 組が取り上げられています。このような社会変革を実現するのは容易ではありません
21 が、IPBESの報告書が示した右図のように、8つの介入点（レバレッジ・ポイント）
22 において5つの介入策（レバー）が相互補完的に作用することで、目標達成に向けて
23 大きな変化を起こせると考えられています。

24 これらの視点は、本県における生物多様性保全を進める上でも大変重要です。

25

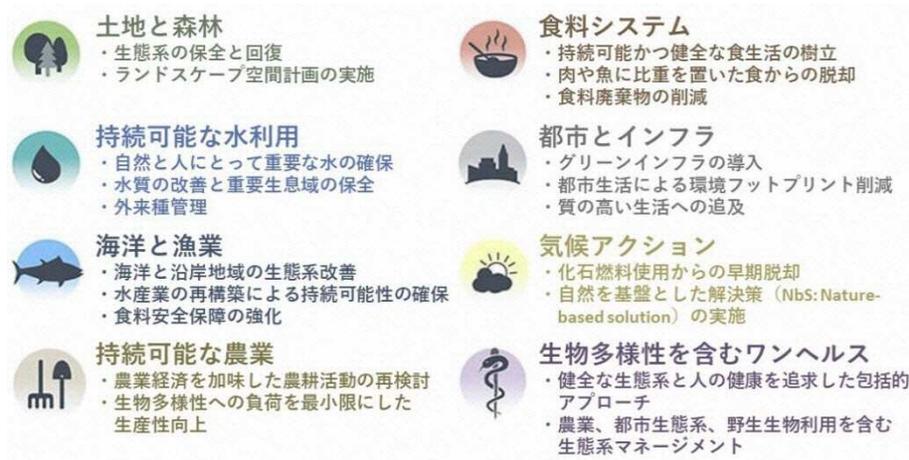


26 **生物多様性の損失を減らし、回復させる行動のポートフォリオ**

27 出典：地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）（生物多様性条約事務局）をもとに作成

28 <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/files/gbo5-jp-lr.pdf>

29



1
2
3
4
5

自然との共生を実現するために移行が必要な8つの分野

出典：地球規模生物多様性概況第5版（GB05）（生物多様性条約事務局）をもとに作成
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/files/gbo5-jp-lr.pdf>



6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

地球の持続可能性の実現に向けた社会変革のための介入策と介入点

- *1 介入点/レバレッジポイント：生物多様性の保全を進める際に、より大きな効果を生むために力を注ぐべき重要なポイント・分野のこと。
- *2 介入/レバー：生物多様性保全に向けた社会変革を実現するために、自然環境に間接的に影響をもたらす要因（間接要因）に作用する手段のこと。
- *3 直接要因・間接要因：自然へ直接的に影響を与える自然的・人為的な要因を直接要因といい、それにつながる人間活動や意思決定を含む社会経済の変化とその背後にある人間の価値観などを間接要因という。生物多様性の損失や生態系サービスの劣化はこれらの要因が複雑に絡み合っていると考えられている。

出典：IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約（環境省）

1 (3) 持続可能な開発目標 (SDGs) と生物多様性

2 2015 (平成 27) 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて、重要な目標が採択
3 されました。それが、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)
4 です。SDGs は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課
5 題として認識し、協働して解決に取り組むことで、世界中の誰もが豊かで安全な暮ら
6 しを持続的に営むことができる社会の実現を目指すものです。この社会を達成させる
7 ため、2030 年に向けた 17 のゴールと、各ゴールを達成するための 169 のターゲット
8 が掲げられています。これまでの国際目標とは異なる SDGs の特徴として、世界全体
9 の普遍的かつ変革的なゴールとターゲットであること、これらは不可分で相互に関連
10 していること、持続可能な開発の三側面 (経済、社会、環境) がバランス良く統合さ
11 れた形で達成する取組であることなどが挙げられます。

12 SDGs の 17 のゴールのうち、6、7、12、13、14、15 などは自然環境と関わりが深
13 くなっており、特に、ゴール 14 と 15 は生物多様性と直接的に関連します。その他の
14 ゴールの一部ターゲットについても、2.4 (農地生態系の維持)、6.6 (水に関連する生
15 態系の保護)、12.2 (天然資源の持続可能な管理) などは、生物多様性と直接的に関
16 わっています。(詳細は、p.資 2～8 参照)

17 SDGs の概念や各ゴールの関係性を表す構造モデルとして、ストックホルムにある
18 レジリエンス研究所長が考案した「SDGs ウエディングケーキ」と呼ばれる図があり
19 ます。このモデル図は、経済圏・社会圏・生物圏の 3 つの階層 (三側面) によって構
20 成されており、経済の発展は、生活や教育などの社会条件によって成り立っており、
21 持続可能な経済圏・社会圏を支えるためには、その土台となる自然環境に関する目標
22 を達成しなければならないことを表しています。次ページの図は、この SDGs ウエデ
23 ィングケーキなどを参考に、生物多様性の視点から整理した SDGs の構造イメージ図
24 になります。

25

26 2012 (平成 24) 年の国連持続可能な開発会議 (リオ+20) を契機として、地球の限
27 られた自然資源と生態系サービスを、自然資本として捉える考え方が確立されつつあ
28 ります。生物多様性は自然資本の基盤であり、その保全と持続可能な利用に関する取
29 組は、SDGs の達成に向けて大きく貢献すると考えられます。



30

SDGs の 17 のゴール

1
2



3
4
5
6

持続可能な開発の三側面及び生物多様性から見た SDGs のイメージ図

出典：平成 29 年版環境白書（環境省）をもとに作成
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/pdf/full.pdf>

7

(4) ポストコロナ社会とワンヘルス・アプローチ

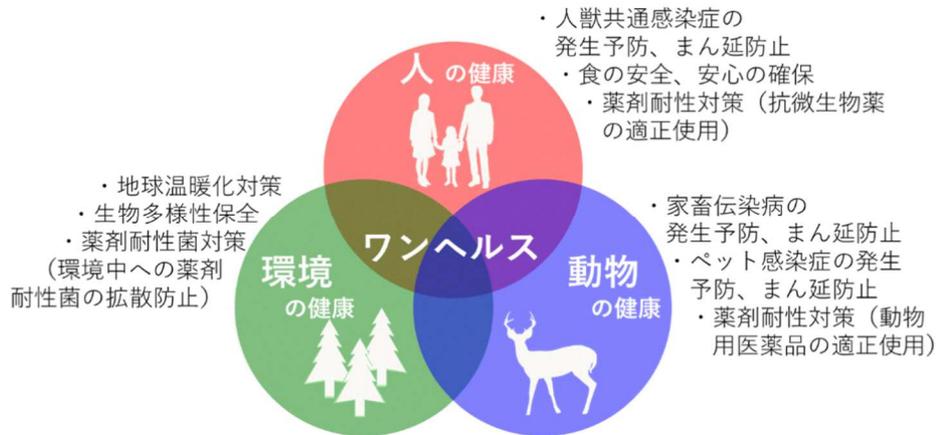
8 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、いまだに猛威をふるい、医療、経済を
9 はじめとする人々の生活に大きな影響を与えています。このウイルスは、コウモリが
10 保有する病原体が他の動物を介して人間に伝染した、人獣共通感染症である可能性が
11 指摘されています。人獣共通感染症は、人口増加に加え、森林伐採や農地化等の土地
12 利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって動物と人との関係性が
13 変化したために、もともと野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人に
14 も感染するようになったとされています。野生動物と人の接触が増えることで、今後
15 も動物由来の新しい感染症が発生するおそれがあり、こうした感染症の流行は今後も
16 拡大傾向にあると考えられています。

17 このような人と動物、それらを取り巻く環境が直面している様々な課題に対応する
18 ため、「人と動物の健康、そして環境の健全性是一つ」というワンヘルスの理念のもと、
19 各分野に携わる者が分野横断的に連携して統合的に取り組む「ワンヘルス・アプロ
20 ーチ」の考え方が注目されています。

21 本県では、2021（令和 3）年 1 月、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基
22 本条例」を公布・施行しました。条例には、ワンヘルスの基本理念や各主体の役割分
23 担とともに、ワンヘルス実践のための 6 つの基本方針等が定められています。また、
24 2022（令和 4）年 3 月には、これらの 6 つの基本方針を着実に進めていくため、基本
25 方針に基づき実施する県の施策または取組を体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推
26 進行動計画」を策定しました【予定】。この 6 つの基本方針の中でも、「環境保護」「人
27 と動物の共生社会づくり」「環境と人と動物のより良い関係づくり」では、生物多様性
28 の保全や人と野生動物の共存、健全な環境下における安全な農林水産物の生産等が掲

1 げられており、自然環境や生物多様性の保全が人の健康にも大きく貢献すると位置づ
 2 けられています。

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18



ワンヘルス・アプローチのイメージ図

出典：動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－“One Health”－（福岡県）をもとに作成
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/one-health.html>

福岡県ワンヘルス推進基本条例に基づくワンヘルス実践の基本方針（6つの課題への対応）

<p>1 人獣共通感染症対策 医療、獣医療をはじめ各分野と連携し、発生予防、まん延防止を図る</p>	<p>2 薬剤耐性菌対策 抗微生物剤の適正使用を推進する</p>	<p>3 環境保護 自然環境の保全と生物の棲み分けの維持を図る</p>
<p>4 人と動物の共生社会づくり 動物愛護の推進と野生動物の理解と共存を図る</p>	<p>5 健康づくり 自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり</p>	<p>6 環境と人と動物のより良い関係づくり 健全な環境下における安全な農林水産物の生産・消費、食育を推進する</p>

19 出典：ワンヘルス教育啓発資料（福岡県）をもとに作成
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/onehealth-education.html>

20
21

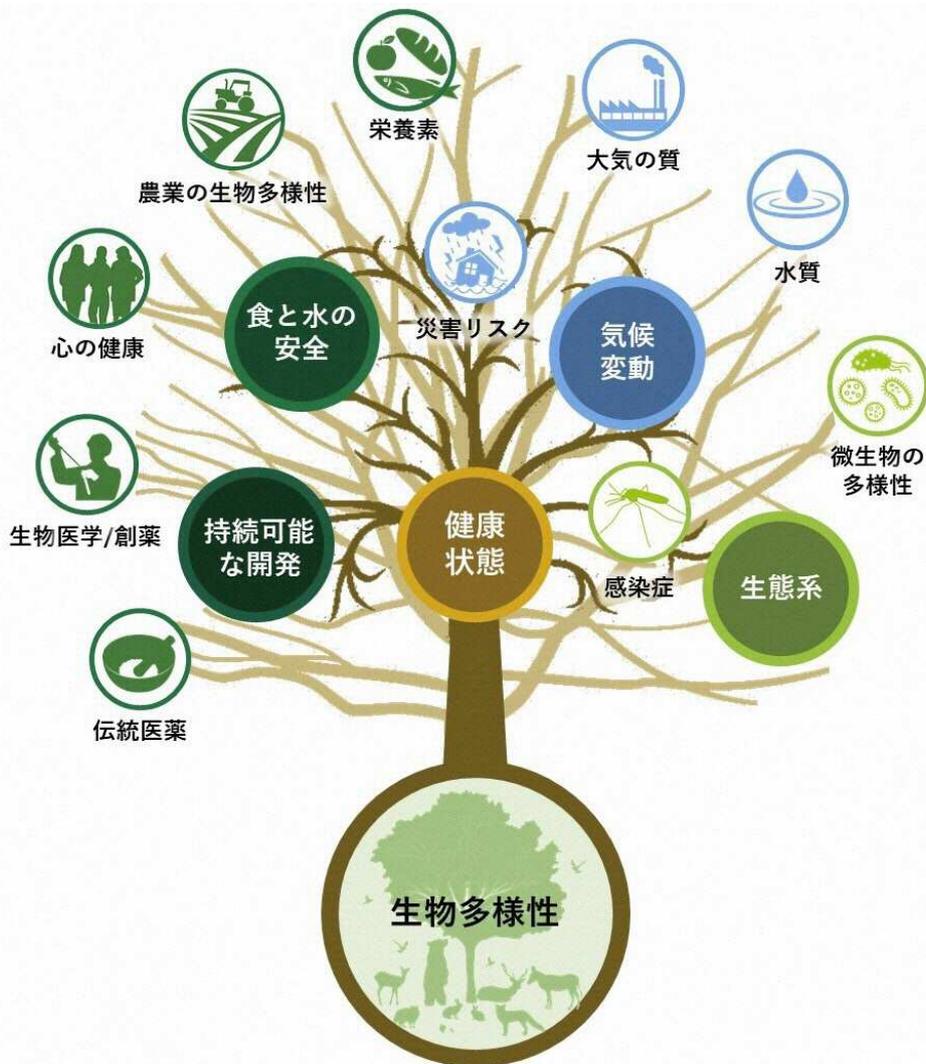
1



コラム2 ワンヘルス・アプローチと生物多様性

2

「人と動物の健康、そして環境の健全性是一つ」というワンヘルスの理念のもと、人、動物、環境に関係する様々な問題に対し、各分野に携わる者が分野横断的に連携して統合的に取り組む「ワンヘルス・アプローチ」が世界的に注目されています。ワンヘルス・アプローチと生物多様性の関係性として、Connecting Global Priorities: Biodiversity and Human Health (WHO・SCBD、2015) という報告書では以下の図のように表現されています。生物多様性や生態系サービスがもたらす恵みは、食品や水の安全性、気候変動、持続可能な開発などの諸問題への寄与を介して、人の健康対策に貢献するものであると整理されています。生物多様性と人の健康は、切っても切れない縁なのです。



生物多様性と人の健康

出典：Connecting Global Priorities: Biodiversity and Human Health (WHO・SCBD)
をもとに作成

1 (5) 気候変動と生物多様性の危機

2 195 の国と地域*が参加する国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC) から、2021
3 (令和 3) 年に第 6 次報告書の一部が公表されました (*2021 (令和 3) 年 8 月時点)。
4 人間活動が大气・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大气中
5 の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の濃度は、過去 80 万年間で前例のない水準まで
6 増加していると報告されています。また、強い台風の発生割合は過去 40 年間で増加し
7 ており、今後も気温の上昇とともに、高温・乾燥・強風・強い降雨・河川氾濫などの
8 極端な気象現象が増加すると予測されています。本県においても、近年、災害級の大雨
9 が相次いで発生しており、気候変動の影響が如実に感じられるようになってきました。

10 2018 (平成 30) 年に公表された IPCC の 1.5°C 特別報告書では、地球の平均気温は
11 産業革命以前からすでに約 1.0°C 上昇しており、地球温暖化によって生態系及び生態
12 系サービスの一部はすでに変化が生じていると報告されています。また、地球温暖化
13 を 1.5°C 未満の上昇に抑えることで、2.0°C の上昇と比較して、生物の絶滅リスクや生
14 態系の変質、生態系サービスの悪化が低減されると予測されています。そのため、温
15 暖化対策の実施にあたっては、その対策が地域の生物多様性や生態系サービスに直接的
16 ・間接的な悪影響を及ぼす可能性があることを考慮し、生物多様性に十分配慮した
17 対策を講じる必要があります。

18 (6) 国内の動向

19 生物多様性条約の発効以降、日本においても、1995 (平成 7) 年に「生物多様性国
20 家戦略」が策定され、2008 (平成 20) 年に生物多様性基本法が制定されるなど、保全
21 のための方針や制度が整えられてきました。また、2012 (平成 24) 年には愛知目標を
22 反映した「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、国別目標などの具体的な目
23 標の達成に向け、生物多様性保全のための施策が推進されています。

24 2021 (令和 3) 年 3 月には、次期国家戦略の検討のため、日本版 GBO にあたる「生
25 物多様性及び生態系サービスの総合評価 (JBO3)」が発表されました。この報告書に
26 よれば、日本の生物多様性の「4 つの危機」は依然として生物多様性の損失に大きな
27 影響を与えており、生態系サービスも劣化傾向にあること、これまでの取組により、
28 生物多様性の損失速度は緩和の傾向がみられるが、まだ回復の軌道には乗っていない
29 ことが示されました。気候変動や人口減少などの将来的な社会状況の変化にも耐えら
30 れるよう、生態系の健全性の回復を図ることが重要と指摘されています。そのために
31 は、生態系ネットワークの構築や、自然を活用した解決策 (NbS) による社会課題へ
32 の対策を進めること、社会・経済活動による影響への働きかけも含めた総合的な対策
33 により、社会変革することが重要であるとまとめられています。

34 近年では、生物多様性基本法のほかにも、生物多様性保全を推進するための法律が
35 いくつか整備されるとともに、その他の様々な法律や指針等においても生物多様性保
36 全への配慮が組み込まれるようになってきました。例えば、2002 (平成 14) 年に自然再
37 生推進法、2004 (平成 16) 年に外来生物法、2010 (平成 22) 年に生物多様性地域連
38

1 携促進法が制定されました。また、2010（平成22）年に改正された自然公園法では、
2 法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加され、県の責務として「生
3 物の多様性の確保を図ること」が加わりました。

4

5 **（7）県内の動向**

6 国内外の動向を踏まえ、本県においても生物多様性の保全をさらに加速させるため、
7 2013（平成25）年3月に福岡県生物多様性戦略を策定しました。この戦略は、生物多
8 様性基本法第13条に基づく法定計画で、生物多様性の保全と持続可能な利用に関す
9 る施策を総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性に関する本県初めての基本計
10 画として策定しました。2013（平成25）年度からの5年間の第1期行動計画期間と
11 して、県民への普及啓発や県行政における生物多様性の主流化の仕組みづくりなど、
12 様々な体制整備や取組を行いました。2018（平成30）年3月には第2期行動計画を
13 策定し、さらに取組を展開させる期間として、13の重点プロジェクトと150の施策を
14 実施しました。第2期行動計画で実施した取組については、「1章4. 第2期行動計
15 画の実施状況」（p.21～23）と、「資料編3. 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画
16 の実施状況と評価」（p.資10～21）に記載しています。

17 最近の県内の主な取組として、生物多様性に甚大な影響を与える外来種の防除対策
18 を推進するため、2018（平成30）年に「福岡県侵略的外来種リスト2018」を作成し
19 ました。県内に生息する外来種の種リストのほか、定着状況や被害実態を踏まえた侵
20 略性の評価結果や、対策の優先度などが示されています。また、県内で確認されてい
21 る特定外来生物のうち、広域的に分布を拡げているオオキンケイギク、アレチウリ、
22 ブラジルチドメグサについて、その生態や見分け方、効果的な防除方法、適切な処分
23 の方法等をまとめたリーフレットを作成しました。

24 希少種については、2020（令和2）年10月に「福岡県希少野生動植物種の保護に関
25 する条例」を公布し、同年12月に「希少野生動植物種の保護のための基本指針」を策
26 定するとともに、2021（令和3）年4月末には指定希少野生動植物種として、キビヒ
27 トリシズカ、サギソウ、コアジサシ、セボシタビラなど20種の動植物を指定しました
28 （p.60参照）。条例では、希少種保護に関する県や事業者、県民等の責務、指定希少
29 野生動植物種の捕獲規制などが定められています。

30 そのほか、福岡県生物多様性戦略の上位計画である「福岡県総合計画（2022（令
31 和4）年3月策定）」と「福岡県環境総合ビジョン（2022（令和4）年3月策定）」
32 においても、生物多様性に関連する施策の方向性が示されています【予定】。

33

34

35

36

37

38

39

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する年表

年	世界	日本	福岡県
1957年		自然公園法 制定	
1963年			福岡県立自然公園条例 制定
1971年	ラムサール条約 採択		
1972年	国連人間環境会議 開催	自然環境保全法 制定	福岡県環境保全に関する条例 制定
1973年	ワシントン条約採択	瀬戸内海環境保全特別措置法 制定	
1980年	世界保全戦略－持続可能な開発のための生物資源の保全－ 策定		福岡県自然海浜保全地区条例 制定
1992年	生物多様性条約 採択 国連環境開発会議 開催	種の保存法 制定	
1993年		環境基本法 制定	
1995年		生物多様性国家戦略 策定	
1997年		環境影響評価法 制定	
1998年			福岡県環境影響評価条例 制定
2000年	カルタヘナ議定書 採択		
2002年	COP6 2010年目標 採択	新・生物多様性国家戦略 策定 自然再生推進法 制定	福岡県環境保全に関する条例 改正 (「生物多様性の確保を図ること」が責務に加わる)
2003年		カルタヘナ法 制定	
2004年		外来生物法 制定	
2006年			福岡県森林環境税条例 制定
2007年		第三次生物多様性国家戦略 策定 農林水産省生物多様性戦略 策定	
2008年		生物多様性基本法 制定	
2010年	COP10 名古屋議定書 愛知目標 採択	生物多様性国家戦略2010 策定 生物多様性地域連携促進法 制定 自然公園法 改正	
2011年		海洋生物多様性保全戦略 策定	福岡県レッドデータブック2011 策定
2012年	国連持続可能な開発のための世界会議（リオ+20）開催	生物多様性国家戦略2012－2020 策定	
2013年			福岡県生物多様性戦略 策定
2014年			福岡県レッドデータブック2014 策定
2015年	国連持続可能な開発サミット SDGs（持続可能な開発目標） 採択	外来種被害防止行動計画 策定 生態系被害防止外来種リスト 策定	
2016年	COP13 カンクン宣言 採択	生物多様性の観点から重要度の高い湿地 公表	
2018年		気候変動適応法 制定	福岡県侵略的外来種リスト 策定 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画 策定 英彦山及び犬ヶ岳生態系継ぎ回復事業計画 策定
2020年			福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例 制定 福岡県ワンヘルス推進基本条例 制定
2021年	COP15 昆明宣言 採択	農林水産省みどりの食料システム戦略 策定	指定希少野生動植物種20種 指定



コラム3 自然を活用した解決策 (NbS)

自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方は「自然を活用した解決策 (NbS : Nature based Solutions)」と呼ばれています。NbS は、IUCN (国際自然保護連合) により「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、再生のための行動」と定義されています。

NbS は、生態系を基盤とするアプローチとして後述のコラムで紹介するグリーンインフラ (p.74)、生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR, p.74)、生態系を活用した適応策 (EbA, p.71)、その他の効果的な地域をベースとする手段 (OECM, p.63)、また自然再生や生態工学などを含む概念です。下図に示すように、NbS は、これらの個別アプローチや概念を置き換えるものではなく、それらを包括する「傘」としての役割を果たす大きな概念であり、社会課題の解決を通して人間の幸福や生物多様性の保全を目指す考え方です。

NbS の取組は、自然の持つ多機能性を活用して環境・社会・経済が抱える複数の課題を同時に解決しつつ、生物多様性の保全や健全な生態系の維持を図るという統合的アプローチによって達成されます。私たちと自然が共生する持続可能な社会の実現を目指して、NbS の取組の今後の展開が期待されています。



出典：自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準 (IUCN) をもとに作成
<https://nbs-japan.com/wp-content/uploads/2021/03/fe3f70e76508b5803fa4fb57d784c958.pdf>

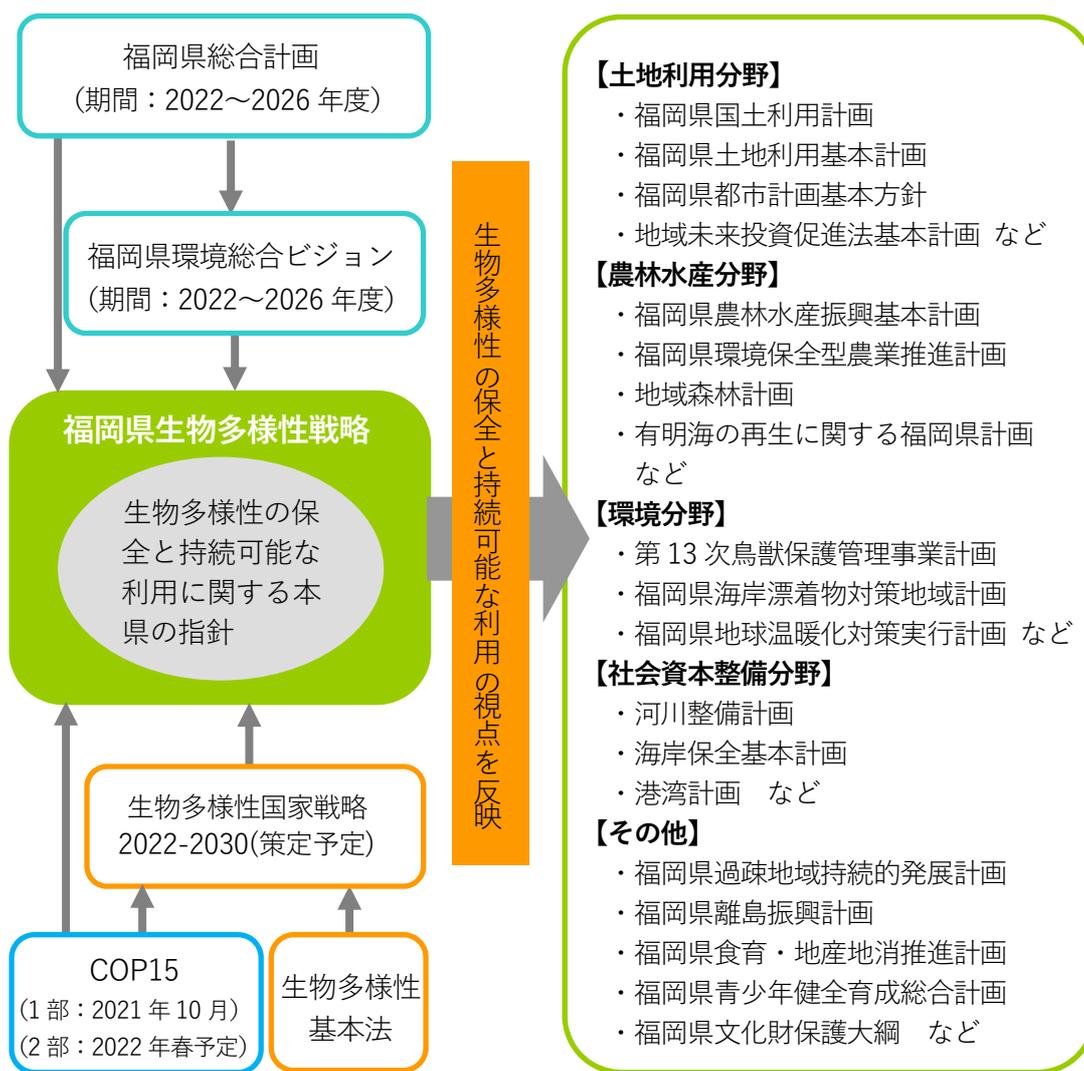
3. 戦略の基本的事項

■ 位置づけと役割

福岡県生物多様性戦略は、生物多様性基本法第 13 条に基づく法定計画であり、本県における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定しました。

本戦略の策定に当たっては、県の行政運営の指針となる「福岡県総合計画」及び環境行政の基本計画である「福岡県環境総合ビジョン（福岡県環境総合基本計画）」を踏まえるとともに、生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）における「ポスト 2020 生物多様性枠組」の採択に向けた議論や「次期生物多様性国家戦略」の検討の方向性等との整合を図りました。

生物多様性の保全と持続可能な利用は、経済・社会活動との関連が深いことから、農林水産分野や社会資本整備分野などの関連計画に生物多様性の考え方を波及させ、関連施策を生物多様性の保全等に配慮したものとするにより、経済・社会活動の転換を目指していきます。



福岡県生物多様性戦略と関連計画

1 ■ 対象区域

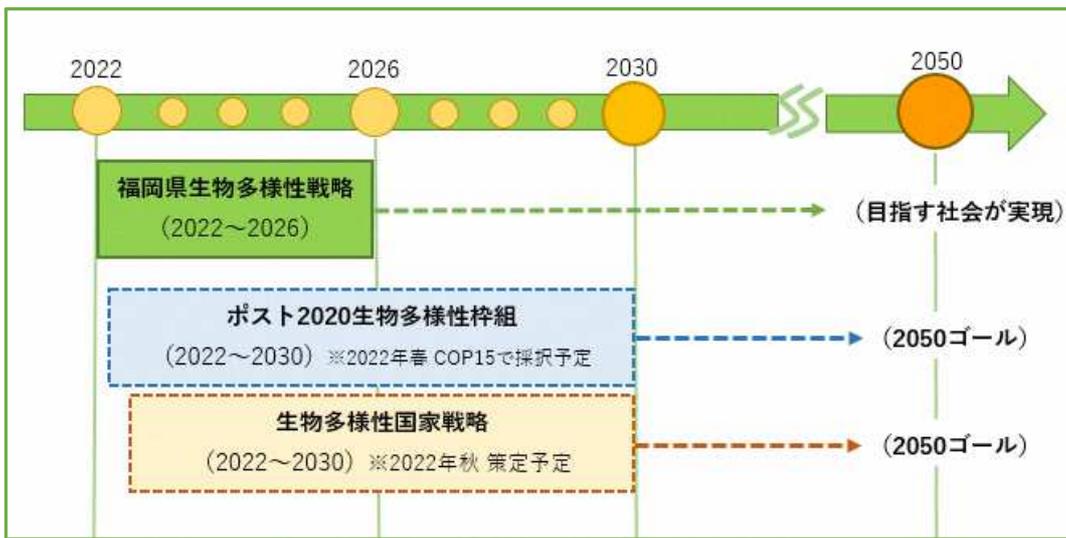
2 福岡県全域を対象区域とします。

3 ただし、生物多様性のつながりは行政区にとらわれないことから、必要に応じて福
4 岡県に隣接する地域との連携を図ります。

6 ■ 計画期間

7 2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

8 なお、中長期的な目標として、2050年を見据えた将来像を設定します（詳しくは、
9 第4章「目指す社会と目標」に記載しています）。



福岡県生物多様性戦略の計画期間

〔補足〕

ポスト2020生物多様性枠組及び次期国家戦略では、2050年のゴール（2050年において目指すべき状態）と、それに対応するマイルストーン（2030年の状態）やターゲット（2030年までに取り組むべき行動）が検討されている。

4. 第2期行動計画の実施状況

2050年の「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」の実現に向けて、2013（平成25）年3月に策定した「福岡県生物多様性戦略」の計画期間のうち、2018（平成30）年度からの4年間を第2期行動計画期間とし、13の重点プロジェクトと150の施策に取り組みました。

ここでは、第2期行動計画期間中における取組の概要を紹介します。各施策の実施状況や評価については、「資料編3. 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画の実施状況と評価」（p.資10～21）に記載しています。

■ 行動目標1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

生物多様性の保全の取組を社会全体で推進するためには、県民一人ひとりが生物多様性の現状や重要性について理解を深めることが必要です。そこで、県ホームページ等で発信している生物多様性に関する各種情報を統合し、一元的に発信・提供するホームページ「生物多様性情報総合プラットフォーム」を構築し、2022（令和4）年2月に運用を開始しました【予定】。また、学校教育や社会教育の場においては、環境教育副読本を活用した授業や小学生向けの環境教育学習会、自然とふれあう親子ハイキングや自然観察会など、生物多様性を学び体験する機会の創出を図りました。このほか、都市と農山漁村の交流活動を支援し、農山漁村が有する自然や文化、地域資源、多面的機能に対する県民の理解促進や地域の魅力発信に取り組みました。



環境教育副読本「みんなの環境」と子どもたちによる調査報告

次世代を担う子どもたちが、環境教育副読本「みんなの環境」（写真左）等を活用して、様々な環境問題と自分たちの生活との関わりについて学び、その解決に向けてできることを考えました（写真右）。



九州自然歩道ウォーキング （朝倉郡東峰村）

県民参加型のイベントを通じて自然の理解を深めます（九州自然歩道管理事業）。



ふくおか農林水産業体験ツアー （豊前市）

都市と農村との交流活動の一環として、田植えを体験しています（まちとむら交流促進事業）。

1 ■ 行動目標 2 生物多様性の保全と再生を図ります

2 本県では、県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護
3 を図ることにより、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環
4 境を次代に継承することを目指して、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」
5 を公布しました（2021（令和3）年5月施行）。また、特に保護の必要性が高い20種
6 を「指定希少野生動植物種」に指定し、生息・生育状況の調査及び情報収集を継続的
7 に行い、必要に応じて保護回復事業を実施することとしています。

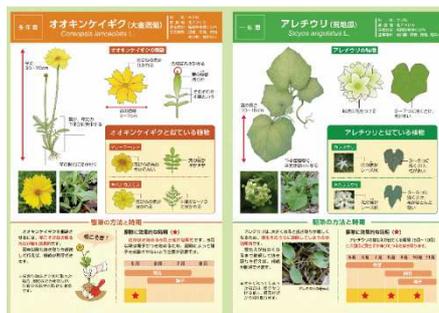
8 また、外来種対策については、外来種ごとに作成した防除リーフレット（オオキン
9 ケイギク、アレチウリ、ブラジルチドメグサ）や防除の緊急性が高い特定外来生物（ア
10 ライグマ等）の防除方法等を取りまとめた「侵略的外来種防除マニュアル 2021」【予
11 定】により、多様な主体による自主的な防除活動を支援しました。

12 外来種対策は継続的な取組が必要となることから、引き続き、外来種被害予防三原
13 則「入れない・捨てない・拡げない」に基づき、外来種に対する県民の意識向上を図
14 るとともに、市町村や地域における防除活動の支援に取り組みます。



福岡県の指定希少野生動植物種

(写真左から、キビヒトリシズカ、サギソウ、コアジサシ、コバンムシ)



福岡県侵略的外来種防除マニュアル 2021

特定外来生物の防除リーフレット

28 ■ 行動目標 3 生物多様性の持続可能な利用を図ります

29 農林水産業の分野では、森林の適切な管理、人工林の間伐支援、広葉樹の植栽、化
30 学肥料や化学合成農薬を低減する「ふくおかエコ農産物認証制度」や地域の生物多様
31 性に貢献する環境保全型農業の推進、生態系の維持に不可欠な藻場・干潟の保全等の
32 取組を行いました。

33 また、里地里山里海の適切な利用と管理を図るため、森林（もり）づくり活動を行
34 う NPO 等への活動支援や中山間地域を支援するボランティアの参加促進に取り組み
35 ました。海へ流入するごみの対策として、回収活動に取り組む漁業者や住民グループ
36 への支援などを行っています。これらの取組を通して、農山漁村を支える人づくりや
37 都市との交流を図りました。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35



荒廃林の間伐

福岡県森林環境税を活用して荒廃森林の間伐を行い、森林を健全な状態に戻しています（荒廃森林整備事業）。



中山間地域の支援活動

ボランティアが、そばの種まきを手伝っています（中山間応援サポーター事業）。



藻場の保全活動

漁業者がウニの駆除活動を行っています（漁場環境保全対策事業）。

■ 行動目標4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

県内6地域に設置されている地域環境協議会では、県や市町村、NPO等、事業者が相互に連携・協働して、団体交流会や報告会、地域住民を対象にした自然観察会や出前講座を実施するなど、多くの県民の参加を得ながら地域に根差した保全活動を展開しました。

県内市町村の生物多様性保全に関する取組については、生物多様性地域戦略を策定した自治体が7市町となるなど一定の進展がみられました。引き続き、生物多様性に関する市町村レベルでの取組を促進するため、希少種保護や外来種対策等をはじめとする各種情報の共有とともに、地域戦略の策定に向けた支援を行っていく必要があります。



地域環境協議会の取組

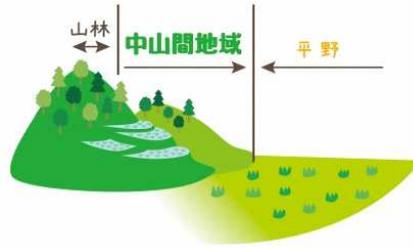
- ・ 将来を担う子どもたちに対して実施した環境に関する出前講座（写真左上）や自然を体験する自然観察会（写真右上）の様子。
- ・ 地域の環境保全活動団体が参加する団体交流会（写真左下）の様子。

1
2



コラム4 中山間応援サポーター制度

中山間地域とは、平野の外側の周辺部から山間地までの地域で、棚田や樹園地などが広がる山あいの地域のことです。本県では県土面積の約4割、農地の約3割が中山間地域にあたります³⁾。



中山間地域は、森林や水田、畑、ため池や水路、草地などの様々な環境がモザイク状に集まっており、生物多様性がとても豊かな場所としても知られています。こうした豊かな生物多様性に支えられ、暮らしの基盤となるおいしいお米や野菜、木材などが生産されています。また、季節の変化に富んだ自然が織りなす棚田や里山などの風景は、人々の心に癒しや安らぎを与えるとともに、自然と共生した伝統的な文化や習慣を育んできました。

しかし、近年は過疎化や高齢化が進み、中山間地域の魅力を守る活動（草刈りや水路清掃など）を集落の力だけで行うことが難しくなっています。

そこで、県では魅力あふれる中山間地域を支えるため、中山間応援サポーター制度を設け、地域とボランティアの橋渡しをしています。サポーターの数は、2021（令和3）年3月末時点で2,486名となりました。サポーターは、地域が募集した農作業や竹林の整備、お祭りの準備などの活動に、ボランティアとして参加し、地域の活動を支援しています。中山間地域を支えるこうした活動は、中山間地域に活気をもたらすだけでなく、地域の生物とその生息・生育環境の維持に大いに貢献しています。



茶園の手入れ補助

福岡市で唯一の茶園がある早良区脇山地区で無農薬栽培されている「脇山茶」の茶の木に絡まったツタや雑草の除去を補助しています。



竹の伐採、竹とうろう作り

上毛町西友枝地区で、伝統文化の継承と荒廃竹林の竹害低減のために毎年実施されている「とうろう祭り」の準備をサポートしています。

福岡県ホームページ「『中山間応援サポーター』を募集しています」

制度の概要や募集情報、活動実績等を紹介しています。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chusankanouensupporter.html>

QR

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

中表紙

第2章 福岡県の生物多様性の特徴 25

1. 生物の生息・生育環境の基盤.....26

(1) 地形 26

(2) 地質 27

(3) 地史 28

(4) 気候 29

(5) 海域の環境 30

(6) 植生 31

2. 本県の生物多様性の特徴35

(1) 県全体の特徴 35

(2) 4つの流域圏 36

3. 人と自然の関わりの歴史44

4. 本県の自然が育んだ文化48

(1) 食文化 48

(2) 木工49

(3) 生物の習性を巧みに利用した漁法..... 50

(4) 棚田による伝統的農業..... 51

(5) 農業や人の営みを支える治水・利水技術 52

(6) 祭り・伝統芸能..... 53

(7) 信仰 54

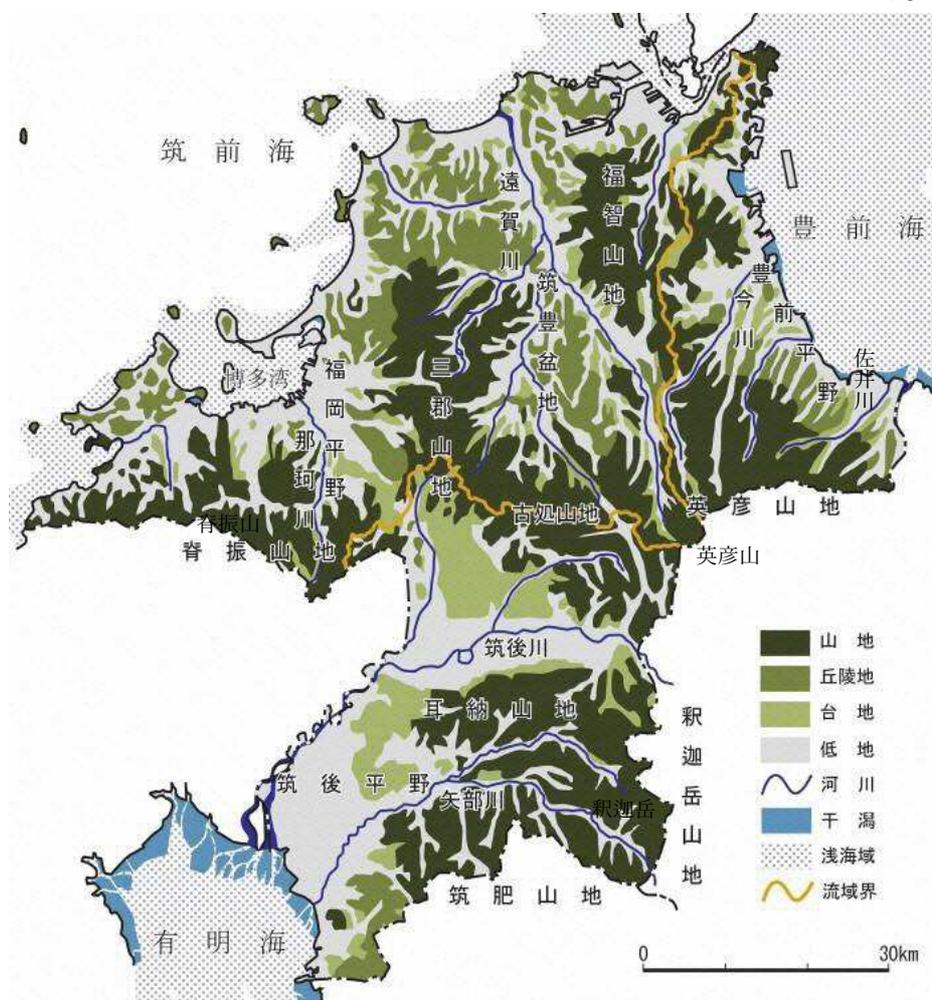
1 **1. 生物の生息・生育環境の基盤**

2 **(1) 地形**

3 本県は豊前海、筑前海、有明海の3つの海に面しており、豊前海や有明海、博
4 多湾沿岸などには広大な干潟が形成されています。豊前海には今川、佐井川等、
5 筑前海には遠賀川、那珂川等、有明海には筑後川、矢部川等の河川が流れ込んで
6 います。

7 国内の他の地域と比べると、低地や台地など平坦な地形が占める割合が比較的
8 高く、豊前平野、筑豊盆地、福岡平野、筑後平野などがみられます。一方、これ
9 らの平野や盆地を取り囲むように、英彦山地、福智山地、三郡山地、脊振山地、
10 釈迦岳山地などの山地もみられ、釈迦岳(標高 1,230m)、英彦山(標高 1,199m)、
11 脊振山(標高 1,055m)など、標高 1,000mを越す山々が県境付近に存在します。
12

13



福岡県の地形区分図

出典：日本地誌 19 九州地方総論・福岡県（日本地誌研究所（編））をもとに作成

1 (2) 地質

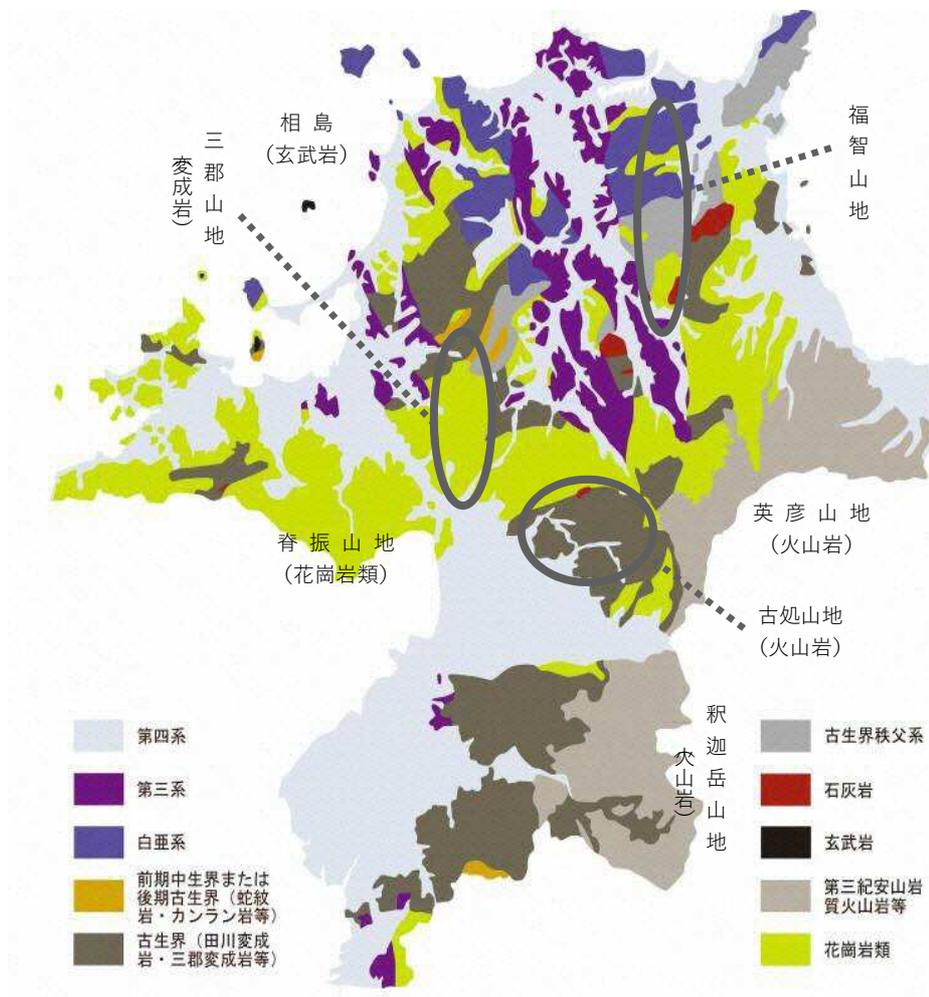
2 本県の地質の概要は下図のとおりです。

3 深成岩については、脊振山地や古処山地北部などに花崗岩類が分布しており、
4 火山岩については、英彦山地～釈迦岳山地などに第三紀安山岩質火山岩、相島な
5 どの島嶼（とうしょ）部に玄武岩が分布します。また、筑豊地方などには様々な
6 時代の堆積岩がみられ、一部には石灰岩も分布します。

7 このほか、筑後平野の周辺部や三郡山地北部などには変成岩がみられ、一部に
8 は蛇紋岩も分布しています。

9 地質は植生を決定づける要素の一つです。例えば、福智山の花崗岩地にはアカ
10 マツ群落やゲンカイツツジ個体群が生育しています。また、平尾台や古処山など
11 の石灰岩地には、ミヤコミズやキビノクロウメモドキ、イワツクバネウツギなど
12 が生育しており、独特な植生が発達しています。

13



14
15

福岡県の地質略図

出典：福岡県植物誌（福岡県高等学校生物研究部会（編））をもとに作成

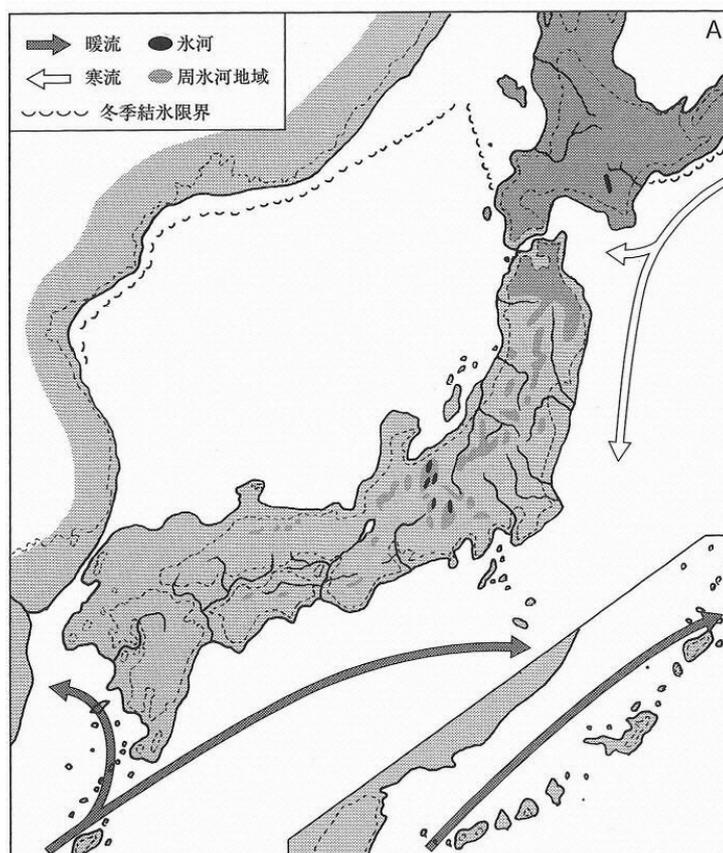
1 (3) 地史

2 地質時代第四期（約 260 万年前）に入ってから、寒冷化と温暖化が交互に起こ
3 り、氷床や山岳氷河の拡大・縮小、海水準の変動により、日本列島は大陸と結合・
4 分離を繰り返してきました。

5 約 2 万年前（最終氷期の最寒冷期）には気温が大きく低下し、海水面は現在よ
6 りも 100m 以上低くなり、大陸と陸続きに近い状態になっていました。

7 このような気候の変動や海水準の変動により、生物の生息適地の変化や、生息
8 地の結合・分断が起こり、これが現在の本県の生物相を規定している要因の一つ
9 になっています。例えば、植物ではシチメンソウ、エヒメアヤメ、コバノチョウ
10 センエノキなど、魚類ではヤマノカミ、アリアケヒメシラウオなどの中国大陸と
11 共通する種がみられますが、これらは過去に大陸と陸続きだった時期に日本列島
12 に入ってきたものと考えられています。

13



14

最終氷期（約 2 万年前）の日本列島付近の海岸線

出典：日本列島の地形学（太田・小池）

1 (4) 気候

2 本県は比較的温暖多雨な地域です。県内沿岸部の年平均気温は 16°C前後で、1
3 月の平均気温は 5°C以上、8月の平均気温は 27°C以上となっています。福岡市で
4 はヒートアイランド現象の影響もあり県内の他地域と比べると気温が若干高い傾
5 向がみられ、年平均気温の平均値はここ 50 年で 1.5°C上昇*しています。

6 降水量については、沿岸部の一部を除いて年平均 1,600mm 以上の降水があり、
7 県境山地の中腹以上では 2,400mm に達する場所もあります。

8 県内の冬季の気候を地域ごとにみると、筑前海沿岸では、比較的降水量が多い
9 傾向がみられますが、有明海沿岸や豊前海沿岸ではその傾向は少なくなります。
10 山間部では比較的多くの積雪がみられますが、近年の積雪量は減少傾向にありま
11 す。

12 * 1960 (昭和 35) ~1969 (昭和 44) 年の年平均気温の平均値 (16.0°C) と、2010 (平成 22) ~
13 2019 (令和元) 年の年平均気温の平均値 (17.5°C) を比較

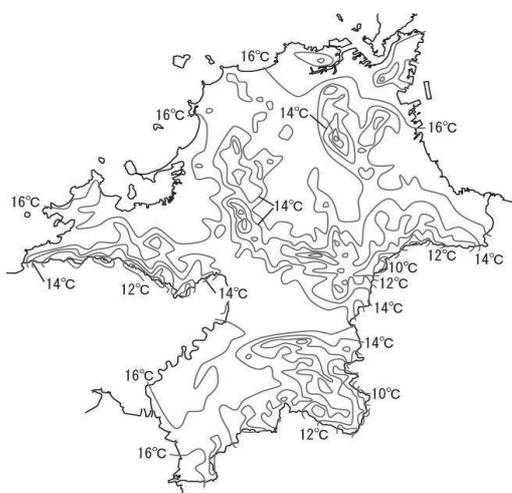
14
15

福岡県内各都市と全国主要都市の平均気温と降水量 (1991~2020 年の平均値)

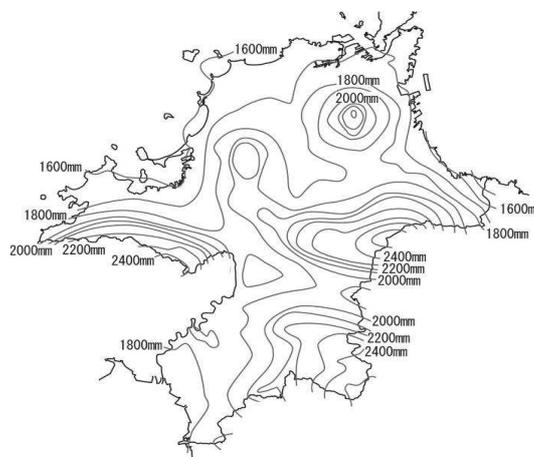
都市名	平均気温 (°C)			降水量 (mm)		
	1 月	8 月	年	1 月	8 月	年
行橋	5.3	27.3	15.9	74.0	159.6	1,793.1
八幡	6.2	27.8	16.6	87.9	198.1	1,720.5
福岡	6.9	28.4	17.3	74.4	210.0	1,686.9
大牟田	5.6	27.7	16.5	53.0	212.6	1,925.8
仙台	2.0	24.4	12.8	43.2	157.8	1,276.7
新潟	3.0	26.6	14.1	180.1	163.4	1,845.9
東京	6.1	27.6	16.5	59.7	154.7	1,598.2
高松	5.9	28.6	16.7	39.4	106.0	1,150.1

16 出典：過去の気象データ検索 (気象庁) をもとに作成
17 <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

18
19
20



福岡県の年平均気温等温線図



福岡県の年平均降水量等値線図

出典：メッシュ平年値 2010 (気象庁)
<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/atlas.html>

1 (5) 海域の環境

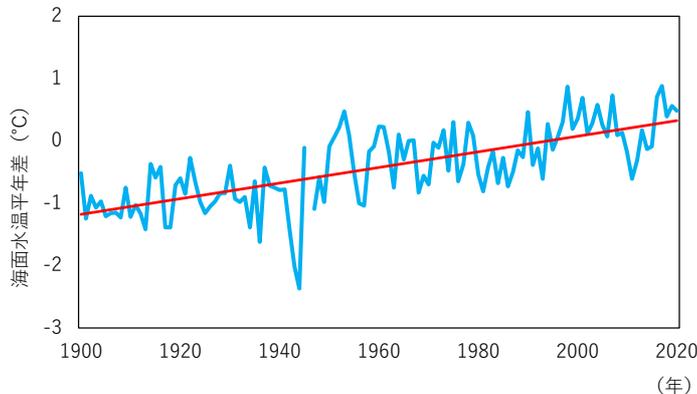
2 豊前海や有明海には河口干潟から連なる広大な前浜干潟が形成されています。
 3 県内の干潟の特徴として、豊前海では泥質干潟の中に比較的砂質の干潟を伴うこ
 4 と、有明海では大きな干満差と浮泥を伴う軟泥の干潟であることが挙げられます。
 5 一方、筑前海には砂や岩礁で形成された変化に富む海底地形が広がっています。
 6 筑前海の沖には対馬暖流が流れており、九州北部海域に生息する生物に大きな
 7 影響を及ぼしています。対馬暖流の流れは年によって大きく異なり、マアジなど
 8 の漁場を変化させることが指摘されています。また、本県近海（東シナ海北部）
 9 の平均海面水温は長期的には上昇傾向にあり、過去 100 年間に 1.25℃上昇してい
 10 ます。

11 福岡県の代表的な干潟と特徴

名称	特徴
曾根干潟	・泥質、砂泥質、砂質、小石などの多様な底質環境を有している。 ・多くの水鳥が集まるとともに、国内有数のカブトガニの産卵・生息地となっている。
和白干潟	・砂質～砂泥質の前浜干潟である。 ・砂質干潟を好む甲殻類と貝類、ゴカイ類が豊富である。 ・カモメ類やシギ・チドリ類の越冬地となっている。
多々良川 河口干潟	・大半が砂質干潟であるが、一部砂泥質もある。 ・シロウオの産卵場、チクゼンハゼなどの繁殖地となっている。 ・ヘラシギの渡来地やカラフトアオアシシギなどの餌採場である。
今津干潟	・入り江は主に泥質干潟で、河口は砂質干潟である。 ・クロツラヘラサギやヘラサギが渡来する。
有明海	・干潟面積は 19,212ha（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県の合計）で、全国 の現存干潟面積の約 4 割を占め、潮汐潮流が大きく、浮泥が多い。 ・固有種*は 23 種類、準固有種*は 49 種類に及ぶ。

13 *固有種とは世界的にその地域（ここでは有明海）のみに分布している種のこと、準固有種とは、
 14 世界的には広く分布する（ここでは中国大陸）が国内ではその地域のみに分布する種のこと

15 出典：湿地の生物多様性を守る－各地の報告－（暫定版）
 16 （ラムサール COP10 のための日本 NGO ネットワーク）をもとに作成
 17 <http://www.ramnet-j.org/2009/07/library/148.html>



18 東シナ海北部の海域平均海面水温（年平均）の推移

19 出典：海面水温の長期変化傾向（東シナ海北部）（気象庁）をもとに作成
 20 https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/data/shindan/a_1/japan_warm/cfig/warm_area.html?area=C#title

1 (6) 植生

2 県内の植生等の状況（植生図の読み取り結果）は下表のとおりで、森林の割合
3 は47%、耕作地等は25%、市街地等は24%で、全国平均に比べると、森林の割
4 合が低く、耕作地等や市街地等の割合が高いのが特徴です。

5 また、森林のうち、植林地（人工林）が64%（全国平均：41%）、二次林が27%、
6 自然林が1.4%、竹林が7.8%（全国平均：0.6%）で、人工林や竹林が高い割合を
7 占めています。自然植生（自然林、湿原・河川・池沼植生、塩沼地植生、砂丘・
8 海岸断崖地植生）の割合は1.1%です。

9
10

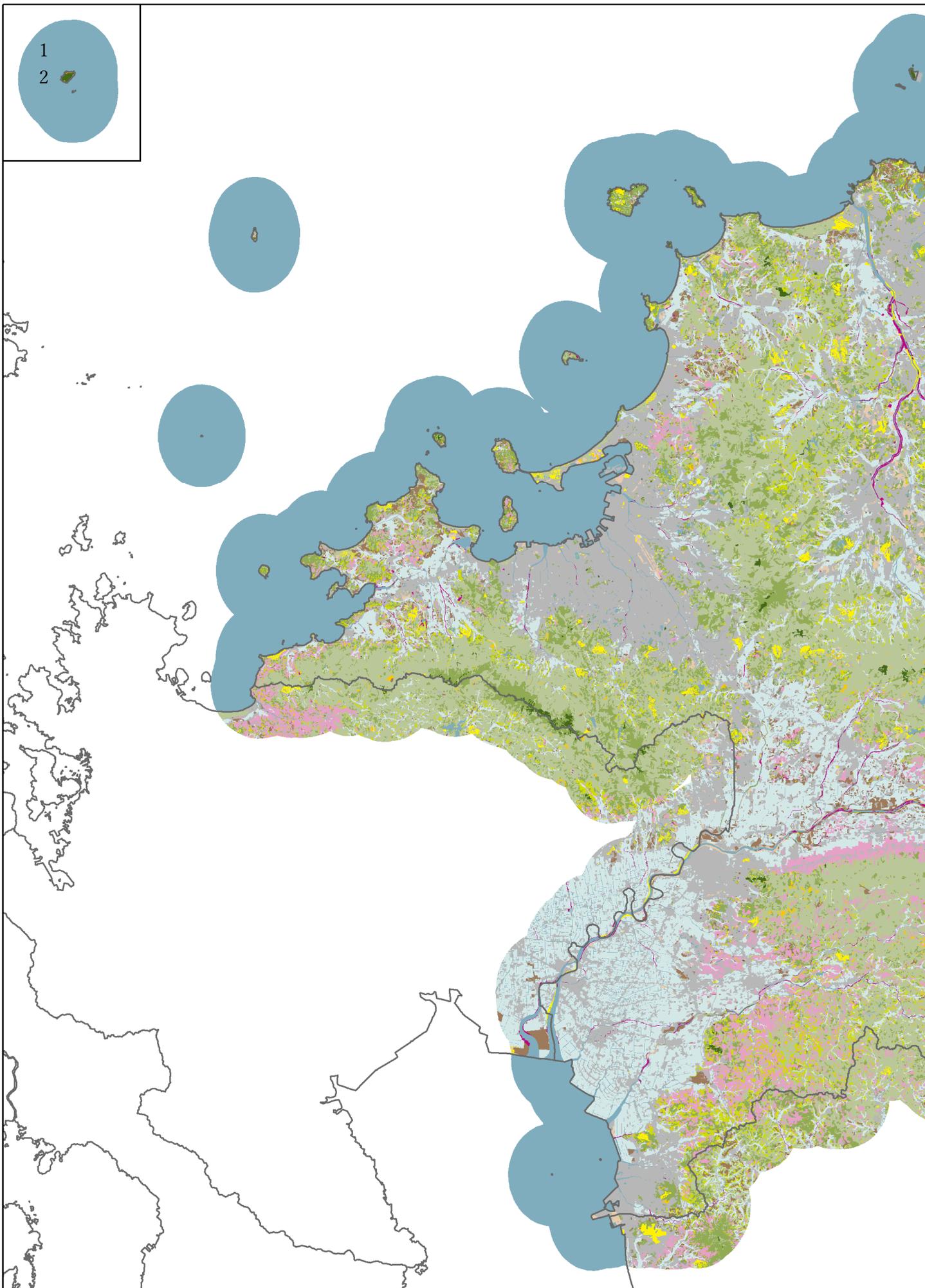
福岡県の植生等の状況（植生図の読み取り結果）

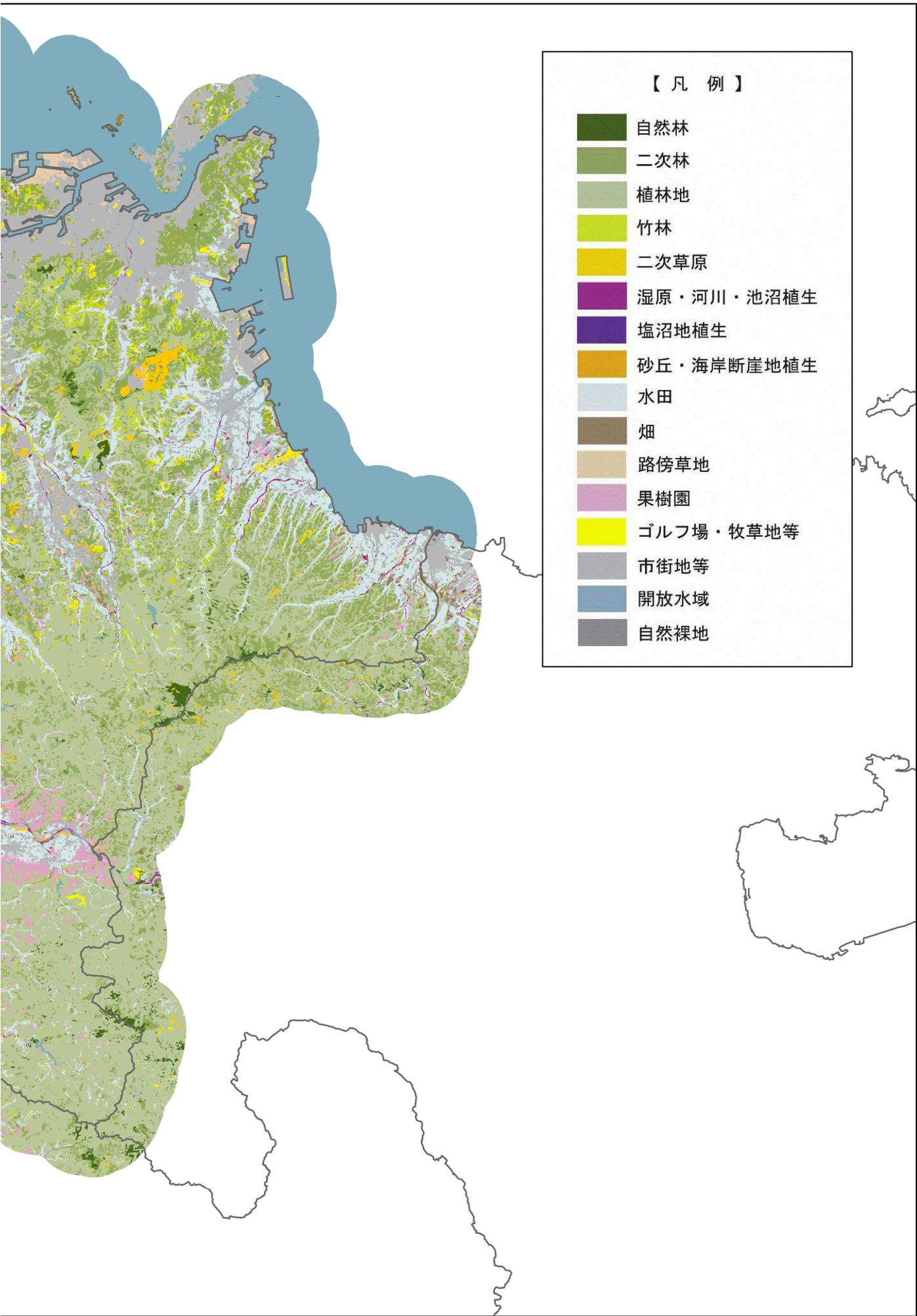
植生等	面積(ha)	割合(%)		
		福岡県	全国平均	
森林	自然林	3,288	0.66	
	二次林	63,241	12.69	
	植林地	150,950	30.30	
	竹林	18,445	3.70	
草原	二次草原	2,917	0.59	
	湿原・河川・池沼植生	2,017	0.40	
	塩沼地植生	4	0.00	
	砂丘・海岸断崖地植生	99	0.02	
耕作地等	水田	90,019	18.07	
	畑	8,325	1.67	
	路傍草地	7,498	1.51	
	果樹園	20,793	4.17	
ゴルフ場・牧草地等	4,978	1.00		
市街地等	113,834	22.85	23.97	17.7
自然裸地	613	0.12		
開放水域	11,193	2.25	2.25	3.6
合計	498,216	100.00		100.0

11

出典（福岡県）：第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査（環境省）をもとに作成
http://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html#mainText
 出典（全国平均）：国土の利用区分別面積（国土交通省）をもとに作成
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_fr3_000033.html

12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23





【 凡 例 】

- 自然林
- 二次林
- 植林地
- 竹林
- 二次草原
- 湿原・河川・池沼植生
- 塩沼地植生
- 砂丘・海岸断崖地植生
- 水田
- 畑
- 路傍草地
- 果樹園
- ゴルフ場・牧草地等
- 市街地等
- 開放水域
- 自然裸地

植生図（縮尺 1 : 450,000）

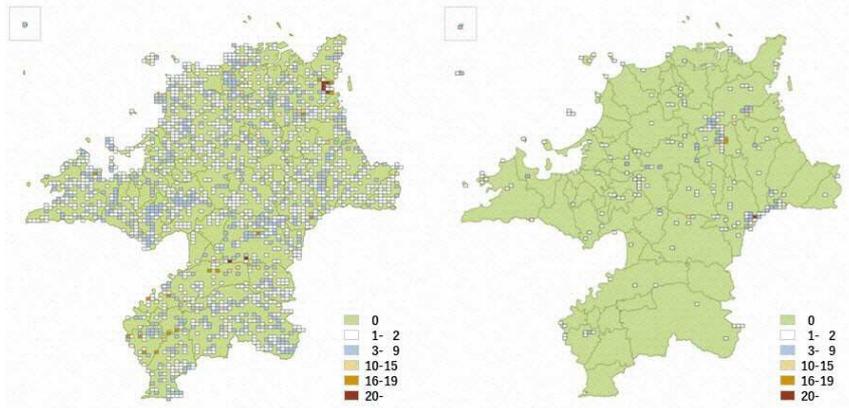
出典：第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査（環境省）をもとに作成
http://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html#mainText



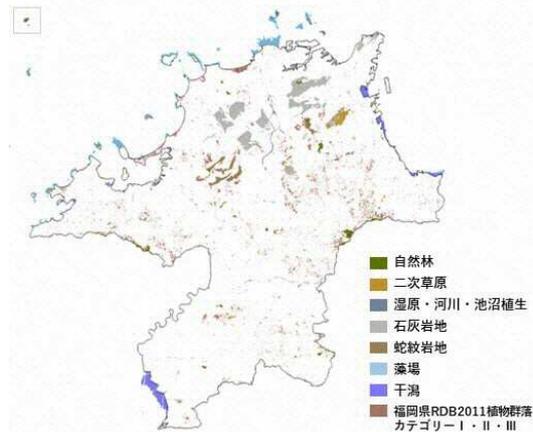
コラム5 福岡県生物多様性地理情報システム

本県では、福岡県生物多様性戦略の行動計画の一つとして、自然環境に関する位置情報を集約する「福岡県生物多様性地理情報システム（以下、生物多様性GIS）」を構築しました。生物多様性GISでは、希少種や外来種などの生物の分布情報に加え、現存植生図、保護地域（自然公園、自然環境保全地域など）の区域図などの地図情報を集約・管理しています。

希少種の分布情報については、福岡県レッドデータブックホームページにおいて、3次メッシュ（緯度・経度をもとに設定された約1km四方の枠）ごとの希少植物群落の有無、希少植物の種数、希少動物の種数を公開しており、公共工事の予定地に希少種の生息情報がある場合には、希少種の個別情報や環境配慮型の工法に関する助言を行い、生物多様性への配慮を促進しています。このほかに、このような地図情報の活用先として、上述した様々な地図情報を重ね合わせて生物多様性の保全上重要な地域を抽出すること（第5章行動計画、p.123）や、自然公園等の保護地域の見直し、都市計画等の空間計画への反映などが想定されます。今後は、希少種等の生息・生育地等の情報をさらに充実させ、本戦略の推進に役立つシステムに更新していく予定です。



福岡県レッドデータブックホームページで公開している希少動物(左)と希少植物(右)の種数



様々な地図情報を重ね合わせた例

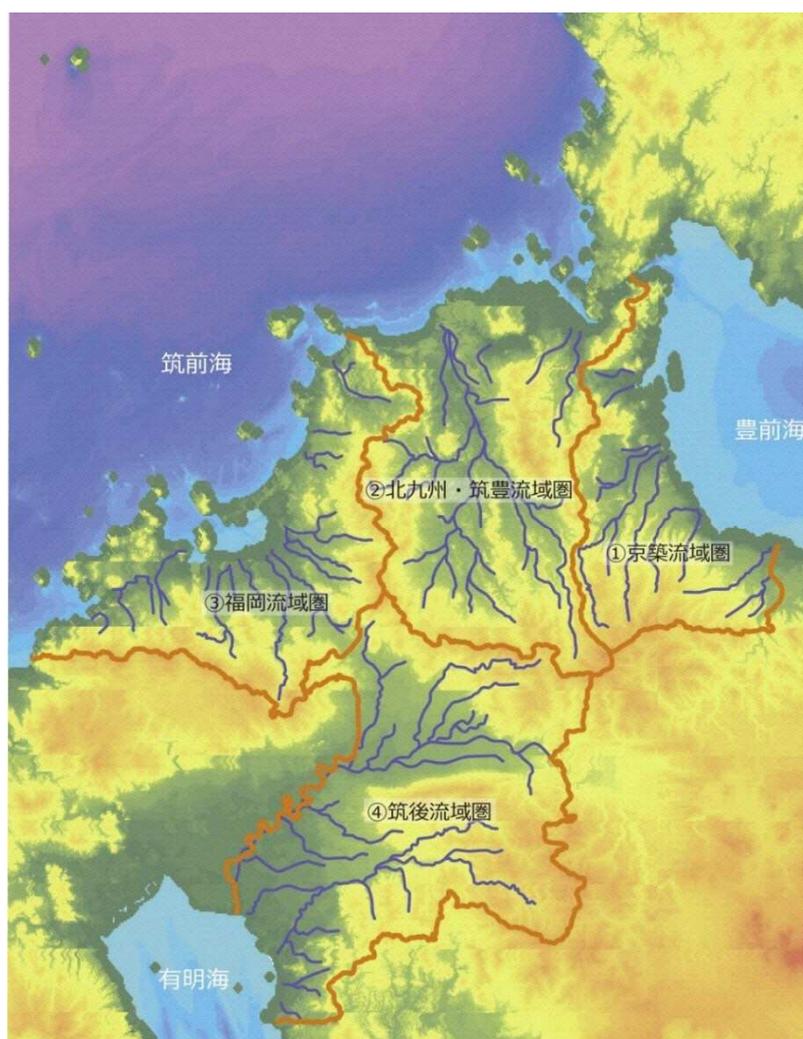
2. 本県の生物多様性の特徴

(1) 県全体の特徴

本県は、狭いながらも多様な環境と地域ごとの固有の地史が存在し、様々な生物がみられる興味深い地域です。その背景として、約 2,000 万年前から比較的安定した地史を有すること、本州や朝鮮半島、中国大陸の中間地点であること、平地や台地、ため池など多様な環境を有すること、豊前海、筑前海、有明海の 3 つの海に囲まれていることなどがあげられます。

一方で、古くから大陸からの玄関口でもあり、稲作等の農業をはじめとした人々の生産活動が盛んな土地でした。その影響で原生的な自然はごくわずかしか残っておらず、大部分が人々の営みの影響下にかたちづくられた自然となっていますが、そのような二次的な自然にも多くの生物が適応して人とともに生きてきました。

以下では、本県の生物多様性の地域的な特徴をみるため、生物相に明確な差が比較の出やすい水生生物に注目して県土を 4 つの流域圏に区分して説明します。ここでいう流域圏とは、水生生物の移動圏域となる分水嶺で区分される河川のまとまりを指し、下図のとおり 4 つの区分としています。



福岡県の流域圏の区分と範囲

*国土地理院・日本水路協会の地形データ（海域も含む）をもとに九州大学大学院生態工学研究室で図化（九州大学 清野准教授提供）

(2) 4つの流域圏

①¹京築流域圏の自然と生物

2

■ 平尾台の生物



平尾台



ジャノメチョウ



オキナグサ

平尾台は石灰岩から成るカルスト台地です。毎年、早春に火入れされて草原が維持されています。草原にはオキナグサ、キキョウ、ムラサキなどの植物が生育し、ジャノメチョウなどの昆虫がみられます。地下には鍾乳洞が発達し、コウモリ類などが生息しています。

■ ため池の生物



ガガブタ



オニバス



キボシチビコツブゲンゴロウ

京築地方は本県で最もため池の密度が高い地方です。京築地方のため池にはガガブタ、オニバス、キボシチビコツブゲンゴロウなど、絶滅が危惧される生物もみられます。



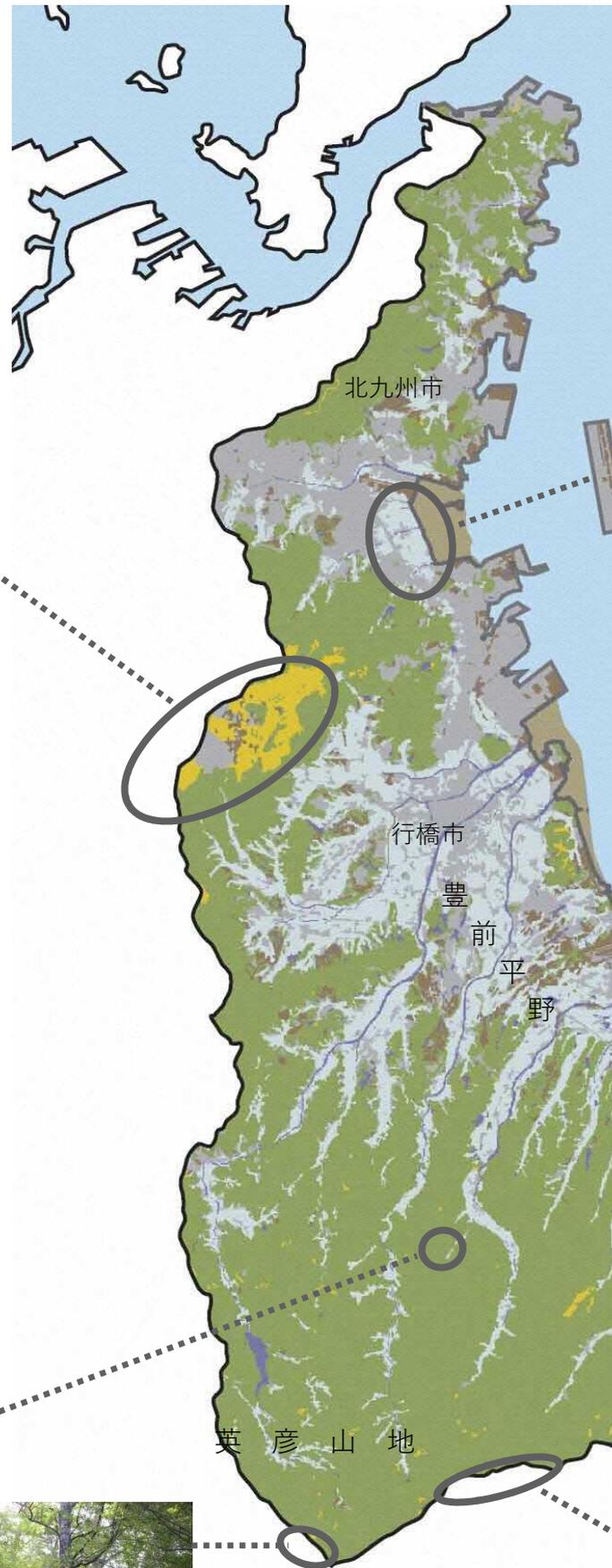
本庄の大クス

築上町本庄の大楠神社境内に生育するクスノキの大木です。推定樹齢1900年で、幹回り21m、樹高26m。環境省巨樹巨木林調査で全国第5位の巨木です。



英彦山のシオジ林

英彦山の北斜面には、県内最大のシオジ林がみられます。谷状の地形のため、林内は湿潤で、チドリノキ、ミヤマクマワラビなどが生育しています。



豊
前
海

豊前市

■ 曾根干潟の生物



カブトガニ



ツクシガモ



ダイシャクシギ

日本有数のカブトガニの産卵地で、ズグロカモメ、ツクシガモ、ダイシャクシギなどの重要な越冬地でもあります。豊前海沿岸は遠浅で、他にも今川・祓川河口干潟、佐井川河口干潟などの干潟がみられます。



スナメリ

沿岸の浅い海に生息する小型のイルカの仲間です。県内では豊前海、関門海峡、藍島周辺などに生息しています。小魚や甲殻類などを餌にしています。



アオギス

近年では豊前海に面した干潟域にのみ生息する魚で、絶滅が危惧されています。浅瀬に生息し、甲殻類、貝類、多毛類などを食べます。



ツクシシャクナゲ

林床にクマイザサやスズタケが生育するブナ林。ミズナラなどが混生し、ツクシシャクナゲが林床にみられるところもあります。

② 北九州・筑豊流域圏の自然と生物

■ 里山の生物



筑豊地方の里山景観



カスミサンショウウオ



里山とは、森林や農地、草地、ため池などがモザイク状に分布する地域のことで、筑豊地方などで広くみられます。里山には、森林に巣を造って水田でカエルなどの餌をとるサシバや、普段は森林で暮らし、繁殖の時にだけ水田やその周辺の水路を利用するカスミサンショウウオなどの動物がみられます。

■ 遠賀川流域にすむ魚



ギギ



インドジョウ

遠賀川流域には、西隣の福岡流域圏にはみられないギギやインドジョウ、オングスジシマドジョウなどの淡水魚がみられます。これは、福岡流域圏との間には三郡山地などの山地があり、現在だけでなく、過去の長い間、淡水魚が行き来できなかったためであると考えられています。

■ 古処山の生物

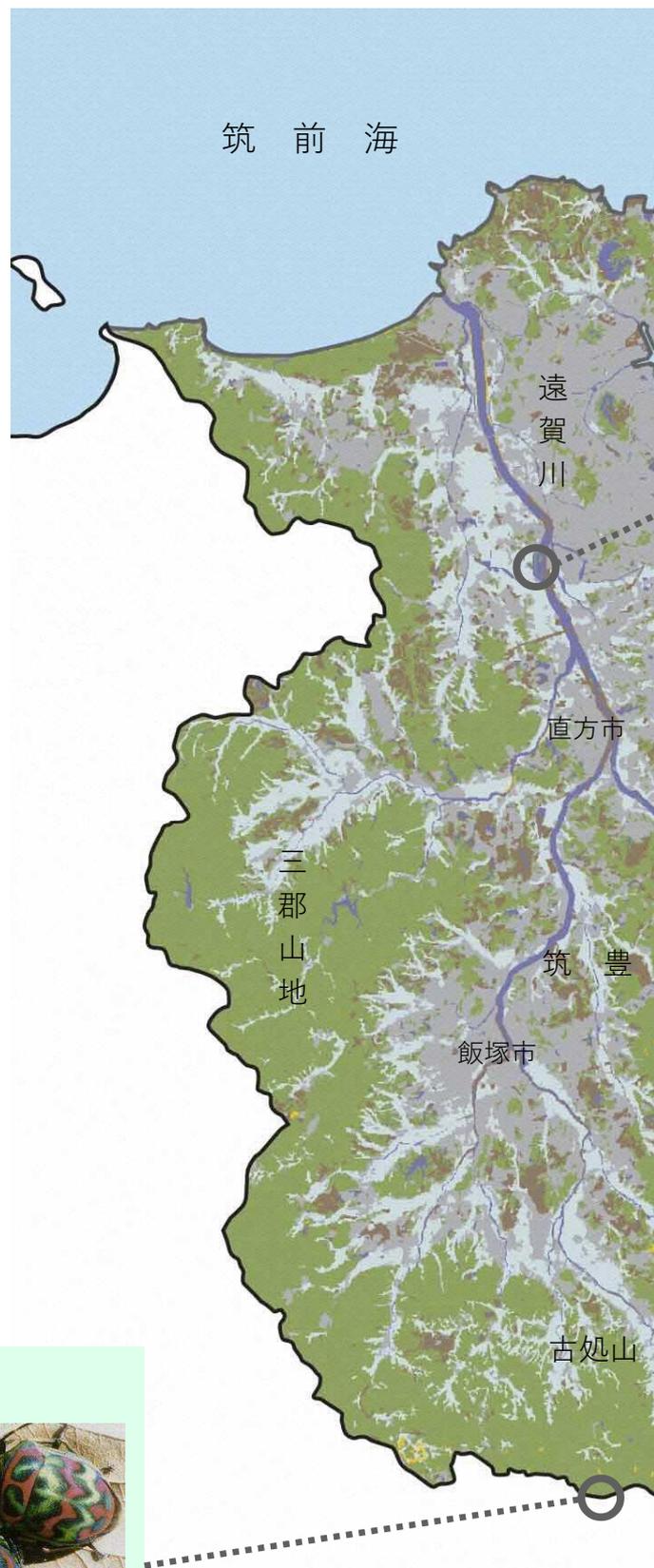


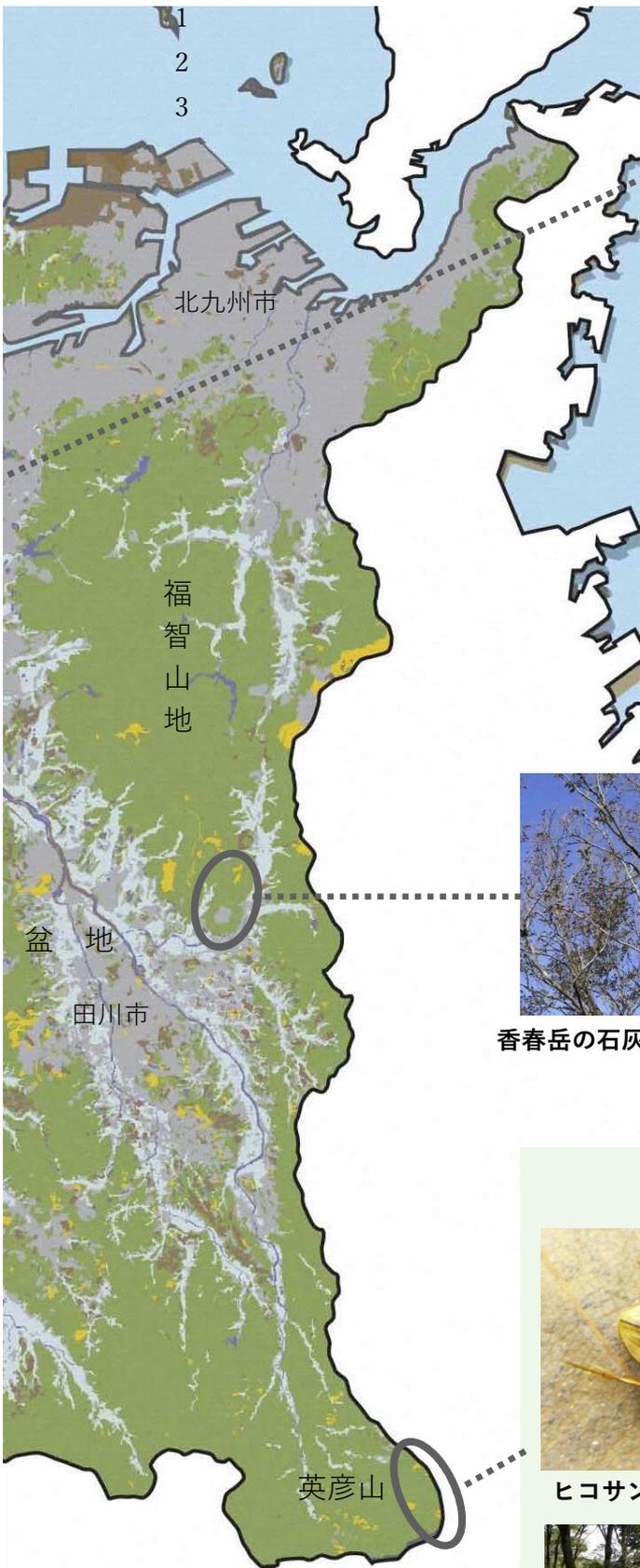
古処山のツゲ林



ニシキンカメムシ

古処山の山頂部は石灰岩から成っており、ツゲ林がみられます。このほか、古処山には、ハシドイ、ツノハシバミなどの植物、ニシキンカメムシなどの動物がみられます。





中ノ島の川辺草本群落

遠賀川の中ノ島には、ヨシ・オギ群落、湿生植物群落、ヤナギ林など、現在では少なくなった河川の植物群落が残されています。イヌゴマ、オオシシウド、タコノアシなどの植物のほか、オオヨシキリなどの鳥、キイロヤマトンボなどの昆虫がみられます。



ガシャモク

北九州市内のため池に自生している水草です。かつては琵琶湖や関東地方の湖にも生育していましたが、現在ではこのため池が西日本で唯一の自生地です。近年、生育状況が悪化しており、保全活動が行われています。



香春岳の石灰岩植生（イワシデ林）

香春岳は石灰岩でできた山で、石灰岩地に特徴的なイワシデ林などの植生がみられるほか、好石灰植物であるチョウジガマズミ、イブキシモツケ、シロバナハンショウヅルなどが生育しています。ニホンザルの群れもみられます。

■ 英彦山の生物



ヒコサンセスジゲンゴロウ

1973（昭和 48）年に英彦山で初めて発見された昆虫です。森林内に一時的にできた水たまりなどに生息します。しかし、水のない落ち葉の下などから発見されることもあり、生活史や生態についてはほとんど分かっていません。



英彦山のブナ林

英彦山には、県内最大のブナ林が残されており、様々な生物がみられます。その中には、ヒコサンヒメシヤラ、ヒコサンヒゲナガコバネカミキリなど、英彦山で初めて発見された生物も多く含まれます。

③ 福岡流域圏の自然と生物



沖ノ島

沖ノ島は、島全体がご神体とされ、古くから神域として保護されてきたため、島全域にタブノキ林などの自然植生が残されています。イソヤマアオキなどは県内では沖ノ島にのみ生育する植物です。オオミズナギドリなど鳥類の繁殖地としても重要な場所です。

■ 筑前海の生物



アカウミガメ

県内では筑前海沿岸の砂浜で産卵がみられます。生まれたアカウミガメは太平洋を回遊しながら成長します。



トラフグ

筑前海でよく獲れる魚です。産卵は、流れが速く、粗い砂の海底で行われます。筑前海のトラフグは関門海峡や豊前海などで産卵します。

■ 今津干潟の生物



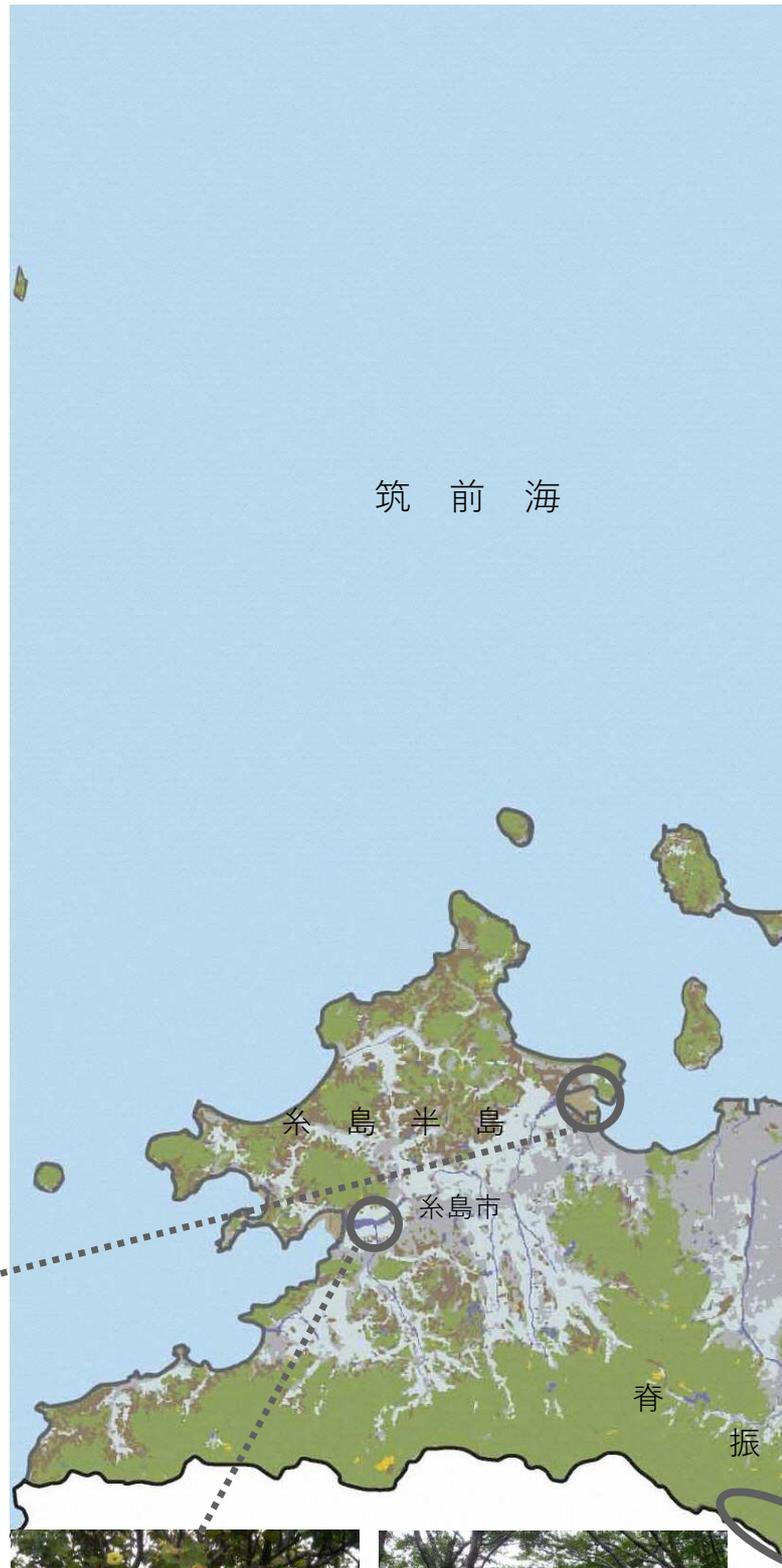
今津干潟

シギ・チドリ類、クロツラヘラサギ、ヘラサギ等の渡り鳥がみられるほか、カブトガニの産卵場ともなっています。また、ハマボウ、フクドなどが生育する塩沼地もみられます。



チクゼンハゼ

室見川水系金屑川河口域で初めて発見されたハゼの仲間です。河口干潟に生息し、アナジャコなどがつくった穴をすみかとし、産卵もそこで行います。



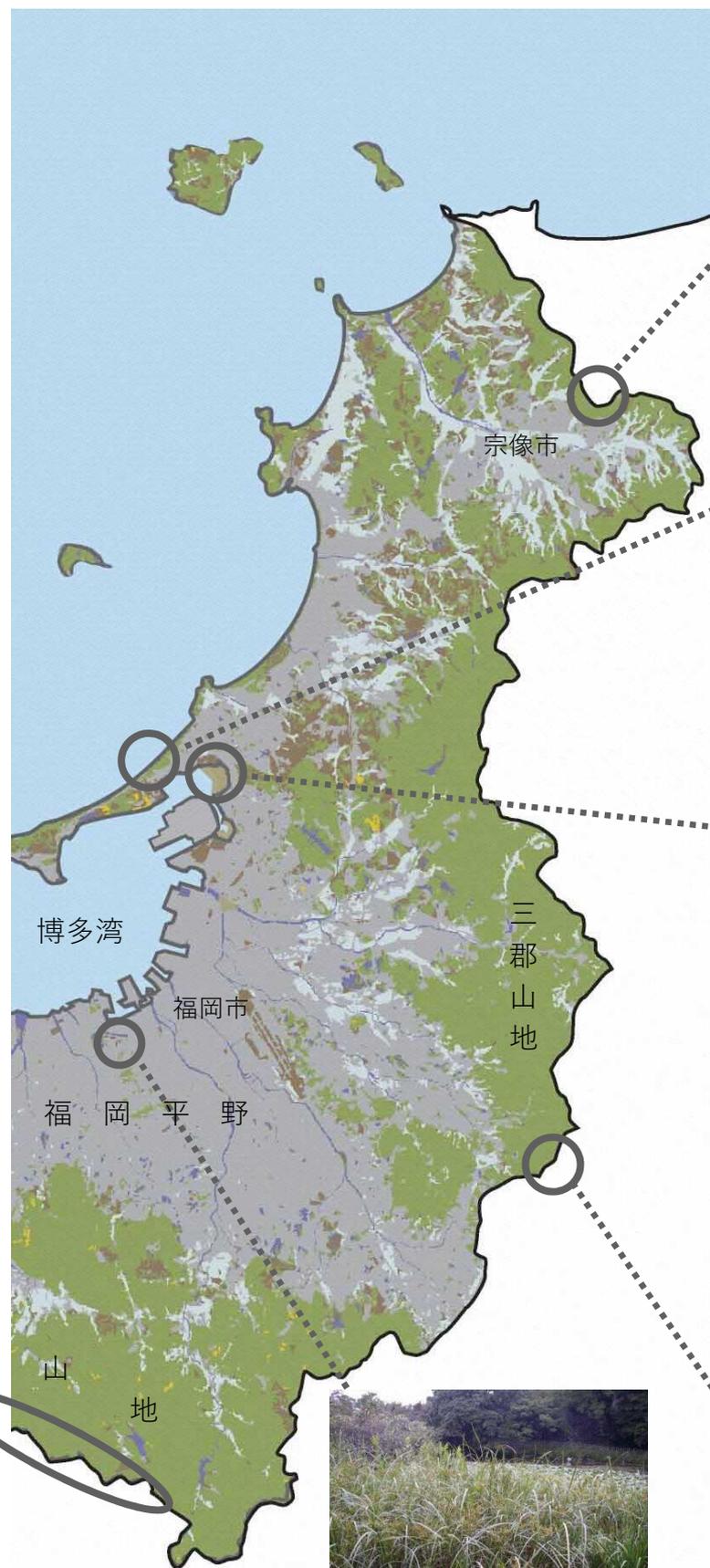
ハマボウ

大潮の満潮時には潮につかる場所に生育する樹木です。糸島市の泉川河口には大きな群落があります。他に今津干潟などにも生育しています。



脊振山地のブナ林

脊振山地には、脊振山、金山などの標高約 800m以上の尾根筋にブナ林が残されています。それより標高の低い地域にはアカガシ林などがみられます。



城山の照葉樹林

スタジイ、ウラジロガシなどの大木が生育する自然林で、場所によってはムクロジ、イチイガシ、イスノキなどもみられます。また、城山は甲虫類の宝庫で、過去に1,000種以上の記録があります。



カワラハンミョウ

ハンミョウ科の甲虫で、筑前海に面した砂丘地帯に生息しています。筑前海沿岸に広くみられる砂丘や砂浜には、特殊な環境に適応した様々な生物がみられます。



和白干潟

和白干潟や近隣の多々良川河口干潟では、シギ・チドリ類などの渡り鳥、カニなどの甲殻類、貝類、ゴカイ類、ハマツナなどの塩沼地植物がみられるほか、様々な魚類の繁殖地としても重要です。



ハカタスジシマドジョウ

本県の固有亜種で、博多湾に流入する河川の中下流域にのみ分布しています。河川敷に植物が豊富な場所に生息しますが、河川改修の影響で個体数が減少しています。



福岡城堀のツクシオオガヤツリ

1906年に世界で初めて、福岡城堀で発見された植物です。他に古賀市の千鳥ヶ池、室見川などにも生育しています。



宝満山のモミ林

モミなどの大木が生育する自然林です。他にアカガシ、シキミ、ハイノキなどもみられます。古代から「神の山」として知られ、自然林が守られてきました。山中には修験道の跡がみられます。

④ 筑後流域圏の自然と生物

■ 筑後平野・クリークの生物



ニセマツカサガイ

筑後平野のクリークや河川には様々な種類のタナゴ類が生息していますが、タナゴ類の産卵場所となるのがヌマガイやイシガイ、ニセマツカサガイなどの二枚貝です。これら二枚貝は植物プランクトンをろ過して食べており、水をきれいに保つ役割も担っています。



セキショウモ



カワバタモロコ

筑後平野の南部にはクリークと呼ばれる農業用の水路が網の目のように張り巡らされています。クリークには、カワバタモロコやカゼトゲタナゴなど、この地域を特徴づける魚が多く生息しているほか、セキショウモなどの水草も生育しています。

■ 有明海とその流入河川下流域の生物



ムツゴロウ



ヤベガワモチ



アリアケヒメシラウオ



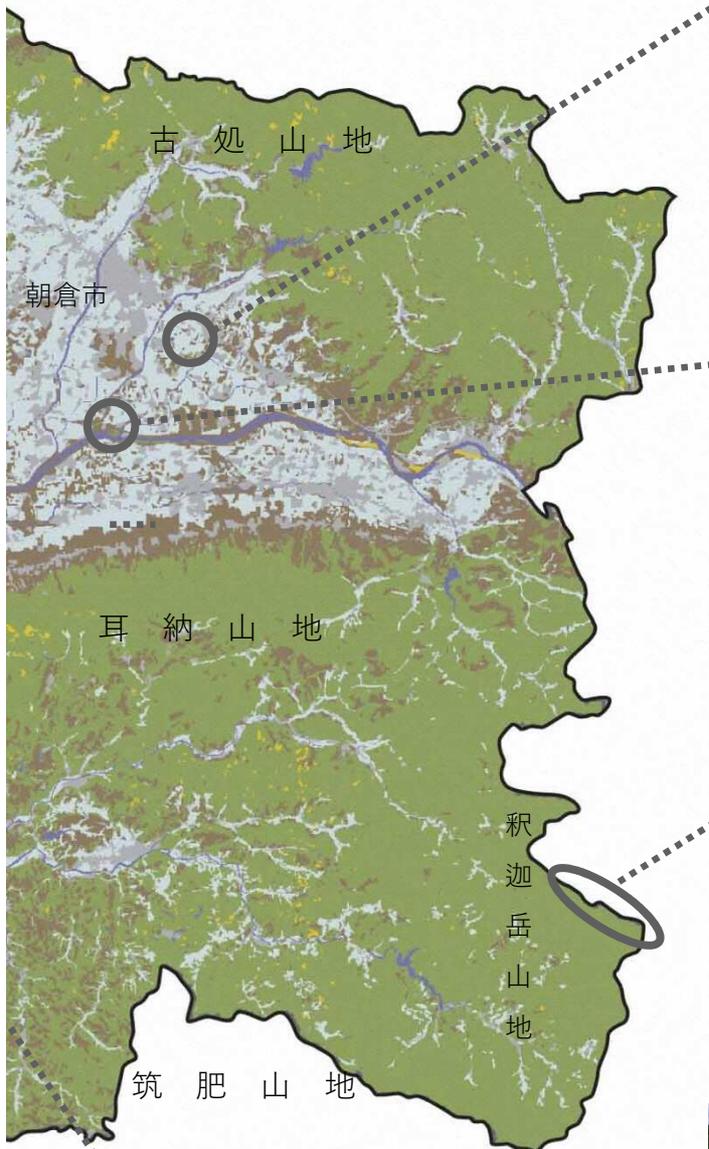
エツ

有明海とその流入河川下流域（汽水域）には、エツ、ムツゴロウ、ヤマノカミ、ハラグレチゴガニ、ヤベガワモチといった日本ではここだけにしか生息していない生物や、アリアケヒメシラウオのように世界中でもここだけにしか生息していない生物が数多くみられます。



シチメンソウ

海岸や河口の満潮時には海水につかる場所に生育する一年草です。北九州市で採集された標本をもとに学名がつけられましたが、その後豊前海沿岸のものは絶滅しました。県内の有明海沿岸では、2010（平成22）年に柳川市の河口域に生育していることが分かりました。



スイゼンジノリ

かつては熊本市内などにも自生していましたが、現在では全国で唯一、朝倉市の黄金川でのみ生育しています。藍藻の一種で、湧き水がみられる水のとてもきれいな場所ではしか生育できません。



セボシタビラ

九州北西部の固有亜種で、河川の中流域や水路に生息する淡水魚です。繁殖期は春で、生きた二枚貝に産卵する習性を持ちます。この時期の雄は鮮やかな色になります。環境の変化に弱く、生息地の減少が続いています。



釈迦岳～御前岳のブナ林

林床にスズタケを伴うブナ林が残されています。ハリモミ、ユキザサなどの植物もみられます。



高良山の照葉樹林

ツブラジイなどが生育する自然林です。着生植物やコウラカナワラビ(イヌツルダカナワラビ)などのシダ類が豊富です。また、鳥類や昆虫類などの動物の種類も多く、久留米市近郊に残された貴重な自然です。



八女地方の棚田

八女地方には広く棚田がみられます。棚田はこの地域の文化的景観として、また、生物の生息・生育の場としても重要であり、保全のための取組が進められています。

1 3. 人と自然の関わりの歴史

2 本県を中心とする北部九州は日本列島で初めて水稻栽培が始まった地域であり、そ
3 こにみられる自然は古くから人々の営みの影響を大きく受けてきました。

4 一方で比較的持続可能な自然の利用がなされたため、恵まれた自然環境と相まって、
5 瀬戸内海沿岸などに広くみられた「はげ山」はあまり形成されないなど、近年まで豊
6 かな自然と多様な生物相を維持してきました。

7 以下では、人と自然の関わりの歴史について、時代ごとにみることにします。

8

9 ■ 旧石器時代（約3万8000年前～約1万6000年前）

- 10 ● 約2万年前の最終氷期の最寒冷期には100m以上海面が低下し、大陸と陸続
11 きに近い状態になる。
- 12 ● チョウセンゴヨウやトウヒ、カラマツなど亜寒帯性の森林に広く覆われる。
- 13 ● 人々はナウマンゾウやオオツノジカなどの獲物を求めて移動生活を送る。

14

15 ■ 縄文時代（約1万6000年前～約2500年前）

- 16 ● 1万6000年前頃から気候が温暖になり、多様な食物資源の確保が可能にな
17 る。これらを貯蔵することによって食料を安定的に確保できるようになったた
18 め、人々が定住生活を始める。
- 19 ● 人々はイノシシやシカなどの哺乳類を捕らえる狩猟、魚類・貝類などを捕る漁
20 労、ドングリや山菜などの採集をして暮らす。縄文時代後晩期には、豆類の栽
21 培も始められていた可能性が高い。
- 22 ● あらゆる自然物や自然現象に魂や霊が宿っているという考え方（アニミズム）
23 が浸透し、祭祀や呪術による自然崇拝が盛んに行われていたとされる。

24

25 ■ 弥生時代（約2500年前～3世紀中頃）

- 26 ● 約2500年前より、大陸から稲作技術を持った人々が移り住むようになり、本
27 県を中心とした北部九州から日本の水稻耕作が始まる。
- 28 ● 水稻耕作のため、低湿地を中心に、それまで森林やヨシ原であった場所が開墾
29 され、農地としての利用が始まる。
- 30 ● 人口増加などによって燃料や用材としての木材の需要が高まって森林の伐採頻
31 度が増し、次第に森林植生の質が変化する（アカマツ林の増加など）。
- 32 ● 一ノ口遺跡や津古土取遺跡（小郡市）の貯蔵穴からは、キジやイノシシなどの
33 骨や、河川などに生息するカワニナ、マルタニシ、マツカサガイ、オオタニシ
34 などの貝類などが出土している。また、海に生息するアサリ、カキ、オキシジ
35 ミ、ウミナナ、ボサツガイ、レイシ、ヘナタリ、サンゴなども出土しており、
36 有明海や玄界灘などの海辺の地域との交流もあったとされている。

37

38

1 ■ **古墳時代～安土桃山時代（3世紀中頃～16世紀）**

- 2 ● 人口の増加と大規模な木造建造物の建設などにより、木材需要が更に高まり、
3 照葉樹林の減少とアカマツ林の増加がみられる。
4 ● 生物本来の生息・生育場所が減少する一方で、低湿地性の種では水田やため
5 池、クリークなど、草原性の種では二次草原などの二次的な自然がこれらの種
6 の新たな生息・生育場所となる。

7
8 ■ **江戸時代（17世紀～19世紀中頃）**

- 9 ● 農地の拡大や生産性向上のため、治水・利水工事、干潟の大規模な干拓など
10 による新田開発の推進、ため池やクリークの築造がさらに進むとともに、刈草を
11 肥料とするために草地が拡大する。
12 ● 狩猟が制限されたため、シカやイノシシが増加し、農業被害が増える。
13 ● 貨幣経済が進展し、生活物資の広域的な移動や商品作物の栽培が盛んになる。
14 県内ではアブラナやハゼノキが油料植物として広く栽培されるようになる。

15
16 ■ **近代前期（19世紀中頃～20世紀中頃）**

- 17 ● 洞海湾沿岸などでは工業地帯が形成され、埋立てが行われる。
18 ● エネルギー需要が増大し、石炭などの化石燃料が利用されるようになるととも
19 に、水力発電のためのダムが建設される。
20 ● 狩猟規制の緩和により、シカやイノシシなどの中・大型哺乳類は急速に減少。
21 オオカミやカワウソ、カモシカは絶滅する。
22 ● 化学肥料が使われるようになり、1930年代には有機質肥料の消費を上回る。
23 このため、緑肥などの供給地であった二次草原の利用価値が低下し、次第に面
24 積が縮小する。
25 ● 海外との交易が盛んになり、植物を中心に外来種が定着する。

26
27 ■ **近代後期（20世紀中頃～1970年代）**

- 28 ● 1950年代後半以降、エネルギー需要の多くが化石燃料でまかなわれるよう
29 になり、薪炭需要が急速に減少する。
30 ● 薪炭需要の低下に伴って利用価値の下がった広葉樹林を中心に、スギやヒノキ
31 などの拡大造林が進められる。
32 ● 県内の森林は人工林の割合が高くなるとともに、残された二次林では、松くい
33 虫被害等によるアカマツ林の減少、遷移の進行による照葉樹林の増加などの変
34 化がみられる。
35 ● 都市化の進展により、農林地の市街地への転用が進む。
36 ● 生活排水や工場排水、農業排水などの流入により、水域の富栄養化が進む。
37 ● 農薬や化学肥料の利用が増える。
38 ● 河川では、ダムの建設、河川改修などの改変が大きく進む。

- 1 ● 海域では、埋立てや干拓、海底陥没により、干潟面積が大きく減少する。
- 2 ● 海域及び陸域の開発など様々な人間活動や、気候変動などによって環境が大きく
- 3 変化する。

4

5 ■ 近代後期（1980～1990年代）

- 6 ● 人間活動によって増加した温室効果ガスによる地球温暖化が世界的に注目され
- 7 始める。
- 8 ● 農業を取り巻く環境の変化に伴い、耕作放棄地が大きく増える。
- 9 ● ほ場整備、農業用水路（クレーク等）の整備が進む。
- 10 ● 人工林では、間伐遅れなどの管理不足が目立つようになる。
- 11 ● 地球温暖化や狩猟圧の低下などのため、近代前期に大きく減少したシカやイノ
- 12 シシが1980年頃から増加しはじめ、農林業被害が多くなるとともに、森林植
- 13 生の衰退が懸念される状態になる。
- 14 ● 様々な分類群の外来種が定着し、生態系への影響が顕在化する。
- 15 ● 人口増加に伴う水産資源の乱獲や海水温の上昇などにより、魚介類の資源量が
- 16 減少する。

17

18 ■ 現代（2000年以降）

- 19 ● CO₂吸収源対策や水源かん養機能の維持・増進などを目的に、間伐や再造林な
- 20 どの森林整備が進む。
- 21 ● 気象災害の激甚化に伴い水害や土砂災害が頻発し、各地で河川の復旧・改修や
- 22 法面の保護工事などが行われる。
- 23 ● 侵略的外来種の定着・分布拡大が進み、在来種の生息地や餌場などが奪われ、
- 24 絶滅の危機に瀕する在来種が増加する。
- 25 ● 脱炭素社会の実現に向けて、大規模太陽光発電や風力発電等の再生可能エネル
- 26 ギー設備の導入促進の動きが進む。
- 27 ● 海洋に流出する廃プラスチック（海洋プラスチックごみ）による海洋汚染が地
- 28 球規模で広がり、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への
- 29 悪影響など様々な問題が顕在化する。特に近年は、マイクロプラスチック（一
- 30 般に5mm以下の微細なプラスチック類）による海洋生態系への影響が懸念さ
- 31 れ、世界的な課題となる。
- 32 ● 森林伐採や農地・宅地開発などの環境改変によって、野生動物の生息域や生息
- 33 密度が変化し、人と野生動物あるいは野生動物同士の接触機会が増加したこと
- 34 などにより動物由来の新しい感染症が発生する懸念が高まる。

35

36

37

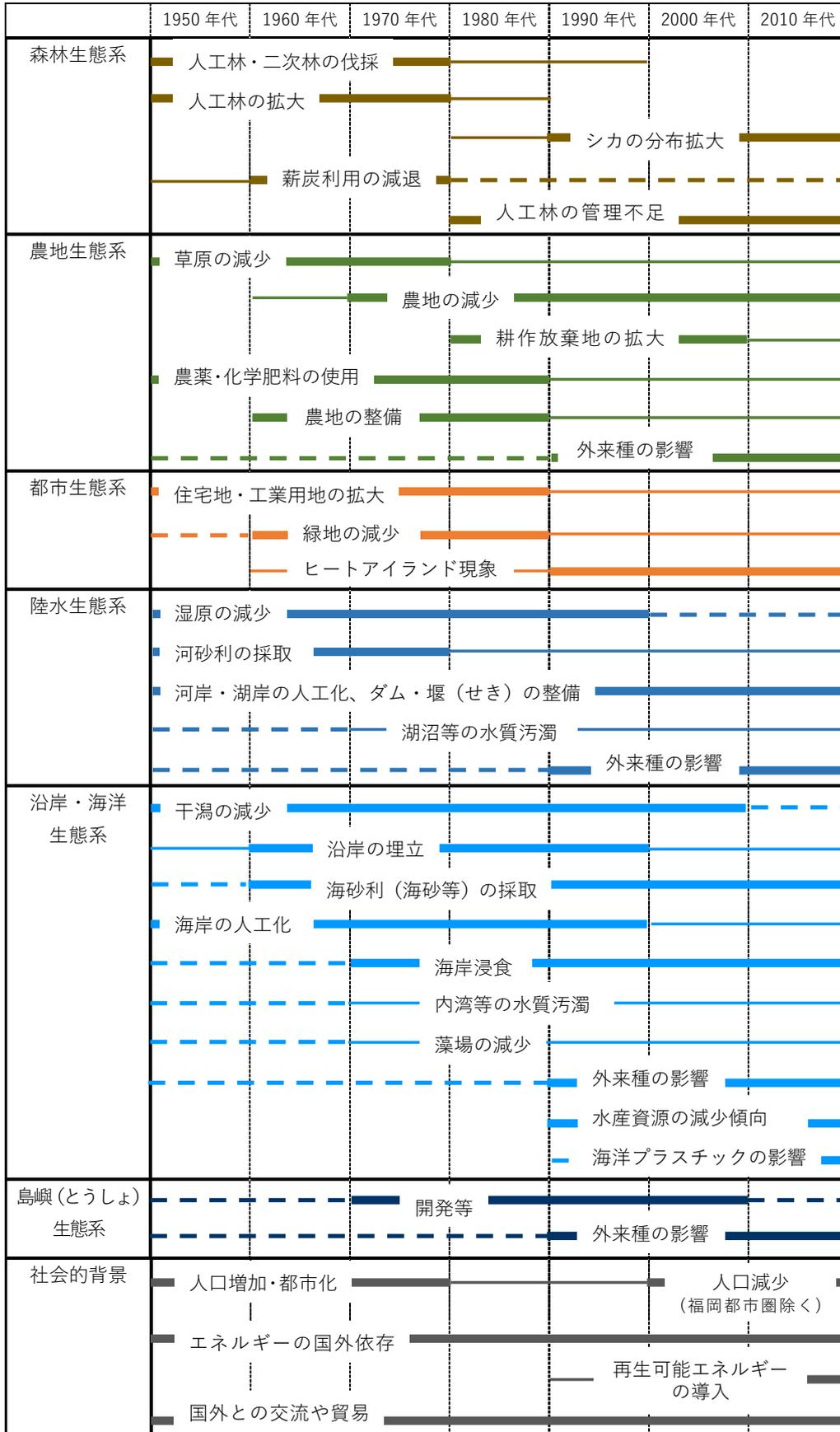
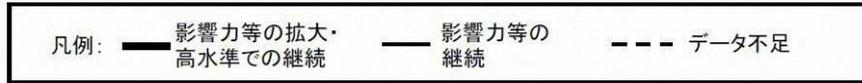
38

39

1

1950年代以降の人の影響による福岡県における各生態系の変化

2
3



4

出典：生物多様性総合評価報告書（環境省）を本県の状況に合わせて一部改変

1 4. 本県の自然が育んだ文化

2 2013（平成25）年12月、ユネスコ無形文化遺産に「和食；日本人の伝統的な食文
3 化」が登録され、大きなニュースとなりました。これは、四季や地理的な多様性によ
4 る食材の新鮮さや多様さ、また自然の美しさを表した盛り付けの技法といった料理と
5 しての価値だけでなく、自然と共生するという伝統的な自然観に基づき、正月や田植
6 え、収穫祭のような年中行事と密接に関係し、家族や地域コミュニティとの結びつき
7 を強めてきたという文化としての価値を認められての登録でした。

8 本県においても、多様な生きものの存在は、四季折々の多様な食材の提供をはじめ
9 として、自然と共生した伝統的な文化や習慣などを育んできました。ここでは、私た
10 ちと生物多様性のつながりを「文化」という側面からみてみることにします。

11

12 (1) 食文化

13 九州地方北部では、筑後川流域に広がる平坦部を中心に麦の作付けが盛んに行われ
14 ており、中でも小麦の生産が盛んであった筑後地域では、農作業の合間などに小麦粉
15 を使ったおやつや軽食として「ふなやき」がよく食べられていました⁴⁾。ふなやきは、
16 小麦粉を水で溶いて丸く薄く焼き、黒砂糖を包んでおやつにしたり、高菜漬けなどを
17 挟んで軽食にしたりするもので、食べ方は地域や家庭によって様々です。

18 また、県内各地域で気候や土壌に適した野菜の栽培や品種改良が行われ、特有の伝
19 統野菜が生産されてきました。代表的なものとして、日本最古のかぼちゃといわれる
20 豊前市の三毛門かぼちゃや、福岡市に古くから伝わる葉物野菜であるかつお菜などが
21 あります。これらの野菜は「かぼちゃのだんご汁」や「博多雑煮」などの郷土料理を
22 作る際に欠かせない食材となっています。

23 さらに、干潟や藻場、岩礁など多様な環境を持つ3つの海に接した本県では、多種
24 多様な魚介類や海藻類などが私たちの食卓をにぎわせてきました。特に有明海では、
25 エツやムツゴロウ、シタビラメ（クツゾコ）、ミドリシャミセンガイ（メカジャ）など
26 の珍しい魚介類が豊富に獲れるため、特有の有明海料理が生まれ、郷土料理として人々
27 に親しまれてきました。

28 このように、それぞれの地域に生息・生育する様々な生きものや農林水産物によっ
29 て、各地域固有の食文化が育まれてきました。つまり、生物多様性と食文化の多様性
30 は深く関係しており、生物多様性を保全することが食文化の多様性を守ることにつな
31 がるのです。

32



ふなやき



博多雑煮



くつぞこの煮つけ

写真：中村学園大学薬膳科学研究所提供

1 (2) 木工

2 本県には、高い木工技術で作られる伝統的な木工製品が数多く残されています。
3 特に、木工や家具のまちとして有名な大川市には、県内外から木工製品を求めて多くの
4 買物客や観光客が訪れています。

5 大川市は、筑後川上流の木材の産地・日田から筏に組んで川を下ってくる木材の集
6 積場として、古くから造船業や木材加工業が発達し、江戸時代後期から木工や家具の
7 まちとして発展してきました⁵⁾。中でも、福岡県知事指定特産民芸品に指定されて
8 いる「大川組子」は、約 300 年の歴史を誇る美しさと緻密さを兼ね備えた大川市を代
9 表する木工製品です。

10 また、国指定伝統的工芸品に指定されている八女市の「八女福島仏壇」は、スギ、
11 ヒノキ、ヒバ、ベニマツ、ホオノキなどの厳選された木材を使用し、江戸時代から現
12 代まで受け継がれてきた木工技術をはじめとした様々な伝統的技術や技法を重ね合わ
13 せて作りあげられています。

14 その他にも、福岡県知事指定特産民芸品に指定されている九州を代表する木製玩
15 具である「きじ車（みやま市）」や、ご飯のおひつやお弁当箱として使われている「博
16 多曲物（福岡市）」などの木工製品は人々の暮らしを豊かにしてきました。

17 木工製品を作るためには、質の高い木材が必要となりますが、素材となるスギやヒ
18 ノキは植林から伐採まで 40～60 年程度かかります。そこで、福岡・大川家具工業会
19 では成長の早いセンダンに着目し、広葉樹林化を目指した「SENDAN ブランド」を立
20 ち上げ、持続可能なサイクル（センダンサイクル）の構築を目指しています。センダ
21 ンは植林後約 15～20 年程度で伐採が可能のため、林業の活性化にもつながります⁶⁾。

22

23

24



大川組子（大川市）



きじ車（みやま市）



博多曲物（福岡市）

1 (3) 生物の習性を巧みに利用した漁法

2 本県は、外海の筑前海、内湾の有明海、内海の豊前海と3つの特徴ある海に囲まれ、
3 また、筑後川、矢部川など多くの河川を有しており、日々の食卓には水産物が欠かせ
4 ないものとなっています。それらの水産物を効率よく獲るために、生物の性質を巧み
5 に利用した漁法や逆手にとった漁法が県内各地で行われています。
6



いかかご漁（筑前海・豊前海）

筑前海や豊前海の沿岸では、春にカゴの中に植物の柴（イヌツゲ）を入れ、柴の枝に卵を産み付けに入ったコウイカなどを漁獲します。

出典：じざかなび福岡

<https://jizakanavi-fukuoka.jp/library/gyohou/2778b04669d44c9c2a151669da4d1e4f00bae3a4.html>



エツ流し刺し網漁（筑後川）

筑後川では、産卵のために遡上するエツを流し刺し網で漁獲します。刺し網漁は、魚が遊泳・通過する場所を遮断するように網を張り、その網目に魚の頭部を入り込ませることによって漁獲する漁法です。

出典：じざかなび福岡

<https://jizakanavi-fukuoka.jp/sanchi/2019/04/post-15.html>



鵜飼（筑後川）

筑後川では、飼いならしたウ（ウミウ）を使ってアユなどを捕獲する鵜飼が行われています。ウには、捕らえた魚を喉にためて吐き出す習性があります。その習性を利用して、ウが捕らえたアユを吐き出させて漁獲する漁法です。また、船頭のかがり火や照明は、アユなどの川魚を驚かせて動きを活発にさせる効果があります。魚の鱗（うろこ）が火の光などに反射して、ウが魚を見つけやすくなります。

出典：朝倉市 HP

<https://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1297835812843/index.html>

1 (4) 棚田による伝統的農業

2 棚田とは、山の斜面や谷間の傾斜地に階段状に作られた水田のことで、水稻を中心
3 に栽培されてきました。本県には、「日本の棚田百選（農林水産省）」に選定されてい
4 る棚田が4か所あります。

5 棚田は、水田として農作物（主に米）を生産できるほか、多種多様な動植物の生息
6 地・生育地にもなっており、生物多様性保全の観点からみても重要な場所です。また、
7 適正に管理された棚田は、土砂崩れや洪水の発生を防ぐとともに、水源かん養の役割
8 も果たします。棚田の心休まる美しい景観は観光の促進等にもつながります。

9 一方、近年は少子高齢化等に伴う後継者不足や野生鳥獣による農作物被害の増加な
10 どを受け、棚田内の耕作放棄地が増加しているという課題もあります。

11 本県では、このような課題の解決と棚田を核とした棚田地域の振興に向けて、「福岡
12 県棚田地域振興計画」を策定し、多様な生物とその生息環境を維持するためにも、棚
13 田保全の取組を進めています。

14



つづら棚田（うきは市）

棚田の枚数は約300枚、耕作面積は6haで、開発起源は室町時代頃といわれています。棚田オーナー制度の活用や彼岸花めぐりなどのイベント開催を通して、棚田の存続に努めています。

写真：福岡県観光連盟提供



竹（東峰村）

棚田の枚数は約400枚、耕作面積は12haで、開発起源は約400年前といわれています。稲刈りが終了する秋ごろに「棚田CAMP」や「棚田ライトアップ」を開催し、売り上げの一部を棚田の景観保全につなげるなど、棚田の存続に努めています。

写真：東峰村農林観光課提供

1 (5) 農業や人の営みを支える治水・利水技術

2 人々は、河川水を農業や生活に利用するため、様々な治水・利水技術を生み出して
3 きました。本県にも治水・利水の技術に優れた遺跡が多数残されています。

4 「疏水百選（農林水産省）」や「日本遺産（文化庁）」にも選定されている裂田溝（那
5 珂川市）は、720年に成立した「日本書紀」の中にも記されている人工用水路で、日
6 本最古の用水路として知られています。

7 また、朝倉市にある山田堰・堀川用水・水車群は、2014（平成26）年、歴史的・技
8 術的・社会的価値のあるかんがい施設として、「世界かんがい施設遺産（国際かんがい
9 排水委員会）」に登録されました。山田堰は、全国で唯一残る「傾斜堰床式石張堰」で、
10 筑後川の水圧と激流に耐える精巧かつ堅牢な構造となっています。堰からは3つの水
11 路（南舟通し、中舟通し、土砂吐き）が設けられ、当時盛んであった舟運を妨げない
12 よう、川が運んでくる土砂の堆積を防ぐとともに、ナマズやアユなどの魚が容易に移
13 動できるように生態系にも配慮されています。さらに、この江戸時代の人々の知恵や
14 技術は、時代と場所を超えて、アフガニスタン復興支援の灌漑用水モデルとして応用
15 され、当地の人々への安定した食糧供給を実現しています。

16



裂田溝（さくたのうなで）（那珂川市）

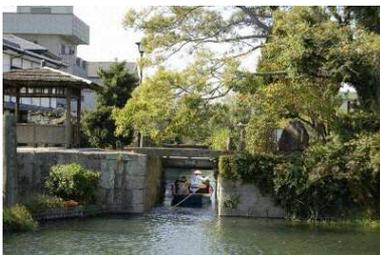
日本書紀の中にも記されている、全長約5.5kmの農業用水路で、現在でも活躍しています。水路脇には裂田溝公園が作られており、市民の憩いの場にもなっています。

出典：福岡県だより（平成30年5月号）



山田堰（朝倉市）

大小の石を水流に対して斜めに敷き詰めて筑後川の勢いを抑えつつ用水路に水を引く構造で、1663年に原型が造られ、1790年に現在の形となりました。幾度も大洪水に見舞われましたが、現在も当時の形をとどめています。



柳川の掘割（柳川市）

水郷で有名な柳川市内には、掘割が縦横にめぐっています。もともと湿地帯であったため、その湿地帯に掘割を掘ることによって土地の水はけを良くし、水を確保しました。掘割の水は農業用水や生活用水として利用され、人々の生産活動や暮らしを支えてきました。

写真：福岡県観光連盟提供

1 (6) 祭り・伝統芸能

2 日本は、生きとし生けるものが一体となった自然観を有しており、自然を尊重し、
3 自然と共生することを通じ、豊かな感性や美意識を培い、多様な文化を形成してきま
4 した。これらは、現在では、地域固有の祭りや伝統芸能として県内各地で傳承されて
5 います。

6 放生会（ほうじょうや）とは、仏教の殺生戒に基づき、捕獲した魚や鳥などを池川
7 山林に放って殺生を戒める儀式のことです。筥崎宮の放生会は、千年以上前から続い
8 ている本県を代表する伝統行事で、万物の生命を慈しむとともに、秋の実りに感謝す
9 る祭りでもあります。

10 志賀島にある志賀海神社で催される「山ほめ祭」は、山を育むことで豊かな海の恵
11 みが生まれるという考えのもとに、志賀海神社の背後にある志賀三山（勝山、衣笠山、
12 御笠山）の山々を「あーら良い山、茂った山」と褒めたたえ、山と大地と海の恵みに
13 感謝を捧げる祭りです。

14 全国に1か所しかない鮭神社で催される「献鮭祭（けんけいさい）」は、その年に遠
15 賀川でとれたサケを神の使いとして境内の鮭塚に奉納し、五穀豊穰や無病息災を祈る
16 祭りです。現在は、毎年遠賀川でサケの稚魚の放流が行われており、冬には遡上する
17 サケの姿が確認されています。

18 松尾山三神社で催される「松尾山のお田植祭」は、室町時代から800年続く伝統的
19 な祭りです。お田植祭とは、農作業の工程を模擬的に演じて五穀豊穰などを祈る神事
20 で、「松尾山のお田植祭」では水溜め、畦塗り、田打ち、代かき、種子蒔き、田草取り
21 に色衆楽（いろしのがく）を含めた7つが繼承されています。

22 このような祭りや伝統芸能を通じて、人々は生物多様性から生み出される豊かな自
23 然の恵みに感謝するとともに、将来にわたり享受できることを願い、祭事や神事を神
24 仏に奉納してきました。しかし、近年は自然との関わりが薄れたことによる自然観の
25 変化や、過疎化・繼承者不足などにより失われつつある祭りや伝統芸能も数多くあり、
26 各地で懸命な保存・繼承活動が行われています。

27

28

29



放生会 (福岡市)

出典：筥崎宮 HP
<https://www.hakozaki-gu.or.jp/omatsuri/houjyouya/>



献鮭祭 (嘉麻市)

出典：嘉麻市観光ポータル
<http://www.e-kama.net/event/献鮭祭>



山ほめ祭 (福岡市)

出典：福岡市の文化財
https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/cultural_properties/detail/item_id:101211



松尾山のお田植祭 (上毛町)

出典：上毛町 HP
<https://www.town.koike.lg.jp/soshiki/kyoiku/6/3155.html>

1 (7) 信仰

2 本県は、多くの生物が生息・生育する自然豊かな地域であるとともに、台風と梅雨
3 前線の影響を強く受ける災害の多い地域でもあります。

4 このような豊かで荒々しい自然に対して、古来より人々は畏敬の念を抱き、信仰の
5 対象としてきました。信仰の対象とされた自然は、意識的に保護され、現在でも自然
6 の宝庫として貴重な存在です。

7



山岳信仰（英彦山、福智山、宝満山など）

筑豊地方周辺の英彦山地、福智山地、三郡山地を代表する英彦山（左の写真）、福智山、宝満山などは、平安時代から修験道と呼ばれる神仏習合の山岳信仰の霊域として、自然が保護されてきました。

例えば、1642（寛永19）年の英彦山法度には、聖域での米・麦などの五穀栽培が禁じられ、幕末まで厳守されてきました。また、樹木を勝手に伐採することも禁制となっていました。

写真：一般社団法人 田川広域観光協会提供



沖ノ島（宗像市）

沖ノ島は、玄界灘に浮かぶ孤島で、島の内部は太古の自然が残る原生林と巨岩群からなる周囲4km足らずの無人島です。古来より全島が神域で、「一木一草一石たりとも持ち出してはならない」というおきてに守られ、今も手付かずの自然が残されています。また、暖流である対馬海流の影響を受けているため、ピロウなどいくつかの亜熱帯性植物の自生北限地になっています。

写真：福岡県観光連盟提供



鎮守の森

鎮守の森とは、神社等に付随して参道や拜所を囲むように設定・維持されている森林のことです。古来より人々は、信仰の対象となる森に社を設け、保護してきました。このような森林は、寺院にもみられ、合わせて社寺林と呼ばれています。社寺林は、周辺の森林が減少するなかで、古くからの植生が残された場所として重要です。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

中表紙

第3章 福岡県の生物多様性の現状と課題 55

1. 項目別の現状と課題56

 (1) 絶滅危惧種 56

 (2) 保護区と生態系ネットワーク 62

 (3) 野生鳥獣 66

 (4) 外来種 68

 (5) 地球環境の変化 70

 (6) 人間活動の影響 73

2. 生態系別の現状と課題75

 (1) 森林生態系 75

 (2) 農地生態系 79

 (3) 都市生態系 82

 (4) 陸水生態系 84

 (5) 沿岸・海洋生態系 86

3. 生物多様性を支える活動に関する現状と課題90

 (1) 多様な主体による活動 90

 (2) 情報整備と科学的知見の蓄積 94

1. 項目別の現状と課題

(1) 絶滅危惧種

① 生物種

■ 現状

「福岡県レッドデータブック 2011」及び「福岡県レッドデータブック 2014」において絶滅危惧種等として掲載されている種の数下表のとおりです。

「福岡県レッドデータブック」では、各絶滅危惧種の危機要因を記載しています。これまでに増加したリスクとして、維管束植物ではシカによる食害、哺乳類ではアライグマ（外来種）の生息域拡大による在来哺乳類との競合、鳥類では生息地の改変や野鳥観察者の増加・接近、爬虫類、両生類では水辺環境の変化、昆虫類では人為的・自然的影響による生息環境の悪化などを挙げています。

生息・生育環境別確認種数は右表のとおりです。山地森林で多くの種が選定されているほか、県土面積に占める面積割合としては少ない草原や湿地・池、河口・干潟、海岸においても多くの種が選定されています。

なお、「福岡県レッドデータブック」は現在改訂中であり、2024（令和6）年度中の発刊を予定しています。

■ 課題

- レッドデータブック掲載種の周知と公共事業における配慮
- レッドデータブック掲載種の分布状況の把握とモニタリング
- 順応的管理に基づく生息域内保全の推進及び生息域外保全体制の確立

福岡県レッドデータブック掲載種のカテゴリー別種数

カテゴリー 分類群	県内確認種数 (①)	福岡県レッドデータブック カテゴリー*3				合計	絶滅・絶滅危惧種 の割合(%) (②+③)/①
		絶滅 (②)	絶滅危惧 (③)	準絶滅 危惧	情報不足		
維管束植物	約2,000種*2	39	507	39	21	606	27.3
その他植物*1	—	1	16	12	10	39	—
哺乳類	44種	4	8	10	2	24	27.3
鳥類	364種	2	46	38	4	90	13.2
爬虫類	16種	0	3	3	1	7	18.8
両生類	16種	0	7	4	0	11	43.8
魚類	—	2	35	28	17	82	—
昆虫類	—	6	229	126	56	417	—
貝類	—	2	141	90	45	278	—
甲殻類その他	737種	0	17	18	10	45	2.3
クモ形類等	—	0	1	5	6	12	—
合計	—	56	1,010	373	172	1,611	—

:福岡県レッドデータブック 2011
 :福岡県レッドデータブック 2014

出典：福岡県レッドデータブック 2011,2014（福岡県）をもとに作成
https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdbsearch_category

- 1 *1 「その他植物」とは、蘚苔（せんたい）類、藻類、地衣類、菌類のことを指す。
- 2 *2 『福岡県レッドデータブック 2001』では約 2,300 種とされているが、ここではそこから外来種を除いた種数を示している。
- 3 *3 各カテゴリーの定義は以下のとおり
- ・絶滅 :最後の個体が死亡・消失したことに疑いがない種
 - ・絶滅危惧 :個体数の減少、生息状況の悪化、再生能力を上回る捕獲・採取、交雑可能な別種の侵入などが確認されている種
 - ・準絶滅危惧:生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断される種
 - ・情報不足 :カテゴリーを判断するための情報が不足している種

福岡県レッドデータブック掲載種の生息・生育環境別確認種数

カテゴリー 環境類型	福岡県レッドデータブック カテゴリー				合計	割合 (%)
	絶滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	情報不足		
山地森林	11	293	78	39	421	26.1
低地森林	6	126	49	21	202	12.5
草原	8	111	23	7	149	9.2
湿原・池	16	158	32	17	223	13.8
水田・水路	6	49	23	2	80	5.0
河川	4	54	34	14	106	6.6
河口・干潟	1	88	49	11	149	9.2
海岸	3	50	18	12	83	5.2
海域	1	66	62	47	176	10.9
その他	0	15	5	2	22	1.4
合計	56	1,010	373	172	1,611	100.0

8 出典：福岡県レッドデータブック 2011,2014（福岡県）をもとに作成
 9 https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdbs/search_category



アケボノスミレ

10 北九州市門司区の山地に数十株現存しますが、園芸用採取で個体数が減少した上に、常緑樹の成長繁茂により暗くなり、未開花の花が多い状況です。



コノハズク

11 英彦山周辺に繁殖地がありましたが、台風による倒木の影響などにより 2003（平成 15）年以降は観察例がほとんどありません。



ゲンバイトンボ

12 うきは市のごく一部のみで生息しています。分布がごく狭い範囲に限定されており、生息環境が悪化すると絶滅のおそれがあります。

1 ② 植物群落

2 ■ 現状

3 「福岡県レッドデータブック 2011」に掲載されている植物群落の数は下表のとおり
4 です。

5 「福岡県レッドデータブック 2011」における植物群落の危機要因は、多い順に自然
6 災害 (25 群落)、遷移進行 (20 群落)、海岸開発 (17 群落)、河川開発 (15 群落) と
7 なっています。「福岡県レッドデータブック 2001」では取り上げられていなかった危
8 機要因としてシカの増加があり、これに該当する群落には、ブナ群落やシオジ群落な
9 ど9 群落ががあります。

10 植物群落の立地環境別群落数は下表のとおりです。県土面積に占める面積割合とし
11 ては少ない海岸、湿原・池、河口・干潟にみられる群落が、記載されている群落の約
12 4 割を占め、特にこのような場所に成立する植物群落が危機的な状況にあることが分
13 かります。

14

15 ■ 課題

- 16 ▶ レッドデータブック掲載群落の周知と公共事業における配慮
17 ▶ レッドデータブック掲載群落の分布情報の把握とモニタリング

18

19

福岡県レッドデータブック掲載植物群落のカテゴリー別群落数

	福岡県レッドデータブック カテゴリー*				合計
	I	II	III	IV	
植物群落	13	28	32	16	89

20

21 出典：福岡県の希少野生生物（福岡県）をもとに作成
https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdbs/search_category

22

- * 各カテゴリーの定義は以下のとおり
- 23 ・ カテゴリーⅠ：緊急に対策必要（緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する）
 - 24 ・ カテゴリーⅡ：対策必要（対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する）
 - 25 ・ カテゴリーⅢ：破壊の危機（現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危機が大きい）
 - 26 ・ カテゴリーⅣ：要注意（当面、新たな保護対策は必要ないが、監視は必要）

27

福岡県レッドデータブック掲載植物群落の立地環境別群落数

環境類型	福岡県レッドデータブック カテゴリー				合計	割合 (%)
	絶滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	その他*1		
山地森林	2	4	15	5	26	29.2
低地森林	1	3	8	3	15	16.9
草原	-	1	2	-	3	3.4
湿原・池	6	6	1	-	13	14.6
水田・水路	-	-	-	-	0	0.0
河川	-	3	1	1	5	5.6
河口・干潟	3	6	2	-	11	12.4
海岸	1	5	2	7	15	16.9
海域	-	-	1	-	1	1.1
合計	13	28	32	16	89	100.0

29

30 出典：福岡県の希少野生生物（福岡県）をもとに作成
31 https://www.fihes.pref.fukuoka.jp/kankyo/rdb/rdbs/search_category

*1 「その他」とは、「要注意（当面、新たな保護対策は必要ないが、監視は必要）」のことを指す。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32



アカマツ群落

かつては薪炭林として日常生活に利用されていましたが、薪炭の利用減少と常緑広葉樹の成長の影響を受け、ほとんど姿を消しています。



ハマサジ群落

河口付近の砂泥地にみられることが多いですが、河川改修や埋め立てなどの影響を受け、消失が危惧されています。



オオミズゴケ群落

豊前市や築上町などにみられますが、園芸用の採取や踏みつけ、湿地の富栄養化などにより群生地が縮小しています。

③ 希少な野生動植物を保護するための施策

■ 現状

国では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（又は亜種・変種）を「国内希少野生動植物種」に指定しており、2021（令和3）年1月4日時点で395種が指定されています。

「国内希少野生動植物種」に指定されると、個体の捕獲や譲渡し等が原則禁止となります。しかし、繁殖力や個体数などの特定要件を満たす場合、事前に届出を行った事業者による商業的取引が認められる「特定第一種国内希少野生動植物種」や、販売又は頒布（はんぷ）をする目的での捕獲、譲渡し等のみが規制される「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定される種もあります。

本県では、希少野生動植物種の保護により、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的に、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を公布しました（2021（令和3）年5月施行）。また、同条例第8条に基づき「福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針」を策定し、特に保護が必要な20種については、同条例第9条に基づく「指定希少野生動植物種」に指定し、生息・生育状況の調査及び情報収集を継続的に行い、必要に応じて保護回復事業を実施することとしています。

なお、指定希少野生動植物種の捕獲、所持、陳列・広告等には規制があり、罰則が適用される場合があります。

■ 課題

- 指定希少野生動植物種（20種）や規制内容についての周知
- 希少野生動植物種の生息・生育状況を踏まえた保護の推進

1

福岡県内で分布が確認されている国内希少野生動植物種（17種）

分類群	種名	分類群	種名
植物	ウスギワニグチソウ	鳥類	ヘラシギ
	ハツシマラン		カラフトアオアシシギ
	オニコナスビ		クロツラヘラサギ
	ハナカズラ		チュウヒ
汽水・淡水魚類	ハカタスジシマドジョウ		クマタカ
	セボシタビラ		ハヤブサ
	カワバタモロコ*		ヤイロチョウ
	アリアケヒメシラウオ	タガメ*	
		昆虫類	ベッコウトンボ

2

3

* カワバタモロコとタガメは「特定第二種国内希少野生動植物種」（その他の動植物種は「特定第一種国内希少野生動植物種」）。

4

5

6

7

8

9



ミスミノウ
(キンポウゲ科)

キビトリシズカ
(センリョウ科)

ヤシャビシャク
(ユキノシタ科)

ミズスギナ
(ミゾハギ科)

サワトラノオ
(サクラソウ科)



サギソウ
(ラン科)

トキソウ
(ラン科)

オキナグサ
(キンポウゲ科)

ムラサキ
(ムラサキ科)

ウスギワニグチソウ*
(ユリ科)



ヨシゴイ
(サギ科)

コアジサシ
(カモメ科)

セボシタビラ*
(コイ科)

ハカタスジシマドジョウ*
(ドジョウ科)

コバンムシ
(コバンムシ科)



カワラハンミョウ
(オサムシ科)

ミヤザキムシオイ
(ヤマタニシ科)

ヤマボタル
(ヤマボタル科)

オバエボシガイ
(イシガイ科)

カタハガイ
(イシガイ科)

福岡県の指定希少野生動植物種（20種）

*ウスギワニグチソウ、セボシタビラ、ハカタスジシマドジョウは「国内希少野生動植物種」にも指定されている。



コラム6 福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例

県内に生息・生育する野生動植物は、生態系の重要な構成要素であり、県民の豊かな生活に欠かすことのできないものです。このため、県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種（以下「希少種」という。）の保護を図ることにより、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承していくことが必要です。

本県では、これまで福岡県レッドデータブックによる啓発や環境影響評価制度などの既存制度の活用により、県内に生息・生育する希少種の保護に努めてきました。しかし、希少種に対する採取、捕獲等の規制が十分ではないこと、環境影響評価制度では小規模な工事は制度の対象とならないことなど、既存の取組だけでは希少種保護の徹底が難しいという課題がありました。このため、希少種の取扱いや生息地等の保護に関する規制を規定した「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を2021（令和3）年5月に施行しました。

現在、県レッドデータブックには絶滅危惧種として約1,000種が選定されています。中でも特に保護が必要な20種（p.60参照）を、条例に基づき「指定希少野生動植物種」に指定しています。さらにキビヒトリシズカ、ムラサキ、コバンムシの3種については、生息・生育地の遷移進行や管理放棄などにより、生息・生育地と個体数が著しく減少しているため、2021（令和3年）9月から、保護回復事業を実施しています。保護回復事業では、生息・生育状況のモニタリングを行うとともに、草刈り等の植生管理や防獣柵を設置するなど、生息・生育環境の維持及び改善のための措置を実施しています。また、生息・生育状況を十分に考慮した上で種子や個体を採集し、生息域外保全にも取り組んでいます。

なお、条例により、指定希少野生動植物種の捕獲、採取、所持・譲渡や販売目的での陳列やインターネット掲載等を禁止しており、違反した場合には、罰則が適用される場合があります。

指定種への規制や罰則



※自分が捕まえたか、人からもらった等に関わらず、現に所持しているだけで違反

1 (2) 保護区と生態系ネットワーク

2 ① 保護区

3 ■ 現状

4 県内の陸域・沿岸の一部は、自然公園、福岡県自然環境保全地域、福岡県自然海浜
5 保全地区、天然記念物等に指定され、自然環境が保全されています。

6 2021（令和3）年3月末時点で県内の自然公園は国立・国定・県立合わせて9か所
7 あり、合計面積は88,101haです。これは、県土面積の約18%に当たります。

8 福岡県自然環境保全地域は4か所あり、合計面積は134.1haです。いずれも暖温帯
9 に位置する照葉樹林または海岸低木林で構成されています。福岡県自然海浜保全地区
10 は3か所あり、海岸延長距離の合計は4.2kmです。これらの海岸には海岸林や干潟が
11 みられ、その重要性から指定されています。

12 また、生物多様性条約COP15で決定されるポスト2020生物多様性枠組案の主要な
13 目標として、「30by30」が検討されています。これは2030年までに陸域30%と海域
14 30%の保全・保護を目指す目標のことで、その達成手段として、現在国においては、
15 従来の保護区域（国立公園等）の拡充・管理と併せて、社寺林や企業緑地、里地里山
16 など生物多様性の保全に貢献する場所を認定する「OECM」の仕組みが検討されてい
17 ます。

18

19 ■ 課題

20 ▶ 自然公園等における生物多様性の適切な確保

21

22

23

福岡県の自然公園、自然環境保全地域及び自然海浜保全地区

分類	名称	面積・ 海岸延長距離	主要な地域
国立公園	瀬戸内海国立公園	46 ha	瀬戸内海
国定公園	北九州国定公園	8,107 ha	平尾台、皿倉山、福智山
	玄海国定公園	5,870 ha	玄界灘沿岸、立花山
	耶馬日田英彦山国定公園	8,269 ha	英彦山、犬ヶ岳、求菩提山
県立自然公園	筑豊県立自然公園	8,550 ha	蓑島、長井浜、香春岳
	太宰府県立自然公園	16,568 ha	大宰府史跡、宝満山
	脊振雷山県立自然公園	8,171 ha	脊振山、雷山
	筑後川県立自然公園	14,690 ha	高良山、古処山、筑後川
	矢部川県立自然公園	17,830 ha	釈迦岳、靈巖寺、矢部川
福岡県自然環境 保全地域	猪野	15.2 ha	久山町大字猪野
	大島	10.7 ha	宗像市大島
	鳥屋山	15.7 ha	朝倉市大字佐田
	沖ノ島	92.5 ha	宗像市大島
福岡県自然海浜 保全地区	喜多久	1.2 km	北九州市門司区大字喜多久
	三毛門	2.0 km	豊前市大字沓川及び三毛門
	松江浦	1.0 km	豊前市大字松江

24 出典：令和3年度版 福岡県環境白書（福岡県）

25 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/kankyohakusho-r3.html>

1 ② 景観

2 ■ 現状

3 多様な動植物の営みによって成り立つ自然景観は、人々にやすらぎや潤いを与えて
4 くれます。しかし、近年は、開発による自然環境の改変や耕作放棄地、荒廃林、竹林、
5 空き家などの増加により、かつての美しい自然景観は失われつつあります。

6 本県では、自然公園法に基づき、国立公園のうち特に嚴重に景観の維持を図る必要
7 のある地区を「特別保護地区」、特別保護地区に準じ、風致を維持する必要が最も高い
8 地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域を「第1種特別地域」に
9 指定するなどして、優れた風景地を保護しています。同様に、福岡県立自然公園条例
10 に基づき、県立自然公園の一部においても特別地域を指定し、優れた景観を保護して
11 います。

12 また、2004（平成16）年に公布された景観法に基づき、地域の個性を活かした景観
13 整備を進めています。その取組の一つとして、市町村の境界を越え、景観特性が類似
14 した地域で、各地の自然や歴史などと結びついた景観資源の保全・活用を推進するた
15 め、「矢部川流域景観計画」、「筑後川流域景観計画」、「京築広域景観計画」を策定して
16 います。

17

18 ■ 課題

- 19 ▶ 自然公園における美しい景観・風景の維持
- 20 ▶ 県民の景観保全意識の向上

21

22 コラム7 その他の効果的な地域をベースとする手段（OECM）

23

OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）とは、自然公園等の保護区以外に、生物多様性保全に貢献している地域を活用する手法のことで、民間の力を結集して生物多様性保全の取組をさらに加速させようという施策です。OECMの中には、企業が保全活動を実施している森林やビオトープなど、生物多様性保全が主目的の地域と、里地里山や社寺林、都市公園など生物多様性保全が主目的ではないものの、その保全に大きく貢献している地域があります。

ポスト2020生物多様性枠組案では、2030年までに陸域と海域の30%を保全・保護すること（30by30）が大きな目標の一つとして掲げられたことから、日本を含む世界各地でOECMの役割への期待が高まっています。しかしながら、日本国内の保護区は陸域が約20.5%、海域が約13.3%にとどまっています。このため、環境省では、民間等の取組によって生物多様性が保護・保全されている地域を認定する仕組みを検討しており、これにより、保護区を核とした生態系のネットワーク化を強化し、陸域・海域の30%を保全することを目指しています。

本県においても、事業者やNPO等による保全の取組について情報収集及び情報発信を行い、民間等による取組の促進を図っていきます。

1 ③ 生態系ネットワーク

2 ■ 現状

3 野生生物の多くは、一つのタイプの環境、つまり一つの生態系で一生を終えるので
4 なく、採食、休息、繁殖などの行動や季節に応じて、複数の異なる生態系を利用して
5 います。また、一つの生態系に対して広大な面積を必要とする生物もいます。陸域と
6 水域、森林と草原など、異なる生態系や環境が接する場所にはエコトーン（移行帯）
7 が形成され、このような環境も多くの生物にとって重要な生息・生育地です。このよ
8 うな生態系や環境がネットワークとしてつながっていることを生態系ネットワークと
9 いいます。

10 しかし、近年、開発や護岸工事などに伴う生態系の分断やエコトーンの消失は、生
11 物の生息・生育環境の縮小や移動経路の分断を引き起こしています。

12 森林では、これまでの様々な開発等により森林面積の縮小や生態系ネットワークの
13 分断が生じています。特に地上徘徊性の小動物や、種子の散布能力の小さい植物の個
14 体群の分断、森林の小面積化や林縁割合の増加に伴う森林性生物の生息・生育環境の
15 悪化などの影響が懸念されています。

16 河川では、ダムや堰の建設及び護岸形状の単純化などにより生物の移動経路や個体
17 群の分断、エコトーンの消失がみられます。県では、河川や堰の改修などを行う際
18 には必要に応じて魚道を設置し、水生生物が河川を遡上できるようにすることで河川
19 の連続性の確保に努めています。

20 2018（平成30）年8月、遠賀川流域では、遠賀川河川事務所（国土交通省）、環境
21 省、福岡県、流域の7市13町1村（21市町村）で構成する「遠賀川流域生態系ネッ
22 トワーク形成推進協議会」が設置されました。協議会では、「遠賀川流域における生
23 態系ネットワーク形成のためのアクションプラン」を策定し、河川の縦断的連続性の
24 保全・再生、外来種の駆除、森林や農地の保全・再生、多様な主体の連携促進などの
25 取組を行動計画として定め、関係機関が一体となって遠賀川流域における生態系ネッ
26 トワークの形成に取り組んでいます。

27

28 ■ 課題

- 29 ▶ 生態系ネットワークに配慮（エコトーンを残す、魚道を設置する など）した公共
30 事業等の推進
- 31 ▶ 生態系ネットワークの形成に向けた多様な主体間の連携と協働の促進

32



コラム8 生態系ネットワーク

野生動物は、採餌場や繁殖地、成育場、休息場など、成長段階や季節に応じて、適切な環境を選び移動して生活しています。例えば、ヤマアカガエルは水田などの止水域に産卵しオタマジャクシになりますが、上陸した後は周辺の森林で生活します。ヘラシギという小型の水鳥は、ロシア北東部で繁殖し、秋になると日本を經由してはるか東南アジアまで移動して越冬します。また、一見動かないように思われる植物も、花粉を飛ばしたり種子を分散させるなどの移動を行うことで、次の世代に命をつないでいます。以下のイラストのように、多様な生物を育むためにはそれぞれの生物の生息・生育に不可欠な環境を核（コアエリア）として保全するのはもちろんのこと、それらの環境をつなぐ移動経路（コリドー）の確保も必要不可欠です。また、コアエリアとコリドーに対する外部からの影響を軽減するための緩衝帯（バッファゾーン）の配置も大切であり、これらの環境をまとめて生態系ネットワークと言います。

しかし、土地利用の変化や開発などによって、生態系の孤立やネットワークの分断が各地で生じています。開発と自然環境保全の調和を図りながら、緑地や水辺などの適切な配置によって生態系ネットワークを形成することが重要です。具体的な取組の例としては、開発に際して森林の伐採・分断を極力避ける、堰などによる河川の分断を解消する、森林－水田－水路－河川間の分断を解消する、干潟やため池などの環境保全を通して渡り鳥の休息・採餌場所を確保する、海域や沿岸域の環境保全を通してアカウミガメなどの回遊性の海洋生物の生息環境を確保する、などが挙げられます。



生態系ネットワーク形成のイメージ図

出典：人と自然との美しい共生 エコロジカル・ネットワーク（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kankyo/gaiyou/panf/econet/

1 (3) 野生鳥獣

2 ① シカ (ニホンジカ)

3 ■ 現状

4 シカは、主に県中央部から東部にかけての古処山、英彦山、求菩提山を中心とした
5 地域と県北部の犬鳴山を中心とした地域、県北東部の福智山地や県南東部の筑後川以
6 南の地域に生息しています。2020 (令和 2) 年度末時点のシカの生息数は約 27,400 頭
7 と推定されており、分布域も拡大傾向にあります。シカの生息数の増加や生息域の拡
8 大の理由については、科学的に十分に検証されてはいませんが、シカの死亡率が低下
9 した要因としては、狩猟者の減少や積雪量の減少、中山間地域の過疎化等で生息適地
10 である耕作放棄地が拡大したことなど複数の要因が考えられています。

11 増えすぎたシカは、植林木や果樹、米、などを食べ荒らしてしまうことから、県内
12 各地で深刻な農林業被害を引き起こしており、2020 (令和 2) 年度のシカによる農林
13 業被害額は、約 9,100 万円⁷⁾にもなります。

14 このような状況を改善するため、本県では「福岡県第二種特定鳥獣 (シカ) 管理計
15 画」を策定し、被害防除対策の実施や捕獲を推進した結果、被害額は、ピーク時であ
16 る 2010 (平成 22) 年度の 2 億 1,500 万円から半減しました。捕獲されたシカは、県
17 内の「ふくおかジビエの店」でジビエ料理として提供されているほか、新宮町では、
18 シカの皮を有効活用して革製品の製造・販売を行い、地域おこしにつなげようという
19 動きもみられます。

20 また、「福岡県レッドデータブック 2011」によると、「シカの増加」が絶滅危惧要
21 因となっている植物は 24 種にのぼり、そのうち 12 種では 2001 (平成 13) 年版のレ
22 ッドデータブックよりも絶滅の危険度が上昇しています。

23 そこで、シカによる生態系への影響が深刻化している耶馬日田英彦山国定公園の英
24 彦山及び犬ヶ岳地区では、自然公園法に基づく生態系維持回復事業として、シカの捕
25 獲や防護柵の設置を行っています。自然植生に対するシカの採食圧を軽減すること
26 により、絶滅危惧植物の保全と森林の再生を進め、耶馬日田英彦山国定公園の生態系
27 の維持または回復を図っています。

28

29 ■ 課題

- 30 ▶ シカによる自然植生への影響や農林業被害に対する防除対策 (防護柵の設置等)
31 の実施
- 32 ▶ 捕獲従事者の育成・確保
- 33 ▶ 捕獲したシカの利用用途や販路の拡大

34



ニホンジカ



シカによる自然植生への食害



ジビエ料理

1 ② イノシシ

2 ■ 現状

3 イノシシは、中山間地域を中心に県内のほぼ全域に生息しており、水稻や果樹類、
4 タケノコなどを食べてしまいます。そのため、県内各地で深刻な農林業被害を引き起
5 こしており、2020（令和2）年度のイノシシによる農林業被害額は約3億3,000万円
6 7にもなります。また、近年は住宅地や市街地への出没も確認されており、人的被害も
7 発生しています。このような状況を改善するため、本県では「福岡県第二種特定鳥獣
8 （イノシシ）管理計画」を策定し、被害防除対策の実施や捕獲による被害の軽減を
9 図っており、捕獲頭数は2012（平成24）年以降増加傾向にあります。捕獲されたイノ
10 シシは、各地域でジビエ料理として提供されているほか、糸島市では産学官連携事業
11 として、食肉加工のほか、鞣し（なめし）や皮革製品の加工販売を通じて、鳥獣事業
12 の新モデルの確立と多地域での連携展開を目指す取組などが行われています。

13

14 ■ 課題

- 15 ▶ イノシシの被害防除対策（防護柵や電気柵の設置など）の実施
- 16 ▶ 捕獲従事者の育成・確保
- 17 ▶ 捕獲したイノシシの利用用途や販路の拡大

18

19 ③ 人獣共通感染症

20 ■ 現状

21 人獣共通感染症は、世界保健機構（WHO）で確認されているだけでも200種類以上
22 あり、新型コロナウイルス感染症をはじめ、牛海綿状脳症（BSE）、中東呼吸器症候
23 群（MERS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）など国内外で大きな社会問題となった
24 病気が多数存在します。人獣共通感染症の主な感染経路としては、動物との接触感染、
25 糞中の病原体の経口感染、かみ傷・引っかき傷の感染が挙げられ、野生動物がこれら
26 の病気を直接媒介する場合があります。また、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の
27 ように、人獣共通で吸血するマダニ類がウイルスを媒介する例もあります。SFTSは、
28 2013（平成25）年に国内で初めて確認されて以降、報告数は年々増加しています。野
29 生動物の個体数の過剰な増加や人と野生動物の接触機会の増加は、このような病気へ
30 の感染リスクを高めると考えられていることから、野生鳥獣の適正な保全と管理は、
31 人の健康の側面からも重要な課題であるといえます。

32 本県では、福岡県ワンヘルス推進基本条例に基づき、「人と動物の健康、そして環
33 境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念の普及とワンヘルス・アプローチの実践
34 に向けて、具体的な取組を進めています。

35

36 ■ 課題

- 37 ▶ 野生鳥獣の適正な管理の推進
- 38 ▶ 人獣共通感染症対策、環境保護、人と動物の共生社会づくりなど、ワンヘルス・
39 アプローチに基づく取組の実践

1 (4) 外来種

2 外来種は、生態系や農林水産業等に大きな影響を及ぼすものもみられ、また、一度
3 定着すると駆除には多大な時間と労力を必要とします。このため、人々の外来種問題
4 に対する認識を高めるとともに、外来種の自然環境への持ち込みを防止し、侵入して
5 しまった外来種に対する適切な対策を推進していくことが必要です。

6 ■ 現状

7 「福岡県侵略的外来種リスト 2018」には、本県に既に定着している、または定着の
8 おそれがある侵略的外来種として 304 種（植物 188 種、動物 116 種）が挙げられてい
9 ます。

10 哺乳類では、アライグマの生息域が急速に拡大しており、2020（令和 2）年度には
11 41 市町村で生息が確認されています。アライグマは雑食性のため、捕食・競合による
12 在来種や生態系への影響が危惧されているほか、農業被害が深刻化しており、2020（令
13 和 2）年度の被害額は 1,639 万円を超えています⁷⁾。また、一部の島嶼（とうしょ）で
14 は、外来種であるドブネズミが侵入・定着し、ヒメクロウミツバメやカンムリウミス
15 ズメなどの鳥類の繁殖に壊滅的な影響を与えています。

16 魚類では、オオクチバス及びブルーギルが県内のほぼ全域に侵入しており、在来種
17 や生態系に大きな影響を及ぼしています。また、タイリクバラタナゴの侵入により、
18 広い地域でニッポンバラタナゴとの交雑が起きています。

19 クモ形類では、セアカゴケグモの生息域が福岡市と北九州市を中心とした周辺の市
20 町村に広がっており、2021（令和 3）年 6 月 1 日までに 27 市町村で生息が確認され
21 ています。

22 昆虫類では、福岡市と北九州市においてヒアリ及びアカカミアリが発見されていま
23 す。また、北九州市では、2015（平成 27）年にツマアカスズメバチの営巣が確認され
24 ています。現在のところ、いずれの種も県内での定着には至っていませんが、海外か
25 らのコンテナ等に紛れて、再び県内に侵入するおそれがあります。本県では、2018（平
26 成 30）年 7 月に県民や事業者がヒアリやアカカミアリを発見した際の対処法などを細
27 かく示した「福岡県ヒアリ等対応マニュアル」を作成し、定着や被害の未然防止に努
28 めています。

29 植物では、外来水草であるブラジルチドメグサやナガエツルノゲイトウなどが県内
30 に侵入し、分布域を広げています。また、法面などから逸出した外来植物により、競
31 合する在来植物が減少しています。本県では、オオキンケイギク、アレチウリ、ブラ
32 ジルチドメグサの 3 種について防除リーフレットを作成し、種の特徴や正しい駆除の
33 方法を周知することで、分布拡大の防止に努めています。

34 国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種（国内に在来種として自然分布し
35 ても、その地域には元々いなかった種）の侵入・分布拡大も生物多様性に大きな
36 影響を与えています。また、国外由来・国内由来を問わず、別地域の個体の放流・放
37 鳥等により、その地域特有の個体群の遺伝子がかく乱される事例も生じています。

1 ■ 課題

- 2 ➤ 外来種が生態系に与える影響や外来種の適正な駆除方法の周知
- 3 ➤ 外来種の適正飼養（終生飼養など）の啓発と徹底
- 4 ➤ 県内に生息・生育する、人の生命・身体に影響を与える可能性のある外来種の周知と被害の予防
- 5
- 6 ➤ 樹木の植栽、魚介類の放流などを行う際の遺伝的な固有性、多様性への配慮

7
8
9

福岡県侵略的外来種リスト 2018 におけるカテゴリー区分と外来種数

カテゴリー*	分類群											合計
	植物	動物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	貝類	甲殻類 その他	クモ 形類	
県内に定着している外来種	409	221	2	5	1	1	18	140	21	29	4	630
①重点対策外来種	10	10	2	0	1	1	3	0	0	1	2	20
②要対策外来種	88	51	0	3	0	0	7	28	8	5	0	139
③要注意外来種	82	34	0	2	0	0	3	19	4	6	0	116
それ以外の外来種	229	126	0	0	0	0	5	93	9	17	2	355
県内に定着していない外来種	8	21	4	1	4	0	5	6	0	0	1	29
④定着予防外来種												
侵略的外来種（①～④の総和）	188	116	6	6	5	1	18	53	12	12	3	304

10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

出典：福岡県侵略的外来種リスト 2018（福岡県）をもとに作成
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sinryakugairai.html>

- * 各カテゴリーの定義は以下のとおり
- 重点対策外来種：影響・被害は甚大で対策の必要性が高く、対策の実行可能性・実効性が見込めるため、積極的な防除が必要な侵略的外来種
 - 要対策外来種：影響・被害は甚大で対策の必要性が高いものの、対策の実行可能性・実効性が相対的に低いため、防除についての検討及び遺棄・導入・逸出防止などの普及啓発が必要な侵略的外来種
 - 要注意外来種：影響・被害は限定的だと考えられるため、遺棄・導入・逸出防止などの普及啓発を中心とした対策が必要な侵略的外来種
 - 定着予防外来種：県内に未定着であるが、今後定着の可能性が高いことから、導入の予防や水際での監視、野外への遺棄・逸出防止、発見した場合の早期防除が必要な侵略的外来種

25
26
27
28
29
30



アライグマ



ヒアリ



ナガエツルノゲイトウ

31

1 (5) 地球環境の変化

2 「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JBO3)」では、地球温暖化な
3 どの地球環境の変化が生物多様性の損失の直接的な要因として挙げられています。特
4 に地球温暖化による生物への影響は深刻であり、JBO3 では「急速な気候変動が、生物
5 種や生態系が対応できるスピードを超えた場合、将来に予測される気候変動によって
6 陸域及び淡水域両方の生物種の大部分が増大する絶滅リスクに直面すると予測されて
7 いる」と記述されています。

8 本県は九州の北端に位置し、本県が分布の南限にあたる種もいくつか存在します。
9 そのような種では、温暖化によって県内から絶滅することが九州からの絶滅にもつな
10 がります。

11 このように地球温暖化は生物多様性にとっても重要な問題であるとの認識に立ち、
12 対策を強化することが求められます。

13

14 ① 地球環境の変化による陸地への影響

15 ■ 現状

16 本県のほぼ中央に位置する飯塚市では、2000 年代の平均気温が 1940 年代のそれと
17 比較して約 1.4°C 上昇している⁸⁾など、県内各地で平均気温の上昇傾向がみられ、生物
18 への様々な影響が懸念されています。

19 例えば、アブラゼミなどの一部の種では生物季節の変化がみられるようになってお
20 り、餌生物との生物季節のずれなどが発生するおそれがあります。また、暖地性の生
21 物の分布域が北上しており、これまで越冬できずに定着していなかった外来生物が定
22 着可能になるといわれています。

23 近年は線状降水帯や大型の台風等の発生により、県内各地で記録的な大雨が観測さ
24 れています。それに伴い、河川の氾濫や土砂崩れ等の災害も発生し、甚大な被害が出
25 ています。被害の大きい地域の中には、復旧工事や河川工事などにより自然環境の改
26 変が生じている場所もあります。

27 地球温暖化に伴う影響を緩和するため、脱炭素化に向けた取組が世界的に加速して
28 います。県内各地では太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる発電施設の計画、
29 建設・稼働が行われています。これらの発電施設を設置する際には、生物の生息・生
30 育環境に影響が生じる場合があり、生物多様性への配慮が求められます。

31

32

33

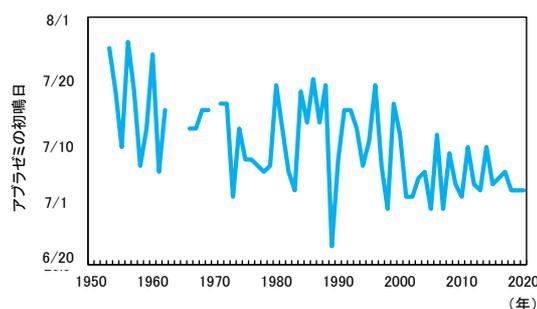
34

35

36

37

38



アブラゼミの初鳴日の変動 (福岡市)

出典：生物季節観測の情報 (気象庁) をもとに作成

<https://www.data.jma.go.jp/sakura/data/index.html>

- 1 ■ 課題
- 2 ▶ 地球温暖化対策の推進
- 3 ▶ 生物多様性分野における気候変動適応策の事例や情報の収集・整理
- 4 ▶ 生態系を活用した適応策（EbA）の啓発

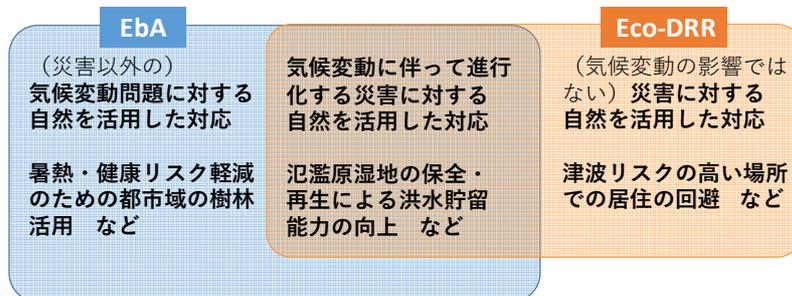


コラム9 生態系を活用した適応策（EbA）

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加などの気候変動が顕在化しており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

地球温暖化の対策には、省エネの促進や再生可能エネルギーの導入などにより温室効果ガスの排出量を減らす、または植林などにより CO₂ の吸収量を増やす「緩和策」と、気候変動による様々な影響を回避または軽減させるために自然や社会のあり方を調整する「適応策」の2種類があります。適応策の例として、荒廃した森林の整備が生態系の健全性や回復力を高め、気候変動に伴う森林衰退や土砂災害の軽減などにつながる事が挙げられます。ほかにも、都市部の緑化によるヒートアイランド現象の緩和、高温でも育つ農作物の品種改良、人々が災害に備えるための情報発信やインフラ整備なども適応策の例です。

適応策の中でも、気候変動により生じると想定されるリスクや損失に対して、生物多様性や生態系が持つ様々な機能やサービスを活用する「生態系を活用した適応策（EbA：Ecosystem based Adaptation）」というアプローチが最近注目されています。EbAに取り組むメリットとして、多機能であることや、比較的安価に導入できる場合が多いことなどが挙げられます。前述した都市部の緑化の例では、ヒートアイランド現象の緩和のほかに、生物多様性保全や水質浄化、景観の改善、雨水の浸透による洪水緩和などの効果も期待できます。なお、EbA と関連の深い概念に、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災、p.74 参照）がありますが、Eco-DRR は災害全般への対策であり、その中には地震や噴火などの気候変動と直接関係しない事象も含まれます。



EbA と Eco-DRR の概念の関係

出典：生態系を活かした気候変動適応：EbA（国立環境研究所）をもとに作成
<http://www.nies.go.jp/kanko/news/40/40-3/40-3-04.html>

1 ② 地球環境の変化による海域への影響

2 ■ 現状

3 温暖化の影響は陸地だけでなく海域にもみられ、東シナ海北部の平均海面水温は、
4 1900（明治 33）～2020（令和 2）年の 100 年間で 1.25°C 上昇⁹⁾しています。海水温
5 の上昇により、アイゴ等暖海性の生物の個体数の増加などが確認されています。

6 また、海面も上昇傾向にあり、博多湾では 1985（昭和 60）年以降、1 年当たり
7 4.3mm の海面の上昇が記録されています。海面の上昇により、干潟などの浅海域
8 の面積の減少や自然海岸の減少と、そこに生息・生育する生物の減少や絶滅が懸念さ
9 れます。

10 さらに、大気中の二酸化炭素濃度の上昇に伴い、海水に溶ける二酸化炭素量も増大
11 しており、これによって海水中の pH が低下、酸性化することが指摘されています。
12 海洋酸性化は炭酸塩殻を有する生物（甲殻類、棘皮（きょくひ）動物、軟体動物、サ
13 ングなど）に対し、石灰化を抑制することを通して成育に悪影響を及ぼすものと考え
14 られています。

15 その他の地球環境の変化による海域への影響として、洋上風力発電設備の設置・稼
16 働が挙げられます。洋上風力発電は、近年注目されている発電方法で、陸上の風力発
17 電と比べて安定した発電が可能であることや人に対する騒音や振動の影響が少ないな
18 どのメリットがあります。しかし、海域は生物や生態系についての情報や知見が少な
19 く、洋上風力発電設備が鳥類（特に渡り鳥）や魚類、海棲哺乳類などに与える影響の
20 評価方法は確立されていません。そのため、設置に際しては十分な事前調査と環境予
21 測を行うとともに、設置後においても生物の生息環境に与えている影響を継続的に調
22 査し情報を蓄積する必要があります。

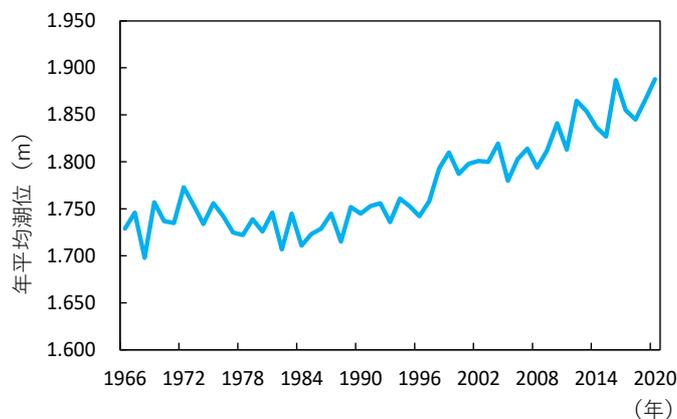
23

24 ■ 課題

25 ➤ 海水温及び海面の上昇が海洋生物に与える影響に関する情報の収集・整理

26

27



博多湾における年平均海面水位の経年変化

出典：潮位年報（海岸昇降検知センター）をもとに作成

<https://cais.gsi.go.jp/cmdc/center/siryuu.html>

1 (6) 人間活動の影響

2 道路やダム建設、市街地の拡大、干拓、埋立てなどの開発、様々な化学物質の利
3 用や排出などの人間活動により、県内の自然の形は大きく変えられてきました。それ
4 によって種の減少や絶滅、あるいは生態系の破壊・分断・劣化を通じた生物の生息・
5 生育空間の縮小・消失といった生物多様性の危機がもたらされています。

6

7 ■ 現状

8 県内では、特に1960年代以降、農地や森林から都市的利用への転用や海域の埋め
9 立てなどの開発が進みました。「令和2年度土地利用動向調査(福岡県)」によると、
10 県土面積に占める都市的な土地利用の割合(道路・宅地・その他の合計)は約34%に
11 達しています。近年の傾向としては、2004(平成16)年と比較すると森林面積は大き
12 く変化していない一方で、道路・住宅地の面積は108%に増加し、農地の面積は約88%
13 に減少しています。

14 生態系ごとの人間活動の影響に関しては後述(p.75~89)しますが、各生態系をま
15 たぐものとして、河川では、ダムや堰、溪流の砂防ダムが土砂を捕捉するため、陸域
16 から海域に運ばれる土砂の量が以前と比べて減少しており、干潟や海浜が後退・消失
17 する要因の一つとなっています。さらに、取水や河川流量の調整により、通常時の流
18 量減少や流量の変動頻度の低下が生じており、流路の単調化や乾燥化による植生変化
19 などの要因となっています。

20 また、石灰岩地には、特有の植生や動植物がみられます。石灰岩は有用鉱物である
21 ため、盛んに採掘されており、採掘によって生息・生育場所が減少している種や植生
22 がみられます。

23 本県では、生物多様性への影響が懸念される土地利用に関する計画(都市計画、森
24 林計画、河川整備計画、海岸保全基本計画など)を策定する際には、生物多様性や生
25 態系に配慮した計画としています。また、自然環境に大きな影響を与える可能性のあ
26 る一定規模以上の事業・開発行為に対しては、環境影響評価法及び福岡県環境影響評
27 価条例に基づいた環境影響評価(環境アセスメント)の実施を義務付けています。

28 生態系は人間活動の影響を受ける一方で、豊かな生物多様性に支えられた健全な生
29 態系は、しなやかに回復する力を有しています。このような回復力を持つ自然の多様
30 な機能を活用する「グリーンインフラ」の取組が広まりつつあり、国が事務局となっ
31 てその取組を推進する官民連携プラットフォームが設立されています。

32

33 ■ 課題

- 34 ▶ 環境影響評価制度の適正な実施
- 35 ▶ 行政計画策定時や改訂時における生物多様性保全の視点の導入
- 36 ▶ グリーンインフラの普及と導入の促進

37

38

39



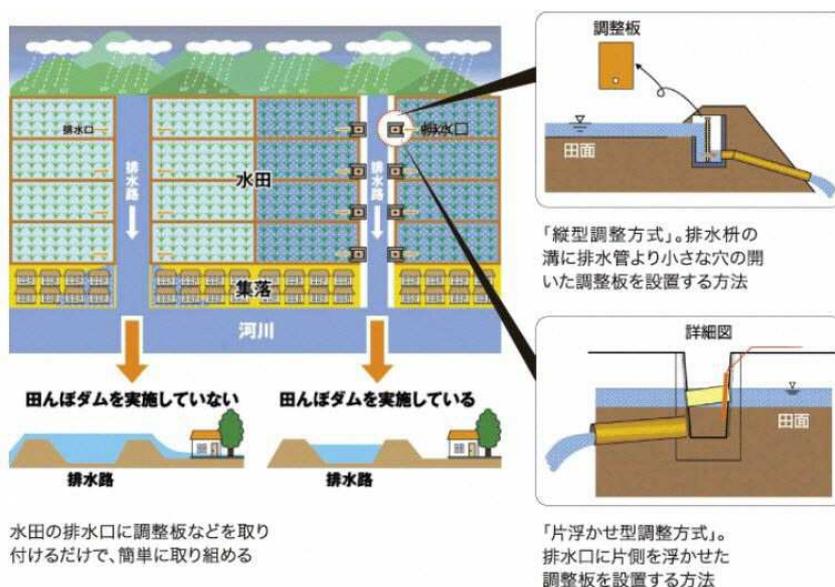
コラム 10 グリーンインフラと生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)

社会資本整備や土地利用等において従来用いられてきたコンクリート等の人工構造物によるインフラ整備は、機能の有効性が明確で完成後すぐに目的の効果を発揮するというメリットがある一方、環境負荷が大きく、機能が単一的であるというデメリットがあります。これに対し、近年注目されるようになってきたのがグリーンインフラです。

グリーンインフラとは、自然環境が持つ多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。例えば、河川整備や再開発において緑豊かな公園空間を積極的に整備することで、ヒートアイランドの緩和や住民の心身の健康増進につながったという報告があります。グリーンインフラは、環境負荷が少なく、災害等で損傷しても自律的に回復できることに加え、主な目的以外にも、CO₂の吸収や生物の生息・生育場の提供、レクリエーションの提供などの多様な機能が期待できます。

また、最近では、生態系と生態系サービスを積極的に活用することで自然災害の被害やリスクを低減させる「生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR: Ecosystem based Risk Reduction)」の考え方も注目されています。Eco-DRRは、地域の災害リスクの低減につながるるとともに、被災時には水や燃料などの資源を供給する効果が期待できるほか、平時には地域の産業や景観維持などの地域づくりに貢献できるなど、多くのメリットがあります。

県内においても、Eco-DRR の視点を導入した防災・減災対策が検討、実施され始めています。例えば、朝倉市や宗像市では、大雨が降った際に水田に雨水をためて下流域の洪水を防ぐ「田んぼダム」の取組が推進されています。



田んぼダムの原理

出典：aff 2011 年 7 月号 「田んぼダム」の取組（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1107/mf_news_01.html

1 2. 生態系別の現状と課題

2 生物多様性の保全のためには、生物のすみかであるそれぞれの生態系を保全するこ
3 とが重要です。このような観点から、以下では、生物の生息・生育場所として質の異
4 なる5つの生態系（森林、農地、都市、陸水、沿岸・海洋の各生態系）ごとに現状と
5 課題についてみることにします。

6

7 (1) 森林生態系

8 ① 自然林

9 ■ 現状

10 生物多様性の保全上重要な地域の一つである自然林は、開発や人工造林によって
11 減少し、現在その割合は1.4%（植生図からの読み取り結果）とごくわずかです。自
12 然林のうち、行為制限の強い保護地域に指定されている割合は、自然林全体の41.9%
13 に留まっています。

14 標高750m以上の自然林を代表する落葉広葉樹林であるブナ自然林は、県内5か所
15 の山地に分布していますが、英彦山地を除きごくわずかに残存するのみです。地球温
16 暖化の進行やシカの分布域の拡大により、山地上部に残されたブナ自然林への影響が
17 特に懸念されます。

18

19 ■ 課題

- 20 ➤ 自然林の保護地域面積の拡大
- 21 ➤ 山地上部に分布するブナ自然林の保全

22

23 ② 二次林・人工林

24 ■ 現状

25 二次林では、炭や薪の需要減少に伴う木材利用量の減少や管理放棄による照葉樹林
26 化、林床の照度の低下など質の変化がみられます。また、松くい虫被害等によってマ
27 ツ林の減少がみられますが、2019（令和元）年度における松くい虫被害額は4,165千
28 円⁷⁾で、2015（平成27）年度の被害額8,675千円と比べると半減しています。

29 特に低地から丘陵に分布する二次林では、開発による森林の分断により、生息・生
30 育種の個体群が分断され、森林性の種の生息環境の悪化がみられます。また、志賀島
31 や糸島地区では二次林としてマテバシイ群落がみられます。土地の造成や管理放棄に
32 加えて、現在は終息に向かっているもののカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害
33 も発生しており、今後の動向に留意が必要です。

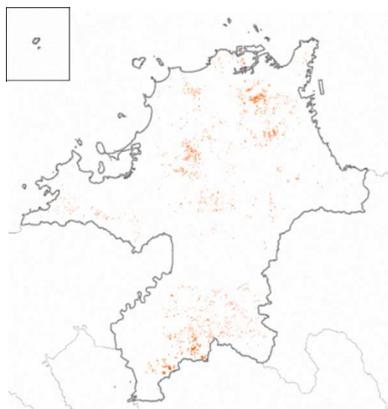
34 県内の人工林率は64%に達しています⁷⁾。間伐等の管理が行き届かない人工林は、
35 樹木や根の成長が弱くなったり、林床が暗く下層植生が貧弱になるなど、生物多様性
36 や森林の公益的機能の低下につながります。本県では、林業経営が困難な人工林につ
37 いては、福岡県森林環境税を活用した強度間伐により針広混交林へ誘導するなど、公
38 益的機能が発揮できる森林整備を進めています。

1 また、県内の竹林は急速に拡大しており、2016（平成28）年～2020（令和2）年ま
2 での4年間で面積が約7%増加しています。管理されていない竹林は藪状になり、林
3 床が暗く生物多様性を低下させるとともに、周辺の森林や農地に侵入し農林業に悪影
4 響を及ぼすこともあります。

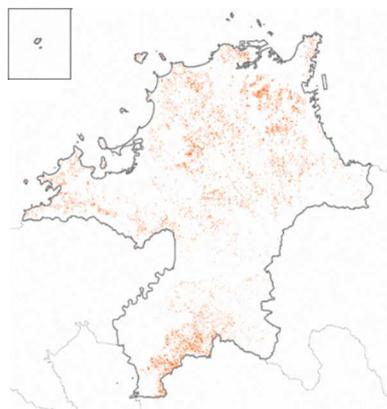
6 ■ 課題

- 7 ▶ 健全な二次林の育成
- 8 ▶ 広葉樹植栽による森林整備の推進
- 9 ▶ 竹林の拡大防止策及び新たな竹の利用方法の検討

11 1980年頃の竹林の分布



11 2000年代の竹林の分布



17 福岡県における竹林の分布域の変化

17 出典：第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査（環境省）をもとに作成
18 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/tokusan/megurujoukyou/pdf/4take.pdf>

19 ③ 林業

20 ■ 現状

21 本県では、森林の有する公益的機能を高度に発揮するために、育成単層林から育成
22 複層林への転換、伐採後の天然更新、保安林制度の適切な運用、野生鳥獣被害の被害
23 防止対策などの取組を行い、林業の振興を図っています。また、2012（平成24）年
24 には「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、公
25 共建築物等への県産木材の利用拡大を図っており、2019（令和元）年度には9,711m³
26 の木材が県内各地の公共建築物に利用されています⁷⁾。

27 これらの取組の結果、原木生産量は2015（平成27）年の195千m³から2019（令
28 和元）年には299千m³まで増加しています⁷⁾。また、シカやイノシシ、松くい虫など
29 の有害鳥獣や害虫による林業被害は2019（令和元）年度において54,419千円と依然
30 として大きいものの、防除活動が実を結び減少傾向にあります⁷⁾。

31 また、間伐材を主とした未利用木材の新たな活用先として、木質バイオマス発電の
32 燃料としての活用が挙げられます。県では、「木質バイオマスボイラーの手引き」及び
33 「チップ生産の手引き」を作成し、木質バイオマスの普及拡大を図っています。2019
34 （令和元）年における木質バイオマスのエネルギー源としての木材利用量は63.5千t

1 で、2015（平成27）年の利用量28.7千t⁷⁾と比べると倍増しており、利用が拡大して
2 います。

3 しかしながら、過疎化や高齢化の進行などにより間伐等の施業の担い手が減少傾向
4 にあります。森林組合員の人数は、1989（平成元）年は34,822人でしたが、2018（平
5 成30）年には29,299人⁷⁾となっており、減少の一途をたどっています。

6 なお、本県は特用林産物の生産が盛んで、2019（平成元）年の生産量は「たけのこ」
7 と「竹炭」が全国1位となっているほか、「ひらたけ」が全国2位、「ぶなしめじ」、「ま
8 いたけ」、「木ろう」は全国3位を誇っています⁷⁾。一方、竹林面積が拡大傾向にある
9 中で、竹材（まだけ、もうそう）の生産量は2017（平成29）年～2020（令和2）年
10 にかけて減少傾向⁷⁾にあります。

11 環境に配慮した持続可能な森林経営を認証する森林認証については、2020（令和2）
12 年3月、うきは市が市有林約576haにおいて、SGEC-FM認証（一般社団法人 緑の
13 循環認証会議）を取得¹⁰⁾し、生物多様性や環境の保全に配慮した森林整備を推進して
14 います。

15

16 ■ 課題

- 17 ▶ 県産木材の利用拡大
- 18 ▶ 木質バイオマスのエネルギー源としての木材利用の推進
- 19 ▶ 林業従事者の育成、確保
- 20 ▶ 森林認証の取得支援

21

22

23

24

25



26

26 SGEC認証のロゴマーク

27

出典：一般社団法人緑の循環認証会議

28

<https://sgec-pefcj.jp/>

29

*本ロゴマークは、「緑の循環認証会議」より許可を得て掲載している。

30

31

31 福岡県における特用林産物の生産量及び全国順位（2019（令和元）年）

特用林産物	生産量（福岡県）	生産量（全国）	全国順位
たけのこ	5,653 t	22,285 t	1位
竹炭	261 t	447 t	1位
ひらたけ	918 t	3,862 t	2位
ぶなしめじ	14,751 t	118,597 t	3位
まいたけ	3,768 t	51,108 t	3位
木ろう	6 t	26 t	3位

32

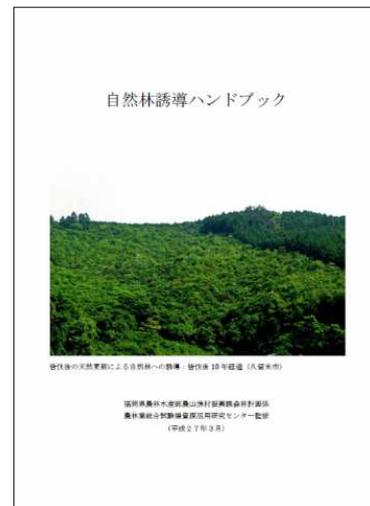
出典：令和2年度 福岡県農林水産白書（福岡県）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/nourinsuisanhakusyo-1.html>



コラム 11 人工林から広葉樹林・針広混交林への誘導

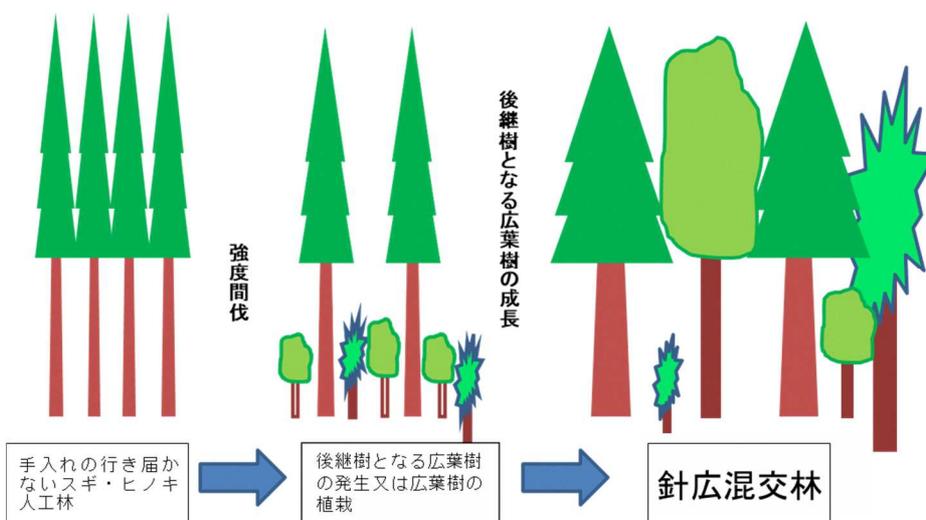
適切な管理が行われていない人工林は、材木としての成長や形質が低下するだけでなく、根の発達が阻害されることで土壌をつなぎとめる力が低下し山地崩壊の危険性が増したり、林床が暗く下層植生が貧弱になるために土壌流失が生じやすくなるなど、森林の持つ公益的機能が低下してしまいます。このため、階層構造を持った様々な植物が生育するとともに、多様な動物が生息する広葉樹林への誘導・育成が、特に生物多様性保全機能の観点から期待されています。



本県の目指すべき森林の姿として、林業経営が成り立たず適正な管理が見込めないスギ・ヒノキ人工林（荒廃林）は、広葉樹林や針広混交林へと誘導し、公益的機能の持続的な発揮を図ることとしています。しかし、スギ・ヒノキ人工林を広葉樹林・針広混交林へ誘導するためには様々な要件を満たす必要があり、さらに広葉樹を定着させるための適切な施業が必要になる場合もあるため、2015（平成27）年に「自然林*誘導ハンドブック」を作成しました。

このハンドブックには、皆伐後の天然更新や広葉樹植栽による広葉樹林への誘導方法、強度間伐（通常の間伐よりも本数を多く間伐すること）後の針広混交林への移行方法、立地特性に応じた樹種の選定方法などが掲載されています。

*本戦略で用いている植生学的な森林区分では、自然林ではなく二次林に該当する。



人工林から針広混交林への移行イメージ

出典：自然林誘導ハンドブック（福岡県）

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/568105_60653438_misc.pdf

1 (2) 農地生態系

2 ① 農耕地

3 ■ 現状

4 北部九州は日本列島で最も早く水田耕作が始まった地域で、古くから平野部を中心
5 に農業が営まれてきました。現在では県土に占める耕地面積の比率は 16.8%で、全国
6 平均の 12.0%と比べると 4.8 ポイント高い割合になっており、西日本では佐賀県に次
7 いで耕地率が高い県です。しかし、2015（平成 27）年の経営耕地総面積は 51,666ha¹¹⁾
8 で、1904（明治 37）年の約 44%にまで減少しています。特に 1960 年代以降の減少が
9 著しく、1960（昭和 35）年比で約 56%となっています。一方、耕作放棄地は、
10 1970 年代以降増大し、2010（平成 22）年に 7,189ha と過去最大を記録しましたが、
11 2015（平成 27）年には 6,992ha となり、減少に転じています⁷⁾。耕作放棄地は、病害
12 虫や外来雑草の発生源になったり、イノシシなどの鳥獣の格好の生息地になったり、
13 乾燥化に伴い湿地性の動植物の減少につながったりします。

14

15 ■ 課題

- 16 ▶ 耕作放棄地や遊休農地対策の推進
- 17 ▶ 担い手が不足している棚田の保全

18

19 ② ため池・クリーク等

20 ■ 現状

21 本県の 2021（令和 3）年 5 月末時点のため池は 4,792 か所で、全国では 8 番目、九
22 州内では最も多い¹²⁾です。地域別のため池密度をみると、福岡地区が最も高く、次い
23 で筑豊地区、京築地区となっています。

24 ため池や農業用水路・クリークに生息・生育する生物のうち、アサザやオグラコウ
25 ホネ、ミナミメダカ、カタハガイなど、数多くの種の絶滅が危惧される状態になって
26 います。その原因として、水質悪化、管理放棄、外来種の侵入、過去における改修工
27 事などが挙げられています。県では、環境保全に関する専門家が参画する環境情報協
28 議会を通じ、意見聴取を行い、環境に配慮した改修工事に取り組んでいます。

29

30 ■ 課題

- 31 ▶ 池干しやクリークでの泥あげなどによる管理の推進
- 32 ▶ 農作物や生態系に被害を与えている外来種の防除強化

33

34



ため池やクリーク等に生息・生育する侵略的外来種

写真は、左からアカミミガメ、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）、ブラジルチドメグサ。

1 ③ 二次草原・畦畔（けいはん）

2 ■ 現状

3 県内の二次草原は、「平尾台（北九州市など）」や「ロマンスが丘（田川市）」などの
4 石灰岩地や各地の防火帯などにわずかに残るのみとなっています。二次草原は火入れ
5 や採草によって維持されていますが、次第に管理が行われなくなり、森林に遷移する
6 などして面積が減少しています。

7 農耕地の畦畔は草原性の種の生息・生育地として重要です。しかし、除草剤散布、
8 管理不足などにより、生息・生育種の多様性が低下しています。また、近年は畦畔管
9 理の省力化や災害対策を目的とした畦畔のモルタル被覆が各地で行われており、植生
10 の変化や石積みなどの伝統的な文化の衰退が懸念されています。

11

12 ■ 課題

- 13 ▶ 二次草原に生息・生育する絶滅危惧種の保全
- 14 ▶ 畦畔草地の適切な管理の推進

15

16 ④ 農業

17 ■ 現状

18 県内の 2015（平成 27）年の農業従事者は 86,374 人で、2000（平成 12）年の 186,400
19 人と比較すると半分以下となっています。また、そのうち 65 歳以上の割合は 43.9%
20 で、高齢化が進んでいます⁷⁾。

21 水田の生物に着目すると、農業の大規模化などに伴う除草剤や殺虫剤の使用量の増
22 加により、絶滅が危惧される生物が多くみられます。特に、水生植物への影響は深刻
23 で、マルミスブタやイトトリゲモなどは農薬の使用による影響を強く受けています。

24 本県では、農業従事者に対し、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確
25 保するための生産工程管理の取組である「GAP（Good Agricultural Practices：農業生
26 産工程管理）」の取得を推奨しています。また、化学合成農薬の散布回数（成分回数）
27 と化学肥料の使用量を、ともに県基準の半分以下で生産する「ふくおかエコ農産物認
28 証制度」を設立し、生物多様性に配慮した農業を支援しています。

29 これらの取組を進めてきた結果、環境や生物多様性に配慮する農業従事者が増加し、
30 減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積は 2010（平成 22）年度の 10,073ha から、
31 2020（令和 2）年度には 11,089ha まで増加しています⁷⁾。

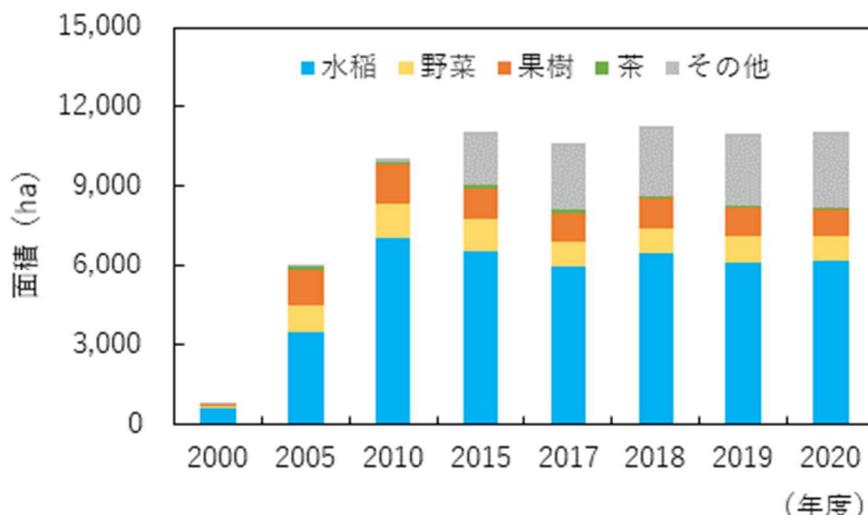
32 一方、農薬の流通量は 2010（平成 22）年度の 6,488t から、2018（平成 30）年度
33 には 6,787t まで増加しています⁷⁾。同年度における農薬の種類別流通量の増減をみる
34 と、除草剤の流通量が増加し殺虫剤と殺虫殺菌剤の流通量が減少しています。

35 2021（令和 3）年 5 月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベー
36 ションで実現するために「みどりの食料システム戦略」が国により策定されました。
37 本戦略では、2050 年までに目指す姿として、化学合成農薬の使用量をリスク換算で
38 50%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25%に拡大、などが掲げられてお
39 り、今後の展開が注目されます。

1 ■ 課題

- 2 ▶ 環境保全型農業の推進
- 3 ▶ ふくおかエコ農産物認証、福岡県 GAP 認証等の取得支援
- 4 ▶ 新規就農者の確保、定着の促進

5



福岡県における減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積の推移

出典：福岡県農林水産白書（福岡県）をもとに作成

6

7

8

9 ⑤ 里地里山

10 ■ 現状

11 農地やため池、二次林などの二次的自然で構成される里地里山は、様々な動植物の
 12 生息・生育場所となっています。また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観
 13 の形成、水源かん養、自然とのふれあいの場の創出、文化の伝承などの観点からも重
 14 要な役割を担っています。しかし、少子高齢化や産業構造の変化などにより、里地里
 15 山の人口は減少傾向にあり、集落の消失や森林の荒廃が懸念されています。

16 このような状況にある中で、近年、里地里山が自由なビジネスや働き方のできる場
 17 として注目されつつあります。県内でも里地里山にある空き家を改築してカフェや雑
 18 貨店として営業している事例が多数あります。

19 また、八女市では、地縁のない人が里地里山での暮らしを始めやすい環境づくりの
 20 一環として、地元の木材を利用した集合住宅（里山賃貸住宅）を建築するなど、里地
 21 里山の振興に向けた取組が行われています。

22 県内では、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に平尾台（北九州市ほか）、
 23 竹野地区（久留米市）、小塩地区（うきは市）の3地域が選定されています。これらの
 24 地域では、自然観察会や田植え体験などを通じて里地・里山保全の重要性を伝えてい
 25 ます。

26

27 ■ 課題

- 28 ▶ 里地里山の地域資源の保全と活用
- 29 ▶ 中山間地域を支えるための活動の支援

1 (3) 都市生態系

2 ■ 現状

3 県内には政令指定都市として福岡市と北九州市の2市があるほか、久留米市が中核
4 市となっており、県土面積に占める人口集中地区(DID)面積の割合は2015(平成27)
5 年時点で11.4%と大きな割合を占めています。

6 福岡市周辺は1970年代以降、人口・人口密度ともに増加傾向にあり、それに伴い
7 都市公園面積も拡大傾向にあります。一方、ビルや住宅が増加し市街化区域における
8 農地や森林の面積が減少したことで、ヒートアイランド現象が生じるようになりまし
9 ました。ヒートアイランド現象は、地球温暖化と相まって南方系の生物の北上促進要因と
10 なっている可能性があります。また、都市域の拡大及び都市域への人口集中は、水循
11 環系への影響を通じて、水域の生物多様性低下の一因となっています。

12 都市生態系は生物相が貧弱であるなど一般的には多様性の低い生態系ですが、県内
13 の市街地には、福岡城堀、和白干潟、千鳥ヶ池などの生物多様性の保全上重要な水域
14 がみられます。また、分断化・孤立化しているものの、社寺林等の森林も各地にみら
15 れるほか、公園などの緑地や街路樹、河川敷などが動物の移動経路として機能してい
16 る場合もあります。

17 都市では、公園や住宅の庭、建物、道路など、様々な空間にそれぞれの環境に適応
18 した生物がみられます。

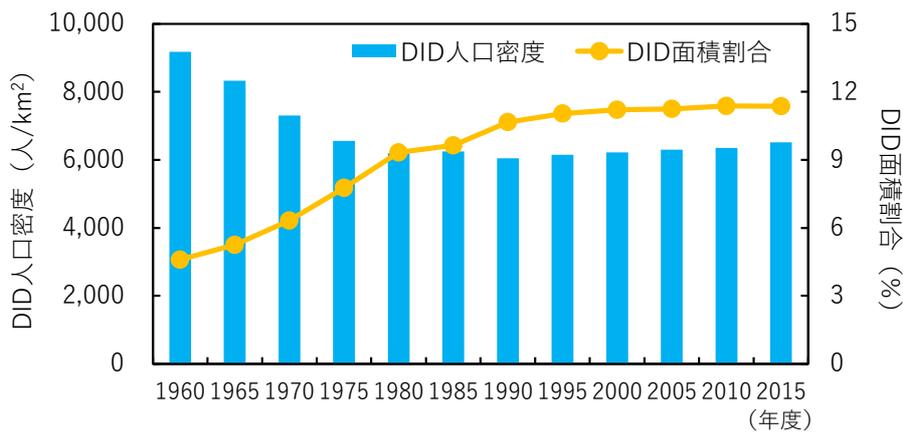
19

20 ■ 課題

- 21 ▶ 市街化区域内における緑地の保全、整備
- 22 ▶ 生物多様性に配慮した市町村による緑の基本計画の策定

23

24



人口集中地区(DID)の県土面積に占める割合及びその人口密度の推移

出典：我が国の人口集中地区(総務省)及び国勢調査(総務省)をもとに作成

1
2
3
4



ツバメ

夏鳥で、昆虫などを食べます。民家の軒先などに巣を造って繁殖します。近年、各地で減少しているといわれています。



ヤモリ

民家などに生息し、昆虫などを食べます。民家の害虫を食べてくれることから、「家守」と名づけられました。



ミカドアゲハ

幼虫は神社などに植えられているオガタマノキや庭木のタイサンボクを餌とするため、都市部でもみられます。



イノシシ

本来は山間地に生息する動物ですが、近年はエサを求めて市街地に出没する事例が増えています。



オオキンケイギク

道端や河川敷など内各地に定着しており福岡県侵略的外来種リスト 2018」では重点対策外来種に選定されています。



屋上緑化 (アクロス福岡)

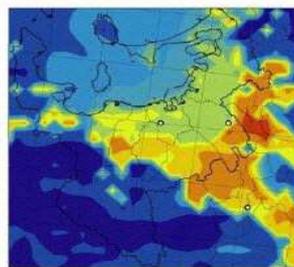
福岡市中心部に位置するアクロス福岡ステップガーデンは、多くの樹木が生育する緑豊かな都市空間を形成しています。



コラム 12 福岡都市圏のヒートアイランド現象

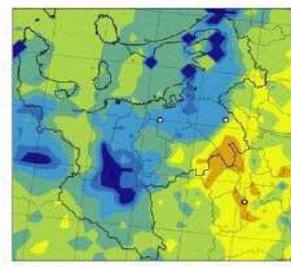
ヒートアイランド現象とは、郊外に比べて都市部ほど気温が高くなる現象のことで、熱中症や睡眠障害などの人に対する影響だけでなく、開花時期が変化したり、秋の紅葉時期が遅れるなど生物に対する影響もあるといわれています。福岡都市圏のヒートアイランド現象の特徴として、都市域の気温上昇は風が停滞する夜間に大きく、卓越した海風が内陸まで達する日中は小さくなるのが挙げられます。

6時



-1 0 1 2 3 4 5 (°C)

13時



-1.0 -0.6 -0.2 0.2 0.6 1.0 (°C)

*2016年8月7日～8月27日の21日間の観測データに基づく解析

福岡都市圏のヒートアイランド現象

出典：数値気象モデルを用いた福岡都市圏のヒートアイランド現象の解析（松本）をもとに作成

1 (4) 陸水生態系

2 ① 河川

3 ■ 現状

4 陸水生態系は県土面積に占める割合は小さい生態系ですが、特徴的な生物が多く生
5 息・生育するとともに、絶滅の危機に瀕している種が多くみられる場所でもあります。
6 河川生物の生息・生育環境が悪化している要因として、河川改修による河道の固定、
7 直線化、ダムや堰の建設、河床の平坦化、護岸の設置、高水敷の人工化、河畔林等の
8 河川植生の減少などによる生物の移動経路や個体群の分断のほか、汚水やごみの流出
9 による水質汚濁などが挙げられます。なお、富栄養化の原因となる窒素やリンの流入
10 量は瀬戸内海流入河川及び有明海流入河川では横ばいとなっています。博多湾流入河
11 川では1993（平成5）年頃まで窒素やリンの流入量は漸増傾向にありましたが、近年
12 は横ばいとなっています¹³⁾。

13 特に、近年は大雨の影響により県内各地で河川の氾濫が起こっており、河川改修が
14 急務となっています。本県では、河川改修や河川復旧時には「多自然川づくり」によ
15 る防災と生物多様性保全の両立を図っています。県内の多自然川づくりの事例として、
16 福津市の上西郷川が挙げられます。上西郷川は、多自然川づくりが行われる以前はコ
17 ンクリート三面張りの都市河川でしたが、河川改修時に植物や流木、石などの自然素
18 材を利用するとともに、川幅や水深などを意図的に変化させ、水がよどんだワンドや
19 たまりを人工的に作り出すことで、生物の多様な生息・生育環境を再現しました。そ
20 の結果、魚の種類は約3倍に、個体数は約12倍に増えたと報告されています¹⁴⁾。

21 河川の下流域は淡水と海水の入り混じる汽水域となっています。汽水域に生息する
22 底生魚類にとって、河川汽水域の重要な生息環境は、「汽水域中上流部の砂礫干潟」、
23 「汽水域中下流部の砂干潟」、「汽水域中下流部の砂泥塩性湿地」、「汽水域下流部の砂
24 泥・泥干潟」の4つに大別されます。これらの汽水域はハゼ類の生息場所となってい
25 るほか、シロウオの産卵場などにもなっており、有明海や博多湾に生息する生物にと
26 って特に重要な環境となっています。しかし、近年は河川の人為的な改変や干潟の埋
27 立てなどの影響を受け、汽水域の生物の生息・産卵環境の悪化が懸念されています。

28

29 ■ 課題

- 30 ▶ 河川生物の生息・生育環境に配慮した多自然川づくりの推進
31 ▶ 通し回遊魚（アユ、ニホンウナギ など）が遡上できる魚道の設置及び河川の連続
32 性の確保

33

34

35

36

37

38

39

40

1 ② 湖沼

2 ■ 現状

3 県内には人工のダム湖や貯水池は数多くあるものの、天然の湖沼は少なくなってい
4 ます。貴重な自然湖である八女市の麻生池は、県の天然記念物に指定されているオグ
5 ラコウホネの自生地となっています。また、古賀市の千鳥ヶ池も小規模ながら天然湖
6 沼として知られています。

7 ダム湖や貯水池では、釣り目的などで密放流されたオオクチバスやブルーギルなど
8 の外来種が生態系に甚大な被害を与えています。

9

10 ■ 課題

- 11 ▶ 湖沼に生息・生育する絶滅危惧種の保全
- 12 ▶ 外来魚（オオクチバスなど）の防除対策

13

14 ③ 湿原・湿生林

15 ■ 現状

16 県内では、広谷湿原（北九州市、行橋市、苅田町）や北九州市若松区周辺の湿地群
17 などが環境省により「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。
18 広谷湿原は世界でも珍しいカルスト台地にある湿原で、トキソウやノハナショウブな
19 どの湿原特有の貴重な植物が自生し、苅田町の天然記念物に指定されています。

20 また、北九州市・福岡市・大野城市の一部の地域では、ハンノキ群落などの湿生林がわ
21 ずかに残されています。

22 これらの湿地や湿生林は、開発や遷移の進行などによって減少傾向が続いています。

23

24 ■ 課題

- 25 ▶ 現存する湿原や湿生林の保全

26

27

28



オグラコウホネ

ため池や淀んだ水路に生育する多年生の浮葉植物で、県内では八女市のほか、柳川市でも生育が確認されています。

29



ノハナショウブ

湿原に生える美しい紫色の花を咲かす多年草。湿地の遷移の進行や乾燥化、園芸用採取などによって減少しています。

30



ハンノキ群落

都市近郊の丘陵地に位置するため、各地で開発の対象となり、消失したところもあります。

31

1 (5) 沿岸・海洋生態系

2 ① 干潟

3 ■ 現状

4 有明海や豊前海、筑前海の内湾・入り江には干潟が広がっています。これらの干潟
5 は、シギ・チドリ類、ズグロカモメ、クロツラヘラサギ、ツクシガモ等の干潟を利用
6 する渡り鳥にとって重要な渡りの中継地または越冬地となっていますが、近年、本県
7 周辺におけるシギ・チドリ類やツクシガモの確認個体数は減少傾向にあります。

8 有明海の干潟には多くの固有種や準固有種が生息し、豊前海や筑前海の干潟は国内
9 有数のカブトガニの産卵地となっています。

10 一方、干潟は、埋立てや干拓などにより面積が年々減少傾向にあり、1998(平成10)
11 年の段階で、1945(昭和20)年の約6割にまで減少しています¹⁵⁾。また、高度経済
12 成長期の川砂採取や河川に建設されたダムや堰などにより、海域への土砂供給の減少
13 や供給土砂が細粒化する現象が起きています。この影響を受け、干潟などの浅海域の
14 底質が細粒化するなどの変化がみられます。

15 また、近年はアサリやマテガイなどの二枚貝類を大量に捕食するナルトビエイが豊
16 前海や有明海に来遊しており、漁業被害をもたらしています。アサリやハマグリは海
17 域環境の変化により資源量が増減しますが、覆砂による底質環境の改善や漁業者によ
18 る資源管理などにより、資源回復の取組が行われています。

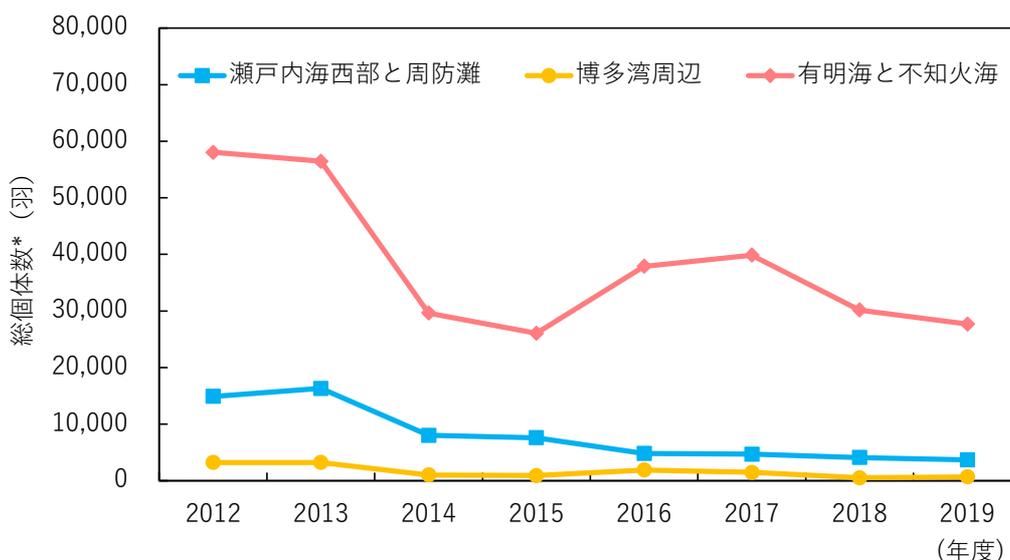
19

20 ■ 課題

21 ▶ 干潟の保全の推進

22

23



福岡県におけるシギ・チドリ類個体数の推移

*年度ごとの総個体数(羽)は、各年度における秋期・冬期・春期調査の個体数の合計値

出典：シギ・チドリ調査データ総括報告書(環境省自然環境局 生物多様性センター)をもとに作成

<http://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/>

1 ② 海岸

2 ■ 現状

3 県内の自然海岸は、工業用地の造成や農地利用のため
4 の埋立てなどにより減少しており、1997（平成 9）
5 年時点で海岸総延長の 3 割を下回っています¹⁶⁾。また、
6 海域では、海岸構造物の建造や航路・河口・港口
7 の掘削、海砂の採取などが行われており、土砂の移動
8 形態が大きく変化しているものと考えられます。筑前
9 海沿岸には広く砂浜や岩礁海岸が残っていますが、海
10 岸浸食が著しく、砂浜などの海岸環境に依存する生物
11 の生息・生育環境が減少しています。また、近年は海
12 岸にプラスチックごみや有害な化学物質を含んだポリ
13 タンク、医療系廃棄物などが漂着しており、生物への
14 影響が懸念されています。

15 主に砂浜でみられる海浜植物群落は、海岸浸食や各
16 種開発、防災工事、外来種の侵入、植林、海岸漂着物
17 による被覆などにより、多くの地域で危機的な状況に
18 あります。また、海岸を繁殖地として利用しているコ
19 アジサシやシロチドリ、アカウミガメなどへの影響が
20 懸念されています。

21 アカウミガメは、玄界灘に面した福津市（恋の浦・福間海岸・勝浦海岸）及び岡垣
22 町（三里松原）にて継続的に上陸・産卵する個体が確認されてきましたが、2016（平
23 成 28）年以降、岡垣町では上陸・産卵が確認できていません¹⁷⁾。しかし、地域の保護
24 団体によって生息調査や産卵時の保護柵の設置などの保全活動が続けられています。

25 また、玄界灘沿岸には防風林として植林されたクロマツ林があり、風光明媚な景観
26 を生み出していますが、松くい虫被害によりかつての景観が一変した所もみられます。
27 また、芦屋海岸夏井ヶ浜地区のハマオモト（ハマユウ）群落や西浦漁港海岸のゲンカイ
28 ミミナグサなどの希少な植物の群生地もあります。

29 海岸を適切に管理するためには、海岸の管理主体間で十分な連携を図る必要があり
30 ますが、海岸の所管や管理主体が地区ごとに細分化されており、管理が行き届いてい
31 ない箇所も見受けられます。

32

33 ■ 課題

- 34 ▶ 自然海岸の保全
- 35 ▶ 海岸漂着ごみの削減、除去の推進
- 36 ▶ クロマツ林などの海岸林の保全

37



海岸のプラスチックごみ



コアジサシ

1 ③ 藻場

2 ■ 現状

3 藻場は、多くの生物の餌場や隠れ家、産卵場として、海の生物多様性の中で大きな
4 役割を果たしています。その他にも、水中の有機物を分解する機能や、栄養塩類や炭
5 酸ガスを吸収し酸素を供給する機能などもあり、沿岸水域環境の維持・保全に大きく
6 貢献しています。

7 県内には主に筑前海沿岸に藻場がみられ、局所的な藻場の減少や構成種の変化がみ
8 られます。藻場の減少要因として、ウニ類（ムラサキウニ、ガンガゼ類）や魚類（ア
9 イゴ、イスズミ）による食害が指摘されています。このため、漁業者はウニ類の除去
10 を中心とした藻場の保全活動を行っています。

11 また、北九州・遠賀～宗像海域においてはアラム類が減少しガラモが増加している
12 など、藻場を構成する海藻の出現種にも変化がみられます。

13

14 ■ 課題

15 ➤ ウニ類の密度管理による藻場の改善

16 ➤ 投石による藻場造成の取組

17

18

福岡県の海域別藻場面積と植生（2013年～2015年）

海域名	藻場面積 (ha)	76～78年割合 (%)	優占藻類
北九州・遠賀	2,397.2	100.1	ツルアラム・ガラモ
宗像	958.7	99.1	ガラモ・アラム
福岡・粕屋	966.4	84.2	クロメ・ガラモ
糸島	476.7	90.9	クロメ・ガラモ
合計	4,799.0	95.7	—

19 *初期調査（1976年～1978年）では調査していたものの、今回は調査できなかった藻場は藻場面積及び
20 割合から除外。

21 出典：筑前海における藻場の現状および藻場造成に関する研究（福岡県水産海洋技術センター）

22

23

24



コラム 13 生物多様性の観点から重要度の高い海域（EBSA）

25

26

27

28

29

30

31

31

「生物多様性の観点から重要度の高い海域（EBSA）」とは、日本周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的・客観的に明らかにしたものです。沿岸域では270か所、沖合表層域では20か所、沖合海底域では31か所が選定されており、本県では、沿岸域として遠賀川河口周辺や曾根干潟周辺、博多湾一帯など8地域が選定され、沖合表層域では日本海・対馬暖流海域が選定されています。

愛知目標の国別目標では、国内の海洋保護区を10%とすると掲げられています。この重要海域が、日本における海洋保護区設定の基礎資料になると考えられ、今後の展開が注目されます。

1 ④ 漁業

2 ■ 現状

3 本県の 2018（平成 30）年における漁船漁業及び養殖業を海区（筑前海区、有明海
4 区、豊前海区）別にみると、筑前海区では船びき網による漁獲量が最も多く、次いで
5 中・小型まき網による漁獲量が多くなっています。特に、マダイは全国でも有数の漁
6 獲量を誇っています。養殖業ではカキやノリが生産されています。

7 有明海区の養殖業ではノリの生産が盛んで、全国有数の生産量を誇っており、「福岡
8 有明のり」としてブランド化されています。また、採貝漁業ではアサリやサルボウの
9 漁獲量が多くなっています。

10 豊前海区の養殖業ではカキの生産が盛んで、「豊前海一粒かき」としてブランド化さ
11 れています。漁船漁業では、小型底びき網によるエビ類やカレイ類の漁獲量が多くな
12 っています。

13 このように、本県には外海性の筑前海、内湾性の有明海、内海性の豊前海で多種多
14 様な魚介類が獲れます。県内の漁業従事者は減少傾向にあり、高齢化が進展していま
15 す。

16 本県では、ICT 技術を活用して 3 日先までの水温や潮流の予測データを漁業者のタ
17 ブレット端末に配信する「海況予測システム」を開発し、科学的データを基にした効
18 率的な操業を推進しています。漁業者からはこのシステムを活用したことで「漁場を
19 探す時間が短縮され、燃油の使用量が少なくなった」という声もあがっています⁷⁾。

20

21 ■ 課題

- 22 ▶ 適切な水産資源の管理
- 23 ▶ 新規漁業従事者の育成、確保
- 24 ▶ ICT 技術を活用した効率的な漁業の推進

25

26



27
28
29 マダイ



ノリ



マガキ

30 出典：じざかなび福岡
<https://jizakanavi-fukuoka.jp/>

31

3. 生物多様性を支える活動に関する現状と課題

(1) 多様な主体による活動

私たちの暮らしは生物多様性の恵みによって支えられています。その豊かな恵みを享受していくためには、生物多様性や生態系の価値が尊重されつつ、持続可能な利用が行われ、次の世代に確実に受け継がれる社会づくりを進めていかなければなりません。そのためには、県民・事業者・NPO等・行政の各主体が生物多様性について考え、できるだけ生物多様性の保全に結びつく生活、行動を選択していくことが求められます。

① 県民

■ 現状

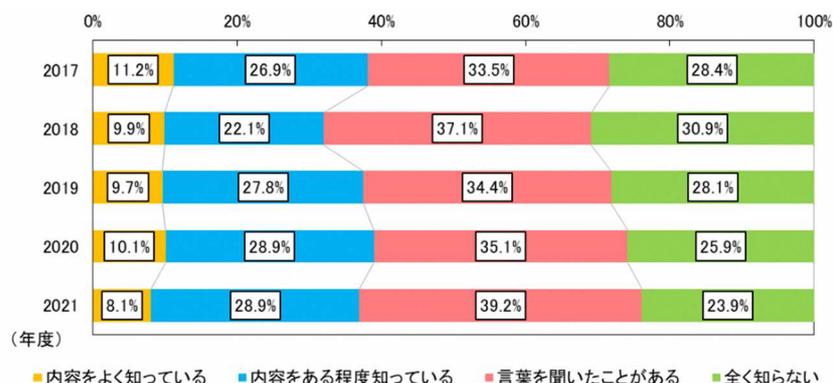
2021（令和3）年度の県政モニターアンケート調査結果によると、生物多様性について「内容をよく知っている」または「内容をある程度知っている」と回答した割合は37.0%で、直近5年では約4割で推移しています。一方、「全く知らない」と回答した割合は23.9%で、2018（平成30）年度以降、年々減少する傾向にあります（p.資29参照）。また、自然環境や生物多様性の保全活動への参加状況について、「保全活動への参加や身の回りにある自然とのふれあいに興味を持っているが、参加の方法が分からない、又はきっかけがない」と回答した割合は39.4%でした。

自然を体感する機会が少なくなっている現代人、特に子どもたちに対し、様々な機会をとらえて、教育や学習、体験の機会を提供することが必要です。このため、県では、児童向けの生物多様性の啓発冊子「いのちのつながり いのちのにぎわい」の作成及び配布、自然観察会の開催、学習段階に応じた環境教育などを通じて子どもたちが生物の大切さや生物多様性の重要性に触れるきっかけづくりを行っています。

また、県民の生物多様性保全に対する意識向上を図るため、生物多様性の保全と持続可能な利用のために、県民一人ひとりが日々の生活の中で実践できる行動を取りまとめた「生物多様性県民行動リスト」を作成し、環境関連イベントや県政出前講座等の機会を活用してその普及に取り組んでいます。

■ 課題

- 生物多様性の重要性に対する意識・関心の向上
- 自然体験の機会の充実
- 生物多様性に配慮した行動の実践や保全活動への参加促進



福岡県における生物多様性の認知度の推移

出典：県政モニターアンケート（福岡県）

② NPO 等[※]

■ 現状

県内で生物多様性保全に関わる活動を行っている団体は 50 団体以上あり、それぞれの団体が特色のある活動を行っています。自然環境保全団体を対象にしたアンケート（p.資 22～28 参照）によると、活動を行う上での課題は、「後継者の不足」の割合が最も高く、次いで「団体運営の中核を担う人材の不足」、「ボランティアの不足」など、人材の確保に関することが全体の約 6 割を占めています。団体の年代別構成人数をみても、「60 代以上」が約 7 割を占めており、特に若い世代の活動への参加促進が求められます。

県内 6 地域に設置されている地域環境協議会では、県や市町村、NPO 等、事業者が連携・協働して、団体交流会や報告会、地域住民を対象にした自然観察会等を開催するなど、多くの県民の参加を得ながら地域に根差した保全活動を展開しています。

※本戦略では、特定非営利活動法人（NPO 法人）とボランティア団体、自治会・町内会等、公益法人などを総称して「NPO 等」と表記しています。

■ 課題

- 生物多様性保全に関わる NPO 等の情報収集及び情報発信
- NPO 等との協働・連携機会の創出
- NPO 等同士の交流、連携の支援

③ 事業者、農林漁業者

■ 現状

企業・事業者は、原材料の調達や輸送・製造・販売・廃棄・リサイクルなどの各段階において国内外の生物多様性と関わり、また製品やサービスを通じて消費者と生物多様性との関わりに関与しています。持続可能な開発目標（SDGs）や ESG 投資の拡大などにより、近年、生物多様性に関する取組を行うことが事業者に求められるようになっており、このような取組の実施が企業価値の向上や消費・投資を呼び込むチャンスとも捉えられています。県内でも社会貢献活動や SDGs の一環として、また、社

1 会的責任から、生物多様性保全活動を行っている事業者が増えつつあります。活動内
2 容は、森林整備活動やビオトープの整備、海岸清掃、自然観察会の開催など直接的に
3 自然や生物多様性保全に関わるもののほか、「福岡県共助社会づくり基金」への寄附な
4 ど間接的に支援するものもあります。その一方で、自分たちの事業活動と生物多様性
5 の関係が分からない、実際にどう行動すればよいか分からないなどの声も聞かれると
6 ころです。

7 農林漁業者においては、自らの生産活動が生物多様性に正負の影響があることを認
8 識し、生物多様性の恵みである自然資源を持続可能なかたちで利用していくことが求
9 められます。また、農林水産業が持つ多面的機能の維持・増進を図る取組として、県
10 内でも地域との連携によるため池の保全活動や漁場の清掃活動などが行われています。

11

12 ■ 課題

- 13 ▶ 生物多様性保全に関する取組を行っている事業者の情報収集及び情報発信
- 14 ▶ 事業者の生物多様性保全を促進するため施策等の検討
- 15 ▶ 事業者と他の主体の連携促進

16

17 ④ 教育・研究機関

18 ■ 現状

19 生物多様性に関する理解や知識を深め、それを行動へと結びつけていく能力を養う
20 ためには、子どもの頃から自然や生物を知り、体感することが大事です。このため、
21 小・中学校、高等学校、大学等の教育機関において、自然とふれあうとともに生物多
22 様性に関する基本的な知識を身につけることが大変重要になっています。

23 最近、学校教育を通じてSDGsについての理解は浸透してきています。生物多様性
24 についても教育や自然体験活動の促進など、さらなる取組が必要です。本県では、小
25 学生を対象とした環境教育副読本「みんなの環境」を作成・配布しており、そのなか
26 で福岡県の自然や絶滅危惧種の現状など、生物多様性に関する内容を記載しています。
27 また、小学校高学年以上を対象とした、生物多様性について紹介する冊子「いのちの
28 つながりいのちのにぎわい～生物多様性と私たち～」を作成し、生物多様性に関する
29 学習資料としています。

30 県内のいくつかの大学では、生態学、生態工学、分類学、緑地保全学などの生物多
31 様性に関わる研究と教育が行われています。生物多様性に関する高度な専門知識と幅
32 広い視野を持った研究者や技術者を養成していくことも大学の大切な役割です。

33

34 ■ 課題

- 35 ▶ 生物多様性に関する環境教育及び自然体験活動等の推進

36

37

38

1 ⑤ 市町村

2 ■ 現状

3 県内では、7市が生物多様性地域戦略を策定しています。これらのうち、4市（北
4 九州市、福岡市、久留米市、古賀市）が個別の計画、また3市（福津市、うきは市、
5 糸島市）が環境基本計画の一部として策定しています。

6 福津市は、世界の約300都市で各都市の生物写真を同時に投稿する「City Nature
7 Challenge」というイベントに参加しており、2021（令和3）年の同イベント期間中に
8 はニホンアカガエルなど185種の生物の写真や観察記録が投稿されるなど、独自の取
9 組を行っています。

10

11 ■ 課題

- 12 ▶ 市町村の生物多様性地域戦略の策定支援
- 13 ▶ 市町村の生物多様性保全事業等に対する支援

14

15 ⑥ 連携と支援体制

16 ■ 現状

17 生物多様性保全の主体である県民・事業者・NPO等・行政等の多様な主体が、そ
18 れぞれの役割を意識しながら、連携・協働して保全活動を行うことは、生物多様性の
19 効果的かつ持続的な保全にとって大変重要です。

20 行政内においても、生物多様性には様々な部局の事業が影響しますが、事業は各部
21 局単位で行われることが多く、部局間の連携が不十分な場合もあります。そのため、
22 県内6か所の保健福祉環境事務所では、管内市町村、県土整備事務所、農林事務所、
23 教育事務所等で構成する地域環境協議会を設置しており、地域の生物多様性の保全に
24 向けて各組織が連携した取組を進めています。

25 また、県では、生物多様性の普及や保全、担い手育成、各主体間の連携促進や地域
26 資源の発掘・活用に関して専門性を有する人材を「福岡県生物多様性アドバイザー」
27 として登録し、地域での自然観察会や環境学習会等に派遣しています。今後も県民や
28 事業者・団体等が生物多様性保全への理解を深めるための支援を積極的に行っていく
29 必要があります。

30

31 ■ 課題

- 32 ▶ 生物多様性保全に向けた多様な主体間の連携促進
- 33 ▶ 部局間の連携による生物多様性保全の取組推進
- 34 ▶ 生物多様性アドバイザー制度の利用促進

35

36

37

38

39

1 (2) 情報整備と科学的知見の蓄積

2 ① 情報整備

3 ■ 現状

4 生物多様性保全の取組を計画的に推進するためには、まず、生物多様性に関する現
5 状や危機要因の把握が重要です。本県では、「福岡県レッドデータブック」の編さん・
6 発行を通じて、県内の絶滅危惧種等の生息・生育地及び絶滅危惧要因などの情報を把
7 握・公開しています。

8 また、環境影響評価に際しての生物調査、国土交通省実施の河川水辺の国勢調査、
9 林野庁実施の森林生態系多様性基礎調査、環境省実施の自然環境保全基礎調査など、
10 公の機関によって多くの生物調査が行われています。しかし、これらの調査で収集さ
11 れた情報はそれぞれ別々に管理されており、情報の共有がされておらず、県内の生物
12 地理情報や各生物種の生息・生育状況、これらの経年変化、増加・減少要因等の情報
13 は不足している状況です。

14 県内の生物相については、蘚苔（せんたい）類、藻類、地衣類、菌類、無脊椎動物
15 などの情報が不足しており、今後の調査の進展が望まれます。

16 ■ 課題

- 17 ▶ 様々な主体が所有する生物分布情報等の収集
- 18 ▶ 生物多様性に関する情報の一元的な管理と提供

19 ② 科学的知見の蓄積

20 ■ 現状

21 生物多様性の保全・再生のためには、動物園や水族館、博物館、植物園、教育機関
22 などと協力することが必要不可欠です。例えば、北九州市立自然史・歴史博物館（い
23 のちのたび博物館）や九州大学総合研究博物館などには多数の生物標本が収蔵されて
24 います。特に、九州大学には 400 万点を超す昆虫標本が収蔵されており、文献資料と
25 ともに国内最大の昆虫類に関するレファレンスコレクションとなっています。これら
26 の生物標本は、生物多様性の基礎情報として極めて重要です。

27 一方、県内に生息・生育する生物の生態的特性や生活史は、ほとんどの種では十分
28 明らかになっていないなど、生物多様性保全のための科学的・技術的知見が不足して
29 います。

30 ■ 課題

- 31 ▶ 生物多様性保全に関する調査研究の推進
- 32 ▶ 生物多様性保全の基礎資料となる生物標本の収集及び適切な管理の推進

33

34

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

中表紙

第4章 目指す社会と目標95

1. 目指す社会（2050年に実現すること）96

2. 目指す社会のイメージ.....97

（1）2050年の人々の暮らしや社会の様子 97

（2）2050年の各地域のイメージ 98

（3）2050年における都市と里地里山里海のイメージ 103

3. 目指す社会の実現に向けた4つの行動指針と12の目標 104

1. 目指す社会（2050年に実現すること）

本県の生物多様性は、自然と人の関わりの歴史のなかで維持され、多様な文化を育んできました。本県の豊かな生物多様性とその恵みを将来にわたって享受できる社会の実現に向けて、2050年に目指す社会の将来像を次のとおり掲げます。

生きものを支え、生きものに支えられる 幸せを共感できる社会

生物多様性、それは個性を持った多様な生きものが、他の生きものや生命（いのち）とつながりあって、にぎわっている状態をいいます。この生物多様性を守り、維持することで、私たちは自然からの豊かな恵みを享受することができます。

私たちは、そのことを再認識し、生きものへのまなざしや生きものを大切にする心を育むことを通して、これからの暮らしや社会における生きものとの新たな関係を構築します。そして自然や生きものと共生する豊かな暮らしや社会を次の世代へとつないでいきます。

私たちの祖先は自然を生活のために利用し、必要であれば改変し、あるいは、自然の中に神を見だして信仰するなど、自然と多様な関係を築きながら暮らしてきました。しかしその関係は、経済の発展とともに縮小していきました。経済的な発展による豊かさに比べ、自然の豊かさが生活の豊かさにつながることは、あまり実感されなくなり、自然への考慮は少なくなりました。

私たちの暮らしは、自然からの様々な恵みによって豊かになりました。しかし、その一方で、様々な社会経済活動が生物多様性の損失と劣化を進める要因となっています。私たちの暮らしに欠かせない食料品や衣料品をみても、原材料の調達や輸送・製造・販売・廃棄等の各段階で、国内外の生物多様性と関わっています。私たちの暮らしは、社会の仕組みを介して身近な自然だけでなく遠くの自然ともつながっているのです。つまり、生物多様性をどう守るかは、私たちが今の価値観や行動を転換し、今後の暮らしのあり方や社会の仕組みをいかに変えていくことができるかの問題でもあるのです。

さらに、日本では、高齢化と人口減少が急速に進んでいます。地域の活力維持のためには、食料やエネルギーをはじめとする地域の資源を地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用していく自立分散型の社会形成のあり方が重要な視点となってきます。適切な利用により永続的に恵みを得ることができる生物多様性は、自立分散型社会を支える不可欠な地域資源であり、そうした意味からも私たちは自然との関わりを改めて見直す必要があります。

以上述べた課題や視点を踏まえ、次ページ以降に、それらの課題を解決した2050年の自然共生社会のイメージを人々の暮らしと各地域の様子として描きました。

1 2. 目指す社会のイメージ

2 (1) 2050年の人々の暮らしや社会の様子

3 ■ 人々の暮らし

- 4 ▶ 身近な自然や生きものに関心を持ち、その変化を感じ取る人が増えています。
5 また、家族みんなで自然や生きものを守るための活動に参加し、その活動を通
6 じて、子どもたちが生命（いのち）の大切さや生きものの不思議、生態な
7 どについて学んでいます。
- 8 ▶ 日々の食卓には、無農薬で栽培された旬の野菜や、身近な海や河川で獲れた
9 魚介類などを使用した料理が並んでいます。また、住宅や家具、紙製品など
10 を購入する際には、持続可能な林業で生産された木材を使った製品が選択さ
11 れています。
12
- 13 ▶ キャンプや釣りなどの自然の中で楽しめるレクリエーションの人气が高まり、
14 余暇活動のために多くの人々が里地里山里海を訪れています。また、レクリ
15 エーションの合間には、地域でとれた野菜や魚介類などを使用した料理やお
16 弁当などを堪能したり、祭りなどの伝統文化を楽しんだりしています。
17
- 18 ▶ 人々の暮らし方（二拠点生活など）や働き方（ワーケーションなど）が柔軟
19 で多様なものへと変化する中で、自然に囲まれ心休まる豊かな暮らしを選択
20 する人々が増えています。
21
22

23 ■ 社会の様子

- 24 ▶ 県民の意識や社会のシステムに「将来への責務」が根付くとともに、生物多
25 様性の重要性が社会に浸透し、持続可能な社会づくりが進んでいます。
26
- 27 ▶ 経済・社会のグリーン化が進み、生態系の維持と経済・社会活動の両立が図
28 られています。また、生物多様性の持続可能な利用を考慮した事業活動が行
29 われるとともに、消費者は率先して、環境ラベル製品など生物多様性に配慮
30 した商品を購入しています。
31
- 32 ▶ IoTの普及により時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が浸透し、人々の
33 暮らしの多様化が進むなど、人口や経済活動などの社会構造が都市集中型か
34 ら自立分散型へと変容しています。また、里地里山里海では、農林水産物や
35 加工品、伝統工芸品などの文化、景観など、地域の自然資源を活かした様々
36 なビジネスが営まれ、地域の魅力発信や活性化に大いに貢献しています。
37
- 38 ▶ 学校や企業などでは、自然資源を生み出す基盤となる生物多様性保全の重要
39 性について学ぶ機会が増えています。そのため、多くの人々が生物多様性保
40 全の重要性を認識しており、各地で保全活動が活発に行われています。
41

1 (2) 2050年の各地域のイメージ

2 ■ 森林



3
4

- 5 ▶ 英彦山や脊振山をはじめとするブナ林など、各地の自然林が周辺の森林とともに
6 よく保全されています。そこにはクマタカが舞う姿がみられ、樹洞を持つ巨木に
7 はフクロウやムササビなどの生きものがすんでいます。
- 8 ▶ シイ・カシ類などの常緑広葉樹林、コナラなどの落葉広葉樹林、アカマツなどの
9 針葉樹林など、多様な二次林が各地で見られます。
- 10 ▶ 人工林は適切に管理されて林床は明るくなり、様々な生きものがみられます。
- 11 ▶ 森林の連続性が保全・再生され、多様な生きものを育てています。
- 12 ▶ シカによる食害で危機的な状況であった植生が回復し、森林には様々な植物が復
13 活し、健全な森林生態系が取り戻されています。
- 14 ▶ 森林の持つ多面的機能を維持・活用するために、様々な人々が森林管理に関わっ
15 ており、多様な生きものの保全とともに、自然災害への備えとしても機能してい
16 ます。
- 17 ▶ 林業以外にも散策や環境教育、山菜取りなど多くの人々に森林が利用され、多様
18 な暮らしや働き方ができる場としても注目されています。

19
20
21
22

1 ■ 農村



2
3

- 4 ▶ 水田をはじめとする農地やため池、水路は、カエルやトンボ、ドジョウ、メダカ
- 5 など、多様な生きものの生息の場となっています。畦（あぜ）やため池、水路の
- 6 堤などの草地には、様々な在来の草花がみられます。
- 7 ▶ 平尾台や夜須高原などの二次草原では、火入れや採草による適切な管理が行われ、
- 8 希少な植物の宝庫となっています。
- 9 ▶ 棚田をはじめとする里地里山の美しい景観が保全され、人々に癒しや安らぎを与
- 10 えています。
- 11 ▶ 豊かな自然が育んだ食文化や豊稔祈願祭などのお祭りが各地域で大切にされ、生
- 12 きものやその恵みに対する感謝の気持ちも世代を超えて受け継がれています。
- 13 ▶ 多くの田んぼや畑で化学肥料や化学合成農薬などをできるだけ利用しない環境に
- 14 優しい農業が営まれ、農地や水路の生きものが大切にされています。
- 15 ▶ 農地の草刈りや、ため池、水路、クリークの定期的な池干しや泥上げ、補修など
- 16 の作業には、集落の農家だけでなく、ボランティアや都市住民の姿がみられます。

17
18
19
20
21
22

1 ■ 都市



2
3

- 4 ▶ 都市はコンパクトに集約され、郊外には豊かな自然が保全されています。
- 5 ▶ 鎮守の森、城跡、屋敷林、公園、街路樹、都市内の農地（市民農園など）には、
- 6 季節を感じさせる多種多様な在来の植物と野鳥や昆虫などの動物がみられ、人々
- 7 に自然とのふれあいや憩いの空間を提供しています。
- 8 ▶ 街中の河川は、都市の貴重な自然として、多くの市民に愛され利用されています。
- 9 親水広場では家族連れや子どもたちでにぎわい、水鳥や魚の群れがみられます。
- 10 ▶ 学校などの教育施設では、環境教育の一環として、雑木林や草原、水辺などのビ
- 11 オトープの整備が進み、児童生徒、学生が学習や研究に利用しています。
- 12 ▶ 住宅地では、各家庭の庭木や花壇、菜園などが生物多様性を育んでいます。庭に
- 13 訪れる野鳥や昆虫などへ人々の温かなまなざしが向けられています。
- 14 ▶ ビルや工場の敷地には多種多様な植物で構成された緑地帯がみられます。建物に
- 15 は、屋上緑化や壁面緑化が施され、都市部の気温上昇を緩和しています。また、
- 16 植栽された樹木や植物は、人々に身近な四季折々の変化をみせてくれるだけでな
- 17 く、多くの昆虫類・鳥類等のすみかにもなっています。

18

19

20

1 ■ 河川・湿原



2

3

- 4 ▶ 河川では、上流から下流にかけて、瀬や淵（ふち）、川原、ワンド、河畔植生など
5 の多様で変化のある自然景観がみられます。
- 6 ▶ 県内の4つの流域圏では、地史の影響を受けた固有の河川生物相がみられます。
- 7 ▶ 湿原や湿生林などが保全・再生され、各地でみられます。ここでは、希少な動植物
8 に出会うこともできます。
- 9 ▶ 河川における堰（せき）などの横断構造物には、そこにすむ生きものに配慮した
10 魚道が設置され、本流と支流、河川と農業水路等の間の段差も解消されて、多くの
11 の生きものの移動が容易になっています。
- 12 ▶ 堤防や堰（せき）などの人工構造物は河川景観に溶け込むよう設計され、河川特有
13 の自然景観が再生されています。川沿いの散策を楽しむ人々や、川遊びなどを
14 楽しむ子どもたちがよくみられます。
- 15 ▶ 流域全体での治水対策（流域治水）の考え方が浸透し、遊水地や放水路などを活用
16 した総合的な治水対策が各地で行われています。それらの遊水地や放水路は、
17 メダカやゲンゴロウ、水生植物などにとってすみよい場所となり、治水と生態系
18 保全の両立が実現しています。
- 19 ▶ 河川改修時や災害復旧時には、多自然川づくりの考えに基づいた工事が行われ、
20 河川に多くの在来の生きものが戻っています。

21

22

1 ■ 沿岸・海洋

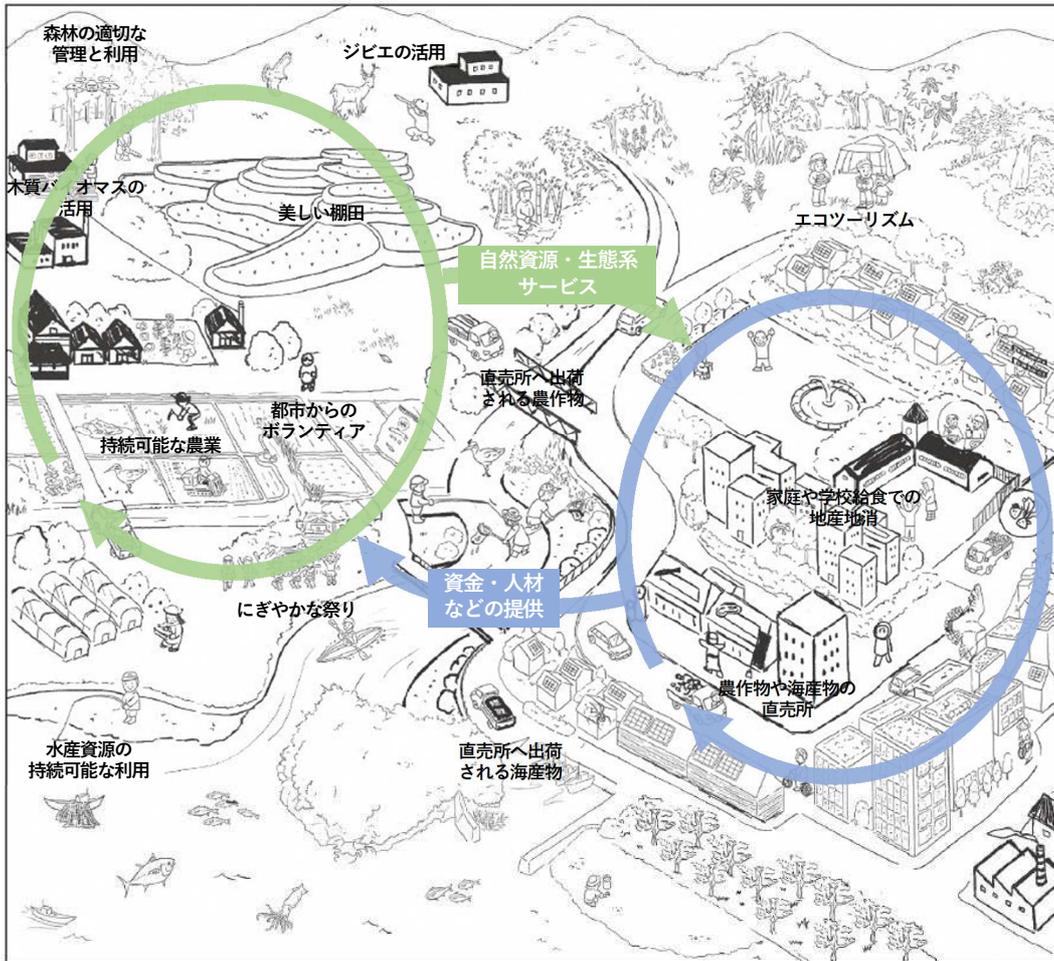


2
3

- 4 ▶ 筑前海の海岸では、大きな弧を描きながら突端の岬になだらかに吸い込まれていく長汀曲浦（ちょうていきょくほ）の砂浜とそれに続く砂丘がみられます。そこ
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16
- ▶ 筑前海の海岸では、大きな弧を描きながら突端の岬になだらかに吸い込まれていく長汀曲浦（ちょうていきょくほ）の砂浜とそれに続く砂丘がみられます。そこでは、様々な海浜植物やアカウミガメの産卵などがみられます。
 - ▶ 有明海や豊前海では広大な干潟がみられ、シチメンソウなどの植物や、カニなどの甲殻類、貝類、渡り鳥などの多種多様な生きものがみられます。人々は潮干狩りを楽しみ、漁業を営む人々の生活が感じられる里海の景観が広がっています。
 - ▶ 沿岸の浅い海には、海藻が生い茂る「藻場」がいたるところにみられます。澄んだ海には太陽の光がよく届き、あたかも海中の草原か森林のようです。ここでは多種多様な魚介類がみられ、漁業を生業とする人々の暮らしを支えています。
 - ▶ 漁港では、近海の漁場から四季折々の多様な魚介類が水揚げされています。以前は数が減少し、あまり捕れなかった魚介類もたくさんみられ、県民の食卓を豊かなものにしています。
 - ▶ 海岸漂着物の除去活動に協力するボランティアや都市住民の姿がみられます。

1 (3) 2050年における都市と里地里山里海のイメージ
 2 ~自然の恵みと人のつながり~

※後日、彩色
 予定



3
 4

- 5 ▶ 都市部の住民と里地里山里海の住民の交流・協働が活発化し、それぞれの地域の
 6 持つ特性や強みを最大限に発揮しつつ、互いに補完しあうことで、地域循環共生
 7 圏が形成されています。
- 8 ▶ 県民、NPO等、事業者、農林漁業者、県、市町村など、様々な主体が生物多様性
 9 保全活動に取り組んでいます。また、これらの様々な主体が地域の生物多様性に
 10 かかる課題解決に向けて交流・協働することで、自然と共生する持続可能で豊かな
 11 社会が実現しています。
- 12 ▶ 食料や水、物資、バイオマスエネルギーなどの自然資源が県内または地域内で活
 13 用され、循環しています。

14
 15

3. 目指す社会の実現に向けた4つの行動指針と12の目標

2050年の目指す社会「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを実感できる社会」を実現するためには、生物多様性や生態系の価値が尊重されつつ、持続可能な利用が行われ、次の世代に確実に受け継がれる社会づくりを進めていかなければなりません。また、行政のみでそうした社会づくりを進めるのは困難であり、県民や事業者、NPO等、教育・研究機関などの社会を構成する様々な主体が、それぞれの行動・活動により生物多様性に与える影響を最小限に留めるよう配慮するとともに、それぞれの得意分野を活かして連携・協働していくことが必要となります。

このため、私たちが起こすべき行動を4つの「行動指針」として設定するとともに、この4つの「行動指針」のもと、どのような観点から取組を進めていくべきかを明確にするため、2022（令和4）年度からの5年間に取り組む目標として、12の目標を設定しました。

この行動指針は、2013（平成25）年に策定した生物多様性戦略の4つの「行動目標」を踏襲して、新たに指針として位置づけたものです。この指針のもとに、より具体的な到達点・経過点として12の目標を掲げました。

行動指針1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

目標1-1 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます

目標1-2 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります

目標1-3 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します

私たちの暮らしは生物多様性の恵みによって支えられています。これまでも、生物多様性の損失を止めるため、様々な普及啓発や環境教育・体験活動の促進などに取り組んできました。しかし、生物多様性に対する県民の理解・関心の高まりは、いまだ十分とは言えない状況です。

今後の私たちの暮らしや事業活動のあり方が、生物多様性の損失や回復の方向性を大きく左右すること、また人と生物多様性との関わりの中で長い時間をかけて蓄積されてきた地域の歴史・文化（食文化や祭り等）が、人口減少や高齢化などにより、急速に失われつつあるといった課題を踏まえ、上記のとおり3つの目標を設定しました。

この3つの目標に沿った取組を通じて、各主体が生物多様性の重要性を理解・体感し、生物多様性に配慮した具体的かつ効果的な行動を起こすきっかけづくりを進めます。

行動指針 2 生物多様性の保全と再生を図ります

目標 2-1 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます

目標 2-2 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します

目標 2-3 ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます

目標 2-4 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します

本県は、多様な環境と地域ごとの固有の地史を持つ地域で、多種多様な動植物が生息・生育し、豊かな生態系が存在しています。一方で、開発行為や里地里山の管理不足、野生鳥獣や侵略的外来種の生息域の拡大など、生物多様性を損なう様々な脅威にさらされています。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症が世界中で多発しています。これは、人口増加、農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって動物と人との関係性が変化したために、もともと野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人にも感染するようになったものとされています。これに対応するためには、「人と動物の健康、そして環境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念に基づく取組が重要となります。

こうした生物多様性の現状やワンヘルスの理念を踏まえ、上記のとおり4つの目標を設定しました。この4つの目標に沿った取組を通じて、調和のとれた自然環境の保全と生物との適切な関係性の維持を図っていきます。

行動指針 3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります

目標 3-1 持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持・向上を図ります

目標 3-2 事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持続可能な利用につなげます

目標 3-3 自然環境や生態系を活用した気候変動対策を推進するとともに、その考え方をグリーンインフラや防災・減災に適用していくことを検討します

私たちの暮らしは、毎日の食生活を支える農産物や魚介類などの食料をはじめとして、自然の恵みを利用することによって成り立っています。しかし、自然資源は無限

1 ではなく、自然の回復力の限界を超えない範囲で利用しなければ、持続的にその恵み
2 を享受することができなくなります。

3 農林水産業は、自然に順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進す
4 ることにより、その恵みを享受する生産活動であることから、その活動を通じて生物
5 多様性の維持・向上を図っていくことが必要です。

6 また、直接的に生物資源を扱わない事業活動であっても、その多くは、間接的に生
7 物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えています。このことに対す
8 る事業者の理解を促進し、事業活動に生物多様性への配慮を浸透させていくことが必
9 要です。また近年、気候変動や激化する気象災害への対応において、自然環境や生態
10 系の恩恵を活用しようという考え方が広まっていることから、こうした課題を踏まえ、
11 上記のとおり3つの目標を設定しました。

12 この3つの目標に沿った取組を通じて、将来にわたって生物多様性の恵みを享受で
13 きる社会・経済の仕組みの基盤づくりを進めていきます。

14

15

16 行動指針4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

17

18 **目標 4-1** 生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、
19 多様な主体の参加と協働を促進します

19

20 **目標 4-2** 生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援する
21 ための仕組みづくりを進めます

21

22

23

24 生物多様性の保全と持続可能な利用の考え方を社会に浸透させていくためには、行
25 政だけでなく、県民や事業者、NPO等、教育・研究機関などの多様な主体の参加が不
26 可欠です。各主体がそれぞれの得意分野を活かして連携・協働して課題解決に当たる
27 ことで、より効果の高い取組を実現することができ、その取組を持続的なものにして
28 いくためのネットワークの構築にもつながります。

29 また、各主体の取組が円滑に行われるためには、生物多様性保全の基礎となる情報
30 を集積し、具体的な対策に活かしていくことが必要です。

31 こうした課題を踏まえ、上記のとおり2つの目標を設定しました。この2つの目標
32 に沿った取組を通じて、各主体が行動を起こしやすい環境、そして有機的につながる
33 環境づくりを進めていきます。

34

35

36

37

38

39

1

2 **第5章 行動計画**..... 107

3 **1. 基本的な考え方**.....108

4 (1) 行動計画の施策体系..... 108

5 (2) 重点プロジェクト..... 109

6 (3) 行動計画策定の視点..... 110

7 **2. 行動計画**.....111

8 行動指針1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます ... 111

9 行動指針2 生物多様性の保全と再生を図ります 122

10 行動指針3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります 139

11 行動指針4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します 152

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

1. 基本的な考え方

(1) 行動計画の施策体系

第4章では、2050年の目指す社会の実現に向けて、4つの行動指針を設定し、2022（令和4）年度からの5年間の目標として、12の目標を示しました。本章では、4つの行動指針と12の目標のもとで取り組む生物多様性に関する個別の施策として147施策、また、この個別の施策のうち、目標の達成のために特に優先して実行すべき取組として15の重点プロジェクトを体系的に整理し、行動計画として示します。

また、生物多様性の保全のためには、行政だけでなく、県民や事業者の皆さんがこれまでのライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、行動を変えていくことが必要です。このため、12の目標のもとで取り組む生物多様性に関する個別の施策に続けて、県民や事業者の皆さんにも実践していただきたい事項を「県民の取組」「事業者の取組」として記載しています。

■ 目指す社会（2050年に実現すること）

生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会

■ 福岡県生物多様性戦略の取組（2022～2026年度）

行動指針	目標	施策数	重点数
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1-1 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます	16	3
	1-2 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります	7	1
	1-3 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します	5	1
2 生物多様性の保全と再生を図ります	2-1 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます	18	1
	2-2 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組む、絶滅を回避します	4	2
	2-3 ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます	10	3
	2-4 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します	27	
3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります	3-1 持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持向上を図ります	29	1
	3-2 事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、保全と持続可能な利用につなげます	5	1
	3-3 自然環境や生態系を活用した気候変動対策やグリーンインフラ等の取組を推進します	9	
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	4-1 生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、多様な主体の参加と協働を促進します	8	2
	4-2 生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援するための仕組みづくりを進めます	9	
合計		147	15

1 (2) 重点プロジェクト

行動指針		重点プロジェクト	
1 私たちの暮らしのなかで 生物多様性を育みます	1	生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信	【新規】
	2	自然公園等における自然体験活動の推進	強化
	3	生物多様性に関する環境教育教材の充実・活用促進	強化
	4	食品ロス削減の推進	【新規】
	5	まちとむら交流促進	継続
2 生物多様性の保全と再生 を図ります	6	里地里山における野生動物の生息状況等調査	【新規】
	7	希少野生動植物種保護条例に基づく希少種保護の推進	【新規】
	8	福岡県レッドデータブックの改訂	継続
	9	野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進	継続
	10	(ワンヘルス関係) ※検討中	【新規】
	11	侵略的外来種防除マニュアル等を活用した外来種防除の促進	強化
3 生物多様性の恵みの持続 可能な利用を図ります	12	森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備	継続
	13	事業者における生物多様性保全の取組の促進	【新規】
4 生物多様性を支える基盤 とネットワークを構築し ます	14	県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入	継続
	15	生物多様性アドバイザー制度の利用促進	強化

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

1 (3) 行動計画策定の視点

2 本県の戦略では、4つの行動指針のうち、「私たちの暮らしのなかで生物多様性を育
3 むこと」をまず1番目に掲げています。これは、生きものや自然に対する「共感」や
4 「感性」が生物多様性保全の原点であることを伝えたいという意図であり、本県戦略
5 の特色の一つとなっています。

6 我が国の生物多様性の損失速度は、緩和の傾向がみられるものの、回復傾向には至
7 っておらず、普通種も減少傾向にあるとの指摘がなされています。生物多様性の損失
8 を低減し、回復させるためには、人口減少や産業構造の変化への対応、顕在化する気
9 候変動の課題への対応、人々のビジネスやライフスタイルの変革等に取り組んでいく
10 ことが必要です。

11 また、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、人と動物、そしてそれを取り
12 巻く環境がそれぞれバランスよく健全であるべきというワンヘルスの考え方が、感染
13 症対策のキーワードとして大いに注目されています。本県においても2021（令和3）
14 年1月、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を公布・施行しまし
15 た。

16 このため、本戦略では、こうした社会情勢の変化と前戦略期間における取組の成果
17 と課題を踏まえ、4つの行動指針のもと、2022（令和4）年度からの5年間に取り組
18 む12の目標を新たに設定し、それぞれに個別施策を整理の上、行動計画を策定しまし
19 た。行動計画の策定に当たり、特に重視した視点は次のとおりです。

21 ① 生物多様性の保全等に向けた取組を通して、ワンヘルスを実践する

22 人と動物及びこれを取り巻く環境は、生態系の中で相互に関連し、影響しあう一体
23 のものであるとするワンヘルスの理念を踏まえ、生物多様性の保全等に資する各種施
24 策を総合的かつ計画的に推進し、ワンヘルスを実践する。

26 ② 日常生活を含む様々な社会経済活動に生物多様性を組み込む

27 ライフスタイルやビジネスなど私たちの社会・経済・暮らしのあり方を変革するた
28 め、生物多様性に関する価値観の醸成を図るとともに、日常生活や事業活動などのあ
29 らゆる場面で、生物多様性に配慮した行動の実践を促進する。

31 ③ 人口減少社会や気候変動等の社会的課題に対し、自然を活用した解決の視点を導入 32 する

33 グリーンインフラ（自然が有する多様な機能を活用した社会資本整備や土地利用）
34 の中でも特に防災・減災に注目し、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR、生態系
35 が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる考え方）の普及と導入の働き
36 かけを進める。さらにはそれらを包含した、自然を活用した解決策（NbS、自然が有
37 する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方）について
38 啓発を進め、生物多様性の保全につなげていく。

1 **2. 行動計画**

2 **行動指針1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます**

3 **目標1-1 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深**
4 **めます**

5 生物多様性の保全等の取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の
6 現状や重要性について広く県民の関心と理解を深めることが必要です。また、自
7 然を体感する機会が少なくなっている現代人、特に子どもたちにとっては、学校
8 や地域における教育や学習の機会だけでなく、日常生活で自然を感じ、体験でき
9 る機会を創出するための取組が大切です。

10
11 **県の取組**

12 **① 生物多様性に関する情報発信**

13
14 **重点プロジェクト1／生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信**
15 **【新規】 111-01**
16 生物多様性への理解促進を図るため、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提
17 供するホームページ「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム」を開設しました
18 **【予定】**。県民や事業者、保全活動団体、教育機関等に広く周知し活用を働きかけると
19 ともに、掲載内容の充実を図ります。
20 <提供する情報の例>
21 ・福岡県の希少野生生物、侵略的外来種の解説
22 ・教育・啓発資料
23 ・保全活動等を行う団体・事業者の紹介
24 ・生物多様性アドバイザー制度の紹介
25 ・生物多様性に関する地理情報 など
26 〔自然環境課〕

27
28 ○**生物多様性に関する普及啓発** 111-02

29 県が実施する環境や農林水産分野のイベント、県職員による出前講座などの機会を
30 活用し、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性について普及啓発を行います。
31 〔自然環境課〕

32
33 ○**ワンヘルスの理念の普及啓発** **【新規】** 111-03

34 人と動物の健康、そして環境の健全性は一つのものであるという「ワンヘルス」の
35 理念が世界的にも注目されてきており、本県においても「福岡県ワンヘルス推進基本
36 条例」が制定されました。生物多様性の保全や自然とのふれあい等の取組を通じて、
37 ワンヘルスの理念を広く県民に普及啓発します。
38 〔自然環境課〕

② 自然体験の充実

重点プロジェクト2／自然公園等における自然体験活動の推進 【強化】 112-01

生物多様性保全にとって重要な場であり、自然とのふれあいを通じた自然体験の場でもある自然公園及び九州自然歩道では、植物や生きものにふれあうことができる自然観察モデルコース（5か所）や親子で散策を楽しめるハイキングコース（10か所）を設定しています。また、コースごとに見どころや所要時間等を案内したマップを作成し、市町村や学校、企業等への周知を通じて、県民が自然とふれあい、生物多様性を体感できる機会の創出を図ります。あわせて、国定公園の拠点としてのビジターセンターを自然保護意識の醸成や自然公園の仕組み等に対して理解を深めることができる施設へと整備します。

〔自然環境課〕

○県立野外施設における自然体験活動等の推進 112-02

市町村や保全活動団体が行う自然とのふれあい活動を支援するため、都市公園、四王寺県民の森や夜須高原記念の森などの森林公園において、自然観察会等を開催するほか、指導者の紹介などを行います。また、利用者が生物多様性の豊かさを体感できる公園づくりや森づくりを進めます。

〔公園街路課、社会教育課、林業振興課〕

○森林環境教育の推進 112-03

水源のかん養や生物多様性などの森林の持つ多面的機能について広く啓発し、森林を守り育てる気運の向上を図るため、媒体・イベントによる情報発信や、小学生への森林環境教育などを実施します。

〔林業振興課〕

○緑の少年団への支援 112-04

ふるさとや人を愛する心豊かな人間に育つよう、子どもたちが緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を行う「緑の少年団」に対し、少年団間の交流や相互の研さんを支援します。

〔林業振興課〕

○田んぼの学校の推進 112-05

小学生を対象に農業体験や田んぼの生きもの調査を実施し、農業や農村の多面的機能を啓発する「田んぼの学校」を推進し、農業を支え農業に支えられる生物多様性について理解を深めます。

〔農山漁村振興課〕

1 ○**生物多様性を実感できる水辺の創出・利用促進** 112-06

2 川を通して子どもたちが自然とふれあう機会を充実させるため、水辺の安全講座や
3 観察会を実施し、子どもが遊びやすく生物多様性を実感できる水辺の利用促進を図り
4 ます。

5 〔河川整備課、自然環境課〕

6

7 ○**県民参加型の水辺観察会** 112-07

8 河川に生息する淡水魚や水生昆虫を指標とした環境の観察会を通じて身近な自然に
9 接することは、環境問題への関心を高める良い機会となることから、県民参加型の水
10 辺観察会を引き続き実施します。

11 〔自然環境課、環境保全課〕

12

13 ○**ワンヘルスの森づくり** 【新規】 112-08

14 ※検討中

15

16

17

18

19

20 ③ **教育・学習の機会を活用した啓発**

21

22 **重点プロジェクト3／生物多様性に関する環境教育教材の充実・活用促進**

23 **【強化】 113-01**

24

25 小学校における環境教育の実践を支援するため、引き続き、環境教育副読本「み
26 んなの環境」の配布と活用頻度の向上を図ります。また、生物多様性の基本的事項
27 や日常生活で実践できる生物多様性保全の取組等を取りまとめた啓発資料等を作
28 成し、生物多様性情報総合プラットフォームで提供するとともに、環境講座や地域
29 の学習会等での活用を促します。

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

○**生物多様性に関する環境教育の推進** 113-02

「福岡県環境総合ビジョン」を環境教育等促進法に基づく「行動計画」と位置づけ、
環境教育の推進に計画的に取り組めます。また、幼稚園・保育所、小中学校、高等学
校等の各段階において、生物多様性や持続可能な開発のための教育（ESD）をテーマ
にした教職員対象の研修の実施や、講師人材の育成・登録に取り組めます。

〔環境政策課、自然環境課、私学振興課、義務教育課、高校教育課〕

1 ○**県立社会教育施設における自然体験活動等の推進** 113-03

2 青少年の自然体験活動の促進と生物多様性の普及を推進するため、社会教育総合セ
3 ンター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」などの社会教育施設において、
4 生物多様性保全に関する環境教育講座、自然体験活動の充実、指導者の養成などを行
5 います。

6 〔社会教育課、自然環境課〕

7
8 ○**こどもエコクラブ活動の推進** 113-04

9 こどもエコクラブの活動を通じて、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に
10 環境学習・環境保全活動に取り組めるよう、活動に役立つ情報やエコクラブ間の交流
11 の場の提供、環境学習会等を実施するとともに、こどもエコクラブの登録団体数増加
12 を図ります。

13 〔環境政策課、自然環境課〕

14
15 ○**ワンヘルス教育の推進** 【新規】 113-05

16 小学校、中学校、高等学校等の児童生徒へのワンヘルスの理念の浸透を図るため、
17 リーフレットなどの教育啓発資料や教育教材の作成・配布、研究協力校におけるワン
18 ヘルス教育のモデル的な教育等を通じて、ワンヘルス教育を推進します。

19 〔体育スポーツ健康課、高校教育課、私学振興課〕

20
21
22 **◆目標1-1に関して実践できることを考えてみましょう◆**

23 **県民の取組**

- 24 ・身近な自然や季節の移り変わりに関心を持ち、身の回りにどんな生きものや自然が
25 あるのか探してみましよう。
- 26 ・県の生物多様性情報総合プラットフォームを活用して、福岡県の自然や生きものに
27 ついて調べてみましょう。
- 28 ・動植物園や水族館、博物館、環境学習施設などを利用し、自然や生きものとふれあ
29 うきっかけをつくってみましよう。
- 30 ・自治体や自然保護団体等が開催する自然観察会や自然体験プログラムに参加し、自
31 然を体感しましよう。
- 32 ・ワンヘルスについて解説した啓発資料等を参考に、ワンヘルスの課題や目標に対し
33 て、自分たちにできることを考えてみましょう。

34 **事業者の取組**

- 35 ・県や市町村が発信する生物多様性に関する情報を積極的に活用し、事業活動におけ
36 る生物多様性への配慮の取組を充実させ、従業員と共有しましよう。
- 37 ・自然環境保護や生物多様性保全に関するテーマを従業員向けの研修に組み込み、従
38 業員が生物多様性保全への意識を持ち、事業活動や日常生活において具体的な行動
39 を実践していくよう働きかけましよう。

1 <数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
生物多様性の認知度	60.0%	37.0%
生物多様性プラットフォーム（ホームページ）へのアクセス数	266,100件	177,391件 (2020年度)
平尾台自然観察センターの利用者数	44,000人	39,980人 (2018年度)
こどもエコクラブ登録団体数	200クラブ	143クラブ (2020年度)

2



コラム 14 福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム
「福岡生きものステーション」

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について、多くの方々に理解していただく必要があります。

このため、2022（令和4）年2月、県内の生物多様性に関する各種情報を統合し、県民の皆さんにより分かりやすいかたちで情報をお届けできるよう、新たなホームページ「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム（福岡生きものステーション）」を開設しました【予定】。福岡生きものステーションの主な内容は次のとおりです。生物多様性について学ぶ・活用する・参加する等のきっかけとなる便利な機能が満載ですので、ぜひ御活用ください。



「福岡生きものステーション」の活用ポイント

- ◇ **生物多様性について知りたい**⇒生物多様性の概念やワンヘルスとの関わりなどについて分かりやすく解説しています
- ◇ **希少種や外来種について調べたい**⇒県内の希少種や侵略的外来種などの種を簡単に検索でき、生態や分布、写真等を閲覧できます
- ◇ **県内でどんな保全団体が活動しているか知りたい**⇒県内の環境保全団体の基本情報や環境講座等のイベント情報を発信しています
- ◇ **授業や研修、学習会等で利用できる資料がほしい**⇒県作成の生物多様性に関する環境教育資料や啓発資料等を一括して紹介しています
- ◇ **子ども向けの解説がほしい**⇒キッズページを設けています

トップページ写真	その他写真	QRコード
----------	-------	-------

URL :

1 目標 1-2 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を 2 図ります

3 持続可能な生産と消費のあり方は、生物多様性の保全と深く関わっていること
4 から、事業者においては、サプライチェーン（原材料・部品の調達から、製造、
5 在庫管理、配送、販売、消費までの一連の流れ）の各段階で生物多様性に配慮す
6 ることが求められるようになってきました。また、消費者においては、日常の消費
7 行動の中で、地産地消や環境に配慮した製品の購入、食品ロス、プラスチックご
8 みの削減等を意識し、行動を変えていくことが求められています。このため、地
9 産地消や食育など消費者及び事業者の理解・関心を高める取組と連携して、消費
10 と生物多様性の関連性について普及・啓発を図っていく必要があります。

11 県の取組

12 重点プロジェクト4／食品ロス削減の推進 【新規】 120-01

13 食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）を削減すると、食品を生産す
14 るための土地利用による森林伐採や農薬・肥料の投与量を減らし、生物多様性の劣
15 化を抑えることができます。本県では、県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性を
16 認識した上で、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、県民、事
17 業者、関係団体及び行政等の各主体が連携して食品ロス削減を推進していく社会を
18 目指し、「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定しました。事業者・県民の意識啓発
19 を図るとともに、フードバンク活動の普及促進や福岡県食品ロス削減県民運動協力
20 店（食べもの余らせん隊）の登録促進等の取組を通じて、県民、事業者、関係団体
21 及び行政が一丸となって食品ロスの更なる削減を図っていきます。

22 〔循環型社会推進課〕

23 ○地産地消の推進 120-02

24 地産地消の取組は、地域の農林水産業の振興とともに、生物多様性保全にも貢献す
25 る流通形態です。県民の農林水産業に対する支持拡大を図り、地産地消を推進するた
26 め、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」を県民スローガンに掲げ、多くの県民や飲
27 食店・企業等の参加のもと、県内の農林漁業の応援団づくりを進めます。

28 〔食の安全・地産地消課、農山漁村振興課、林業振興課、水産振興課〕

29
30
31
32
33

1 ○**生物多様性県民行動リストの見直しと活用促進** 【強化】 120-03

2 県民一人ひとりが日々の生活の中で生物多様性を意識し、その保全と持続可能な利
3 用に向けた行動を取れるよう、生物多様性県民行動リストを作成・配布しています。
4 今後さらなる行動を促していくため、内容を社会情勢の変化や県民の意見を踏まえた
5 ものに見直し、生物多様性情報総合プラットフォームを通じて県民の利用促進を図り
6 ます。

7 〔自然環境課〕

8

9 ○**生物多様性に配慮した環境ラベルの普及啓発** 120-04

10 生物多様性等の環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）を育てるため、
11 生物多様性に配慮した環境ラベルを生物多様性情報総合プラットフォームで紹介する
12 など普及・啓発に努めます。

13 〔自然環境課〕

14

15 ○**グリーン購入の普及促進** 120-05

16 グリーン購入は、環境に配慮した製品やサービスを優先的に選択する取組です。県
17 民にグリーン購入の考え方を啓発するとともに、より一層の普及促進を図るため、企
18 業、消費者団体、行政等で構成される「九州グリーン購入ネットワーク」に参画し、
19 セミナーの開催や地域のエコ商品の紹介等を行います。

20 〔環境保全課〕

21

22 ○**エコファミリー応援事業の推進** 【新規】 120-06

23 家庭で省エネルギー・省資源に取り組む「エコファミリー」は、地球温暖化対策を
24 通して生物多様性保全にも貢献する活動です。省エネルギー型ライフスタイルへの転
25 換を進めるため、エコファミリーの登録数増加を図るとともに、その活動を支援しま
26 す。

27 〔環境保全課〕

28

29 ○**プラスチック資源循環の促進** 【新規】 120-07

30 不適切な管理等により流出したプラスチック類は、海洋汚染やマイクロプラスチッ
31 ク問題などを引き起こします。「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に定めたワンウ
32 ェイプラスチックの使用削減や効率的・効果的で持続可能なリサイクルの推進、バイ
33 オプラスチック等の代替品の適切な利用促進の取組を中心に、プラスチック資源循環
34 の促進に取り組みます。

35 〔循環型社会推進課〕

36

37

38

39

1 **❖目標1-2に関して実践できることを考えてみましょう❖**

2 **県民の取組**

- 3 ・生物多様性や環境に配慮した製品（環境ラベル製品等）やサービスを選びましょう。
- 4 ・地域で採れたものや旬のもの、環境に配慮してつくられた農林水産物を積極的に選
- 5 び、食品ロスを出さないよう残さずおいしく食べましょう。
- 6 ・節電、節水、ごみ減量やリサイクルなど、日常生活で実践できる環境への配慮に取
- 7 り組みましょう。

8 **事業者の取組**

- 9 ・生物多様性に配慮した製品やサービスを積極的に提供しましょう。
- 10 ・生物多様性や環境に配慮した製品・サービスの認証を取得しましょう。
- 11 ・フードバンク活動や「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」への登録による食品ロ
- 12 ス削減の推進、「ふくおか地産地消応援の店」や「ふくおか農林漁業応援団体」への
- 13 登録による地産地消の推進、「ふくおかプラごみ削減協力店」への登録によるプラス
- 14 チックごみ削減の推進など、県民・事業者・行政が一体となった取組に積極的に参
- 15 加し、環境保護に対する社会の機運醸成に貢献しましょう。

16

17

18 **<数値目標>**

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
ふくおか地産地消応援の店の数	2,200店	1,659店 (2020年度)
家庭系ごみ排出量（一人1日あたり）	516g (2025年度)	528g (2018年度)

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33



コラム 15 食育・地産地消県民運動「いただきます！福岡の おいしい幸せ」

普段何気なく使っている「いただきます」という言葉。食材である肉や魚、野菜は、すべて命（いのち）であり、私たちは他の生きものの命（いのち）をいただいて生きています。そうした「いただきます」という感謝の気持ちを込めて食事をし、食べる人だけでなく作る人にも幸せが広がるようにという想いを込めて、本県では、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」を県民スローガンに掲げ、「食育・地産地消県民運動」を展開しています。

運動では、福岡の農林漁業の応援団づくりとして、「地産地消応援ファミリー」の登録推進のほか、飲食店には「地産地消応援の店」、企業や団体には「農林漁業応援団体」への登録を働きかけています。また、「応援ファミリー」を対象とした農林漁業体験ツアー、「応援の店」を対象にした県産食材産地ツアーなどを開催し、生産者との交流を通じて、食を支える県内の農林水産業や農山漁村への理解促進、県産農林水産物の利用促進を図っています。

「地産地消」とは、地域で生産された農林水産物をその地域で消費することですが、このことを通じて、地域の自然や食文化、農林水産業への理解、またその生産にあたる人々への努力を身近に感じることに繋がります。さらに、生産者や生産過程を知ること、食べ物への感謝の気持ちが生まれることも期待されます。

豊かな自然に恵まれた福岡県では、多様な農林水産業が展開され、全国に誇れる農林水産物が数多く生産されています。こうした豊かな食材を県民みんなでおいしく食べて、県内の農林水産業を応援しましょう。そしてそれらの食材を使った料理を食卓で囲むとき、身近にある多様な生きものや自然に対する感謝の気持ちを「いただきます」の言葉とともに伝えてみましょう。



福岡県ホームページ「いただきます！福岡のおいしい幸せ」

ふくおか農林漁業応援団（地産地消応援ファミリー、地産地消応援の店、農林漁業応援団体）などの取組を紹介しています。

URL：<http://f-ouen.com>

QR

1 **目標 1-3 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力あ**
2 **る地域づくりに貢献します**

3 農山漁村地域は、日々の食料が生産される場であることはもちろん、美しい景観、
4 豊かな生態系、地域固有の食文化や祭り・伝統芸能等を育み、継承する場となっ
5 ています。そうした自然の恵みや地域資源の保全と活用を図ることで、活力ある地域
6 づくりや地域の魅力向上につなげていきます。

7
8 **県の取組**

9 **① 里地里山里海の適切な管理**

10 **○地域景観の保全と伝統的生活文化の継承 131-01**

11 県内の美しい自然景観（白砂青松の海岸、棚田等）等を観光資源として発信してい
12 くとともに、ユネスコ世界文化遺産、伝統芸能・工芸、天然記念物等に対する県民の
13 理解を深め、魅力ある地域づくりや、生物多様性とのつながりが深い景観や文化等の
14 保全に貢献します。また、身近な自然や歴史・文化の再認識を通してその保存・活用
15 に関する意識を高めるため、里地里山や屋敷周辺の生垣景観等、歴史・文化と生物多
16 様性とを結びつけた環境学習を支援、推進します。

17 〔観光振興課、自然環境課、文化財保護課、社会教育課〕

18
19 **○中山間地域のサポート体制の強化【新規】 131-02**

20 中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により、草刈りや水路清掃などの地域活動
21 を集落だけで行うことが難しくなっており、このままでは農地や水路等が持つ生物多
22 様性などの多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがあります。そのため、ボランテ
23 ィアが行う「中山間応援サポーター」の取組を通じて、地域活動を支援し、生物とそ
24 の生育環境の維持に貢献します。

25 〔農山漁村振興課〕

26
27 **○クリーンビーチ（海岸清掃）活動の推進 131-03**

28 海岸の無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、モラ
29 ルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。また、地域住民や NPO 等と連携
30 しながら、海岸におけるごみ対策や清掃活動を推進します。

31 〔廃棄物対策課、港湾課、農村森林整備課、漁業管理課〕

32

1 ② 生物多様性を活用した魅力ある地域づくり.....

2
3 **重点プロジェクト5 / まちとむら交流促進** 132-01

4 農山漁村地域は、県土の保全や水源のかん養、美しい景観や豊かな生態系の保全、
5 郷土料理、文化の伝承など多面的な機能を有しています。魅力ある農山漁村地域に
6 滞在し、自然・文化・人々との交流などを行う「グリーンツーリズム」へのニーズ
7 が高まっており、その形態は、農泊やワーケーション、二拠点生活など多様な広が
8 りを見せています。農山漁村地域の持つ多面的機能やその魅力に対する県民の理解
9 を促進するとともに、魅力ある地域づくりによる地域活性化を図るため、農林漁業
10 体験などの体験・交流型や、農泊などによる滞在型の観光等を推進し、まち（都市
11 部）とむら（農山漁村）の地域間交流を促進します。

12 〔食の安全・地産地消課、農山漁村振興課、広域地域振興課、自然環境課〕

13
14
15
16 ○**里地里山里海の魅力や未利用資源の発掘・活用** 132-02

17 優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、地域の活性化
18 を図るため、森林を活用した新たな産業の創出や、農林漁業への就業機会の拡大、里
19 山林などの未利用資源の活用を図ります。

20 〔農山漁村振興課、林業振興課、水産振興課〕

21
22
23 **❖目標1-3に関して実践できることを考えてみましょう❖**

24 **県民の取組・事業者の取組**

- 25 ・地域の河川や道路、公園、海岸などで実施される清掃活動や自然保護団体等が実施
26 する生物多様性保全の活動に積極的に参加しましょう。
- 27 ・人と生物多様性との関わりの中で、長年にわたり受け継がれてきた地域固有の伝統
28 食や祭り、伝統芸能、生活文化などについて調べ、参加体験してみましょう。あわ
29 せて、その価値や次世代への継承の必要性について積極的に発信しましょう。
- 30 ・里地里山里海で行われているイベントや農林漁業体験、エコツアーなどに参加して、
31 農山漁村地域の自然や生活、文化などを体験し、県内の農林水産業や中山間地域を
32 応援しましょう。

33
34
35 **<数値目標>**

指標項目	目標値 (2026年度)	現状 (2021年度)
中山間応援サポーター活動への参加者数	240人	71人 (2020年度)

1 行動指針2 生物多様性の保全と再生を図ります

2 目標2-1 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それら 3 をつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます

4 生物多様性の保全のためには、地域の特徴的な生態系や自然景観、多様な生物の
5 生息・生育の場としての重要な地域について、十分な規模、範囲、適切な
6 配置、規制内容等を考慮しながら保全していくことが必要です。

7 重要地域の保全のための地域指定制度として、生物多様性を含む優れた自然
8 の保全を直接的な目的とするものと、文化財の保護や国土保全、生活環境の確保
9 などを目的とするものであっても、間接的に生物多様性に寄与するものがあり
10 ます。こうした制度により計画的に生物多様性が保全されている一方で、規制
11 が及ばない小規模な開発や土地利用の変化などによって、重要地域間の分断
12 や生態系の孤立が生じている場合もあります。このため、重要な生態系や生物
13 の生息・生育地が、生物多様性保全の核としてよりよく機能し、それらがつな
14 がりあった生態系ネットワークが維持・形成されるよう取り組んでいく必要が
15 あります。

16 県の取組

17 ① 生態系ネットワークの形成

18 ○生態系ネットワークの保全の推進 211-01

19 生態系ネットワークの保全に関する先進的な取組事例を収集し、その考え方につ
20 て関係部局と情報共有を図るとともに、市町村や県民等に向けた情報発信を行います。
21 〔自然環境課〕

23 ○森林生態系ネットワークの保全 211-02

24 地域森林計画を立案する際は、必要に応じて動植物のモニタリング調査等を行い、
25 状況を把握するとともに、野生生物のための回廊の確保に配慮した、適切な森林の整
26 備及び保全の基本方針を示します。

27 〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕

29 ○水域生態系ネットワークの保全 211-03

30 水域の動植物にとって、河川や水路が持つ水のネットワークは重要です。河川整備、
31 貯水施設整備、農業施設整備、治山・砂防施設整備等の関係部局がより一層連携し、
32 森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、た
33 め池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークの保全及び形成を図りま
34 す。

35 〔農村森林整備課、河川整備課、砂防課、農山漁村振興課〕

37 ○都市生態系ネットワークの保全 211-04

38 都市の生態系ネットワークを維持するため、広域的な見地から、市町村による緑の

1 基本計画の策定と適切な保全への誘導を行います。また、生態系ネットワークの形成
2 を図るため、無秩序な市街化の防止や都市公園の整備等の推進、ビオトープ空間の保
3 全・再生・創出等を行います。
4 〔都市計画課、公園街路課〕

5

6 ② 重要地域の保全

7

重点プロジェクト6／里地里山における野生動物の生息状況等調査【新規】 212-01

8

9 里地里山は、人の生活と自然が共生することで生物多様性が維持されてきた、重
10 要な地域です。このため、生物多様性保全の観点から、里地里山において、どのよ
11 うな野生動物が生息しているか、また野生動物と植物や昆虫等との関わりについて
12 調査を行います。この調査や各地の取組事例を踏まえ、里地里山における生物多様
13 性の保全・再生策の方向性をまとめ、多様な主体による保全・再生活動が促進され
14 るよう、ホームページで情報発信します。

14

〔自然環境課〕

15

16 ○生物多様性の保全上重要な地域の抽出 212-02

17

18 自然公園地域などの法令によって保護されている地域以外にも、里地里山など生物
19 多様性が豊かな自然が存在しています。このような自然を適切に保全する仕組みをつ
20 くるため、県内の様々な調査データ等を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域を科
21 学的に抽出します。

21

〔自然環境課〕

22

23 ○自然公園制度による生物多様性保全 212-03

24

25 国定公園や県立自然公園等の自然公園区域において、自然の風景地の保護及び利用
26 の増進、生物多様性の確保を適切に行うため、必要に応じて公園計画の見直しを行
27 います。

27

〔自然環境課〕

28

29 ○英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業 212-04

30

31 英彦山及び犬ヶ岳地区は、多くの絶滅危惧種の生息・生育が確認されている生物多
32 様性保全上重要な地域ですが、過密になったシカの食害により、生物多様性の劣化や
33 景観の改変が生じています。そこで、自然公園法に基づく生態系維持回復事業として、
34 シカ防護柵の設置・維持管理とシカの捕獲等を実施します。

34

〔自然環境課〕

35

36 ○市町村自然環境保全地域等に対する支援 212-05

37

38 市町村が策定する環境基本計画や自然環境保全条例等で示された重要地域について、
生物多様性の保全方法や配慮事項に関して、必要な助言等を行います。

1 〔自然環境課〕

2

3 ○**自然公園指導員や環境保全指導員の活動推進** 212-06

4 自然公園や自然環境保全地域では、自然公園指導員や環境保全指導員による現状把
5 握及び利用者に対する助言・指導を行っています。指導員の活動を推進することによ
6 り、公園の保護と適正な利用を図ります。

7 〔自然環境課〕

8

9 ○**鳥獣保護区の指定** 212-07

10 鳥獣保護区は、鳥獣の生息環境の確保だけでなく、鳥獣以外の生物を含めた地域の
11 生物多様性の維持回復や向上にも貢献します。鳥獣の重要な生息地については、引き
12 続き鳥獣保護区の指定を検討します。

13 〔自然環境課〕

14

15 ○**鳥獣保護管理員の活動推進** 212-08

16 鳥獣保護区においては、鳥獣保護管理員による定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調
17 査を実施するとともに、適正な管理や鳥獣の生態などに関する普及啓発を行います。

18 〔自然環境課〕

19

20 ○**ラムサール条約湿地に関する取組** 212-09

21 地域の理解と協力が得られる場合であって、国際的に重要な湿地の基準を満たし、
22 登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、登
23 録に向けた市町村の取組を促進します。

24 〔自然環境課〕

25

26 ○**都市の生物多様性の確保** 212-10

27 都市における生物多様性を確保する観点から、市町村による都市計画制度や緑地保
28 全制度の活用により、都市地域における緑地の保全と創出に努めます。また、多様な
29 主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの制度の普及に努めま
30 す。

31 〔都市計画課、公園街路課〕

32

33 ○**島嶼の生物多様性保全** 212-11

34 島嶼（とうしょ）地域は、本土地域と比べ、開発等の人為的影響が少ないことから、
35 良好な生態系が保全され、絶滅危惧種などの生息・生育場所としても重要です。一方
36 で、当地域の生態系は、小さな面積の中に微妙なバランスで成り立つ島嶼地域独特の
37 ものであり、生息・生育地の破壊や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域
38 といえます。当地域の豊かな生物多様性とその価値を、島民をはじめ多くの県民に気
39 付けてもらい、保全と地域資源としての利用に向けた取組を促進します。

1 〔自然環境課、広域地域振興課〕

2

3 ○天然記念物等の指定の推進 212-12

4 地域の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示した「福岡県文化財保護大綱」に
5 基づき、人間と自然との関わりの中で育まれてきた文化的な所産を保護する観点から、
6 文化庁や市町村と連携して名勝・天然記念物の指定及び重要文化的景観の選定を推進
7 します。

8 〔文化財保護課〕

9

10 ○天然記念物等の保存活用の推進 212-13

11 史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観などに指定・登録された物件や地域につ
12 いて保存活用計画を策定し、文化庁や市町村との連携のもと復元、修理などの取組を
13 行い、適切な風致の多様性と生物多様性の保全を推進します。また、文化財の保存や
14 活用に関する普及啓発を図るため、市町村や地域住民が実施する勉強会や環境学習な
15 どの取組を支援します。

16 〔自然環境課、文化財保護課〕

17

18 ○世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」における生物多様性保全

19

212-14

20 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の価値の保全の観点から、構成
21 資産とその周辺にあたる緩衝地帯の生物多様性の保全は重要です。本遺産群における
22 生物多様性については、遺産群の構成要素の一つとして、引き続き保全に取り組みま
23 す。

24 〔九州国立博物館・世界遺産室〕

25

26

27 ◆目標2-1に関して実践できることを考えてみましょう◆

28 県民の取組

- 29 ・自然公園や九州自然歩道などを利用するときは、動植物や鉱物を持ち帰らないなど
30 法律で規制されているルールを遵守しましょう。
31 ・登山道以外の道を歩かない、ごみを捨てないなどのマナーを守り、みんなが快適に
32 利用できるよう、自然と他者への思いやりを持って行動しましょう。

33 事業者の取組

- 34 ・多様な生物の生息・生育地、移動経路などが確保されるよう、生物多様性に配慮し
35 た上で、事業所敷地や屋上・壁面の緑化に取り組みましょう。
36 ・工場や住宅地の調整池は、生物多様性に配慮したものとなるよう、舗装面積の削減
37 や多自然護岸の採用などの配慮を行いましょう。

38

39

1 目標2-2 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します

2
3 種の多様性は、生物多様性の保全状況を示す最も基本的な指標です。本県では、
4 これまでに 56 種の動植物が姿を消し、1,010 種が絶滅危惧種に選定されていま
5 ます。また、種の保存法の国内希少野生動植物種のうち、17 種が県内に生息してい
6 ます（2021（令和3）年1月時点）。県内の種をこれ以上消滅させないために、こ
7 れらの種と生息・生育環境の保全が必要です。

8 県の取組

9 重点プロジェクト7／希少野生動植物種保護条例に基づく希少種保護の推進

10 【新規】220-01

11
12 希少野生動植物種の保護を図ることにより、人と野生動植物とが共生する豊かな
13 自然環境を次代に継承することを目的とした「福岡県希少野生動植物種の保護に関
14 する条例」を公布しました（2021（令和3）年5月施行）。本条例に基づき、「希少
15 野生動植物種保護基本方針」を策定するとともに、特に保護の必要性が高い20種
16 を「指定希少野生動植物種」に指定しました。指定種の生息・生育状況の調査及び
17 情報収集を継続的に行うとともに、必要に応じて保護回復事業を実施します。併せ
18 て、希少種保護に対する県民の意識醸成を図ります。

19 〔自然環境課〕

20 重点プロジェクト8／福岡県レッドデータブックの改訂 220-02

21
22 絶滅のおそれのある種の保全を推進するため、本県では、これらの野生生物の生
23 息・生育状況を取りまとめたレッドデータブック（レッドリスト）を2011（平成
24 23）年度及び2014（平成26）年度に発刊しました。今後も、野生生物の生息・生
25 育状況の継続的な把握に努め、レッドデータブックを定期的に改訂します。次回発
26 刊を予定している2024（令和6）年度に向けて、改訂作業を着実に進めていきま
27 す。

28 〔自然環境課〕

29 ○自然公園における指定動植物の見直し 220-03

30
31 国定公園及び県立自然公園における公園計画の見直しにあたっては、福岡県レッド
32 データブックの改訂状況を参考に、採捕を規制する指定動植物を見直します。

33 〔自然環境課〕

34 ○絶滅危惧種の生息域外保全 220-04

35
36 絶滅危惧種については、必要に応じて動物園、植物園、水族館、博物館、保健環境
37 研究所、その他の教育・研究機関と連携し、生息域外での保存を図ります。

1 〔自然環境課〕

2

3 ◆目標2-2に関して実践できることを考えてみましょう◆

4 県民の取組

- 5 ・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」について理解するとともに、県内で
6 も絶滅の危機に瀕している野生生物がいることに関心を持ちましょう。県内の希少
7 な野生生物を調べるときは、「福岡県レッドデータブック」を活用しましょう。
8 ・希少種の保全対策の実施に協力しましょう。

9 事業者の取組

- 10 ・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」について理解し、事業活動による希
11 少な野生生物の生息・生育地への影響を回避・低減するよう配慮しましょう。
12 ・所有する土地に希少な野生生物が生息・生育していることが確認された場合は、そ
13 の保護や環境再生に積極的に取り組みましょう。

14

15 <数値目標>

指標項目	目標値 (2026年度)	現状 (2021年度)
条例で保護される指定希少野生動植物 種の種数	増加を目指す	20種

16

17  コラム16 希少植物ガシャモクを守るための活動

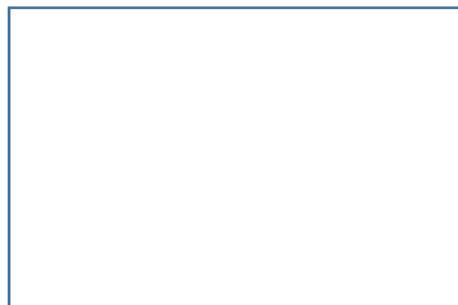
18

北九州市小倉南区のあるため池では、西日本でここだけに自生しているガシャモクという水草が生育しています。しかし、2000年を境に、この池におけるガシャモクの生育状況が悪化してしまいました。そこで、地元の植物研究家の働きかけをきっかけに、県と北九州市、NPO、地元の小学校、自治会などが協働し、原因究明や保全に向けた活動が行われるようになりました。

この活動により、長い間池干しが行われずに池底に泥が堆積したことが、ガシャモクの衰退を引き起こした主な原因と分かりました。原因が判明してからは、毎年の池干しやコイの除去、水面を覆っていた樹木の伐採などが行われ、池の透明度が向上し、ガシャモクの生育状況が好転しています。今では、地元の小学校で保全活動や観察会が行われるなど、地域の宝物として大切にされています。



ガシャモク



地元の小学校でのガシャモク栽培

1 **目標 2-3 ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます**

3 よくみられる身近な種から希少種まで多様な野生生物が生息・生育できる環境
4 を維持し、人と野生生物の望ましい関係を築いていくためには、野生生物の適正な
5 保護と管理を進めることが重要です。また、生物多様性に重大な影響を及ぼす侵略
6 的外来種である特定外来生物は、県内でも 25 種（2021（令和 3）年 4 月時点）が
7 確認されており、人の生命・身体や農林水産業への被害も懸念されていることか
8 ら、予防的かつ総合的な対策が必要です。

10 **県の取組**

11 **① 野生鳥獣の保護管理**

13 **重点プロジェクト 9 / 野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進 231-01**

14 野生鳥獣による農林水産物、生活環境、生態系への被害対策として、各部局が「福
15 岡県鳥獣保護管理事業計画」等に基づき、捕獲や防護柵の設置、生息環境の整備等
16 の被害防止策を総合的に実施しています。しかし、その被害は依然大きいため、引
17 き続き被害防止策を科学的、計画的に実施します。

18 〔農山漁村振興課、自然環境課、林業振興課〕

20 **重点プロジェクト 10 / (ワンヘルス関係)【新規】 231-02**

22 ※検討中

27 ○**有害鳥獣捕獲の担い手確保 231-03**

28 鳥獣による生態系や農林水産業への被害が深刻化する中、狩猟の持つ役割と意義は
29 ますます高まっています。このため、有害鳥獣捕獲の担い手の確保を目指し、狩猟免
30 許取得に対する支援や技術向上の支援を行うとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置推
31 進や地域ぐるみの被害防止体制を構築し、地域一体となった有害鳥獣捕獲の取組を推
32 進します。

33 〔農山漁村振興課〕

35 ○**ニホンザルの被害防止対策 231-04**

36 ニホンザル（「福岡県レッドデータブック 2011」において準絶滅危惧種に選定）に
37 よる農業被害の防止にあたっては、遺伝的多様性に配慮しつつ、その生息頭数などの
38 科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。

39 〔農山漁村振興課、自然環境課〕

1 ○鳥獣保護管理に関する普及啓発 231-05

2 鳥獣の保護管理に関する地域住民の理解と協力を促し、人と鳥獣との適切な関係を
3 構築するため、探鳥会や自然環境教育の場などを通じて、安易な保護や餌付けによる
4 影響、鳥獣による生態系・農林水産業などへの被害等について、普及啓発と助言・指
5 導を行います。

6 〔農山漁村振興課、自然環境課〕

7
8 ○傷病野生鳥獣の救護 231-06

9 野生鳥獣は見守ることを基本とし、自然の状態で野生復帰が可能な個体やヒナは保
10 護しないなど、野生鳥獣との適切な接し方を啓発します。人間活動に起因する傷病鳥
11 獣で、生物多様性の保全に貢献する観点から特に野生復帰させることが適当である鳥
12 獣については、動物園等の協力を得て設置した傷病野生鳥獣医療所で救護に努めます。

13 〔自然環境課〕

14

15 ○捕獲鳥獣の有効活用 231-07

16 イノシシ・シカの捕獲から獣肉の有効活用までの対策を総合的に推進するため、獣
17 肉処理施設の連携による流通体制の整備や処理施設への新たな供給体制の検討、ジビ
18 エの消費拡大に向けた啓発活動等を行います。

19 〔農山漁村振興課〕

20

21 ② 侵略的外来種の拡大防止

22

23 **重点プロジェクト 11／侵略的外来種防除マニュアル等を活用した外来種防除**
24 **の促進 【強化】 232-01**

25 本県における外来種の実態を示した「福岡県侵略的外来種リスト 2018」や、多
26 様な主体が自主的に防除を実施できるよう「防除リーフレット」や「福岡県侵略的
27 外来種防除マニュアル 2021」【予定】を作成しました。作成した防除リーフレット
28 等は、県関係部局や市町村と共有するほか、生物多様性情報総合プラットフォーム
29 や県民向けの出前講座、環境イベント等で周知します。また、防除の緊急性が高い
30 アライグマ等の特定外来生物については、関係市町村の防除実施計画策定の支援、
31 市町村が実施する被害防止目的の捕獲の支援など、県と市町村、地域住民等が一体
32 となった取組を推進します。

33 〔自然環境課、農山漁村振興課〕

34 ○侵略的外来種の啓発促進 232-02

35 外来種による被害を防止するためには、県民一人ひとりが入れない・捨てない・拡
36 げないの3原則を守ることが大切です。外来種への関心と防除意識の喚起を図るため、
37 県民や事業者に向けて、侵略的外来種の生態や取扱い方法、ペット外来種の終生飼養
38 に関する情報などを積極的に発信します。

39 外来種を定着させないためには、その侵入をできるだけ早期に察知し、広がる前に

1 駆除していくことが重要です。このため、国や市町村などと連携しながら、水際対策、
2 発見時の駆除などの対応、県民への周知、注意喚起を行います。

3 〔自然環境課〕

4

5 ○水域環境における侵略的外来種の防除支援 232-03

6 河川や農業用排水路、ため池内における外来種の急速な分布拡大は、流下能力の
7 阻害や生態系への影響など大きな問題となっています。引き続き河川・農業用排水
8 路・ため池における工事にあわせて、必要に応じて外来種の生息・生育状況の確認や
9 市町村と連携した防除支援を進めます。また、効果的な防除手法について技術的な研
10 究及び支援を行います。

11 〔河川整備課、農村森林整備課、自然環境課〕

12

13 ◆目標2-3に関して実践できることを考えてみましょう◆

14 県民の取組・事業者の取組

- 15 ・ワンヘルスの観点から、野生鳥獣と適切な関係性を維持することの必要性について、
16 理解を深めましょう。
- 17 ・人里に近い森林を所有する場合は、人と野生鳥獣との緩衝地帯としての機能を発揮
18 するよう、下草刈りや間伐など森林の適正な管理を行いましょ。
- 19 ・野生鳥獣と適切な関係性の維持を図るため、野生鳥獣に安易に餌を与えないように
20 しましょう。また、餌となるもの（生ごみ、未収穫の果物・野菜など）を放置しな
21 いようにしましょう。
- 22 ・地域の自然環境や生物多様性に多大な影響を及ぼす侵略的外来種の危険性について
23 理解を深めましょう。また、防除活動を実施したり、活動に参加したりする場合は、
24 県が作成した防除マニュアル等を参考の上、適切な方法で行いましょう。

25 県民の取組

- 26 ・ジビエ（捕獲された獣肉）を購入し、消費に協力しましょう。
- 27 ・ペットは最後まで責任を持って飼育し、逃げ出したりしないよう適切な管理をし
28 ましょう。特に外国産のペットは安易に飼わず、捨てず、終生飼養をしましょう。

29 事業者の取組

- 30 ・ヒアリ、セアカゴケグモ、アカカミアリ等の特定外来生物が、事業活動を通じて拡
31 大しないよう、拡大防止のための調査・監視を徹底しましょう。
- 32 ・動物を販売する際は、購入者に対して終生飼養や適切な管理方法などの説明を行い、
33 理解を求めましょう。

34 <数値目標>

指標項目	目標値 (2026年度)	現状 (2021年度)
有害鳥獣の捕獲者数	3,100人	3,004人 (2020年度)
侵略的外来種防除リーフレットの 発行種数	17種	7種 (2020年度)



コラム 17 侵略的外来種防除マニュアル・リーフレット

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって、国内外を問わず他の地域から持ち込まれた生物のことで、そのうち、地域の生態系や人の生命・身体、農林水産業等に大きな悪影響を及ぼす生物を侵略的外来種といいます。

本県では、2018（平成30）年4月に県内の侵略的外来種304種（植物188種、動物116種）をとりまとめた「福岡県侵略的外来種リスト2018」を策定しました。中でも影響・被害が甚大で特に対策の必要性が高い20種を「重点対策外来種」としています。重点対策外来種には、1970年頃から生息が確認されているオオクチバス（別名ブラックバス）、近年生息域の拡大により農業被害が深刻なアライグマのほか、人体に被害を及ぼすセアカゴケグモなどが含まれています。植物では、クレーク等で大繁茂し、在来の水生植物との競合や水路の通水障害を引き起こすホテイアオイやブラジルチドメグサ、河川敷や道端などで大繁茂するオオキンケイギクなどが選定されています。

こうした対策の優先度が高い20種について、本県では、2022（令和4）年3月に「福岡県侵略的外来種防除マニュアル2021」を策定しました。本マニュアルでは、外来種被害予防三原則などの被害の予防や防除に関する基本的考え方を概説しているほか、種ごとの生態的特徴や類似種との見分け方、防除手法等について、イラストを交えて分かりやすく解説しています。本マニュアルにおける外来種防除に関する基本的な考え方は、全ての外来種に適用することができ、またマニュアルで提示した防除手法の多くは、生態的特性が類似する他の外来種防除においても参考となるものです。

今後も、本マニュアルや外来種ごとに作成したリーフレット等を活用し、県民の外来種問題への関心を高め、防除活動の促進を図ります。



福岡県侵略的外来種防除マニュアル2021



特定外来生物の防除リーフレット

外来種被害予防三原則

- 1 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を「**入れない**」
- 2 飼養・栽培している外来種を「**捨てない**」
- 3 すでに野外にいる外来種を他地域に「**拡げない**」



1 目標2-4 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・ 2 低減します

3
4 開発は、高度経済成長期やバブル経済期（1980年代後半から1990年代初期）
5 ほどではないものの、その影響は依然として大きく、生物多様性の損失に対する
6 直接要因の一つとなっています。開発に伴う影響を適切に回避し、または低減す
7 ることが必要であり、さらに、すでに消失、劣化した生態系については、科学的な
8 知見に基づいてその再生を積極的に進めることが必要です。

9 県の取組

10 ① 生物多様性に配慮した開発工事の推進

11 ○環境影響評価制度による生物多様性保全 241-01

12 環境影響評価手続が各事業の実施にあたり適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確
13 保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かなふれあい」の観点も踏まえた
14 環境保全への適切な配慮が行われるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要
15 に応じ、事業者に対して意見を述べます。

16 〔自然環境課〕

18 ○環境影響評価制度の充実 241-02

19 環境影響評価の実施における技術的事項等を定めた「福岡県環境影響評価技術指針」
20 や「福岡県環境保全対策技術指針」について、生物多様性配慮の視点からの評価（生
21 態系の保全、重要地域や生態系ネットワークへの配慮等）の導入のための情報収集を
22 します。また、一定規模以上の開発行為について、希少種及びその生息・生育地の保
23 護の観点から必要に応じて締結する「環境保全協定」または「自然環境保全協定」の
24 締結基準等についても見直しを検討し、事業者に対して生物多様性保全に関する環境
25 配慮をより一層促進することを目指します。

26 〔自然環境課〕

28 ○福岡県公共工事生物多様性配慮指針に基づく公共工事の推進 241-03

29 公共工事の実施にあたっては、事業の構想段階から多様な主体の参画による合意形
30 成や参加と責任を促す取組を進め、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、
31 計画地周辺の動植物の把握や希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減、在
32 来種を活用した緑化など、生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措
33 置を講じるよう努めます。

34 〔農山漁村振興課、農村森林整備課、水産振興課、企画課、道路維持課、道路建設課、
35 河川整備課、港湾課、砂防課、都市計画課、公園街路課〕

36

1 ○**公共工事生物多様性配慮事例集の活用** 241-04

2 「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」の取組を推進するため、引き続き、関係課
3 と連携しながら「公共工事生物多様性配慮事例集」を更新し、関係者間で情報共有し
4 ます。

5 〔自然環境課、関係各課〕

6

7 ○**福岡県希少野生生物分布情報管理・利用要綱に基づく情報提供** 241-05

8 公共工事を行う際の生物多様性への配慮に関する支援体制として、福岡県希少野生
9 生物分布情報管理・利用要綱に基づき、希少野生生物分布情報の提供や生物多様性配
10 慮に関する助言等を実施しているところであり、市町村も含め、公共工事部局におけ
11 る活用を促進します。

12 〔自然環境課〕

13

14 ○**福岡県緑化ガイドラインの活用** 241-06

15 県の公共施設や公共工事においては、「福岡県緑化ガイドライン」に基づき、地域の
16 気候や土壌などの自然条件に合い、かつ侵略的外来種を使用しないなど生物多様性に
17 配慮した樹種の選定及び緑化を進め、動植物の生息・生育環境の形成に努めます。

18 〔自然環境課、関係各課〕

19

20 ○**福岡県環境物品等調達方針の運用** 241-07

21 県が調達する物品や発注する公共工事が生物多様性の保全や資源の持続可能な利用
22 に資するよう「福岡県環境物品等調達方針」を策定しています。引き続きこの方針を
23 運用し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。

24 〔環境保全課〕

25

26 ○**災害復旧工事における生物多様性配慮** 241-08

27 豪雨・台風・地震等による災害が発生した際は、可能な限り生物多様性に配慮した
28 復旧工事に努めます。河川の災害復旧については、「美しい山河を守る災害復旧基本方
29 針」に基づき行うことを原則とします。なお、重要種の生息・生育・繁殖する可能性
30 が大きい箇所、環境保全上重要な区間・箇所においては、基本方針を踏まえ、特別な
31 配慮を行います。

32 〔農村森林整備課、道路維持課、砂防課、河川管理課〕

33

1 **② 個別の開発工事における生物多様性への配慮**.....

2 ○**治山事業における生物多様性配慮** 242-01

3 国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全等の森林の持つ公益的機能の確保が特
4 に必要な保安林等においては、国が策定した「森林整備保全事業計画」に基づき、治
5 山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。事業実
6 施に当たっては、周辺の生態系や生物多様性の保全に配慮し、森林の有する多面的機
7 能が総合的に発揮されるよう努めます。

8 〔農村森林整備課〕

9

10 ○**林内路網整備における生物多様性配慮** 242-02

11 林内の路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道及び
12 森林作業道の適切な組み合わせによる整備を推進します。特に、林道については、計
13 画、設計、施工全ての段階で周辺環境との調和を図り、生物多様性に配慮したもの
14 します。

15 〔農村森林整備課〕

16

17 ○**砂防事業における生物多様性配慮** 242-03

18 砂防堰堤（えんてい）の整備にあたっては、現場条件等を考慮した上で、豪雨時に
19 土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、平常時の
20 流環境の連続性や生物の生息・生育環境の保全、さらには下流域への土砂供給による
21 海岸砂浜等の形成を図ることができる透過型砂防堰堤の採用を検討します。

22 〔砂防課〕

23

24 ○**農業農村整備事業における生物多様性配慮** 242-04

25 農業農村整備事業の実施にあたっては、「福岡県農業農村整備環境対策指針」及び市
26 町村が策定した「農村環境計画（田園環境整備マスタープラン）」を踏まえ、農村の自
27 然や景観等への負荷や影響の回避・低減を図り、自然環境に配慮した事業実施を推進
28 します。また、計画段階から地域の環境情報協議会などを通じて、施設の機能性と安
29 全性を基本に、生物多様性配慮の視点を導入するとともに、必要に応じ、地域住民の
30 理解・参画や専門家の助言等を得て、計画的に推進していきます。

31 〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕

32

33 ○**都市公園整備における生物多様性配慮** 242-05

34 県民の自然環境に対する関心が高まる中、自然とのふれあいや緑豊かな環境の形成、
35 多様な生物を育むといった都市公園の機能が期待されています。こうした期待に応え
36 るため、人間にとっても動植物にとっても快適な空間となるよう都市公園の整備を推
37 進していきます。

38 〔公園街路課〕

39

1 ○**街路樹設置における生物多様性配慮** 242-06

2 街路樹の設置に際しては、単一樹種への偏りの防止、地域特性に基づいた在来樹種
3 の選定のほか、生態系ネットワーク形成を考慮した樹種の導入を図ります。また、街
4 路樹の設置や枝打ちを含む管理は、生物の生息環境調査などに基づく適切な方針を検
5 討して実施し、生物の移動経路としての機能の確保に配慮します。

6 〔公園街路課〕

7

8 ○**道路建設における生物多様性配慮** 242-07

9 道路建設にあたっては、自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むと
10 ともに、それを踏まえた上で、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の
11 選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努めます。また、
12 動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断
13 構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。

14 〔道路建設課、道路維持課、公園街路課、農村森林整備課〕

15

16 ○**都市緑地の保全** 242-08

17 都市に残された樹林地や都市近郊の里地里山などは、動植物の生息・生育拠点であ
18 り、生物多様性を確保する観点で重要な環境であることから、都市緑地法に基づく特
19 別緑地保全地区や緑地保全地域、市民緑地の制度を活用することで、生物の生息・生
20 育域の保全・再生・創出など市町村の取組を支援します。また、都市部における農地
21 は、生産緑地や市民農園として都市住民が自然とふれあう場となっていることから、
22 必要に応じて、その保全と活用を図ります。

23 〔公園街路課、都市計画課〕

24

25 ○**多自然川づくりの推進** 242-09

26 河川改修にあたっては「多自然川づくり」の理念を基本とし、上流から下流まで、
27 河川全体の自然の営みと、地域の歴史・文化との調和を視野に入れ、河川が本来有し
28 ている多様な河川景観を保全・再生し、在来の生物の生息環境と生物多様性の向上に
29 配慮した河川管理を行います。特に県内に多い中小河川については「中小河川に関す
30 る河道計画の技術基準」に基づいた河川改修計画の推進を図ります。また、必要に応
31 じて生態系が復元しているかチェックを行い、生態系に悪影響が出ている場合は、再
32 工事を行うなど順応的な管理を多くの事業で取り入れます。

33 〔河川整備課〕

34

35 ○**魚道の整備** 242-10

36 水系の連続性確保のため、河川内の堰（せき）等の横断構造物に魚道を整備する取
37 組をさらに進めます。加えて、河川とその流域の水路、ため池、水田等との間の生物
38 の移動を妨げる落差等についても、事業計画時に動物の生息状況の把握に努め、後の
39 管理者となる関係機関と対策工法を検討、協議し、流域全体の連続性の確保に努めま

1 す。

2 〔河川整備課、農村森林整備課、農山漁村振興課〕

3

4 ○河川整備計画に基づく生物多様性保全 242-11

5 河川やダム湖の水辺に群落を形成する水生植物は、浄化機能を有するだけでなく、
6 魚類やそのエサとなる水生昆虫などの水生生物の生息地として貴重な生態系の一つで
7 す。河川やダム湖の整備にあたっては、水生植物群落を適切に維持管理し、望ましい
8 生態系の確保に努めます。また、河川整備計画の策定をとおして住民意見を反映させ
9 ていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の保全・再生などの取組、川を活か
10 したまちづくり活動など様々な分野における NPO 等との連携・協働を進めます。

11 〔河川整備課〕

12

13 ○河川流量の確保 242-12

14 河川における流量は生物多様性への影響も大きいことから、ダム下流域の河川環境
15 を保全するために、河川維持放流のほか、弾力的管理試験により貯留した貯留水を有
16 効に活用し、流水の正常な機能の維持に努めます。

17 〔河川管理課〕

18

19 ○生物多様性の観点からの総合的水質保全 242-13

20 水生生物保全に係る環境基準項目等について、水質調査を実施するなど、生物多様
21 性の基盤となる河川、湖沼、沿岸域における総合的な水質保全に引き続き取り組みま
22 す。

23 〔環境保全課〕

24

25 ○海岸保全基本計画に基づく生物多様性保全 242-14

26 玄界灘沿岸・有明海沿岸・豊前豊後沿岸の各海岸保全基本計画に基づき、地域を中
27 心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・
28 再生を図る「自然共生型海岸づくり」を推進します。推進にあたっては、海岸の侵食
29 に関する実態把握、海岸保全施設が生態系などの自然環境へ与える影響や効果の情報
30 収集に努めます。

31 〔港湾課、水産振興課、農村森林整備課〕

32

33 ○自然環境と調和した海岸の形成 242-15

34 アカウミガメやカブトガニなどの海洋生物やクロツラヘラサギやコアジサシなどの
35 野鳥の生息場所となっている生物多様性の保全上重要な海岸や自然景観が優れた海岸
36 については、緩傾斜護岸や石積み護岸など生物の生息環境に配慮した護岸形状を採用
37 したり、砂浜や干潟の保全を行うなど、自然環境と調和した海岸の形成を推進します。

38 〔港湾課、水産振興課、自然環境課、農村森林整備課〕

39

1 ○漁港漁場整備における生物多様性配慮 242-16

2 漁港漁場は、安定した漁業の生産基盤であるだけでなく、静穏な水域や遮蔽物の提
3 供、餌料生物の蛸集（いしゅう）や生産等により、海洋生物の産卵場や仔稚魚（しち
4 ぎょ）の育成場としての役割も担っています。そのため、漁港漁場整備に際しては、
5 対象水産資源の生態のみならず、底生生物や藻類などの生物の多様性にも配慮し、水
6 産資源の持続的な利用を図るために整備を推進します

7 〔水産振興課〕

8

9 ○港湾整備における生物多様性配慮 242-17

10 港湾整備において、環境に配慮すべき場所では、生物共生機能を付加させること
11 より、生物生息場を創出し、良好な海域環境の再生・創出に取り組みます。また、地
12 域住民が自然に親しめる空間とあわせて、多様な生物の生息・生育空間を創出できる
13 ような緑地の整備に努めます。

14 〔港湾課〕

15

16 ○海砂採取の適正管理 242-18

17 玄界灘の海砂採取については、漁場や海岸侵食への影響を考え、「福岡県一般海域管
18 理条例」により、採取区域等の規制を行っているところです。今後も、自然環境への
19 影響を監視するために、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、関係部局が
20 連携して海砂採取の適正な管理を行います。

21 〔港湾課、自然環境課、漁業管理課〕

22

23 ○再生可能エネルギー導入に際しての生物多様性配慮 【新規】 242-19

24 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正（2021（令和3）年6月公布）に伴い、
25 地域の環境保全や課題解決に貢献する再生可能エネルギーを活用した地域脱炭素化促
26 進事業を推進する仕組みが創設されました。この改正法に基づき、市町村が地域脱炭
27 素化促進事業の「促進区域」を設定する際の環境配慮の方針として、地域の景観や動
28 植物・生態系等の自然環境への配慮等を定めた環境配慮基準を地球温暖化対策実行計
29 画等に定めることを検討します。

30 〔環境保全課〕

31

32 ◆目標2-4に関して実践できることを考えてみましょう◆

33 県民の取組

34 ・開発行為が生物多様性に配慮されたものになっているか、県民の立場から注目しま
35 しょう。

36 事業者の取組

37 ・開発や土地利用の改変を行う場合は、生物の生息・生育状況や景観、保護価値の重
38 要性などを把握し、開発・土地改変の回避、開発・改変面積の低減、代償措置の優
39 先順位で保全策を検討しましょう。

40 ・開発に伴う緑化に当たっては、場所に応じて在来種や地域性種苗（その地域に自生

1 している樹木から採種して育てた苗木) を植栽しましょう。

2

3 <数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
公共工事生物多様性配慮事例集の掲載 件数	39件	24件 (2020年度)

4

5

6



コラム 18 生物多様性に配慮した河川整備

7

8
9
10

日本列島は急峻な地形と降水量が多い気候の影響で水害が非常に多く、治水や利水に重点を置いた河川開発が積極的に進められてきました。しかし、コンクリート護岸や堰の設置、河道の直線化などにより、河川とその周辺に生息・生育する生物は大きな影響を受けました。そこで、1997（平成9）年に改正された河川法において、「河川環境の整備と保全」が法目的の一つとして位置づけられ、治水・利水と環境が両立する河川整備が前進する大きなきっかけとなりました。また、2006（平成18）年には、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出することをすべての川づくりの基本とした「多自然川づくり基本指針」が策定され、河川が本来持つ土砂浸食・堆積・運搬等の自然の仕組みを保全・再生する形での河川整備が全国的に進展しつつあります。

県内においても、様々な河川で生物多様性に配慮した河川整備が進められています。上西郷川や板櫃川、撥川は全国的によく知られた多自然川づくりの取組事例です。ほかにも、博多湾流入河川では河床に堆積した土砂を浚渫（しゅんせつ）する際、生物の生息・生育環境が素早く回復するよう、河道を全面一様に平坦にするのではなく、流路と水際の形状を保全し、陸域の堆積土砂のみを浚渫する工夫が行われました。その結果、治水安全度を確保すると同時に、浚渫前にはなかったワンドが形成され、絶滅危惧種のハカタスジシマドジョウをはじめとする多様な魚類の生息が、浚渫後にも継続して確認されています。



水際を保全した浚渫の例（室見川：左から浚渫前、浚渫直後、浚渫から2年後）

1 **行動指針3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります**

2 **目標3-1 持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性**
3 **の維持・向上を図ります**

4 農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠
5 な活動であるとともに、農林水産業の営みが、人々にとって身近な里地里山里海
6 の自然環境を形成し、多様な生物が生息・生育する上で重要な役割を果たしてき
7 ました。

8 本来、農林水産業は、自然に順応するかたちで自然に働きかけ、上手に利用し、
9 循環を促進することによって、その恵みを楽しむ生産活動です。農林水産業を
10 持続可能なものとして維持・発展させていくためには、生物多様性の保全の視点
11 が重要です。

12 **県の取組**

13 **① 林業・森林分野における取組**

14 **重点プロジェクト12/森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備** 311-01

15 人工林では、間伐など手入れが行われず放置されると、荒廃が進み森林が有する
16 公益的な機能が低下し、洪水や土砂災害などが発生する可能性が高まります。この
17 ため、福岡県森林環境税を活用し、強度間伐等の森林整備に取り組み、公益的機能
18 が長期的に発揮できる森林に誘導します。

19 [林業振興課]

20 **○地域森林計画に基づく生物多様性保全** 311-02

21 本県の自然的・経済的・社会的条件を踏まえて地域森林計画を策定し、適切に運用
22 します。策定に際しては、生物多様性保全機能など森林の有する機能ごとの整備及び
23 保全の目標等を定めます。また公益的機能別施業森林の区域（ゾーニング）に関して、
24 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林等を「保健文化機能維持増進
25 森林」とする等、地域の森林のマスタープランである市町村森林整備計画の指針を示
26 します。

27 [農山漁村振興課]

28 **○保安林制度による生物多様性保全** 311-03

29 公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として計画的に指定するとともに、
30 その適切な管理を推進します。特に、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっ
31 ている保安林において、下層植生豊かな森林形成や広葉樹林化など、浸透・保水能力の
32 高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することで、森林と生物多様性の保全
33 を図ります。

34 [農山漁村振興課、農村森林整備課]

1 ○**広葉樹林・針広混交林への誘導** 311-04

2 経営が困難な人工林や希少な生物が生息・生育するなど属地的に生物多様性保全機
3 能の発揮が求められる人工林においては、強度間伐による針広混交林化や主伐後の天
4 然更新を進めるとともに、自然林（広葉樹林・針広混交林）へ誘導するための基本的
5 な事項をとりまとめた「自然林誘導ハンドブック」を活用するなどして、自然林へ誘
6 導し、健全な森づくりを推進します。

7 〔林業振興課、農村森林整備課〕

8

9 ○**広葉樹造林の普及指導** 311-05

10 広葉樹苗木の選択については、地域原種、耐候性、病虫害、遺伝的な多様性、遺伝
11 子非かく乱性などを考慮する必要があります。このため、県内での広葉樹造林に適し
12 た樹種の施業技術について、林業家や林業事業体などに普及指導します。

13 〔農山漁村振興課〕

14

15 ○**放置竹林対策の推進** 311-06

16 放置竹林の拡大を防ぐため、関係市町村と連携強化を図りながら、森林組合や市町
17 村に対し、他の樹種への植え替えや、人工林に侵入した竹の伐採等の支援を行います。

18 また、地域住民やNPO等が行う竹林整備を推進するため、森林・山村多面的機能発
19 揮対策交付金等を活用しその活動を支援します。

20 〔林業振興課、農山漁村振興課〕

21

22 ○**自伐林家の育成** 311-07

23 近年、地域の森林・林業を支える主体の一つとして自伐林家が注目されています。
24 このため、森林の有する公益的機能の長期的な発揮に向け、研修等により自伐林家を
25 育成するとともに、間伐を行うために必要となる小型バックホウや林内作業車などの
26 機材導入の支援等を実施し、間伐を実施する体制づくりを進めます。

27 〔林業振興課〕

28

29 ○**多様な担い手による森林（もり）づくりの推進** 311-08

30 NPO等や森林ボランティア団体、企業などの多様な担い手による森林（もり）づく
31 りを推進するとともに、森林づくり活動に関心のある企業などを対象に、森林の整備・
32 保全活動ができる森林をフィールドとして紹介し、活動の支援を行います。

33 〔農山漁村振興課、林業振興課〕

34

35 ○**建築物等における県産木材の利用促進** 311-09

36 県有施設における木造・木質化を積極的に進めるとともに、市町村や民間の施設に
37 おける木材利用を促進します。また、県産木材の利用を拡大することで、山村地域の
38 活性化にも貢献します。

39 〔林業振興課〕

40

1 ○**合法伐採木材等の流通及び利用の促進** 311-10

2 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、
3 県が木材・木材製品を調達する際は森林認証などにより証明されたものとする¹ととも
4 に、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の趣旨
5 を踏まえ、民間企業、一般消費者まで合法伐採木材等の普及に努めます。

6 〔林業振興課〕

7
8 ○**森林認証制度への支援** 【新規】 311-11

9 生物多様性の維持・向上など環境に配慮した持続可能な森林経営を認証する「森林
10 認証制度」の取組が国際的に進んでいます。森林認証制度の普及に向け、県内自治体
11 の率先した取組を支援します。

12 〔林業振興課〕

13
14 ○**フォレスター及び森林施業プランナーの育成** 311-12

15 水源のかん養や生物多様性保全などの森林の持つ公益的機能を重視し、市町村の森
16 林整備計画の策定を支援する森林総合監理士（フォレスター）及び地域の森林経営計
17 画の策定を支援する森林施業プランナーの育成に取り組みます。

18 〔林業振興課〕

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42



コラム 19 森林の有する多面的機能と荒廃森林の再生

森林は、生物多様性の保全、木材生産、土砂災害の防止、水源のかん養、保健やレクリエーションの場の提供など多くの機能を有しています。これらの機能は、森林の有する多面的機能といわれており、私たちに様々な恵みをもたらしています。

近年は、これらの多面的機能のうち、頻発化・激甚化する豪雨災害などの自然災害に対する土砂災害防止・土壌保全機能や、脱炭素社会の実現に向けたCO₂吸収源としての地球環境保全など森林の有する公益的機能の重要性はますます高まっています。

しかし、森林管理の担い手となる林業従事者は減少傾向にあり、2018（平成30）年度から2028（令和9）年度までの10年間で荒廃のおそれのある人工林は約1万haに及ぶと予測されています。

そこで、本県では、福岡県森林環境税を活用し、荒廃のおそれのある人工林を対象とした強度間伐等の森林整備に取り組み、森林の荒廃の未然防止を図っているところです。

さらに、同税を活用し、県民自らが企画・実行する森林（もり）づくり活動への支援を通して、森林ボランティア活動の活性化を図るとともに、多様な主体による森林保全を推進しています。



*図内の金額は、日本学術会議が試算した国内の森林の有する各機能に対する貨幣評価を示す

森林の有する多面的機能、公益的機能のイメージ

出典：日本の森林・林業の今（林野庁）をもとに作成

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/30hakusyo_info/index.html

1 **② 農業・農地分野における取組**

2 ○**ふくおかエコ農産物認証制度の推進等** 312-01

3 化学肥料、化学合成農薬を慣行の5割以上低減する栽培を認証する「ふくおかエコ
4 農産物認証制度」の取組を推進することで、生物多様性の保全に貢献します。また、
5 直売所等において生産者とともに認証農産物の販売を行うなど様々な機会を活用し、
6 環境保全型農業等の普及啓発に取り組みます。

7 〔食の安全・地産地消課、農林水産政策課〕

8

9 ○**環境保全型農業直接支払制度による生物多様性保全** 312-02

10 化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導
11 入促進を図り、併せて生物多様性保全等に効果の高い営農活動の取組を支援します。
12 支援対象となる生物多様性関連の取組メニューについては、国が全国一律に提示した
13 ものだけではなく、本県の自然的社会的条件に応じた特認取組を国に申請し、地域の
14 生物多様性に貢献する環境保全型農業をより一層推進します。

15 〔食の安全・地産地消課〕

16

17 ○**中山間地域等直接支払制度による生物多様性保全** 312-03

18 適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る
19 観点から「中山間地域等直接支払制度」で中山間地域などへの支援を行います。これ
20 により地域協働活動を活性化し、中山間地域が有する県土の保全や生物多様性の保全
21 等の様々な効果の発揮を図ります。

22 〔農山漁村振興課〕

23

24 ○**多面的機能支払制度による生物多様性保全** 312-04

25 多様な生物を育む場ともなる農地や農業水利施設等の資源が、過疎化・高齢化等の
26 進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となっています。地域の農
27 業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみでこれら資源を保全管理する取
28 組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を行う集落を支
29 援します。さらに、集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組
30 を支援します。

31 〔農山漁村振興課〕

32

33 ○**総合的病害虫・雑草管理の推進** 312-05

34 病害虫などの防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、
35 病害虫発生予察情報の活用やほ場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に
36 基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理（IPM）を積極
37 的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進します。
38 これらの取組により、土壌微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境におけ
39 る生物多様性保全をより重視した防除を推進します。

40 〔経営技術支援課〕

1 ○GAP 認証取得の推進 312-06

2 GAP（農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等
3 の考え方を兼ね備えた持続可能な農業生産を確保するための取組です。福岡県 GAP や
4 国際水準 GAP の認証取得を推進し、制度の普及拡大を図ることにより、農業生産の持
5 続可能性を確保します。

6 〔食の安全・地産地消課〕

7

8 ○伝統野菜の保存と普及 312-07

9 県内では、かつお菜、山潮菜、八媛在来かぼちゃ、蒲池大水芋などの伝統野菜が栽
10 培されています。これら地方品種の栽培にあたっては関係機関とも連携の上、必要に
11 応じて技術的支援を図っていきます。

12 〔経営技術支援課〕

13

14

15 ③ 漁業・沿岸分野における取組

16 ○福岡県資源管理方針に基づく適切な資源管理 313-01

17 海洋生態系を健全に保ち、水産資源を持続可能に利用するためには、資源管理型漁
18 業の推進が必要であり、公的規制と併せて漁業者による自主的な資源管理が行われて
19 います。また、資源が著しく減少、あるいは広い海域で管理が必要な魚種については、
20 関係県で資源管理方針を策定し、資源の保存・管理を推進します。

21 〔水産振興課〕

22

23 ○資源管理協定に基づく適切な資源管理 313-02

24 水産資源の持続的利用を図るため、資源状況等に即して休漁、漁具、漁法の規制等
25 の漁獲努力量の抑制、種苗放流、漁場改善などの取組を推進する必要があります。こ
26 れまで漁業者によって自主的に取り組まれてきた資源管理計画は、漁業法の改正に伴
27 い、新たな制度である資源管理協定に順次移行されます。このため、県では、漁業者
28 の理解と協力を得ながら、新たな資源管理の取組を推進していきます。

29 〔水産振興課〕

30

31 ○水産資源の動向把握と管理 313-03

32 水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は、水産物
33 の安定供給の確保と生物多様性の観点からも重要です。そのため、水産海洋技術セン
34 ターでは、引き続き水産資源の動向把握を行うとともに、最新の科学的知見に基づい
35 た評価を行っていきます。

36 〔水産振興課〕

37

38 ○栽培漁業における生物多様性配慮 313-04

39 放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系

1 群への影響などに配慮するなど、県が策定した「水産動物の種苗の生産及び放流並び
2 に水産動物の育成に関する基本計画」に基づいた環境・生態系と調和した増殖を推進
3 するとともに、放流ガイドラインを策定し、啓発に努めます。

4 〔水産振興課〕

5

6 ○養殖漁場の改善 313-05

7 養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地
8 域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進し、策定
9 した漁業者に対して活動を支援します。

10 〔水産振興課〕

11

12 ○藻場・干潟の保全 313-06

13 藻場や干潟は、遺伝的多様性や地域固有性に配慮した海藻（草）や二枚貝稚貝の移
14 植、有害生物の除去など適切な管理により、生態系の健全性を維持することができます。
15 このため、環境・生態系の維持・回復を目的とした水産庁、県、市町村による水
16 産多面的機能発揮対策事業等を活用し、漁業者や地域住民などによる藻場・干潟の保
17 全活動を支援し、藻場・干潟の保全をより一層推進します。

18 〔漁業管理課〕

19

20 ○内水面における適切な水産資源の増殖 313-07

21 漁業免許付与に伴う漁業対象魚の増殖義務にかかる漁協の増殖活動について、最新
22 の科学的知見と持続可能な漁業資源確保の観点から、種苗放流による増殖のほか、産
23 卵場造成や生息環境の保全・再生による増殖についても普及に取り組みます。

24 〔水産振興課〕

25

26 ○内水面における外来生物等による被害の防止 313-08

27 生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、オオクチバス、ブルーギ
28 ル等の外来生物の防除研究、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病
29 対策を推進します。

30 〔水産振興課〕

31

32 ○海洋プラスチック・海岸漂着物対策の推進 【強化】 313-09

33 近年、ポリ袋やマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチック）等の海洋
34 プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が指摘されています。プラスチックを
35 含む海岸漂着物は、河川を經由して流れ込んだものや現地でのポイ捨て等によるもの
36 も多く含まれていることから、福岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、海岸漂着物
37 の発生抑制を含めた海岸環境の保全についての普及啓発を行うとともに、海岸漂着物
38 の回収等に取り組みます。また、2019（令和元）年度に立ち上げた海岸漂着物対策推
39 進連絡会議において、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行う等、県

1 及び市町村が連携し、海岸環境保全に取り組みます。

2 〔廃棄物対策課、漁業管理課、港湾課〕

3

4 ○**漁業者による海洋ごみの回収の促進** 313-10

5 漁場へ流入したごみは、漁業の操業に支障をきたすだけでなく、海洋生物の生息場
6 にも悪影響を与えることがあります。県では、漁業者が行う漁場へ流入したごみの回
7 収作業に対する支援をすることで、漁場を含めた海域の生態系の保全に貢献します。

8 〔漁業管理課〕

9

10 **◆目標3-1に関して実践できることを考えてみましょう◆**

11 **県民の取組**

- 12 ・私たちの生存に欠かせない食料や生活資材を供給する農林水産業の持続可能な維
13 持・発展には、生物多様性が重要な役割を果たしていることについて理解を深めま
14 しょう。
- 15 ・「ふくおかエコ農産物」や有機栽培でつくられた農産物等を積極的に購入しましょう。
16 また、県産材を積極的に利用しましょう。
- 17 ・山菜、きのこ、アサリなどの天然資源は、環境や生態に配慮し、採りすぎないこと
18 を意識しながら収穫を楽しみましょう。

19 **事業者の取組**

- 20 ・森林の間伐等の施業を適切に実施し、野生生物の生息・生育地として良好な環境を
21 創出しましょう。
- 22 ・化学合成農薬・化学肥料の使用頻度や量をなるべく減らし、環境に優しい農業に取
23 り組みましょう。
- 24 ・漁獲量や資源の動向に注意を払いつつ、水産資源を適切に保全・管理しましょう。

25

26

27 **<数値目標>**

指標項目	目標値 (2026年度)	現状 (2021年度)
森林荒廃の未然防止に取り組む面積	累計 9,400ha	累計 3,700ha (2020年度)
農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180ha	41,545ha (2020年度)
藻場・干潟の保全に取り組む人数	850人	758人 (2020年度)

28

29

30

1 目標3-2 事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持 2 続可能な利用につなげます

3
4 事業者は、製品やサービスを通じて、自然の恵みを広く社会に供給する重要な
5 役割を担っています。直接的に生物資源を扱わない事業者であっても、その事業
6 活動の多くは、間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を
7 与えています。事業者が、消費者を含めた多様な主体と連携しながら、生物多様
8 性の保全等に取り組むことは、自然共生社会の実現に向けて社会全体の動きを加速
9 させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要で
10 す。

11 県の取組

12 13 重点プロジェクト13／ 事業者における生物多様性保全の取組の促進 【新規】 320-01

14
15 事業者における生物多様性保全の取組を促進するため、生物多様性保全活動を行
16 っている事業者や NPO 等の活動事例等を取りまとめた啓発資料を作成し、生物多
17 様性情報総合プラットフォームで提供するとともに、事業者が実施する社員研修や
18 今後の取組の検討資料としての活用を促します。

19 〔自然環境課〕
20

21 ○生物多様性民間参画ガイドラインの普及 320-02

22 事業者に対し、国が策定した「生物多様性民間参画ガイドライン」の普及広報や、
23 環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の
24 関係を測る指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情
25 報を収集・発信することにより、生物多様性保全への民間参画を促進します。また、
26 県内企業の優良取組事例の紹介を行います。

27 〔自然環境課〕
28

29 ○企業所有地における生物多様性保全 320-03

30 企業が所有している土地で、良好な自然環境が維持されている土地については、野
31 生生物の保全活動や環境教育の場として活用していくことが望まれます。また、工場
32 立地法により一定規模以上の工場に義務づけられている緑地や都市部のあまり利用さ
33 れていない所有地については、身近な生物の生息・生育地やビオトープづくりの場な
34 どとしての活用も考えられるため、生物多様性情報総合プラットフォームを活用し、
35 事例紹介などにより土地の有効活用を呼びかけていきます。

36 〔自然環境課〕
37

38 ○事業者が実施する緑化再生への支援 320-04

39 都市計画法に基づく開発行為のほか、岩石採取、林地開発及び土砂埋立て等の許可・

1 認可に係る計画地において、事業者が取り組む緑化再生が、生物多様性に資するもの
2 となるよう、事業者等に対して、研修会を実施したり、福岡県緑化ガイドライン公開
3 の検討を行うなどして、自主的な取組を支援します。

4 [工業保安課、農山漁村振興課、都市計画課、自然環境課]

5

6 ○企業と NPO 等との連携促進 320-05

7 生物多様性保全に関する専門性とネットワークを持つ NPO 等とパートナーシップ
8 を組むことで、企業の社会貢献活動の充実が図れます。生物多様性保全活動に関心を
9 持つ企業を探索するとともに、これらの企業と、企業の持つ資源を活用した協働を希
10 望する NPO 等とのマッチングを支援するために、企業側と NPO 側両方に向けて協働
11 事例等の情報発信を行うなどして、両者による活動を促進します。

12 [社会活動推進課、自然環境課]

13

14 ◆目標3-2に関して実践できることを考えてみましょう◆

15 県民の取組

16 ・自然環境保護や生物多様性の保全等を目的とした企業の CSR（企業の社会的責任）
17 や生物多様性に配慮された事業活動について、県民の立場から注目し、製品やサー
18 ビス、投資先等を選択する際の参考にしてみましょう。

19 ・企業と NPO 等とのパートナーシップによる生物多様性保全等の取組に関心をもち、
20 活動に参加できる場合は参加して応援しましょう。

21 事業者の取組

22 ・CSR（企業の社会的責任）やSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に向けた取
23 組として、生物多様性への配慮を行いましょう。

24 ・「生物多様性民間参画ガイドライン及び事例集（2017年環境省）」を参考に、生物多
25 様性保全を含めた環境保全の取組を積極的に行いましょう。また、事業活動の各段
26 階で生物多様性への影響を評価し、その影響を低減するよう努めましょう。

27 ・自社の生物多様性や環境配慮の取組に関する情報は、ホームページやSNSなどを通
28 じて消費者やユーザーに対し積極的に開示・発信しましょう。消費者等からの支持
29 や投資家の評価につながることで期待されるだけでなく、生物多様性に関する社会の
30 機運醸成にもつながります。

31 ・自社の生物多様性や環境配慮の取組を実施する際は、専門性を有する NPO 等とパ
32 ートナーシップを組むなど、より効果的な取組の実現を目指しましょう。

33

34 <数値目標>

指標項目	目標値 (2026年度)	現状 (2021年度)
「エコ事業所」登録事業所数	2,974事業所	2,374事業所 (2021(令和3)年度 当初)

35

1 目標3-3 自然環境や生態系を活用した気候変動対策やグリーンインフラ等 2 の取組を推進します

3 生物の生存基盤となる気温や降水量などの環境条件の変化は生物多様性の保
4 全と密接な関わりがあります。生物多様性や生態系サービスの変化は、農林水産
5 業や各種産業、私たちの暮らしにも影響を与えることから、総合的な地球温暖化
6 対策と相互に関連しあいながら生物多様性の保全を図っていく必要があります。

7 また、最近では、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解
8 決につなげる考え方である「自然を活用した解決策（NbS）」に対する関心が高
9 まっています。NbSは生態系を活用した適応策（EbA）、グリーンインフラや生
10 態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）などを包含する大きな考え方にとどまら
11 ず、持続可能な地域づくりなど幅広い分野の社会的課題の解決に取り入れていく
12 ことが重要です。NbSは環境・社会・経済の諸課題を同時解決し、持続可能な社
13 会の実現を目指す統合的な取組であり、この考え方や重要性について、社会への浸
14 透を図っていく必要があります。

15 県の取組

16 ① 気候変動影響に関する取組の推進

17 ○地球温暖化対策の推進 【強化】331-01

18 2021（令和3）年度末に、地球温暖化対策推進法の基本理念や国の地球温暖化対策
19 計画の改定内容等を踏まえ、脱炭素社会の実現を目指す、「福岡県地球温暖化対策実行
20 計画（第2次）」を策定しました。これに基づき総合的な地球温暖化対策を推進するこ
21 とで、生物多様性の保全に寄与します。また、福岡県地球温暖化防止活動推進センタ
22 ーや地球温暖化防止活動推進員の活動により、地域住民からの相談対応等、地域に密
23 着した啓発活動を推進します。

24 〔環境保全課〕

25 ○都市緑化の推進 331-02

26 都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋
27 上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。また、在来種を用いた効果的な緑化方
28 法や優良事例について、情報収集を行います。

29 〔公園街路課、環境保全課、自然環境課〕

30 ○木質バイオマスの有効利用の推進 331-03

31 間伐材等木質バイオマスの有効利用の推進については、森林保全、林業振興、地域
32 産業活性化、生物多様性保全、地球温暖化対策等の経済と環境が両立する複合的な効
33 果が高いことから、他県の先進的な事例を参考にするなどして、森林資源の地産地消・
34 環境貢献型のモデルを検討していきます。

35 〔林業振興課〕

1 ○気候変動影響や適応策に関する情報発信 【新規】 331-04

2 「福岡県気候変動適応センター」では、気候変動に関する情報の収集・発信拠点と
3 して、地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・
4 分析し、市町村、事業者、県民に分かりやすく提供します。

5 〔環境保全課〕

6

7 ○生態系を活用した適応策（EbA）の啓発 【新規】 331-05

8 最近、気候変動に対する適応策の一部として、生物多様性や生態系サービスを活用
9 し、気候変動のリスクや損失を軽減するアプローチである「生態系を活用した適応策
10 （EbA）」が注目されています。この考え方に基づく樹木の蒸散や緑陰による暑熱の緩和、
11 森林の育成による土砂災害防止等について事例を収集し、広く啓発していきます。

12 〔自然環境課〕

13

14 ② 持続可能な社会に向けたグリーンインフラ等の取組の推進

15 ○社会資本整備におけるグリーンインフラの活用 332-01

16 「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面にお
17 いて、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域
18 づくりを進める取組です。本県における社会資本整備や土地利用等についても、生態
19 系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水資源の循環など、グリーンインフラを
20 活用した自然共生社会づくりの普及と導入の働きかけを進めます。

21 〔自然環境課、企画課〕

22

23 ○生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、自然を活用した解決策（NbS）の啓発

24 【新規】 332-02

25 グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な
26 機能を活かして災害に強い地域をつくる考え方が「生態系を活用した防災・減災（Eco-
27 DRR）」です。さらに、最近、EbA やグリーンインフラを包含した、自然が有する機能
28 を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方である「自然を活用
29 した解決策（NbS）」が注目されています。これらの考え方について、普及と導入の働
30 きかけを進め、県民に対して広く啓発を行います。

31 〔自然環境課〕

32

33 ○流域治水におけるグリーンインフラの活用 【新規】 332-03

34 「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河
35 川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域に関
36 わるあらゆる関係者（市町村、住民等）が協働して、流域全体で水害を軽減させる対
37 策です。県では、管理する二級水系について「流域治水協議会」を設置し、流域治水
38 の全体像をとりまとめた「流域治水プロジェクト」の策定を進めています。流域治水
39 の取組においては、グリーンインフラの考え方を取り入れながら、災害リスクの低減

1 に寄与する生態系の機能を保全・再生することにより、生態系ネットワークの形成に
2 貢献するよう努めます。

3 〔河川整備課、関係各課〕

4

5 ○総合土砂管理による健全な流砂系の確保 332-04

6 堰やダム等の建設や河川の護岸による治水・利水事業は、県民生活の向上に貢献す
7 る一方で、海岸域や中下流域への土砂の供給量の低下を招き、生態系や景観等を悪化
8 させる一要因となっています。山地・森林・溪流・河川・農地・海岸などにおいて環
9 境整備を行う際は、流砂系全体の土砂動態の健全化を目指した土砂管理に努めます。

10 〔河川整備課、港湾課、砂防課、農村森林整備課、水産振興課〕

11

12 ◆目標3-3に関して実践できることを考えてみましょう◆

13 県民の取組・事業者の取組

14 ・生物多様性が気候変動適応や防災・減災、水質の浄化等の様々な社会的課題の解決
15 に貢献しうることについて、理解と関心を高めましょう。

16 ・所有する敷地や屋上・壁面等の緑化を行い、気候変動やヒートアイランドの緩和に
17 貢献しましょう。

18 事業者の取組

19 ・生物多様性に影響を及ぼす地球温暖化の防止を図るため、事業活動における省資源
20 や省エネルギーを推進しましょう。

21

22 <数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
温室効果ガス総排出量の削減率	38.3%	22.9% (2018年度)

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

1 行動指針4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

2 目標4-1 生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう 3 多様な主体の参加と協働を促進します

4 生物多様性の保全に長期間継続して取り組むためには、個人や特定の団体の
5 努力に頼った活動のみでは継続が困難な場合があります。このため、各主体がそ
6 れぞれの強みを活かしながら協働・連携して取り組める体制の構築やネットワ
7 ークの形成など、取組を継続していくため仕組みづくりが必要です。仕組みづく
8 りを担う行政は、環境のみならず、県土保全、社会資本整備、産業・科学技術振
9 興、農林水産業の振興、モノづくり、人づくり、まちづくり、教育・文化の振興
10 など、広範な分野で施策を展開し、かつ国から市町村まで多層的です。これらの
11 関連施策が生物多様性を考慮したものとなることで、社会全体による生物多様
12 性を支える基盤づくりの推進が期待されます。

14 県の取組

15 ① 行政施策への浸透

16 重点プロジェクト14/県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入 411-01

18 国土利用計画、土地利用基本計画、農林水産振興基本計画、地域未来投資促進法
19 基本計画などの各種基本計画や、地域森林計画、都市計画区域の整備・開発及び保
20 全の方針、河川整備基本方針などの各種指針の策定にあたっては、計画相互の整合
21 性を勘案して計画及び重点事業を立案し、生物多様性の保全等に配慮する旨の方針
22 を示します。

23 〔総合計画課、農林水産政策課、河川整備課、港湾課、都市計画課、農山漁村振興
24 課、産業特区推進室〕

26 ○福岡県生物多様性戦略庁内推進会議の実施 411-02

27 部局横断的な取組を推進するため、福岡県生物多様性庁内推進会議を開催します。
28 また、必要に応じて分科会で特定事項の検討等を行います。

29 〔自然環境課〕

31 ○市町村生物多様性地域戦略の策定支援 411-03

32 地域の生物多様性の保全等には、地域の自然的・社会的条件に則した取組が必要で
33 あり、生物多様性基本法は、地方自治体による施策の総合的かつ計画的な推進を求め
34 ています。県内では、7市（北九州市、福岡市、久留米市、福津市、古賀市、糸島市、
35 うきは市）が生物多様性地域戦略を策定しています。更なる県内の市町村による生物
36 多様性地域戦略の策定を促進するため、市町村担当者会議や研修会などにより機運醸
37 成を図るほか、策定を検討している市町村に対して助言や情報提供を適宜行います。

38 〔自然環境課〕

1 ○市町村が実施する生物多様性関連事業の支援 411-04

2 市町村が実施する絶滅危惧種等の保護事業や里山の生物多様性の保全・再生事業等、
3 生物多様性の保全に資する事業に対し、必要に応じて助言を行います。

4 〔自然環境課〕

5

6 ② 多様な主体の参加促進

7 ○地域環境協議会における生物多様性保全活動への地域住民参加の促進 412-01

8 現在では、多くの人々が自然環境や野生動植物に関心を持つようになってきていま
9 すが、参加する方法が分からない、きっかけがないなどの理由で実際に NPO 等の活
10 動に参加している人はまだ一部に限られています。保健福祉環境事務所が事務局とな
11 る県内6地域の地域環境協議会では、自然観察会などを通して地域住民が参加できる
12 活動の機会を設けてきました。引き続き、この事業を積極的に行うとともに、NPO 等
13 の活動を発信することで、地域住民の参加を促進します。

14 〔自然環境課、社会活動推進課、環境政策課〕

15

16 ○地域環境協議会における多様な主体の連携・協働 412-02

17 県内各地域において、それぞれの自然的・社会的条件を踏まえた地域活動が展開さ
18 れていますが、地域内の各主体が連携をはかる機会は、それほど多くはありません。
19 地域環境協議会では、各主体が連携・協働していけるよう、情報交換・企画会議、環
20 境保全活動等、様々な交流会を設けてきました。今後も引き続き、多様な主体の参加
21 を促進することで、有機的なネットワークづくりを推進します。

22 〔自然環境課〕〔環境政策課〕

23

24 ③ 人材育成と活躍の場づくり

25 **重点プロジェクト 15／生物多様性アドバイザー制度の利用促進 【強化】 413-01**

26

27 生物多様性の普及や保全、担い手育成、各主体間の連携促進や地域資源の発掘・
28 活用に関して、専門性を有する人材（生物多様性アドバイザー）の登録・派遣制度
29 の運用について改善を図り、県や市町村、教育機関、NPO 等、企業、自治会など
30 が実施する啓発、保全、調査研究、人材育成、地域づくり、社会貢献活動の効果的
31 な実施を支援します。

32 〔自然環境課、関係各課〕

33

34 ○生物多様性に関する人材育成講座の実施 413-02

35 生物多様性の重要性について県民の認識の向上を図るため、生物多様性に関する普
36 及啓発活動を行う人材の養成や、市町村、企業、自治会が行う活動を支援できる人材
37 を養成することを目的とした講座を開催します。

38 〔自然環境課〕

39

1 ◆目標4-1に関して実践できることを考えてみましょう◆

2 県民の取組・事業者の取組

3 ・県や市町村が策定している「生物多様性地域戦略」を読み、地域の生物多様性の現
4 状と課題、今後の取組の方向性等について理解しましょう。

5 ・県やNPO等が行う生物多様性の保全活動（自然観察会や水辺教室、里地里山保全活
6 動等）に積極的に参加し、生物多様性への理解を深めましょう。

7 ・NPO等が行う生物多様性保全の活動が持続的なものとなるよう、寄附や会費など
8 による資金的支援、活動へのボランティア参加、場所や物品の貸与・提供、技術支援
9 など、無理なくできる方法でNPO等の活動を応援しましょう。

10 ・生物多様性保全の活動を企画する際は、生物多様性の普及や保全等に専門性を有す
11 る人材を派遣する「生物多様性アドバイザー」制度を活用しましょう。

12 事業者の取組

13 ・行政・事業者・NPO等で構成するネットワークに参加し、地域における生物多様性
14 保全活動の活性化や各主体の交流促進に取り組みましょう。

15

16

17 <数値目標>

指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)
生物多様性アドバイザー派遣実績 (累計)	75件 (5年間累計)	38件 (3年間累計)

18

19

20

21

22

23

24

1
2
3



コラム 20 つなげたい！古賀の生命(いのち) 伝えたい！ 共に生きる力 —生物多様性古賀戦略—

私たちの生命(いのち)が、かけがえのないものであるように、全ての生きものの生命もかけがえのないものです。自然に大きな影響を及ぼす力を持つ私たちは多様な生きものと共に暮らしていること、多様な生きものの恩恵を受けて生命をつないでいることを深く理解し、人と生きものが共存、共栄していける社会をめざさなければなりません。



古賀市には緑豊かな犬鳴の山々や白砂青松の美しい海岸線を有する海、さらにこの海にそそぐ大根川などをはじめとする豊かな自然があります。

「古賀のことをもっと知ってもらい、もっと好きになってもらい、古賀に関わるみんなで生きものや自然を豊かにしていきたい。」

「生きものから受ける恵みに感謝し、その恵みを将来へ引き継ぎたい。」

そんな願いから、「つなげたい！古賀の生命(いのち) 伝えたい！生きる力—生物多様性古賀戦略—」を2019(平成31)年3月に策定しました。本戦略の策定には、福岡県公立古賀竟成館高等学校、ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)などの様々な方に関わっていただきました！

「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち」を古賀の将来像として掲げ、2033年までの実現をめざします。

今の高校生たちが大人になり、地域社会を担っていく年齢になるそのころ、確実にバトンタッチし、また、そのバトンはさらに次の世代へつないでもらいたい。そんな願いを込めながら、私たちは責任を持って、次のAction(アクション)を起こします。

4つのAction

Action 1. 生物多様性を知る

古賀に関わるいろんな人が生物多様性について知り、考えていくことができるように、生物多様性の大切さやもろさなどを伝えていきます。

Action 2. 生物多様性を守る

多様な生きものが住みやすい環境を守っていきます。

Action 3. 生物多様性を活(い)かす

生物多様性から受ける恵みをいつまでも活かしていきます。

Action 4. 環(わ)を広げる

人と人、人と地域などの環を広げ、生きものと自然、人と自然の環へ発展させていきます。

※4つのActionにはそれぞれ方針や具体的な取組が示され、さらには生物多様性古賀戦略とSDGsの17のゴールとの関係性が分かるように、方針ごとに関連するゴールを記載しています。(生物多様性古賀戦略 p.23)

古賀市ホームページ「生物多様性古賀戦略」

URL : <https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kankyo/plans/plans001/006.php>



※このコラムは古賀市から提供されました。

1 **目標4-2 生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援**
2 **するための仕組みづくりを進めます**

3 県内の自然環境に関する調査や研究を継続し、生物多様性に関する科学的知見
4 に基づく現状評価や効果的な保全技術の確立などに取り組んでいく必要があります。
5 また、行政機関、調査研究機関、NPO等の様々な主体による調査や研究結果
6 を収集・蓄積し、お互いが利用しやすい形で提供することで、県内の生物多様性の
7 保全と持続可能な利用に役立てていく必要があります。

8
9 **県の取組**

10 ○**生物多様性に関する調査研究機能等の拡充** 420-01

11 本県の生物多様性に関する調査研究、情報収集、技術指導等を一括して行う拠点と
12 なるよう、その役割を担う保健環境研究所の機能拡充を検討します。

13 〔自然環境課〕

14
15 ○**福岡県生物多様性地理情報システムの活用** 420-02

16 県内の生物多様性の現状を把握するため、保健環境研究所が中心となって環境省自
17 然環境保全基礎調査結果及び福岡県レッドデータブック調査情報などを集約して、生
18 物多様性地理情報システムを構築しました。引き続き情報収集を行うとともに、得ら
19 れた情報については、希少種情報等に配慮しつつ、県の関係部局や市町村、保全団体、
20 事業者、一般県民などに広く公開することで、保全に向けた取組を推進します。

21 〔自然環境課〕

22
23 ○**鳥獣生息状況の情報収集** 420-03

24 鳥類や狩猟鳥獣の生息分布状況や、ガン・カモ・ハクチョウ類の飛来状況、シカの
25 生息密度等、県内の鳥獣の生息状況の情報収集に努めます。得られた情報については、
26 鳥獣保護管理事業計画の策定、鳥獣保護区の設定、各種開発行為の環境影響評価等に
27 活用します。

28 〔自然環境課、農山漁村振興課〕

29
30 ○**生物多様性保全のための森林管理技術の開発** 420-04

31 生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うため、病虫獣害に対する被害
32 軽減技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理技術の開発を行います。

33 〔農林水産政策課〕

34
35 ○**生物多様性指標の開発** 420-05

36 都市や河川、ため池、水田、森林などの生物多様性の状況が分かる指標を開発し、
37 市町村やNPO等が行う生物多様性評価や取組の進捗状況の把握等を支援し、保全の
38 取組を促進します。

39 〔自然環境課〕

1 ○河川における生物多様性情報の収集 420-06

2 河川水辺の国勢調査や本県の各種調査結果を活用し、県内の河川環境に関する情報
3 を収集するとともに、全県的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握
4 します。

5 〔河川整備課、自然環境課〕

6

7 ○海域における生物多様性情報の整備 420-07

8 沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進するため、藻場、
9 干潟等浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査等、海洋における重要生態系
10 や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を、国を含めた関係部局の連携のもとに
11 進めます。

12 〔漁業管理課〕

13

14 ○有明海の保全に関する調査研究 420-08

15 「有明海の再生に関する福岡県計画」に基づき、県の試験研究機関をはじめ、国、
16 大学、市町村、民間関係機関等と連携を図りつつ、有明海の海域環境の保全と改善、
17 当該海域における水産資源の回復等に関する調査研究及び技術開発に取り組みます。

18 〔漁業管理課〕

19

20 ○ワンヘルス中核拠点の整備 【新規】 420-09

21 ワンヘルスの理念に基づき、県民の命と健康、生活環境を守るため、より安全性が
22 高く、新興感染症等に対応できるよう、県保健環境研究所の再整備を進めます。また、
23 ワンヘルスに取り組む機関や団体等との連携強化を図るため、当該機関等と情報を共有し、
24 共同で調査研究等を行うための土台（調査・研究プラットフォーム機能）を新
25 設します。

26 〔ワンヘルス総合推進室〕

27

28 ◆目標4-2に関して実践できることを考えてみましょう◆

29 県民の取組・事業者の取組

30 ・県や自然保護団体等が実施する自然環境の調査等に参加しましょう。
31 ・調査・研究等により、絶滅のおそれがある野生生物の生息・生育情報が得られた場
32 合は、その生息・生育地の保護に配慮するとともに、行政等との情報共有を図りま
33 しょう。

34 事業者の取組

35 ・自社の有する技術を生物多様性の保全や調査研究の効率化・適正化に応用しまし
36 う。

37

38

1 <数値目標>

指標項目	数値目標 (2026 年度)	現状 (2021 年度)
生物多様性地理情報システムへの登録 データ数	33,000 件	28,000 件 (2020 年度)

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

1
2
3
4
5
6
7
8
9

中表紙

第6章 推進体制と進行管理.....159

1. 推進体制.....160

2. 進行管理.....164

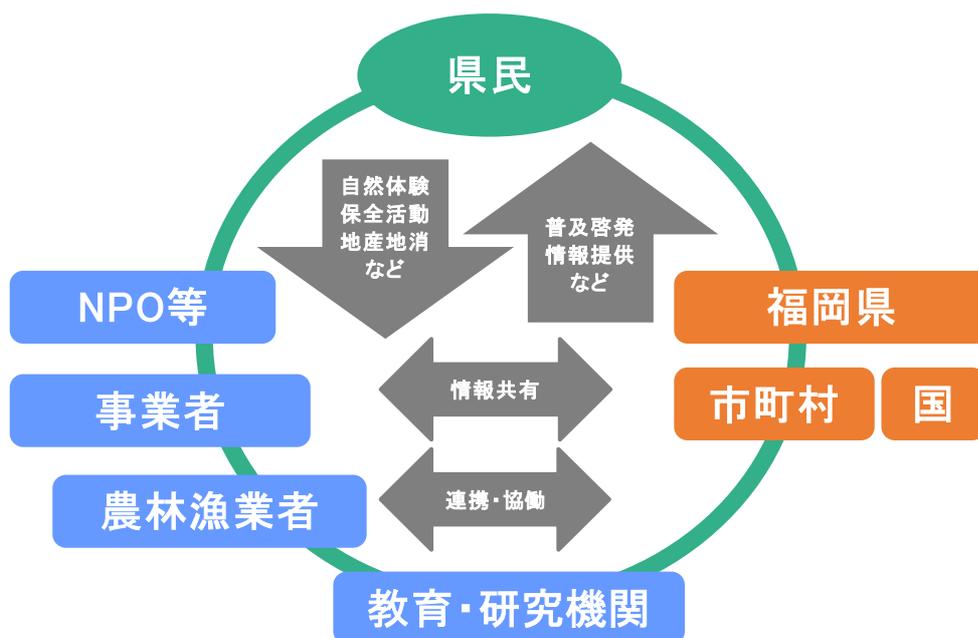
3. 指標.....166

1. 推進体制

(1) 多様な主体の連携・協働による推進

本戦略の着実な推進のため、県民、福岡県、市町村、国、NPO等^{*}、企業・事業者、農林漁業者、教育・研究機関等が互いに連携・協働して、各主体の特徴を生かしながら生物多様性保全のための取組を進めます。

^{*}本戦略では、特定非営利活動法人（NPO法人）とボランティア団体、自治会・町内会等、公益法人などを総称して「NPO等」と表記しています。



多様な主体の連携・協働による推進

10

11

12

■ 県民の役割

- 14 ・身近な生きものに目を向けて自然とふれあうこと、地産地消に努めて旬のものを
15 味わうことなどを通じて、豊かな自然や生きものの大切さを実感するとともに、
16 生物多様性の重要性について理解を深めていくことが望まれます。
- 17 ・生きものの保護活動や生物多様性を保全・再生する地域活動に参加すること、直
18 接参加できなくとも活動を応援することが期待されます。
- 19 ・生物多様性の恵みを将来にわたり利用できるよう、環境に配慮した商品の購入、
20 省エネルギー型のライフスタイルの実践など、持続可能な社会の構築に向けた環
21 境負荷の少ない行動が期待されます。

22

■ 福岡県の役割

- 24 ・本戦略の目標達成に向けて、行動計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進す
25 る役割を担います。
- 26 ・戦略推進のための効果的な連携体制を構築し、各主体に対する情報提供等の適切
27 な支援を行います。

28

1 ■ 市町村の役割

- 2 ・本戦略及び各市町村に特有の生物多様性の特徴・課題を踏まえ、県と方針を共有
3 した上で、地域密着型の施策を計画的に推進する役割を担います。
- 4 ・施策の検討に際しては、NPO 等と連携を行うなどして、住民の意向把握に努め、
5 地域の実情にあった施策実施が求められます。

7 ■ NPO 等の役割

- 8 ・地域における保全活動の重要な担い手として、生物多様性の保全・再生に関する
9 活動の展開が期待されます。
- 10 ・その経験と専門的な知識や技術を活かし、市民ボランティアの活動や企業の社会
11 貢献活動の支援を行うことが期待されます。
- 12 ・地域参加へのニーズが高い団塊世代をはじめ、広く県民に参加の機会を提供し、
13 生物多様性の重要性の啓発を行うなど生物多様性の社会への浸透を担う役割も期
14 待されます。

16 ■ 事業者の役割

- 17 ・事業活動が生物多様性に与える影響を認識し、できるだけ生物多様性に配慮した
18 事業活動に努めることが期待されます。各企業の事業活動では、事業の直接的な
19 影響のほか、原材料の調達などの間接的な影響も含めて考慮し、環境負荷を低減
20 した事業活動を展開することが期待されます。
- 21 ・その他、保全活動状況の積極的な公表や、社会貢献活動としての地域保全活動へ
22 の協力・支援などの取組も期待されます。

24 ■ 農林漁業者の役割

- 25 ・自らの生産活動が生物多様性に与える正負の影響を認識し、できるだけ生物多様
26 性に配慮した農林水産業の推進に努めることが期待されます。
- 27 ・農林水産業は生きものに直接触れて関わる産業であり、持続可能な生物資源の利
28 用への配慮と、農林水産業によって維持されている環境の保全、様々な文化への
29 貢献の視点からの取組が期待されます。

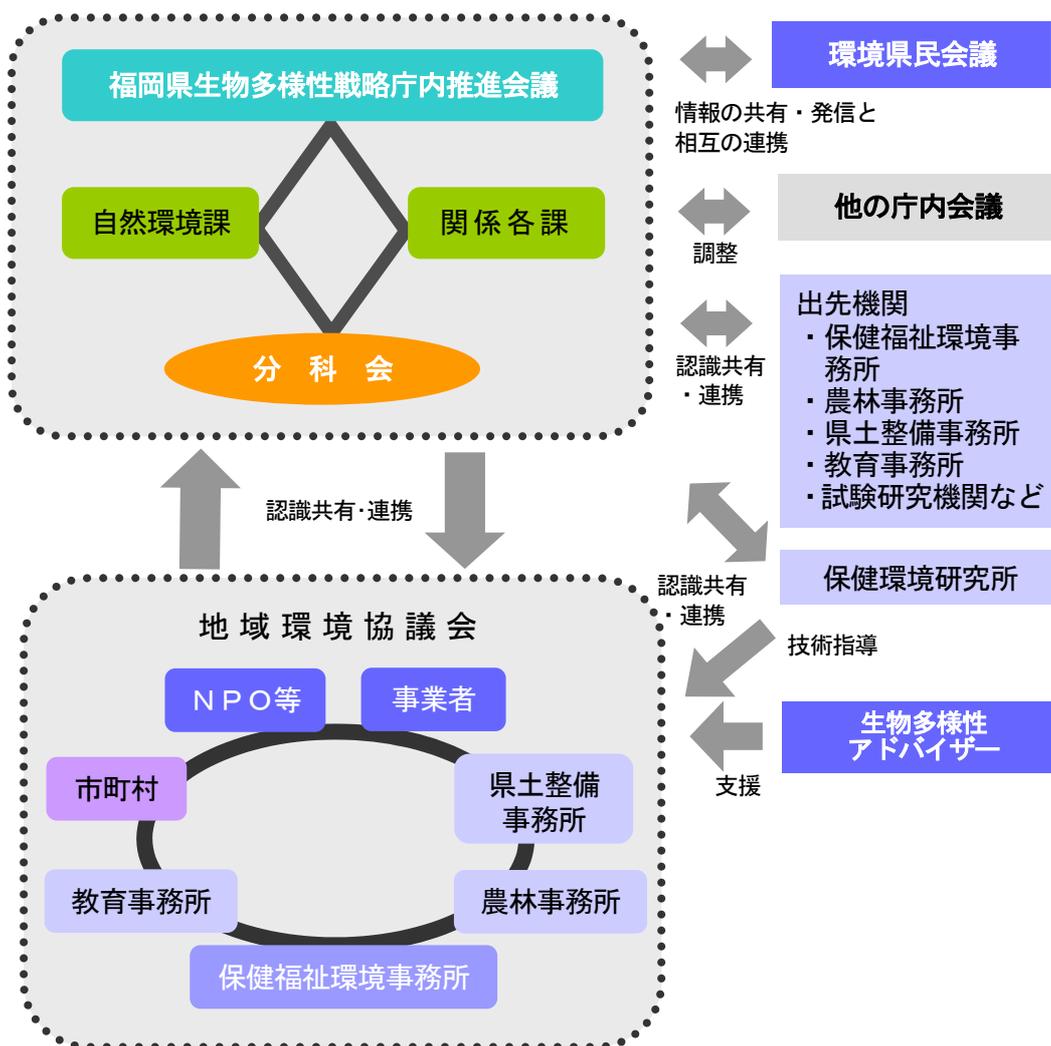
31 ■ 教育・研究機関の役割（大学、博物館、幼稚園・保育所、小・中・高等学校など）

- 32 ・幼児教育における自然体験は、心身の健全な発達に極めて意義が大きいだけでな
33 く、命やものを大切にする豊かな心を育み、自然との共生意識の形成につながる
34 ことから、積極的な取組が期待されます。
- 35 ・小・中・高等学校においては、生物多様性に関する環境教育を通じて、持続可能
36 な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責
37 任ある行動ができる県民を育成する役割が期待されます。
- 38 ・大学や博物館などの研究機関においては、生物多様性に関する知識の普及、専門
39 的な知識や技術を有する人材の育成、生物多様性情報の収集・蓄積、生物多様性
40 についての解明、保全技術の開発などの役割を担うことが期待されます。

(2) 庁内及び関係組織による推進体制

生物多様性に関わる庁内の関係部局が連携し、生物多様性戦略を総合的に推進するための庁内推進体制を整備します。庁内推進体制の中核として「福岡県生物多様性戦略庁内推進会議」を設置し、戦略の推進・進行管理に関する検討・調整を図っていきます。

また、地域における生物多様性の課題共有や保全活動の促進、普及啓発の推進を図るため、保健福祉環境事務所が事務局となり、事業者、NPO等、市町村などが構成メンバーとなる地域環境協議会を活用して連携強化と取組の推進を図っていきます。



庁内及び関係組織の連携による推進

庁内及び関係組織の役割

名 称	内 容
福岡県生物多様性戦略 庁内推進会議	戦略の推進及び進行管理を担います。本戦略に関わりが大きい 庁内関係各課で構成します。
分科会	福岡県生物多様性戦略庁内推進会議の下に、具体的なプロジェ クトや課題を検討するための分科会を設置します。担当者が連 携して取り組める機動力のある組織体制とします。
他の庁内会議	土地利用調整会議や環境対策協議会環境教育部会、開発事業関 連の行政連絡会議等と連携し、戦略の推進を図ります。
地域環境協議会	保健福祉環境事務所が事務局となり、NPO 等、事業者、市町 村や県出先機関（県土整備事務所、農林事務所、教育事務所等） で構成する地域の連携組織です。地域の諸課題について情報共 有、検討、調整を行い、協働による生物多様性保全等の取組推 進や、地域における活動の担い手を育成します。
環境県民会議	県民団体・事業者団体・行政機関の認識の共有、取り組むべき 方策の検討、連携体制の構築等を行います。会議で決定した環 境活動テーマを基に県民・事業者・行政が一体となった取組を 進めます。
生物多様性アドバイザー	地域環境協議会や様々な主体が行う生物多様性に係る保全、研 究、人材育成、地域づくり等の取組を支援します。

2

■ 庁内各課の役割

① 自然環境課の役割

戦略推進の総合的な調整を行います。進行管理の責任課となります。

② 保健環境研究所の役割

戦略の施策と連動した調査研究の実施により、専門的分野の施策メニューを推進
するとともに、本県の生物多様性に関する調査研究、情報収集等の中核としての
役割を担います。また、多様な主体の取組について、専門的観点から技術指導を
行います。

③ 保健福祉環境事務所

地域の生物多様性施策の推進拠点として、NPO 等、事業者や地域の行政機関との
連携・協働を図りながら、多様な主体の取組を支援・促進します。

④ 各担当課の役割

戦略に基づき、生物多様性配慮の視点を施策に取り入れ、各課の事業を通じて、
生物多様性の保全等を進めます。

17

18

2. 進行管理

■ 戦略の進行管理

戦略の推進にあたっては、「生物多様性戦略庁内推進会議」において、進捗状況を点検し、現状と課題について部局間の認識の共有を図ります。

特に、個別施策の進行については以下に示すP D C Aサイクルを踏まえ、着実に事業成果の拡大を図っていきます。

【ステップ1：施策の立案 (Plan)】

行動計画に掲げられた各施策について、課題の緊急性や施策の進捗状況、効果等を勘案し、立案します。立案にあたっては、県行政の守備範囲や活動領域を整理し、関係主体の主体性や自立性を損なわない施策になるよう考慮します。

【ステップ2：施策の実行 (Do)】

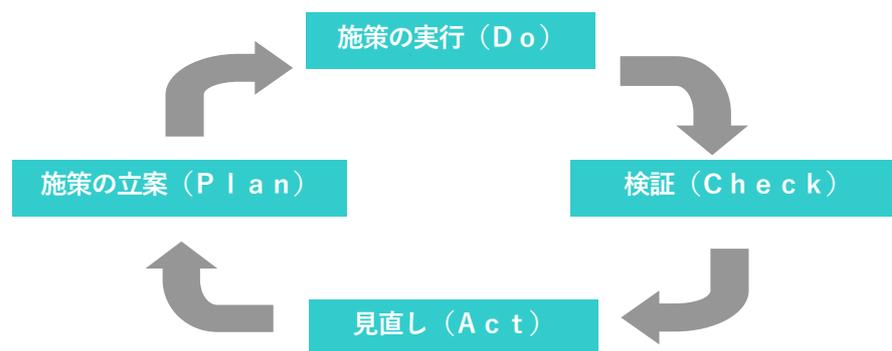
県の役割を踏まえつつ、効果的かつ効率的な施策の実行に努めます。実行にあたっては、生物多様性の社会への浸透や、地域の担い手育成など地域づくりの観点から、NPO等や事業者、教育機関などとの連携を考慮し、事業の相乗効果を図ります。また、事業効果や課題を把握するために、必要なデータを収集します。

【ステップ3：施策の検証 (Check)】

施策終了後に、事業効果の検証を行い、改善点や課題を整理します。検証に際しては、ステップ2で収集したデータ等も活用します。

【ステップ4：施策の見直し (Act)】

施策の検証結果をもとに、必要に応じて施策を見直します。



戦略の進行管理におけるP D C Aサイクル

1 **■ 戦略の進捗状況の公表**

2 環境白書において、行動計画の重点プロジェクトの取組状況やその他計画に基づき
3 実施した新たな取組を報告するなど、本戦略の進捗状況を公表します。

4 また、環境県民会議においても、戦略の取組状況を報告するとともに、生物多様性
5 の浸透や、様々な主体との協力・連携に向けた働きかけを行います。

6

7 **■ 戦略の点検・評価**

8 計画期間終了後に、5年間の取組による12の目標の達成状況について、数値目標や
9 その他の指標の動向、重点プロジェクト等の実施状況などにより、点検・評価します。

10 なお、評価にあたっては、必要に応じて有識者の意見を反映することとします。

11

12 **■ 戦略の改定**

13 戦略の改定にあたっては、広く県民、NPO等、事業者等の意見を聴取するとともに、
14 必要に応じて有識者の意見を聴取し、専門的な知見を反映することとします。

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

3. 指標

ここでは、4つの行動指針のもとに取り組む12の目標の到達度を把握するための指標を設定します。この指標の達成状況や動向を確認することにより、取組内容を評価します。

(1) 数値目標

取組の達成度が数値化できる定量的な指標を設定します。4つの行動指針ごとにそれぞれ関連性が強い指標を体系化しています。

行動指針	指標項目	数値目標 (2026年度)	現状 (2021年度)	設定根拠
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1 生物多様性の認知度	60.0%	37.0%	現状値の50%増を目指す
	2 (新) 生物多様性プラットフォーム(ホームページ)のアクセス数	266,100件	177,391件 (2020年度)	現在運用中のホームページ(福岡県の希少野生生物)アクセス件数の50%増を目指す
	3 平尾台自然観察センターの利用者数	44,000人	39,980人 (2018年度)	現状値(コロナによる影響を受ける前の利用者数)から10%増を目指す
	4 (新) こどもエコクラブ登録団体数	200クラブ	143クラブ (2020年度)	年間10件程度の増加を目指す
	5 (新) ふくおか地産地消応援の店の数	2,200店	1,659店 (2020年度)	県全体の飲食店数に占める認定割合15%を目指す
	6 (新) 家庭系ごみ排出量(一人1日あたり)	516g (2025年度)	528g (2018年度)	現状値から2%減を目指す
	7 (新) 中山間応援サポーター活動への参加者数	240人	141人 (2019年度)	年間20人の増加を目指す
2 生物多様性の保全と再生を図ります	8 (新) 条例で保護される指定希少野生動植物種の種数	増加を目指す	20種	生息・生育状況調査の結果を踏まえ、必要に応じ指定種の増加を目指す
	9 (新) 有害鳥獣の捕獲者数	3,100人	3,004人 (2020年度)	年間20人の増加を目指す
	10 (新) 侵略的外来種防除リーフレットの発行種数	17種	7種 (2020年度)	緊急性の高いものから年間2種の発行を目指す
	11 (新) 公共工事生物多様性配慮事例集の掲載件数	39件	24件 (2020年度)	毎年3件程度の増加を目指す
3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります	12 (新) 森林荒廃の未然防止に取り組む面積	累計9,400ha	累計3,700ha (2020年度)	2018～2027年度の10年間で1万haを整備する計画であるため、2026年度までに約9割の整備を目指す
	13 農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180ha	41,545ha (2020年度)	将来にわたり農用地として利用する土地の6割程度
	14 (新) 藻場・干潟の保全に取り組む人数	850人	758人 (2020年度)	年間20人の増加を目指す
	15 (新) 「エコ事業所」登録事業所数	2,974事業所	2,374事業所 (2021(令和3)年度当初)	年間100事業所程度の増加を目指す
	16 (新) 温室効果ガス総排出量の削減率	38.3%	22.9% (2018年度)	2030年度における福岡県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する計画であるため、2026年度に38.3%の削減を目指す
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	17 生物多様性アドバイザー派遣実績数(累計)	75件 (5年間累計)	38件 (3年間累計)	年間15件の派遣を目指す
	18 (新) 生物多様性地理情報システムへの登録データ数	33,000件	28,000件 (2020年度)	年間1,000件程度の登録を目指す

9

1 (2) 参考となるその他の指標

2 戦略の計画期間（2022（令和4）～2026（令和8）年度）までの5年間の情勢変
 3 化を把握するため、(1) 数値目標のほかに、以下の指標を設定します。

行動指針	指標項目	現状 (2021年度)
1 私たちの暮らし のなかで生物多 様性を育みます	1 県立森林公園利用者数	40万6千人 (2020年度)
	2 (新) 森林環境教育の講師派遣回数	12回 (2020年度)
	3 (新) エコファミリー登録人数	6,374人 (2020年度)
	4 (新) 自然環境や生物多様性の保全活動に参加したことがある人の割合	10.3%
2 生物多様性の保 全と再生を図り ます	5 自然環境保全地域の面積	134.1ha
	6 (新) 自然公園指導員・環境保全指導員の人数	合計59人
	7 鳥獣保護区的面積	63,302㎡ (2020年度)
	8 都市公園の面積	4,725ha (2020年度)
	9 特別緑地保全地区の面積	204.6ha (2020年度)
	10 風致地区の面積	13,636ha (2020年度)
	11 緑の基本計画策定市町村数	27市町村 (2020年度)
	12 天然記念物(国・県・市町村指定)	316件 (2020年度)
	13 県施設における絶滅危惧動植物の生息域外保全種数	12種 (2020年度)
	14 (新) アライグマ生息確認市町村数	46市町村 (2020年度)
	15 (新) アライグマ捕獲頭数(狩猟を除く)	2,212頭 (2020年度)
	16 多自然川づくりの整備件数	26か所、21河川 (2020年度)
3 生物多様性の恵 みの持続可能な利 用を図ります	17 広葉樹植栽面積(5年累計)	367ha (2020年度)
	18 放置竹林・侵入竹整備面積	212ha (2019年度)
	19 (新) 減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積	11,089ha (2020年度)
	20 (新) 木質バイオマスのエネルギー源としての利用量	94千㎡ (2020年度)
4 生物多様性を支 える基盤とネット ワークを構築しま す	21 (新) 地域環境協議会による情報交換・企画会議、環境保全活動等の実施件数	23件 (2020年度)
	22 都市、河川やため池等の生物多様性の状況がわかる指標の件数	2件

4

5

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

中表紙

1. 戦略とSDGsとの関連.....資 2

2. 愛知目標と達成状況.....資 9

3. 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画の実施状況と評価.....資 10

4. 県民の意向把握.....資 22

5. 福岡県生物多様性戦略策定の経緯及び体制等.....資 34

6. 用語解説.....資 37

7. 引用文献.....資 54

1. 戦略と SDGs との関連

(1) 福岡県生物多様性戦略と SDGs の関係

福岡県生物多様性戦略 2022-2026 の施策が、SDGs の達成に向けて、どのように貢献できるのかを示す関連表を 12 の目標ごとに整理しました。下表では、本戦略が貢献するターゲットをゴール別に記しています。

福岡県生物多様性戦略2022-2026 4つの行動指針と12の目標	SDGsのゴールとターゲット				
					
行動指針 1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます					
目標1-1 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます	1.4		3.4	4.7	
目標1-2 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります	1.4	2.3 2.4		4.7	
目標1-3 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します		2.3 2.4		4.7	
行動指針 2 生物多様性の保全と再生を図ります					
目標2-1 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます		2.4 2.5			
目標2-2 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します		2.4 2.5		4.7	
目標2-3 ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます		2.3 2.4 2.5	3.3 3.d	4.7	
目標2-4 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します		2.5	3.9		
行動指針 3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります					
目標3-1 持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持・向上を図ります	1.4	2.3 2.4 2.5			
目標3-2 事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持続可能な利用につなげます	1.4	2.3 2.4			
目標3-3 自然環境や生態系を活用した気候変動対策を推進するとともに、その考え方をグリーンインフラや防災・減災に適用していくことを検討します	1.5	2.4		4.7	
行動指針 4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します					
目標4-1 生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、多様な主体の参加と協働を促進します					5.5
目標4-2 生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援するための仕組みづくりを進めます	1.4				

6
7

1 本戦略は、生物多様性と特に関連の深い14「海の豊かさを守ろう」と15「陸の豊
 2 かさも守ろう」を中心に、17のゴール全てについて直接的または間接的に貢献しま
 3 す。なお、SDGsのゴールとターゲットの詳細については、次ページ以降を参照して
 4 ください。

5

6

SDGsのゴールとターゲット											
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		8.4	9.4	10.2	11.7	12.2 12.3 12.8	13.3	14.2	15.1 15.4 15.5	16.10 16.b	17.14
		8.4 8.9	9.4		11.6	12.2-5 12.8	13.3	14.1 14.2	15.1 15.4 15.5	16.b	17.14
		8.4 8.9			11.4 11.a	12.2 12.8		14.1 14.2	15.1-2 15.4-5	16.b	17.14
6.6					11.3-4 11.7 11.a-b	12.2 12.8		14.2 14.5	15.1-2 15.4-5	16.b	17.14
6.6					11.b	12.2 12.8		14.2	15.1 15.4-5 15.7	16.b	17.14
6.6			9.4		11.b	12.2 12.8		14.2	15.1 15.4-5 15.8	16.b	17.14
6.3 6.6	7.2				11.b	12.2 12.7 12.8	13.1	14.2	15.1-2 15.4-5	16.b	17.14
6.3 6.6		8.4 8.9	9.4		11.4 11.b	12.2-5 12.8	13.1 13.3	14.1-2 14.4 14.b-c	15.1-2 15.4-6 15.b	16.b	17.14
6.3 6.6		8.4 8.9	9.4			12.2-6 12.8	13.3	14.1 14.2	15.1 15.4-6 15.a	16.b	17.14 17.17
6.6 6.b	7.2		9.1		11.3 11.5 11.b	12.2 12.8	13.1 13.3	14.2	15.1 15.4 15.5	16.b	17.14
				10.2		12.2 12.8	13.3	14.2	15.1 15.4-5 15.9 15.a-b	16.7 16.b	17.14 17.17
			9.4 9.5			12.2 12.8 12.b	13.3	14.2 14.a	15.1 15.4 15.5	16.b	17.14

7

1 (2) SDGs の 17 のゴール

ゴール1		あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
ゴール2		飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
ゴール3		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
ゴール4		すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
ゴール5		ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
ゴール6		すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
ゴール7		すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
ゴール8		すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する
ゴール9		レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
ゴール10		国内および国家間の不平等を是正する
ゴール11		都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
ゴール12		持続可能な消費と生産のパターンを確保する
ゴール13		気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
ゴール14		海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
ゴール15		陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
ゴール16		持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
ゴール17		持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2 出典：持続可能な開発目標（SDGs）報告 2021（国際連合広報センター）をもとに作成
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_report/

1 (3) 福岡県生物多様性戦略と関係するターゲット

2 福岡県生物多様性戦略と関係するゴールとターゲットを p.資 2-3 の表で整理しま
3 した。この表に記載したターゲットについて、詳細な内容を以下に示します。なお、
4 169 のすべてのターゲットの和訳については、以下を参照してください。

5 我々の世界を変革する： 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）（外務
6 省） <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

ゴール	ターゲット	和訳
1		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
2		飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
	2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
3		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
	3.4	2030年までに、非感染性疾病による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
4		すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
5		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

7
8

ゴール	ターゲット	和訳
6		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
7		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
8		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
9		強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
10		各国内及び各国間の不平等を是正する
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
11		包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

1

2

ゴール	ターゲット	和訳
11 つづき	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
12	持続可能な生産消費形態を確保する	
	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
	14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。

1

2

ゴール	ターゲット	和訳
14 つづき	14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
	14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
	14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
15		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。
	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
	15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
	15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
	15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
	15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
	15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
16		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
	16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
17		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
	17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

1

2

2. 愛知目標と達成状況

2020（令和2）年9月に、生物多様性条約事務局から愛知目標の進捗評価が発表されました。この報告によると、以下の表に示したとおり、20の目標の中で完全に達成できた目標は1つもないという厳しい結果が示されました。世界的には、生物多様性を支える政策や、行動に関連する指針作りについては良好な成果が見られている一方で、生物多様性の損失要因や現状については著しい悪化傾向が示されています。

愛知目標の達成状況

戦略目標 A	1	人々が生物多様性の価値と行動を認識する	未達成
	2	生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる	未達成
	3	生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される	未達成
	4	すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する	未達成
戦略目標 B	5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する	未達成
	6	水産資源が持続的に漁獲される	未達成
	7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される	未達成
	8	汚染が有害でない水準まで抑えられる	未達成
	9	侵略的外来種が制御され、根絶される	部分的に達成
	10	サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する	未達成
戦略目標 C	11	陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される	部分的に達成
	12	絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される	未達成
	13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される	未達成
戦略目標 D	14	自然の恵みが提供され、回復・保全される	未達成
	15	劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する	未達成
	16	ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される	部分的に達成
戦略目標 E	17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する	部分的に達成
	18	伝統的知識が尊重され、主流化される	未達成
	19	生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される	部分的に達成
	20	戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する	部分的に達成

出典：地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）（生物多様性条約事務局）をもとに作成

3. 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画の実施状況と評価

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画期間（2018（平成30）年度～2021（令和3）年度）において、13の重点プロジェクトと150の施策、数値目標を設定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施しました。第2期行動計画の実施状況と評価は以下のとおりです。

(1) 重点プロジェクトの実施状況

番号	事業名	趣旨
1	県民参加型の生きもの調査の実施	生物多様性に対する関心と認識を深めるために、身近な自然事象の変化や野生生物などに関する情報を広範囲に収集する県民参加型調査を実施し、県民の環境問題への意識醸成を図るもの
2	環境教育副読本の利用促進	小学生を対象とした環境教育副読本「みんなの環境」に、生物多様性の大切さ等を掲載するとともに、学習指導要領との関連付けを行い、教育の場や家庭における活用頻度の向上を図ることで、子どもたちの理解を促進するもの
3	まちとむら交流促進	農林水産業の持つ多面的機能に対する県民の理解を深めるとともに、魅力ある地域づくりに貢献するもの
4	生物多様性の保全上重要な地域の抽出と保全の促進	「自然環境保全地域」や「自然公園地域」など法令によって指定されたもの以外に生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出し、公共工事をはじめとした県の諸事業に配慮を取り入れるもの
5	英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業	耶馬日田英彦山国定公園において、絶滅危惧植物へのシカの食害を防止するため、シカ防護柵の設置やシカの捕獲を実施するとともに、種子の採取や苗の植え戻しを行うもの
6	福岡県レッドデータブックの改訂に向けた基盤整備	絶滅危惧種の保護の基礎資料となる福岡県レッドデータブックの定期的な見直しを進めていくため、野生生物の生息・生育状況の情報収集を行い、改訂に向けた準備を行うもの
7	野生生物の保護に関する方針の策定	絶滅危惧種のうち特に保護の必要性が高い種については、規制による保護を推進するため、野生生物の保護に関する方針の検討を進めるもの
8	野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進	野生鳥獣による農林水産物、生活環境、生態系被害への防止策を科学的、計画的に実施し、住民と鳥獣の棲み分け、共生を目指すもの
9	侵略的外来種防除マニュアルの作成	多様な主体が自主的に防除をできるような侵略的外来種の防除マニュアルを作成・周知し、防除活動を促進するもの
10	森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策	荒廃が進み、森林が有する公益的機能が低下している森林において、強度間伐等を実施し、自然林へ誘導するもの
11	県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入	県土の利用に関する各種計画において、生物多様性の保全等に配慮する旨の方針を示す
12	県民一体となった生物多様性保全活動の推進	道路や河川などの清掃活動を行っている団体に対して、希少種保全や外来種防除の啓発を行い、地域主体の取組を推進するもの
13	生物多様性アドバイザー制度の利用促進	生物多様性に関して専門性の高い人材を登録し、市町村、NPO等、事業者などが実施する保全活動等において活用を促進するもの

1 行動目標達成のために特に優先的に実行すべき取組を「重点プロジェクト」とし、
 2 第2期では13の重点プロジェクトに取り組みました。そのうち、11のプロジェクト
 3 は概ね計画どおりに実施され、成果を挙げることができました。

4
 5
 6
 7

進捗状況	評価	次期戦略の取扱い
○県ホームページや福岡県生物多様性Web情報サイトによる定期的な情報発信 ○自然観察会の開催	○ 一部 実施済	事業終了
○環境教育副読本「みんなの環境」を県内の小学校5年生に配付 ○地球温暖化ワークブックの作成(生物多様性ページも掲載) ・平成30年度：5・6年生向け作成 ・平成31/令和元年度：3・4年生向け作成 ・令和2年度：中学生向け作成	◎ 実施済	重点プロジェクト (強化)
○農林業体験ツアー ・平成30年度：27回開催、延べ900人参加 ・平成31/令和元年度：23回開催、延べ894人参加 ・令和2年度：17回開催、延べ433人参加 ※コロナ対策による中止や人数制限による影響	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
○生物多様性地理情報システムの構築 ・県内の植生の情報、希少野生生物の分布情報など、重要地域の抽出のために必要な情報を収集	○ 一部 実施済	施策 (継続)
○耶馬日田英彦山国定公園におけるシカ捕獲事業、絶滅危惧植物保護対策事業 ・平成30年度：318頭捕獲、8種の種子採取 ・平成31/令和元年度：272頭捕獲、7種の種子採取 ・令和2年度：278頭捕獲、7種の種子採取	◎ 実施済	施策 (継続)
・平成30～令和元年度：希少種生息・生育状況調査の実施 ・令和2年度：希少野生生物保護検討会議設置(RDB改訂に向けた調査方針等を検討) ・令和3年度：分科会設置(自然環境調査の実施等)	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
○福岡県希少野生動物種の保護に関する条例(令和2年10月公布、令和3年5月施行) ・指定希少野生動物種の指定(20種)	◎ 実施済	重点プロジェクト (新規)
○有害鳥獣捕獲頭数 ・平成30年度：シカ11,087頭、イノシシ22,095頭 ・平成31年度/令和元年度：10,932頭、イノシシ24,645頭 ・令和2年度：シカ11,297頭、イノシシ30,381頭	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
・平成30年7月：福岡県ヒアリ等対応マニュアル ・平成31年3月：防除リーフレット(オオキンケイギク、アレチウリ) ・令和2年3月：防除リーフレット(ブラジルチドメグサ) ・令和3年度中：侵略的外来種防除マニュアル(20種)の策定	◎ 実施済	重点プロジェクト (強化)
○強度間伐等の森林整備面積 ・平成30年度：1,114ha ・平成31/令和元年度：1,482ha ・令和2年度：1,554ha	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
○県土の利用に関する各種計画において、生物多様性の保全に関する視点の導入 ・平成30年度：河川整備計画1件 ・平成31/令和元年度：河川整備計画5件、福岡地域森林計画1件 ・令和2年度：港湾計画2件	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
○外来種防除リーフレットの配付(平成30年度) ・河川愛護団体480団体 ・さわやか道路美化促進事業673団体	◎ 実施済	事業終了
○生物多様性アドバイザー制度の構築 ・登録者：環境カウンセラーなど29名登録 ・派遣実績：平成30年度(15件)、平成31/令和元年度(15件)、令和2年度(8件)	◎ 実施済	重点プロジェクト (強化)

8
 9
 10
 11

1 (2) 第2期行動計画の実施状況と評価

2 第2期行動計画では13の重点プロジェクトと150の施策を実施しました。計画期
 3 間中における各施策の実施状況を踏まえ、評価と課題、今後の展開・方向性を整理し
 4 ました。評価の結果、約94%が実施済(◎)か一部実施済(○)となり、それぞれ所
 5 管課の事業の中で生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組の推進が図られて
 6 います。(◎：実施済 ○：一部実施済 △：着手済 ▲：検討中 ×：未実施)

大項目	中項目	小項目	実施状況評価						計	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献
			◎	○	△	▲	×			
1. 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	(1) 県民への普及啓発		3	2					5	・ 県ホームページや福岡県生物多様性Web情報サイトによる定期的な情報発信や自然観察会の開催などにより、県民への周知・啓発を図り、生物多様性の理解促進に貢献した。
	(2) 教育・学習の機会を活用した啓発		11						11	・ 環境教育副読本を活用した授業や教育庁との連携による小学生向けの環境教育学習会などにより、学校現場における環境教育の充実を支援した。環境副読本の内容に対する満足度は高く、今後も継続的な取組が期待されている。
	(3) 自然とのふれあいの推進		10	2					12	・ 県主催の親子ハイキングや自然観察会のほか、様々な主体による自然観察会が県内各地で実施されており、県民が自然とふれあう機会が提供されている。 ・ 平尾台自然観察センターでは研修やイベント活動を通じて、ボランティアの育成を行うとともに、自然体験型イベントの充実に努めている。
	(4) 生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透		6	1					7	・ 県ホームページへの掲載や環境イベントでの配布を通じて、「県民行動リスト」を周知するとともに、行動の実践を促している。このほか、行政や関係団体などが連携し、食育や県産農林水産物の地産地消を推進する取組なども展開されており、県民の意識や行動の変容を促す契機となっている。
	(5) 生物多様性を活用した魅力あふれる県土づくり・地域づくり		7	1					8	・ 地域資源を生かした農林漁村体験活動を企画・実施するほか、都市と農山漁村の交流活動に取り組む団体、またそうした交流活動等に自律的・継続的に取り組むための仕組みや組織づくりを行う団体への支援を通して、農山漁村が有する自然や文化、伝統などの優れた地域資源、多面的機能に対する県民の理解を促し、地域の魅力発信を図っている。
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(1) 生態系ネットワークの形成		5	5					10	・ 遠賀川生態系ネットワーク形成推進協議会（主催：国土交通省遠賀川河川事務所）に参画し、生態系ネットワーク形成に向けた情報収集を行っている。
	(2) 重要地域の保全	①重要地域の保全に向けた新たな仕組みの構築	5	1			1		7	・ 希少種の生息・生育調査を実施し、重要地域の抽出に必要な情報収集を進めている。
		②自然環境の保全を目的とする既存制度を活用した重要地域の保全	6	1	1		2		10	・ 耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区において、生態系維持回復事業としてシカの生息状況調査や捕獲事業、絶滅危惧種の種子の保存を実施しており、当該地域における絶滅危惧種等を含めた生物多様性の保全に貢献している。 ・ ラムサール条約湿地候補地に向けた情報収集を継続している。

7
8

1
2
3
4
5
6

実施状況評価	今後の展開・方向性
課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性」の認知度は約4割で推移しており、生物多様性に対する県民の理解・関心の高まりはまだまだ十分とは言えない。 ・県民を対象とした自然観察会の開催に取り組んだが、重点プロジェクト（県民参加型の生きもの調査）の事業化には至らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する情報の一元的な発信・提供を行う「生物多様性情報総合プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を2022（令和4）年2月に開設した【予定】。今後は、生物多様性Web情報サイトとの連携を図るとともに、これらを活用し、生物多様性に関する最新情報、県内の希少種や侵略的外来種を含む動植物種の情報、環境保全団体の活動情報などを一元的かつ豊富に発信することで、県民への普及啓発を強化する。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育副読本における、生物多様性の教育資料としての活用度合は、各学校や教員によって異なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の関心をより高めるためには、環境教育は効果的な手法である。今後も小学校における環境教育の実践を支援するため、環境教育副読本「みんなの環境」の配布と活用頻度の向上を図る。併せて、授業や学習会等で利用できるよう、県作成の生物多様性に関する環境教育資料や啓発資料等をプラットフォームで一元的に提供する。
<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会などの自然とのふれあい活動の機会創出を進める一方で、生物多様性を含めた自然環境保全の観点から、自然公園の適切な利用についても、理解促進を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察モデルコースやハイキングコースごとに作成したマップを市町村や学校、企業等に周知し、自然とのふれあい活動の機会創出を図る。併せて、国定公園の拠点としてのビジターセンターを自然保護意識の醸成や自然公園の仕組み等に対して理解を深めることができる施設へと整備する。
<ul style="list-style-type: none"> ・県民行動リストは2014（平成26）年3月に作成して以来、見直しを行っておらず、内容的にも生物多様性やSDGsとの関わりが表現できていない。また、認知度も低いという課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民一人ひとりが、生物多様性との関わりを日常生活の中で捉え、実感し、身近なところから行動することは、生物多様性を保全する上で重要であることから、県民行動リストの内容及び広報方法について改善を図る。 ・食品ロス削減や地産地消など消費者及び事業者の理解・関心を高める取組と連携し、消費と生物多様性の関連性について普及・啓発を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、交流活動等の企画提案に応募する団体数が増えず、ほぼ横ばいである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域づくりに取り組む団体への支援等を通じて、地域の活性化や魅力発信に取り組んでいく。
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業・河川環境・都市開発等の各種計画等において生態系に配慮した取組が行われているが、現段階では、生態系ネットワークの形成に関する考え方の整理には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、農林水産業・河川環境・都市開発等の各種計画等において、生態系に配慮した取組を推進する。 ・生態系ネットワークの保全に関する先進的な取組事例を収集し、関係部局と情報共有を図るとともに、市町村や県民等に向けた情報発信を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では、生物多様性保全上重要な地域の抽出はできていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、生物多様性の保全上重要な地域の抽出に向けて、関連情報の収集・分析を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・一度喪失した植生等の回復には、長い時間を要することから、現時点では、生態系の着しい改善には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、英彦山及び犬ヶ岳地区における生態系維持回復事業を実施する。 ・生物多様性の保全上、重要な地域である里地里山において、野生動植物等の生息・生育状況等の調査を実施する。

7

大項目	中項目	小項目	実施状況評価								
			◎	○	△	▲	×	計	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献		
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(2) 重要地域の保全	③その他の制度を活用した重要地域の保全	5	1					6	・名勝・天然記念物の指定や重要文化的景観の保全、緑地保全が適切に行われ、生物多様性の保全に寄与している。	
		①絶滅危惧種とその生息・生育環境の保全	2	1	1				4	・2024（令和6）年度の改訂に向けて検討会議を設置し、改訂方針を検討している。 ・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を公布・施行し、県、市町村、事業者及び県民等が一体となった希少種保護の取組を推進している。 ・特に保護が必要な20種については「指定希少野生動植物種」に指定し、さらにそのうちの3種については保護回復事業を実施している。	
	(3) 野生生物の適切な保護と管理	②鳥獣の保護管理	9							9	・シカ捕獲や防護柵の設置等、鳥獣の産業被害に関する各種対策が積極的に進められており、被害額は減少傾向にある。 ・捕獲従事者の人材育成を継続して実施している。 ・獣肉処理加工施設への供給体制と加工後の流通体制を整備し、ジビエの消費拡大を図った。
		③外来種の防除	5	3						8	・「福岡県侵略的外来種防除マニュアル2021」を作成した【予定】。 ・防除の緊急性が高いアライグマ等の特定外来生物の現状把握と防除マニュアルの作成、市町村向けの捕獲支援（講習会の実施）等を行った。 ・外来種ごとに防除リーフレットを作成し、市町村や関係団体等に配布・周知を図った。
	(4) 地球温暖化対策との連携		2	3		1				6	・県における温室効果ガス排出量は、基準年度（2013年度）比で2018年度は17.3%減少しており、地球温暖化の緩和に貢献している。 ・公共工事部局において緑化ガイドラインが活用されることにより、緑化が進み、温暖化対策にも貢献している。
(5) 環境影響評価制度の適切な運用		1							1	・環境影響評価手続の各段階において、生物多様性の確保や環境保全への適切な配慮がなされるよう意見を述べている。	
(6) 生物多様性に配慮した公共工事の推進	①公共工事全般に関する取組	10	3		3				16	・生物多様性に配慮した公共工事が行われるよう、県及び市町村の公共工事部局からの依頼に基づき、希少種の分布情報を提供し、公共工事における生物多様保全の取組を支援している。（県は2015（平成27）年度、市町村は2017（平成29）年度から実施） ・公共工事配慮事例集を2021（令和3）年度に改訂し、公共工事担当部局との情報共有を図った。	
	②山地・森林における取組	5	1		1				7	・山地や森林が持つ公益的な機能を確保するため、透過型治山ダムの整備、保安林の指定といった砂防・治山・林道・災害対策の整備事業を実施することで、生物多様性の維持保全に貢献している。	
	③農村における取組	2	1						3	・農村整備事業の実施に際しては、有識者が参画する「環境情報協議会」を開催するなど、生物多様性に配慮する視点が反映される仕組みが作られている。	
	④都市における取組	2	5						7	・道路建設に伴う緑化や街路樹について、緑化ガイドラインに基づき事業を実施している。 ・緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像、目標、施策などを定める「緑の基本計画」が27市町で策定されており、生態系ネットワークに配慮した都市公園の整備等の推進が図られている。	
	⑤河川における取組	3	6						9	・河川整備基本方針、河川整備計画において、生物多様性配慮の観点を取り込まれている。また、多自然川づくりの考え方が浸透し、生物多様性に配慮した工事が実施されている。	

実施状況評価	今後の展開・方向性
課題	
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、名勝・天然記念物の指定、重要文化的景観の選定、緑地保全、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保全活動を実施していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」及び指定希少野生動植物種（20種）や規制内容に関するさらなる周知が必要である。 ・指定種については、生息・生育状況の継続的な把握が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、レッドデータブックの改訂に向けた検討を行う。 ・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき、「指定希少野生動植物種」の生息・生育状況の調査及び情報収集を継続的に行うとともに、必要に応じて保護回復事業の実施を検討する。併せて、希少種保護に対する県民の意識醸成に取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の高齢化が進み、狩猟者登録の届け出件数が減少傾向にある。 ・県全域におけるシカの生息密度は減少しておらず、自然生態系への影響についても改善の兆しがみられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、鳥獣駆除、捕獲従事者の人材育成、ジビエの消費拡大に関する事業を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に影響を及ぼす外来種への関心と防除意識の喚起をさらに図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県侵略的外来種防除マニュアル2021」や防除リーフレット等を県関係部局や市町村と共有するほか、プラットフォームや県民向けの出前講座、環境イベント等で周知する。 ・「入れない、捨てない、拡げない」の外来種被害予防三原則のもと、県民や事業者に向けて侵略的外来種の生態や取扱い方法、ペット外来種の終生飼養に関する情報などの積極的な発信に取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化は生物多様性の保全と密接な関わりがあるとの認識に立ち、対策を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022（令和4）年3月【予定】に策定した福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）に基づき総合的な地球温暖化対策を推進することで生物多様性の保全に寄与する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、環境影響評価手続の適切かつ円滑な実施を図り、手続の各段階において、必要に応じ事業者に対して意見を述べる。
<ul style="list-style-type: none"> ・自然の多様な機能を活用するグリーンインフラの考え方を取り入れながら社会資本整備等を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「公共工事生物多様性配慮指針」及び「公共工事生物多様性配慮事例集」を関係部局と共有し、生物多様性に配慮した公共工事を推進する。 ・「公共工事生物多様性配慮事例集」については、関係課と連携して事例の収集を進め、毎年度更新を行う。 ・グリーンインフラを活用した自然共生社会づくりの普及と導入の働きかけを行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、山林、森林等における生物多様性の維持保全に関する取組を行っていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・農村整備事業において生物多様性配慮の視点が反映されるよう、引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。
<p>2018（平成30）年に国土交通省が「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、緑地の保全や緑化の推進に関して、生物多様性の配慮の視点が盛り込まれたが、それ以前に策定された計画の中には生物多様性に言及されていないものもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。 ・緑の基本計画改定の際は、生物多様性の配慮の視点を取り入れるよう働きかける。
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。 ・行政職員を対象とした研修や、多自然川づくりの事例発表会を通じて、多自然川づくりの技術力向上と更なる普及啓発に取り組む。

大項目	中項目	小項目	実施状況評価							
			◎	○	△	▲	×	計	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献	
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(6) 生物多様性に配慮した公共工事の推進	⑥沿岸・海域における取組	3	2					5	海岸環境の保全・再生や漁港漁場の整備にあたり、生物の生息環境に配慮した工事や緑地の整備を検討するなど、生物多様性の視点が取り入れられている。
		⑦山地から海岸までの一貫した取組	5	2					7	・ 同中項目の①から⑥までで述べた森林整備、水質保全、治水・利水事業について、生物多様性に配慮した事業が実施されている。
3. 生物多様性の持続可能な利用を図ります	(1) 生物多様性に配慮した農林水産業の推進	①林業分野における取組	10						10	・ 森林の有する公益的機能を発揮するため、林業の人材育成、市町村が実施する人工林の間伐支援、不採算人工林から自然林への誘導事業を通して、生物多様性に配慮がなされている。また、福岡地域森林計画の改訂（2020年）の際には、生物多様性に関する視点が導入された。
		②農業分野における取組	8			1			9	・ 化学肥料や化学合成農薬を低減する「ふくおかエコ農産物認証制度」や「環境保全型農業直接支払制度」の推進を図っている。 ・ 安全な農作物の生産や環境保全等に取り組む農家の増加を目指し、農業における食品安全、環境保全、労働安全等に取り組むGAP（農業生産工程管理）の導入を支援している。
		③漁業分野における取組	6						6	・ 水産資源の持続的な利用を図るため、資源調査を実施し、調査結果を踏まえて資源管理計画等を策定し、資源管理に努めている。 ・ 計画的な種苗放流による増殖、外来魚の防除研究、疾病対策に取り組んでいる。
	(2) 里地里山里海の適切な利用と管理	①里地里山の適切な利用と管理	9						9	・ 森林・山村多面的機能発揮対策事業等により、森林の持つ多面的機能の保全と再生に関する取組が進んでいる。 ・ 森林（もり）づくり活動公募事業によるNPO等への活動支援が行われている。また、中山間地域の共同活動をボランティアが支援する「中山間応援サポーター制度」の実施により、里地里山の維持管理とともに、住民との交流や地域の活性化等に取り組んでいる。
		②里海の適切な利用と管理	10	1		1		12	・ 県内の海岸、漁場への漂着物に対する市町村の取組を県が支援している。 ・ 藻場、干潟の保全活動や漂流・漂着するごみの回収活動に取り組む漁業者・地域住民によるグループを支援することで、水質や底質の浄化機能を有し、生態系の維持に不可欠な藻場、干潟の保全を図っている。	
4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	(1) 行政施策への浸透	①県政における生物多様性の浸透	7	1		1			9	・ 公共工事事務局に対する研修を実施し、公共工事に対する生物多様性の視点導入を継続して呼びかけている。また、県が各河川毎に策定する河川整備計画には生物多様性の視点が導入されている。 ・ 保健福祉環境事務所の生物多様性担当者に対して毎年研修を実施している。 ・ グリーンインフラの取組を進めるため、公共工事担当部局を構成員とする庁内ワーキンググループが設置され、環境部もオブザーバーとして参画している。
		②市町村の取組促進と支援	2						2	・ 市町村生物多様性担当者向けの研修において、生物多様性の重要性と地域戦略の策定を働きかけたほか、市町村と連携して絶滅危惧種等（ガシャモク、オニバス、スイゼンジノリ）の保全対策を支援している。
	(2) 多様な主体の参画促進	①地域活動の促進	6	2					8	・ 地域主体の生物多様性保全活動を推進するため、外来種の防除リーフレットを作成し、市町村、河川愛護団体等に配布した。各地区の地域環境協議会においては、団体交流会や報告会、地域住民を対象とした観察会や出前講座が実施されており、県民が保全活動に参加する動機づけの機会となっている。

1
2
3

実施状況評価	今後の展開・方向性
課題	
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、里海の生態系保全と安全確保に向けて、生物多様性に配慮した海岸環境の保全・再生、漁港漁場の整備事業を行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・流域のつながりがもたらす多面的な機能や効果については認識されつつあるが、事業課が多岐にわたっており、部局横断的な取組は行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組においては、グリーンインフラの考え方を取り入れながら災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を保全・再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献するよう努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・放置竹林・侵入竹整備に取り組んでいるが、竹林の拡大が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、森林の有する公益的機能の発揮に向け、人工林の間伐支援や自然林への誘導事業等を実施する。 ・関係自治体との連携を強化し、放置竹林対策を推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、化学肥料や化学合成農薬の低減、生産工程における環境保全など生物多様性に配慮した持続性の高い農業への支援を推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、水産資源の持続的な利用を保つため、生態系の保全と水産資源の管理を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・保安全管理等を行う農業者の高齢化や地域住民の減少が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、森林の持つ多面的機能の保全と再生の取組を推進する。 ・保安全管理等を行う活動組織の合併・広域化や外部人材の活用等により担い手の確保を図ることを検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、海洋プラスチックを含む海岸、漁場への漂着物に対する市町村の取組を支援するとともに、漁業者・地域住民による藻場、干潟の保全活動を支援することを通して、海岸環境の保全に取り組んでいく。
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の視点の導入は進みつつあるが、まだ導入されていない計画等もあるため、策定（改訂）の際には生物多様性の視点を導入するよう、継続的に促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の視点が導入されていない計画・指針を把握するとともに、生物多様性戦略庁内推進会議を通して、視点の導入を促す。
<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市町村で生物多様性地域戦略の策定が進んでいない（7市町村策定済）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者会議や研修会などを通じて地域戦略策定の機運醸成を図るとともに、策定を検討している市町村に対しては助言や情報提供を適宜行う。 ・市町村が実施する生物多様性の保全・再生事業等に対し必要に応じて助言を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの協議会も自然観察会や出前講座など、多くの県民の参加を得ながら事業を展開しているが、さらに多くの地域住民の関心・興味及び活動への参加を喚起する取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域環境協議会を中心に生物多様性の保全活動を実施するとともに、NPO等の活動を発信することで地域住民の保全活動への参画を促進する。

大項目	中項目	小項目	実施状況評価						
			◎	○	△	▲	×	計	
4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	(2) 多様な主体の参画促進	②企業の取組促進と支援	4	1		2		7	・ 県ホームページ等において、生物多様性保全に貢献した企業や認証制度等を発信することにより、生物多様性保全への民間の参画が進むよう取り組んだ。
	(3) 連携促進によるネットワーク化		4					4	・ 地域環境協議会における事業を通して、構成団体の交流を促進した。 ・ 「遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会」に参画(2018年～)するとともに、同協議会が主催する勉強会等において、外来生物の駆除に関する情報を提供した。
	(4) 人材育成と活用		2					2	・ アドバイザー登録者数29人 ・ 第2期行動計画中、通算で計38回実施
	(5) 調査研究の推進		8	2		1		11	・ 県ホームページ「福岡県の希少野生生物」で公開している希少種分布情報は、サイトへのアクセス数が多く、県民によく利用されている。 ・ 生物多様性地理情報システムを再構築し、植生図や絶滅危惧種、外来種の分布情報の蓄積を進めている。
計			183	48	2	11	3	247	

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

※1つの施策に対して複数の所管課がある場合は、それぞれの所管課の評価結果を合算しているため、13の重点プロジェクトと150の施策を合わせた163よりも評価結果の合計の方が多くなっています。

1

実施状況評価	今後の展開・方向性
課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全に貢献した企業等の情報収集が十分にできていない。 ・生物多様性保全への民間の参画が進むよう、企業の自主的な取組を促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の自主的な取組を支援するため、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する企業の取組事例などを収集し、プラットフォームを活用して情報提供する【予定】。
<p>地域環境協議会の事務局である保健福祉環境事務所だけでなく、他の協議会構成団体が企画・実施主体となる事業についても更に広げていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域環境協議会において各主体が連携・協働していけるよう、情報交換・企画会議、環境保全活動等、様々な交流会などの取組を通じて、多様な主体の参加促進とネットワークづくりを進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性アドバイザーの登録者数は第2期行動計画策定時の16人から29人に増加したが、数値目標50人の達成には至らなかった。 ・保全団体や学校、企業等への周知が不足しており、派遣要請が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性アドバイザーの登録・派遣制度の運用について改善を図り、市町村、教育機関、NPO等、企業、自治会などが実施する啓発活動等の効果的な実施を支援する。
<ul style="list-style-type: none"> ・希少種以外の情報収集が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地理情報システムへの情報蓄積を進めるとともに、プラットフォームを活用し、希少種以外の情報提供についても充実を図る。 ・本県の生物多様性に関する調査研究、情報収集、技術指導等を一括して行う拠点として、その役割を担う保健環境研究所の機能拡充を図る。

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

1 (3) 数値目標及び参考となるその他指標

2 ① 数値目標

3 4つの行動目標の到達度を把握するための指標として、第2期行動計画では17の
4 数値目標を設定しました。17の数値目標のうち、12の項目が達成または前進となっ
5 ており、全体として取組が進んでいると評価できます。

- 6 ◎ (達成) : 数値目標を達成できたもの
7 ○ (前進) : 数値目標は達成できなかったが、第2期行動計画策定時より前進しているもの
8 △ (現状維持) : 第2期行動計画策定時とほぼ変わらないもの
9 × (後退) : 第2期行動計画策定時より後退したもの

行動目標	指標項目	①戦略第2期策定時 (2017年度)	②数値目標 (2022年度)	③現状 (2020年度)	達成状況評価 (◎:達成 ○:前進 △:現状維持 ×:後退)
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1 生物多様性の認知度	38.1%	50.0%	39.0%	○
	2 県民参加型生きもの調査の登録人数	2,997人 (2016年度)	4,000人	2,997人	△
	3 福岡県の希少野生生物ホームページへのアクセス件数	120,020件 (2016年度)	132,000件	177,391件	◎
	4 平尾台自然観察センターの入館者数	41,858人 (2016年度)	47,000人	14,247人	×
	5 こどもエコクラブ市町村事務局数	13市町 (2016年度)	30市町村	22市町	○
2 生物多様性の保全と再生を図ります	6 自然公園の面積	88,101 ha (2016年度)	増加を目指す	88,101 ha	△
	7 自然環境保全地域等の面積	134.1 ha (2016年度)	増加を目指す	134.1 ha	△
	8 保安林指定面積	103,939 ha (2015年度)	増加を目指す	105,528 ha	◎
	9 シカの生息密度(第二種特定鳥獣管理計画より)	25,300頭 (2014年度)	3,000頭 (2021年度)	25,300頭 (2014年度)	△
	10 アライグマ防除計画策定市町村数	20市町村 (2016年度)	31市町村	24市町村	○
3 生物多様性の持続可能な利用を図ります	11 県が実施する公共建築物等の県産木材利用量	8,737m ³ (2015年度)	10,000 m ³ (2021年度)	9,657m ³	○
	12 間伐材等のエネルギー源としての利用量	29千t (2015年度)	50千t (2021年度)	94千t	◎
	13 森林ボランティア組織数	199組織 (2015年度)	280組織 (2021年度)	264組織	○
	14 農地等の保全に取り組む面積	39,056ha (2015年度)	40,000ha (2021年度)	40,033ha	◎
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	15 生物多様性地域戦略策定市町村数	4市町村	6市町村	7市町村	◎
	16 生物多様性アドバイザー登録数	16人 (2016年度)	50人	29人	○
	17 生物多様性アドバイザー派遣実績数	6件 (2016年度)	50件 (5年間累計)	38件 (3年間累計)	○

1 ②参考となるその他の指標

2 第2期行動計画期間中の情勢変化を把握するため、数値目標のほかに 20 の参考指
 3 標を設定しました。第2期行動計画策定時と現状（2020年度）との比較は次のとおり
 4 です。

行動目標		指標項目		戦略第2期 策定時 (2017年度)	現状 (2020年度)
1	私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1	県立森林公園利用者	43万7千人 (2016年度)	40万6千人
		2	こどもエコクラブ登録団体数	86団体 (2016年度)	143団体
2	生物多様性の保全と再生を図ります	3	県施設における絶滅危惧動植物の生息域外保全種数	10種 (2016年度)	12種
		4	特定外来生物の県内生息確認種数	21種	24種
		5	侵略的外来種防除マニュアル策定種数	2種	3種
		6	天然記念物(国・県・市町村指定)	307件 (2016年度)	316件 (~2020年度)
		7	鳥獣保護区の面積	63,302㎡ (2016年度)	63,302㎡
		8	長期育成循環施業等による複層林及び広葉樹林造成面積(累計面積)	111ha	112ha (2019年度)
		9	都市公園の面積	4,580ha (2015年度)	4,725ha
		10	特別緑地保全地区面積	204.6ha (2015年度)	204.6ha
		11	風致地区面積	13,636ha (2015年度)	13,636ha
		12	多自然川づくりの整備状況	31か所、25河川 (2016年度)	26か所、21河川
3	生物多様性の持続可能な利用を図ります	13	放置竹林・侵入竹整備面積	210ha (2016年度)	212ha (2019年度)
		14	木質バイオマスの利用状況	230千t (2016年度)	347千t (2019年度)
		15	環境保全型農業直接支援対策参加農家戸数	724戸 (2016年度)	636戸 (2019年度)
		16	中山間地域等直接支払制度の協定面積	5,695ha (2016年度)	4,861ha
		17	耕作放棄地面積	6,992ha (2015年度)	—
4	生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	18	食育・地産地消ポータルサイトのアクセス件数(H18年度～累計)	241,616件 (2016年度)	388,830件
		19	都市、河川やため池等の生物多様性の状況がわかる指標の開発	1件 (2016年度)	2件
		20	緑の基本計画策定市町村数	27市町村 (2014年度)	27市町村

5

6 ※No17については、算定根拠となる資料を国が公表しなくなったため「—」とした。

1 **4. 県民の意向把握**

2 県民の意向を把握するために自然環境保全団体等へのアンケート、県政モニターア
3 ンケート、意見募集（パブリックコメント）を以下のとおり実施しました。

4

5 **(1) 自然環境保全団体等へのアンケート**

6 目的：多様な主体による活動の推進には、地域の団体による自然環境保全活動が
7 重要なことから、県内自然環境保全団体等の活動状況や課題、行政等に求
8 めることを把握するため、アンケートを実施しました。

9 実施時期：2021(令和3)年8月13日～31日

10 対象：地域環境協議会で関わりのある県内の自然環境保全団体等

11 回答団体：46団体/79団体（回収率58.2%）

12 補足：新型コロナウイルス感染症により活動に影響が生じている場合は、影響を
13 受ける前の活動状況について回答いただくよう依頼。

14

15 **① 団体の活動目的（複数回答可）**

項目	件数	割合
自然体験・環境学習の実施・指導・支援	35	25.4%
自然環境の保全	33	23.9%
環境保全に関する啓発活動	30	21.7%
公園の清掃、美化、植栽の管理	11	8.0%
緑化推進、管理・保全活動	10	7.2%
その他	9	6.5%
ごみの減量・リサイクルの推進	4	2.9%
大気・水質等の汚染物質に関する計測や情報提供	4	2.9%
まち・道路の美化	2	1.4%

16

17 <その他の回答>

18 ・野鳥の生息調査

19 ・農山漁村又は中山間地の振興を図る活動 等

20

21 **② 団体が主に活動する活動地**

項目	件数	割合
福岡	14	30.4%
北九州	12	26.1%
筑豊	6	13.0%
筑後	8	17.4%
全域	5	10.9%
未回答	1	2.2%

22

23

24

1 ③ 団体が活動するフィールド（複数回答可）

項目	件数	割合
河川・湿原	22	24.2%
森林	21	23.1%
沿岸・海岸	15	16.5%
農村	13	14.3%
その他	8	8.8%
都市	6	6.6%
未回答	6	6.6%

2

3

<その他の回答>

4

・ 棚田や農地

5

・ 小学校・中学校での啓発活動 等

6

7

④ 団体の構成人数

区分	団体数	割合
10人以下	4	8.7%
30人以下	17	37.0%
50人以下	10	21.7%
100人以下	6	13.0%
500人以下	6	13.0%
501人以上	1	2.2%
未回答	2	4.3%

8

9

10

⑤ 団体の年代別の構成人数

区分	構成人数	割合
10代	32	0.8%
20代	47	1.2%
30代	104	2.7%
40代	238	6.1%
50代	422	10.8%
60代	1222	31.3%
70代以上	1583	40.6%
未回答	250	6.4%

11

12

13

⑥ 団体の活動頻度

項目	件数	割合
週に1回程度以上	13	28.3%
月に1回程度	14	30.4%
2～3か月に1回程度	8	17.4%
半年に1回程度	2	4.3%
年1回程度	2	4.3%
その他	5	10.9%
未回答	2	4.3%

14

15

<その他の回答>

16

・ 毎日（雨天以外） 等

17

1 ⑦ 団体の主な財源（複数回答可）

項目	件数	割合
会員の会費・入会金	27	23.7%
行政の補助金・助成金	22	19.3%
行政の委託事業による収入	16	14.0%
民間団体（企業や財団等）の補助金・助成金	12	10.5%
寄附金・協賛金	10	8.8%
参加者から徴収した会費	9	7.9%
自発的事業による収入	8	7.0%
民間の委託事業による収入	3	2.6%
その他	5	4.4%
未回答	2	1.8%

2

3

<その他の回答>

4

・個人負担

5

・古紙回収 等

6

7 ⑧ 活動を行う上で課題だと感じていること（複数回答可）

項目	件数	割合
後継者の不足	32	26.0%
団体運営の中核を担う人材の不足	27	22.0%
活動を支え、応援してくれるボランティアの不足	14	11.4%
活動資金の不足	13	10.6%
団体情報や活動内容を地域住民等に発信する機会の不足	10	8.1%
活動に必要な知識・技能の向上を図る機会の不足	5	4.1%
行政や企業、他団体とのネットワークの不足	5	4.1%
活動に必要な機械・物品等の不足	4	3.3%
活動する場所の不足	2	1.6%
活動に必要な新しい情報等の不足	2	1.6%
その他	5	4.1%
特になし	2	1.6%
未回答	2	1.6%

8

9

<その他の回答>

10

・高齢化

11

・若者の入会

12

・行政や研究者のバックアップ 等

13

1 ⑨ 広報活動への取組（複数回答可）

項目	件数	割合
イベントの開催前などにチラシ等を発行	23	17.3%
会員の知り合いを通じて紹介	20	15.0%
活動だよりや新聞等を定期的に発行	17	12.8%
団体専用のSNS（ブログ、facebook、Twitter、LINEなど）を活用	17	12.8%
マスコミ（新聞、テレビ、コミュニティFM、ケーブルテレビ等）への情報提供	15	11.3%
団体専用のホームページを活用	13	9.8%
活動地域の自治体やボランティアセンター等に団体の発行物やチラシ等を配架	11	8.3%
活動地域の自治体やボランティアセンター等のWEBサイト（掲示板等の機能）を活用	7	5.3%
その他	7	5.3%
特になし	3	2.3%

2
3

<その他の回答>

4
5
6
7

- ・メールマガジンの発行
- ・自治体の広報紙やホームページ
- ・個人の Facebook に活動状況掲載 等

8 ⑩ 自然環境の保全に必要な情報の収集手段（複数回答可）

項目	件数	割合
インターネット	30	25.6%
一般向けの新聞や雑誌	18	15.4%
他の環境保全団体の広報誌	16	13.7%
大学等の専門家のWEBサイトまたはSNS	10	8.5%
テレビ、ラジオ	9	7.7%
自治体のWEBサイト	9	7.7%
自治体の広報誌	7	6.0%
自治体のSNS（facebook、Twitter等）	4	3.4%
業界向けの新聞や雑誌	3	2.6%
その他	7	6.0%
特に何もしていない	3	2.6%
未回答	1	0.9%

9
10
11
12
13
14
15

<その他の回答>

- ・上部団体から
- ・専門家から
- ・他団体から 等

1 ⑪ 県が実施している生物多様性保全に関する取組の把握 (複数回答可)

項目	件数	割合
福岡県レッドデータブック	32	17.0%
福岡県レッドデータブックのWEBサイト「福岡県の希少野生生物」	28	14.9%
福岡県生物多様性戦略	27	14.4%
福岡県侵略的外来種リスト	22	11.7%
福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例	20	10.6%
外来種防除リーフレット	13	6.9%
福岡県生物多様性WEB情報サイト (facebook)	11	5.9%
地域環境協議会	10	5.3%
生物多様性を守るための「県民行動リスト」	9	4.8%
福岡県生物多様性アドバイザー	9	4.8%
その他	1	0.5%
いずれも知らない	4	2.1%
未回答	2	1.1%

2
3

4 ⑫ 県から提供してほしいと思う情報 (複数回答可)

項目	件数	割合
希少な動植物種に関する基本情報 (リスト、生育・生息状況)	24	15.4%
生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策	23	14.7%
希少な動植物種に関する施策や保護・回復の取組	23	14.7%
外来種に関する基本情報 (生態、分布状況、対策の優先順位等)	23	14.7%
外来種の防除に関する施策や防除方法	18	11.5%
地球温暖化など地球環境問題に関する情報	16	10.3%
大気や水質、廃棄物などの環境汚染に関する情報	14	9.0%
食品ロス削減や再資源化、リサイクルに関する情報	7	4.5%
県内で生物多様性の保全に貢献している企業や教育機関等の情報	1	0.6%
県内で活動している環境保全団体の研究報告書や活動報告書	0	0.0%
県が主催する自然観察会やその他イベント等の開催情報	0	0.0%
県が作成した環境啓発資料の情報	0	0.0%
団体支援情報 (助成金やその他の支援)	0	0.0%
環境に関する新しい情報 (COP15、生物多様性国家戦略、SDGs等)	0	0.0%
その他	0	0.0%
特になし	4	2.6%
未回答	3	1.9%

5
6
7
8

1 ⑬ 今後の活動にあたり行政に対して求めること（複数回答可）

項目	件数	割合
活動費の助成	20	27.8%
他団体（市町村や企業等も含む）との交流の場を設ける、 コーディネート	14	19.4%
活動に当たっての助言・専門家の紹介	13	18.1%
団体の活動状況を県のホームページ等で紹介	12	16.7%
その他	4	5.6%
特になし	6	8.3%
未回答	3	4.2%

2

3

<その他の回答>

4

・広報

5

・作業環境の整備、トイレ、駐車場 等

6

7 ⑭ 今後の活動にあたり教育機関に対して求めること（複数回答可）

項目	件数	割合
小学校等と団体との協働による保全活動の実施	29	34.1%
子どもたちの生物への関心を向上させるための自然観察会 等の実施	26	30.6%
生物多様性に関する教職員への研修の実施	19	22.4%
その他	2	2.4%
特になし	5	5.9%
未回答	4	4.7%

8

9

<その他の回答>

10

・授業に入るための広報とその際の活動費（謝礼金、材料費）の提供 等

11

12 ⑮ 今後の活動にあたり企業に対して求めること（複数回答可）

項目	件数	割合
企業と環境保全団体とが協働・連携した環境保全活動の実 施	24	22.6%
活動に対する人的支援（社員のボランティア参加等）	21	19.8%
自主的な環境保全活動	18	17.0%
団体への寄附等	18	17.0%
活動に対するモノ（物品や活動場所等）の提供	14	13.2%
その他	0	0.0%
特になし	3	2.8%
未回答	8	7.5%

13

14

- 1 ⑩ 今後の活動の展望や発展させたいこと（自由記述・主な意見）
- 2 ・小学生での授業も多様化してきており、環境分野の専門家の授業を望む声も多数
- 3 ある。学校に合わせた柔軟な対応が出来る団体、人材の育成、ニーズがある場所
- 4 へスムーズに講師派遣を行える仕組みを整えていくことができれば、多くの子ども
- 5 たちへの啓発が可能になると思われる。
- 6
- 7 ・近年 SDG s などの環境に関する情報が報道などで取り上げられることが多くなり、
- 8 特に清掃活動への参加者が増えてきた。当会の清掃活動に参加される方に当会以外
- 9 の団体の活動も紹介しプラットフォーム的な役割を担いたい。
- 10
- 11 ・都市部の緑地（特別緑地保全地区など）は、都市住民にとって身近な自然であり、
- 12 体験や教育の場となり得る。
- 13
- 14 ・行政との共働で都市部の緑地の保全と活用を進める事業を行ってきた。今年度で
- 15 事業は終了予定だが、都市の生物多様性保全の意味もあり、なんらかのかたちで
- 16 継続していきたい。
- 17
- 18 ・コロナウイルス感染防止の為に、活動を中止している。2 年間の交流会中止で再
- 19 び活動する事に不安を感じている。
- 20
- 21 ・子ども食堂のグループと合同で、食事の前にレクリエーションとして近くの山に
- 22 連れて行き、山の中での発見を楽しんでもらう活動を試みており、子どもたちも
- 23 楽しみに参加してくれている。
- 24
- 25 ・外来種、希少種への対応は、農林業との連携が欠かせないと考える。環境保全型
- 26 の農林業が促進されるよう、行政部局内の連携と横のつながり強化を期待したい。
- 27
- 28 ・大雨による河川の氾濫、山地の土砂流出などが毎年のように発生している。これ
- 29 らの災害の復旧について、環境に配慮した復旧・復興を呼びかけており、今後も
- 30 積極的に取り組んでいきたい。
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38
- 39

1 (2) 県政モニターアンケート

2 目的：本戦略推進の参考とするため、生物多様性に関する意識や保全の取組に対
3 する考え方等についてアンケートを実施しました。

4 実施時期：2021(令和3)年8月16日～30日

5 対象：県政モニター 360人

6

7 ① 「生物多様性」という言葉を知っているか

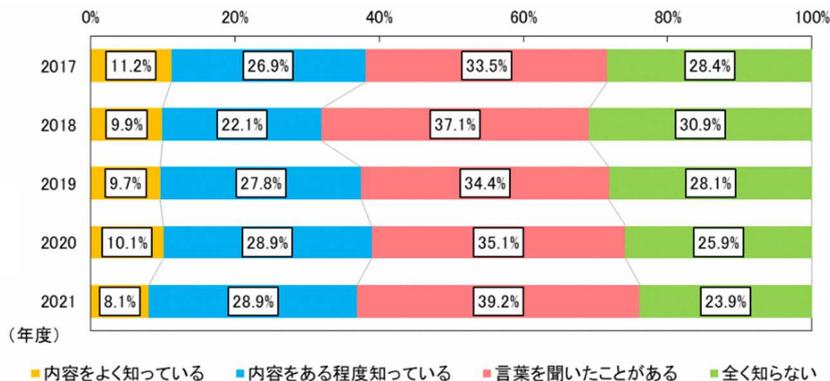
項目	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計	割合
内容をよく知っている	7	5	4	2	6	4	1	29	8.1%
内容をある程度知っている	7	15	20	24	11	20	7	104	28.9%
言葉を聞いたことがある	2	18	40	29	22	19	11	141	39.2%
全く知らない	1	10	17	19	22	10	7	86	23.9%

8

9 ※「内容をよく知っている」と「内容をある程度知っている」の合算を生物多様性
10 の認知度として扱っている。

11

12 <福岡県における生物多様性の認知度の推移>



13

14

15 ② 生物多様性に配慮した行動として行っていること（2つまで回答可）

項目	件数	割合
旬のもの、地元のものを選んで購入する	196	30.1%
節電やアイドリングストップなど地球温暖化対策に取り組む	158	24.2%
生きものを最後まで責任を持って育てる	116	17.8%
身近な生きものを観察したり、外に出て自然と積極的にふれあう	65	10.0%
生物多様性や環境に配慮している企業の商品やサービスを優先的に選ぶ	41	6.3%
自然や生きものについて、家族や友人と話し合う	35	5.4%
生物多様性に関わる観察・調査・保全・再生などの活動に参加する	21	3.2%
エコツアー（ガイドによる自然体験）に参加する	9	1.4%
特に行いたいとは思わない	4	0.6%
その他	7	1.1%

16

17 <特に行いたいとは思わないを選んだ理由>

18 ・よくわからないから 等

- 1 <その他の回答>
- 2 ・庭を自然豊かにしている。蜻蛉やカエル、てんとう虫、チョウ、蜜蜂など生き物
- 3 が来たり住んだりしやすい環境にしている。また、自分が排出する二酸化炭素を
- 4 相殺するために木を植えている。木のおかげで直射日光が家に当たらず省エネに
- 5 なる
- 6 ・環境問題を考える講座を開催しているが、そういった講座やラブアースなどに参
- 7 加してほしい 等

8

9 ③ これまでに自然環境や生物多様性の保全活動に参加したことがあるか

項目	合計	割合
NPOなどの自然環境保全団体に属しており、定期的に活動を行っている	4	1.1%
団体には所属していないが、NPOなどの自然環境保全団体の活動に時々参加している、または参加したことがある	33	9.2%
保全活動に参加したことはないが、身の回りにある自然に興味を持ち、親しんでいる	130	36.1%
保全活動への参加や身の回りにある自然とのふれあいに興味を持っているが、参加の方法がわからない、またはきっかけがない	142	39.4%
興味がないので参加したいとは思わない	46	12.8%
その他	5	1.4%

10

11 <その他の回答>

- 12 ・自然保護団体に定期的に寄附をしている
- 13 ・勤務先でクリーンアップ活動(地域のお掃除活動)に参加したことがある 等

14

15 ④ 県が実施している生物多様性保全のための取組で知っているもの

(複数選択可)

16

項目	件数	割合
福岡県レッドデータブック	90	18.2%
福岡県の希少野生生物	51	10.3%
外来種防除リーフレット	39	7.9%
福岡県侵略的外来種リスト	24	4.9%
福岡県生物多様性戦略	21	4.3%
福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例	19	3.8%
地域環境協議会	17	3.4%
県民行動リスト	13	2.6%
その他	1	0.2%
いずれも知らない	219	44.3%

17

18

19

20

21

22

1 ⑤ 自然共生社会の実現を目指していく上で、県が重点的に取り組むべきこと
2 (3つまで選択可)

項目	件数	割合
身近な野生生物（ホタル、ツバメなど）や里地里山といった身近な自然の保全	232	23.6%
環境教育の充実	152	15.5%
希少な野生動植物やその生息地の保全・保護	143	14.6%
環境に配慮した公共工事の推進	127	12.9%
野生鳥獣（シカ、イノシシなど）や外来生物による被害の防止	125	12.7%
生物多様性に関する各種情報の発信・提供	85	8.7%
生物多様性の保全に取り組む民間団体への支援	59	6.0%
生物多様性保全の取組を進めるための科学的なデータの集積や調査・研究	46	4.7%
その他	5	0.5%
分からない	7	0.7%

3 <その他の回答>

- 4
- 5 ・小学校から高校までの過程で、生物多様性についてしっかりと教育を行うことが
 - 6 必要
 - 7 ・生物多様性に関する情報のひとつに、生物多様性が失われた場合に身近に起こる
 - 8 問題（旬のものがなくなり食べられなくなる等）やこのまま自然共生社会の実現
 - 9 がスムーズにいかず環境破壊が進むことで起こりうる生活の変化など、私達にと
 - 10 ってデメリットになることを具体的に教えてほしい 等

11

12 ⑥ 生物多様性の保全等について、地域での自主的な取組を推進するために、
13 県はどのようなことを支援すればよいか

項目	件数	割合
誰でも取り組めるような生物多様性保全活動のためのリーフレットを作成し、周知・配布する	129	35.8%
地域の活動に対して資金等を助成する	75	20.8%
生物多様性に精通した人材を育成するための研修会を開催する	53	14.7%
市町村やNPO・事業者等に対して生物多様性保全活動への助言や技術指導を行う	49	13.6%
地域の活動に対して生物多様性に精通した人材を紹介・派遣する	44	12.2%
その他	10	2.8%

14 <その他の回答>

- 15
- 16 ・長期的な視点から、学校教育に力を入れるとよい。
 - 17 ・小・中学校のカリキュラムに入れる、夏季休暇等の共通課題とするなど、若者へ
 - 18 の啓発を行うことで、家庭でも話題となり、大人の啓発にもつながる。
 - 19 ・親子で自然に触れるイベントを開催し、楽しみながら学べる企画をするのがよい。
 - 20 ・セミナー、YouTubeでの配信、福岡県庁LINEでの配信 等

- 1 ⑦ これまでの設問以外での自然との共生についての意見(自由記述・主な意見)
- 2 ・未来を担う若者に対する環境問題の教育をぜひとも強化してほしい。
- 3 ・河川の護岸工事など自然に配慮した工法を検討してもらいたい。
- 4 ・県民の意識や考え方をより高めていき、共生に向けた県全体での水準の底上げが必要。
- 5
- 6 ・リーフレットを各自治会まで落とし込んで配布し多数の方に情報提供したほうが良い。
- 7
- 8 ・若い世代が農業をする機会を設けるのはどうか。
- 9 ・外来種が増え、気候変動も激しく甚大な災害も増えてきた。我々も SDGs や環境対策等、出来ることをしっかり考えて環境対策に注視していかなければならないと痛感する。
- 10
- 11
- 12 ・「生物多様性の保全」などについて、県民が理解し一人ひとりが出来ることを確実に
- 13 行っていくことが大切。そのための広報や具体的な体験等の機会を増やすことが重要。
- 14
- 15 ・保全活動をしている団体を取り上げ、取材して、広く、紹介するといいと思う。
- 16 ・県としてこのように取り組んでいるということをもっと多くの人に知らせる必要がある。 等
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38
- 39

1 **(3) 意見募集（パブリックコメント）**

2 **■ 意見募集期間**

3 2021（令和3）年11月30日～12月13日

4

5 **■ 実施方法**

6 次期福岡県生物多様性戦略（案）を福岡県ホームページに掲載するとともに、以下
7 に配架しました。

- 8 ・福岡県県民情報センター
- 9 ・福岡県各地区県民情報コーナー（県内4か所）

10

11 **■ 実施結果**

12 意見提出9名 意見提出件数21件

13

14 **■ 意見の概要とその対応**

15 いただいた御意見への対応については、下記ホームページにて公表しています。
16 福岡県ホームページ（URL調整中）

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

1 5. 福岡県生物多様性戦略策定の経緯及び体制等

2 (1) 福岡県生物多様性戦略策定の経緯

開催日	名称	内容
2021（令和3）年 3月15日	令和2年度第1回 庁内推進会議	次期福岡県生物多様性戦略策定の方向性の検討
2021（令和3）年 3月17日	第1回専門委員会	次期福岡県生物多様性戦略策定の方向性の検討
2021（令和3）年 7月21日	令和3年度第1回 環境審議会	次期福岡県生物多様性戦略の策定の方向性の報告
2021（令和3）年 7月30日	第2回専門委員会	次期福岡県生物多様性戦略の計画期間及び行動目標 の検討
2021（令和3）年 8月	自然環境保全団体等への アンケート	生物多様性に関する意識や保全の取組に対する考え 方等の把握
2021（令和3）年 8月	県政モニターアンケート	自然共生社会の推進のための施策の方向性
2021（令和3）年 11月 4日	第3回専門委員会	次期福岡県生物多様性戦略（素案）の検討
2021（令和3）年 11月 9日	令和3年度第2回 環境審議会	次期福岡県生物多様性戦略（素案）の報告
2021（令和3）年 11月	パブリックコメント	次期福岡県生物多様性戦略（案）に関する意見募集
2021（令和3）年 11月	市町村意見照会	次期福岡県生物多様性戦略（案）に関する意見照会
2022（令和4）年 1月21日	第4回専門委員会	次期福岡県生物多様性戦略（最終案）の検討
2022（令和4）年 1月25日	令和3年度第3回 環境審議会	次期福岡県生物多様性戦略（最終案）の報告

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

1 (2) 福岡県生物多様性戦略専門委員会名簿

2 (2022 (令和 4) 年 3 月末現在、敬称略、50 音順)

氏名	所属・役職等	備考
朝廣 和夫	九州大学大学院芸術工学研究院 准教授	委員長
岩熊 志保	一般社団法人まほろば自然学校 代表	
宇根 豊	農と自然の研究所 代表	
上村 真仁	筑紫女学園大学現代社会学部現代社会学科 教授	
須田 隆一	福岡県保健環境研究所環境生物課 研究員	
勢一 智子	西南学院大学法学部法律学科 教授	
清野 聡子	九州大学大学院工学研究院 准教授	副委員長
馬場 稔	北九州市立自然史・歴史博物館 名誉館員	
皆川 朋子	熊本大学先端科学研究部 准教授	

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

1 (3) 福岡県生物多様性戦略策定に係る施策関係課及び庁内推進会議構成課

No	部局	施策関係課(室)	推進会議 構成課
1	企画・地域振興部	総合政策課	○
2		広域地域振興課	○
3	人づくり・県民生活部	社会活動推進課	○
4		文化振興課九州国立博物館・世界遺産室	
5		私学振興・青少年育成局私学振興課	
6	保健医療介護部	保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室	○
7	環境部	環境政策課	○
8		環境保全課	○
9		循環型社会活動推進課	
10		廃棄物対策課	
11	商工部	商工政策課	
12		商工政策課産業特区推進室	
13		工業保安課	
14		観光局観光政策課	
15		観光局観光振興課	
16	農林水産部	農林水産政策課	○
17		農山漁村振興課	
18		食の安全・地産地消課	
19		経営技術支援課	
20		畜産課	
21		農村森林整備課	
22		林業振興課	
23		水産局漁業管理課	
24		水産局水産振興課	
25	県土整備部	県土整備総務課	
26		企画課	○
27		道路維持課	
28		道路建設課	
29		河川管理課	
30		河川整備課	
31		港湾課	
32		砂防課	
33	建築都市部	建築都市総務課	○
34		都市計画課	
35		公園街路課	
36	教育庁	総務部総務企画課	
37		総務部文化財保護課	○
38		教育振興部高校教育課	
39		教育振興部義務教育課	
40		教育振興部体育スポーツ健康課	
41		教育振興部社会教育課	○

2

1 6. 用語解説 ※調整中

2

3 【あ行】

4 愛知目標

5 2010(平成22)年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)
6 で採択された「戦略計画 2011-2020」における 20 の世界目標のこと。愛知ターゲットともい
7 う。戦略計画 2011-2020 では、2050 年までに「自然と共生する世界を実現する」という長期
8 目標(ビジョン)を掲げ、2020(令和2)年までに「生物多様性の損失を止めるために効果的
9 かつ緊急な行動を実施する」という短期目標(ミッション)及び20の個別目標である愛知目標
10 の達成を目指している。2021(令和3)年以降の国際的な目標(ポスト2020生物多様性枠組)
11 については、2022(令和4)年春に開催されるCOP15第二部で採択される予定である。

12 → 愛知目標の詳細な内容と成果については資料編(p.資9)を参照

13

14 IPBES (イブエス/アイピーエス)

15 Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services (生物
16 多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)の略語。生物多様性と
17 生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプ
18 ラットフォームとして、2012(平成24)年4月に設立された政府間組織。IPBESは科学的評価、
19 能力開発、知見生成、政策立案支援の4つの機能を柱としており、その成果は、生物多様性条約
20 に基づく国際的な取組や各国の政策に活用されている。

21

22 ESG (イーエスジー) 投資

23 企業に投資を行う際に、従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)、社会(Social)、
24 ガバナンス(Governance)の要素にも考慮した投資のことを指す。2006(平成18)年に、投資
25 にESGの視点を組み入れることなどを原則として掲げる国連責任投資原則が提唱されて以降、
26 日本においてもESG投資が広がっている。

27

28 ESD (イーエスディー)

29 Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)の略語。気候変動
30 や生物多様性の損失、資源の枯渇など現代社会が抱える様々な問題を、各人が自らの問題として
31 主体的に捉えて取り組むことで、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会
32 の実現を目指して行う学習・教育活動のこと。学習指導要領においても「持続可能な社会の創り
33 手」の育成が掲げられており、各教科においてもESDに関連する内容が盛り込まれている。

34

35 EbA (イービーエー)

36 Ecosystem based Adaptation (生態系を活用した適応策)の略語。

37 → 生態系を活用した適応策

38

39 育成複層林

40 森林の林木を伐採する時、一度に全てを伐採せずに必要な分だけ抜き切りし、その跡に林木
41 を育成することにより、樹齢や樹種の違う樹木で構成された複数の樹冠層を持つ森林が成立す
42 る。このような森林を育成複層林と呼ぶ。育成複層林は、大きな木を伐採しても小さな木が残

1 るため、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮が期待できる。

2

3 **逸出／外来種の逸出**

4 飼育している動物が逃げ出すこと。植物の場合は、栽培している植物が管理下から外れて野
5 生化すること。

6

7 **遺伝子かく乱**

8 長い歴史の中で形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体
9 との交雑によって乱されること。

10

11 **栄養塩／栄養塩類**

12 海水や淡水に含まれ、植物プランクトン、藻類の栄養になる物質のこと。硝酸塩・亜硝酸塩・
13 アンモニウム塩やリン酸塩など。広義には、生物が生存するために必要な塩類のことを指す。

14

15 **エコツーリズム**

16 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環
17 境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域
18 固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながってい
19 くことを目指していく仕組みである。

20

21 **Eco-DRR (エコディーアールアール)**

22 Ecosystem-based disaster risk reduction (生態系を活用した防災・減災) の略語。

23 → 生態系を活用した防災・減災

24

25 **エコトーン**

26 2 つ以上の生態系の境界で、異なる環境が狭い範囲で連続的に移行（変化）していく場所を
27 指す。移行帯または推移帯とも呼ばれる。例えば、農地と森林の境界、陸域と水域の境界など。
28 エコトーン自体が生物多様性の豊かな場所であるとともに、異なる生態系間を移動して生活す
29 る生物にとって重要な移動経路である。

30

31 **SNS (エヌエヌエヌ)**

32 Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略語。新たな友人関
33 係を広げることを目的に、参加者が互いに友人を紹介し合い、友人の関係、個人の興味・嗜好
34 等を登録していくコミュニティ型のウェブサイトのこと。代表的な SNS として「フェイスブ
35 ック」や「ツイッター」が挙げられる。

36

37 **SDGs (エスディージェズ)**

38 Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略語。2015 (平成 27) 年 9 月の
39 国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」
40 に記載された国際目標で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すもの。17 のゴール
41 と 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

42

43

1 **NbS (エヌビーエス)**

2 Nature based Solutions (生態系を活用した解決策) の略語。

3 → 生態系を活用した解決策

4

5 **塩沼地**

6 河川の河口部や入江、潟など、満潮時に植物体が冠水し干潮時に干出する場所のこと。塩分
7 による生理的乾燥を防ぐ特殊な機構を持った植物(塩生植物)が生育している。

8

9 **OECD (オーイーシーエム)**

10 Other Effective area-based Conservation Measures (その他の効果的な地域をベースとす
11 る手段) の略語。2018 (平成 30) 年に開催された生物多様性条約 COP14 において、「保護地
12 域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・
13 精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的
14 な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」と定義されている。

15 →コラム 7 (p.63) を参照

16

17

18 **【か行】**

19 **海水準**

20 静止したときの海面のこと。実際の海面は波、うねり、潮汐などで絶えずゆれているため、
21 海面の長期観測によって高さの平均値を求め、平均海水面で表す。

22

23 **海洋酸性化**

24 表面海水は一般的に弱アルカリ性(pH 約 8.1)を示すが、二酸化炭素が多く溶け込むと pH が
25 下がり、海水のアルカリ性が弱まる。海洋の pH が長期にわたって低下する現象を海洋酸性化
26 と呼ぶ。産業革命以降、化石燃料の消費によって大気中の二酸化炭素濃度が上昇を続けており、
27 それに伴って海水中に溶ける二酸化炭素も増え、海洋の酸性化が進んでいる。

28

29 **外来種**

30 人為により自然分布域の外から持ち込まれた種のこと。自然に分布するものと、同種であっ
31 ても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれる。

32

33 **拡大造林**

34 戦後の経済復興に伴い、住宅建築等のための木材需要が拡大したことにより、人工林で広く
35 伐採が行われた。しかし、それだけでは国内の供給が不足していたことから、昭和 30 年代から
36 広葉樹林の伐採が積極的に行われるようになった。伐採跡地には、建築用材等としての需要が
37 見込まれるとともに、成長も早いスギやヒノキなどの針葉樹の植栽が進められた。このような
38 広葉樹林の伐採跡地等への針葉樹の植栽を拡大造林という。

39

40 **下層植生**

41 植物群落の階層構造において最上層よりも下の層に生育する植物の集団。森林では低木層や
42 草本層(林床植生)を指す。

43

1 **かく乱**

2 様々な生態レベルの構造、組成、機能などに影響を及ぼす破壊的作用。具体的には、地震、
3 山火事、台風、土石流などの物理的かく乱、大気汚染等の化学的かく乱、昆虫の大発生などの
4 生物的かく乱などがある。対象となる生物群のサイズと生態レベルの違いによってかく乱の持
5 つ意味や影響は異なり、中規模なかく乱は種の多様性を高めることが知られている。

6

7 **河床**

8 河川の水で覆われた川底の部分。普通は上流から下流に移るにしたがって勾配は緩くなる。
9 構成物質は一般に、上流部は大～小の礫（れき）、中流部は砂利、下流部は細砂が主体である。

10

11 **河道**

12 川の水が流れる道筋。

13

14 **河畔林**

15 河川周辺の森林のうち、主に中流・下流の氾濫原（洪水時に氾濫した水に覆われる土地）に
16 あるもの。川辺林とも呼ばれる。これに対して、上流の狭い谷底や斜面にあるものを溪畔林と
17 いう。河畔林にはヤナギ類やムクノキ、エノキなどが生育する。

18

19 **花粉媒介**

20 花粉には運動能力がないため、花粉が雌しべに到達するには、何らかの方法で花粉が運搬さ
21 れる必要がある。花粉を運搬する媒体には、昆虫や鳥などの動物、風、水などがあるほか、自
22 個体の花粉が雌しべの柱頭に付着する様々な自家受粉も知られている。

23

24 **環境影響評価（環境アセスメント）**

25 道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為について、事前に環境へ
26 の影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、
27 環境配慮を行う手続の総称。

28

29 **環境保全型農業直接支払**

30 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の
31 高い営農活動に対して支援を行う国の制度。化学肥料、化学合成農薬の使用を都道府県の慣行
32 レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化や生物多様性保全等に効果の
33 高い営農活動（有機農業、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培など）に
34 取り組む場合に交付金を交付する。

35

36 **間伐**

37 森林内の樹木の混み具合に応じて、成長の悪い個体を中心に樹木の一部を伐採し、残った木
38 の成長を促す作業のこと。人工林では、植栽後10年以上が経過すると植栽木が込み合ってくる
39 ため、定期的の間伐を行う必要がある。

40

41 **気候変動**

42 地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接的または間接的に起因する気候の変化のこと
43 で、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをい

1 う。

2

3 希少種

4 野生状態での生息個体数が少ない種（亜種、変種を含む）のこと。希少野生生物と同義。希
5 少種のうち、個体数が著しく減少し、絶滅の危機に瀕している種が絶滅危惧種である。福岡県
6 レッドデータブックでは、絶滅危惧 IA 類、IB 類、II 類に評価された絶滅危惧種、及び存続基盤
7 が脆弱な種として評価された準絶滅危惧種のほか、絶滅種なども含めた全掲載種を希少種と呼
8 んでいる。

9

10 汽水域

11 汽水が恒常的に、あるいは季節的に存在する河口域や内湾のこと。汽水とは、河川などから
12 流出する淡水と、海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水体のこと。汽水域
13 は外海によって他の汽水域から隔離された環境となることが多いため、分布範囲の限られた特
14 産種が多く、特異な生物相がみられることもある。

15

16 GAP（ギャップ）／GAP 認証制度

17 Good Agricultural Practices（農業生産工程管理）の略語。農業において、食品安全、環境保
18 全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組を GAP という。農業者が
19 行う GAP の取組を第三者機関が審査し認証する制度が GAP 認証制度である。日本では、国際
20 的に最も普及した規格である GLOBALG.A.P.のほか、国際規格としての展開を目指す ASIAGAP、
21 日本発祥の JGAP の 3 種類の認証制度が普及している。また、福岡県における取組として、県
22 が定める GAP 点検項目に基づく福岡県 GAP 認証制度がある。

23

24 強度間伐

25 林内をより明るくし、種子が発芽しやすい環境をつくるため、通常の間伐よりも本数を多く
26 間伐すること。

27

28 クリーク

29 筑後平野南部の農業用水路はクリークまたは掘割と呼ばれる。クリークは、貯水池であり用
30 水路でも排水路でもある、網の目のように発達した水路。かつてクリーク地帯では、満潮時に
31 水位が上がった河川から、その上層の水だけを取る（下層は塩水で上層のみが淡水であるため）
32 アオ取水と呼ばれる独特の水利用システムがあった。

33

34 グリーンインフラ

35 自然環境が持つ多様な機能を賢く活用し、CO2 吸収源対策、生態系の保全、雨水の貯留・浸
36 透等による防災・減災、SDGs に沿った環境と経済の好循環に資するまちづくりなど、様々な
37 地域課題の解決に寄与する取組のこと。

38 → コラム 10（p.74）を参照

39

40 グリーン購入

41 購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく地球環境のことを考え、環境負荷がで
42 きるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

43

1 **グリーンツーリズム**

2 農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の
3 余暇活動。

4

5 **群落**

6 → 植物群落

7

8 **公益的機能**

9 森林・林業分野では、森林が持つ多面的機能のうち、木材生産を除く機能のことを公益的機
10 能と呼ぶ。

11

12 **交雑**

13 遺伝的に異なる個体間が交配すること。その結果として雑種が形成される。

14

15 **国内希少野生動植物種**

16 国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により生息・生育状
17 況に支障を来す事情が生じている種で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法
18 律（種の保存法）によって指定された種（亜種、変種を含む）のこと。国内希少野生動植物種
19 に指定されると、個体の捕獲・採取や譲渡し等が原則として禁止される。

20

21 **個体群**

22 ある地域にすむ同種の個体の集まりをいう。一般的に、個体間に交配などの相互関係がある
23 こと、同種の他の個体群と隔離された集団であることを含む意味で使われる。対象とする問題
24 によって、一つの生息場所に対応する小地域から複数の生息場所を含む大地域まで様々な規模
25 で取り扱われる。

26

27

28 **【さ行】**

29 **30by30（サーティーバイサーティー）**

30 2030年までに地球上の陸域と海域の30%以上の保全・保護を目指す世界目標を指す。ポス
31 ト2020生物多様性枠組案の主要な目標として検討されている。

32 → コラム7（p.63）を参照

33

34 **里海**

35 水産や流通をはじめとした人手が加わることにより、生物生産性と生物多様性が高くなった
36 沿岸海域のことで、陸域でいう里山と同じく人と自然が共生する場所。

37

38 **里地里山**

39 環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が
40 形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原
41 等で構成される地域概念」と定義している。

42

43

1 **GIS（ジーアイエス）**

2 Geographic Information System（地理情報システム）の略語。

3 → 地理情報システム

4

5 **CSR（シーエスアール）**

6 Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略語。企業活動において、社会的公
7 正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任
8 ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

9

10 **自生**

11 生物、特に植物がある地域で人の保護を受けずに自力で繁殖し生活していること。地域との
12 結びつきがより深い場合を指し、逸出・定着した外来種は自生といわない。

13

14 **自然海浜保全地区**

15 瀬戸内海環境保全特別措置法及び福岡県自然海浜保全地区条例にもとづき、自然海浜の保全
16 及び適正な利用を図るため、県内3か所が指定されている。自然海浜保全地区では、工作物の設
17 置、地形の変更、土石・鉱物の採取等の行為を事前届出制としている。

18

19 **自然環境保全地域**

20 自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために
21 指定された地域。県内には法指定の自然環境保全地域はないが、福岡県環境保全に関する条例
22 に基づく自然環境保全地域として、4か所が指定されている。

23

24 **自然公園**

25 自然公園法に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の総称。自然
26 公園に指定された区域内では、保護の重要度に応じて各種行為が規制されており、建築物を設
27 置したり、木竹を伐採したりするなどの行為を行う際には、環境大臣あるいは都道府県知事の
28 許可が必要である。

29

30 **自然再生**

31 過去に健全性の損なわれた生態系の修復や生物多様性の保全・回復の取組を指す。自然再生
32 推進法はその推進に関する基本事項を定めた法律である。

33

34 **自然資源**

35 生産や消費に使用できる自然由来の各種原料や環境の働きのこと。天然資源ともいう。植物、
36 動物、大気、土壌、鉱物などのほか、風景などの観光資源も含まれる。

37

38 **自然資本**

39 森林、土壌、水、大気、生物資源など、価値を生み出す自然資源のストックのこと。自然資
40 本は、自然環境を人々の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本とする考え方であり、自然
41 資本を源泉とするフローを生態系サービスとして捉えることができる。

42

43

1 **自然林**

2 伐採などの人為的な影響を受けていない状態の森林。

3

4 **自然を活用した解決策 (NbS)**

5 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方。グリーン
6 インフラ、Eco-DRR、EbAなどを包含する広い概念。

7 → コラム 3 (p.18) を参照

8

9 **持続可能な開発目標**

10 → SDGs (エスディージーズ)

11

12 **持続可能な利用**

13 生物資源は再生可能な資源であるが、この再生能力を超えない範囲で、資源を損なうことな
14 く、将来にわたる継続的な利用が保証される方法で利用していくことを持続可能な利用という。

15

16 **自伐林家**

17 伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う森林所有者等のこと。

18

19 **ジビエ**

20 食材となる野生鳥獣のことで、フランス語の gibier が語源。

21

22 **社会変革**

23 transformative change の訳語で、社会変容ともいう。IPBES 地球規模評価報告書では、「パ
24 ラダイム (特定の時代や分野において規範となる物の見方や捉え方)、目標、価値観を含む、技
25 術、経済、社会の根本的なシステム全体にわたる再構成のこと」と定義されている。2030 年以
26 降、自然の保全と持続可能な利用、及び持続可能な社会の実現に向けた目標を達成するために、
27 実現が求められるものである。

28

29 **修験道**

30 日本古来の山岳信仰が仏教に取り入れられた日本独特の混淆 (こんこう) 宗教で、山に籠も
31 って厳しい修行を行うことにより、悟りを得ることを目的としている。修験道の実施者を修験
32 者または山伏という。福岡県内では、英彦山、宝満山、福智山、求菩提山などが修験道の霊域
33 とされ、修行の場となっていた。

34

35 **種子の散布**

36 種子が母植物から離れて広がっていくこと。種子が散布される方法には、風によって運ばれ
37 る風散布、水に流されて運ばれる水散布、動物に運ばれる動物散布、植物自身の力によって種
38 子が飛ばされる自動散布、重力によって落下するだけの重力散布がある。

39

40 **照葉樹林**

41 常緑広葉樹 (照葉樹) が優占する森林。温暖で夏に雨が多く、冬に乾燥する気候条件下で成
42 立し、ヒマラヤ山地から中国南部、台湾、沖縄を経て日本の南西部に至る東アジアの暖温帯に
43 分布する。主な樹種はカシ類、シイ類、タブノキやクスノキなどのクスノキ科、サカキやヤブ

1 ツバキなどのツバキ科など。

2

3 植生

4 一定の場所に生育する植物の集団。人為的な影響を受けずに自然の環境要因のもとに生育す
5 る自然植生と人為的な影響を受けて置き換えられた代償植生に大別される。

6

7 植生図

8 植物群落の具体的な広がりを地図上に図示したもの。現時点でそこに実在している植生を示
9 したものを現存植生図という。

10

11 植物群落

12 いろいろな植物が、同一場所に集まって一緒に生活している集団。単に群落ともいう。個別
13 性をもった植生の単位として用いられる。

14

15 人工林

16 苗木の植栽や、播種（はしゅ）、挿し木など人為的な方法により造成した森林。植林地と同義。

17

18 侵略的外来種

19 外来種のうち、生態系、人の生命または身体、農林水産業等への被害を及ぼすまたは及ぼす
20 おそれがあるもの。侵略的外来種には、外来生物法に基づき指定され、規制の対象となる特定
21 外来生物も含まれる。福岡県内においても、オオクチバス、アライグマ、アカミミガメなど生
22 物多様性や人間活動に深刻な影響をもたらす侵略的外来種が侵入・定着している。

23

24 森林認証制度

25 適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付すことによって、森林の保護
26 を図ろうとする制度。独立した第三者機関が、一定の基準に照らし合わせて評価・認証する。
27 国際的な認証制度としては、国際 NGO の森林管理協議会（FSC）が管理する「FSC 認証」と
28 PEFC 森林認証プログラムが管理する「PEFC 認証」があり、日本国内の認証制度として一般社
29 団法人緑の循環認証会議が管理する「SGEC 認証」がある。SGEC 認証は 2016 年に PEFC 認
30 証と相互承認されている。

31

32 水源かん養

33 森林や水田などは、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとと
34 もに、川の流量を安定させる機能を持っており、この機能を水源かん養機能という。

35

36 生活史

37 生物の個体が誕生し、成長、繁殖を遂げて死亡するまでの一生涯の過程。生息環境、行動、
38 餌、外敵との関係など、生活の仕方そのものを含んだ過程として用いられる。

39

40 生息域外保全

41 絶滅のおそれのある野生動植物種を保全するため、動物園や植物園などの安全な施設に生物
42 を保護し、それらを増やすことにより絶滅を回避する方法のこと。

43

1 生息域内保全

2 絶滅のおそれのある野生動植物種を保全するため、本来の生息・生育地内において、生息・
3 生育に適した環境を積極的に保全・再生することにより絶滅を回避する方法のこと。

4

5 生態系

6 ある地域に生息・生育する全ての生物とその地域内の非生物的環境（例えば大気、水、土壌
7 など）をひとまとめにして捉えた系のこと。

8

9 生態系サービス

10 人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供
11 給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションなどや精神
12 的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」
13 の4つに類型化している。

14 → コラム 1 (p.4) を参照

15

16 生態系ネットワーク

17 生態系や生物の生息・生育に不可欠な環境がネットワークとしてつながっていること。近年
18 は土地利用の変化や開発等により、生態系ネットワークの分断が生じている。

19 → コラム 8 (p.65) を参照

20

21 生態系を活用した適応策 (EbA)

22 気候変動により生じると想定されるリスクや損失に対して、生物多様性や生態系が持つ様々
23 な機能やサービスを活用すること。

24 → コラム 9 (p.71) を参照

25

26 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)

27 生態系の保全・再生・維持管理を通して、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用
28 いるとともに、食糧や水の供給などの様々な機能により、人間や地域社会の自然災害への対応
29 を支える考え方。

30 → コラム 10 (p.74) を参照

31

32 生物季節

33 サクラの開花やツバメの初飛来など、季節の移り変わりに伴う生物の行動・状態の変化をい
34 う。地球温暖化の進行により、サクラの開花の早まりやカエデの紅葉の遅れなどが報告されて
35 いる。

36

37 生物相

38 ある地域に生息・生育する全ての生物種の種類組成。植物相（フロラ）と動物相（ファウナ）
39 を合わせたもの。

40

41 生物多様性の主流化

42 生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまで、様々な
43 社会経済活動の中に組み込むこと。愛知目標では、生物多様性の主流化のために、「生物多様性

1 の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する]、「生物多
2 様性の価値が国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合される]、「政府、
3 ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が持続可能な生産及び消費のための計画を達成するため
4 の行動を行う」ことなどを掲げている。

5

6 絶滅危惧種

7 様々な要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種（亜種、変種を含む）のこと。
8 環境省、福岡県ともに、レッドデータブック掲載種のうち、絶滅危惧 IA 類、IB 類及び II 類に評
9 価された種を絶滅危惧種としている。進化の過程では絶滅することも自然のプロセスであるが、
10 今日の絶滅は、自然のプロセスとは全く異なり、様々な人間活動の影響のもと、かつてない速
11 さと規模で進んでおり、絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっている。

12

13 遷移

14 ある植物群落が他の植物群落に移り変わっていく過程。アカマツ林が常緑広葉樹林に変わる
15 ことなどを指している。

16

17

18 【た行】

19 多自然川づくり

20 治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、ま
21 た、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工
22 事。

23 → コラム 18 (p.138) を参照。

24

25 脱窒作用

26 様々な脱窒細菌が、硝酸または亜硝酸を窒素ガスに変えて放出する作用。大量の脱窒が発生
27 するには、土壌中の酸素が少なくなり土壌が還元的な条件になること、同時に土壌中に酸素の
28 多い酸化的な場所ができ、硝酸態窒素が存在するか、または硝酸が生成する条件があること、
29 脱窒菌が存在することの 3 条件が必要である。湿地や水田、干潟などではこのような条件が揃
30 い、脱窒が盛んに生じる。

31

32 たまり

33 河道内に存在する止水域のうち、平水時（非増水時）は河川の本流とつながらずに分離孤立
34 し、水の入替えが少ないものを指す。

35

36 多面的機能

37 森林や水田などは、木材や食料を供給する役割があるだけでなく、国土の保全、水源かん養、
38 生物多様性の保全、良好な景観の保全、文化の継承など、様々な機能を有しており、このよ
39 うな多様な機能のことを多面的機能という。

40

41 多面的機能支払

42 農業・農村の有する多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向
43 上を図る活動を支援するために交付金を交付する国の制度。このような農林水産業の持つ多面

1 的機能を支える活動に対する国の直接支払制度として、林業では森林・山村多面的機能発揮対
2 策交付金、水産では水産多面的機能発揮対策事業がある。

4 **地域循環共生圏**

5 環境、経済、社会の統合的向上を図るため、地域ごとに異なる再生可能な資源が循環する自
6 立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて補完し支え合うという考え方。

8 **地産地消**

9 地域で生産された農林水産物を、生産された地域内で消費する取組のこと。

10 → コラム 15 (p.119) を参照

12 **中山間地域**

13 平野の外側の周辺部から山間地までの、棚田や樹園地などが広がる山あいの地域を指す。

15 **中山間地域等直接支払**

16 農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、5年以上農業を続ける
17 ことを約束した農業者等に対して、交付金を交付する国の制度。対象となる取組は、農業生産
18 活動を継続するための取組（耕作放棄地の発生防止活動や水路・農道等の管理活動等）と体制
19 整備のための前向きな活動（集落戦略の作成）である。

21 **鳥獣保護管理事業計画**

22 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき、環境大
23 臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、
24 都道府県知事が定める鳥獣保護管理事業の実施に関する計画のこと。鳥獣保護区の設定に関す
25 ることや、鳥獣の捕獲等の許可に関すること、普及啓発や実施体制に関することについて定め
26 られている。

28 **鳥獣保護区**

29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき、鳥獣の
30 保護繁殖を図るために指定され、狩猟による鳥獣の捕獲が禁止される区域のこと。鳥獣保護区
31 の区域内で、鳥獣の保護繁殖を図るために特に必要があると認められる地域については、特別
32 保護地区として指定することができる。特別保護地区内では、水面の埋立て、干拓、立木竹の
33 伐採、工作物の設置など、鳥獣の繁殖に影響を及ぼすおそれがある行為を行うには、環境大臣
34 または都道府県知事の許可を受ける必要がある。

36 **地理情報システム（GIS）**

37 緯度経度などの地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持った様々なデータを総合的に
38 管理・分析し、視覚的に表示する技術。

40 **定着／外来種の定着**

41 外来種が新しい生息地で、継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程のこと。

1 **天然記念物**

2 文化財保護法では、「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び
3 地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いも
4 の」のうち、重要なものと定義している。天然記念物には、国が指定するもののほか、県や市
5 町村が各々の文化財保護条例に基づき指定するものがある。

6

7 **天然更新**

8 森林の伐採後、植栽を行わずに、伐採前から生育していた稚樹や自然に落下した種子等から
9 樹木を定着させることで、森林の再生（更新）を図る方法のこと。

10

11 **特定外来生物**

12 外来種のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、特定外来生物による生態系
13 等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）によって規定された生物。特定外来生物に指
14 定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁
15 止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が課せられる。

16

17 **特定鳥獣保護管理計画**

18 地域的に著しく増加、または減少した野生鳥獣の地域個体群の長期に渡る安定的な維持を図
19 るために、地域個体群を単位として、都道府県知事が策定することができる計画。計画期間、
20 保護管理の目標、目標の達成手段、実施体制等について記されている。福岡県では、シカ、イ
21 ノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画（その生息数が著しく増加、またはその生息地の範
22 囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画）を策定している。

23

24 **特別緑地保全地区**

25 都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などに
26 より現状凍結的に保全する制度で、都市緑地法に規定されている。都市計画区域内において、
27 無秩序な市街化の防止や公害または災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、
28 風致または景観が優れているもの、動植物の生息地として保全する必要があるもののいずれか
29 に該当する緑地が指定の対象となる。

30

31

32 **【な行】**

33 **ナラ枯れ**

34 ナラ類やシイ・カシ類などのブナ科樹木にカシノナガキクイムシが穴をあけて侵入する際、
35 このクイムシに付着していた糸状菌（通称ナラ菌）が樹木に感染することで、樹幹の通水機
36 能が失われて枯死する伝染病のこと。正式名称はブナ科樹木萎凋病。

37

38 **二次草原**

39 草刈りや火入れ、採草、放牧など、人間の管理のもとで維持されている草原。半自然草原と
40 も呼ばれる。二次草原の大部分は、過去に森林を伐採して作られたもので、放置が長く続くと
41 やがて森林に移行する。

42

43

1 二次林

2 伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長
3 などにより成立した森林。

4

5

6 【は行】

7 ヒートアイランド現象

8 都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやア
9 スファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気
10 温が高くなっている現象。

11 → コラム 12 (p.83) を参照

12

13 ビオトープ

14 本来、生物の生息空間を指す専門用語であるが、日本では一般的に、開発事業などによって
15 環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに新たに造成された生物の生息空間の意味
16 で用いられる。

17

18 干潟

19 潮の干満に伴い、周期的に海面下から空气中に露出を繰り返す平坦（へいたん）な砂泥底の
20 海岸地形の通称。干潟は外海から遮蔽された波浪の少ない内湾や河川の河口域に発達するが、
21 その規模は地域ごとの潮の干満差に依存する。例えば、有明海では潮の干満差が大きいために
22 干潮時には広大な干潟が出現する。

23

24 物質循環

25 自然界において様々な物質が循環的な動態をとることを指している概念で、炭素循環や窒素
26 循環など元素単位で示されたり、水循環など化合物単位で捉えられたりする。物質循環はエネ
27 ルギーの流れを伴い、その原動力の一つの柱として生命活動がある。例えば、大気中の二酸化
28 炭素が光合成生物（植物や植物性プランクトンなど）によって炭水化物等の形で固定され、草
29 食動物（1次消費者）や肉食動物（2次消費者）などに捕食されて個体間を移動し、死後にバク
30 テリアなどの分解者が二酸化炭素にまで分解し、大気中に放出される。

31

32 ふくおかエコ農産物認証制度

33 化学合成農薬の散布回数（成分回数）と化学肥料（窒素成分）の使用量をともに県基準の半
34 分以下で生産する栽培計画を認証する制度。この制度に基づいて生産された農産物（認証農産
35 物）には、認証マークを表示することができ、消費者は農産物の情報を知ること、安全・安
36 心で環境にやさしい農産物を購入することができる。

37

38 保安林

39 水源のかん養、土砂の崩壊の予防、生活環境の保全・形成など、森林の持つ公益的機能を発
40 揮させるために、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林のこと。保安林で
41 は、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が
42 規制される。

43

1 防除／外来種の防除

2 外来種による被害を防ぐために、捕獲、採取または殺処分、被害防止措置等を行うこと。侵
3 略的外来種の防除手法としては、その外来種の生息・生育や繁殖に適さない環境に改変させる
4 環境的防除、外来種を物理的に捕獲、忌避、侵入防止する物理的防除、天敵生物の使用や病原
5 菌の塗布などにより特定の外来種を防除する生物的防除、農薬や誘引剤などの化学薬剤を使用
6 する化学的防除などが挙げられる。

7

8 ほ場整備

9 既成の水田や畑をよりよい基盤条件を持つ農地に整備する一連の土地改良のこと。

10

11 ポスト 2020 生物多様性枠組

12 生物多様性に関する国際的な目標である愛知目標は 2020（令和 2）年を目標年としているこ
13 とから、2021 年以降の新たな目標が 2022（令和 4）年春に開催される生物多様性条約 COP15
14 第二部において採択される予定であり、採択に到るまでの新たな目標のことをポスト 2020 生
15 物多様性枠組と呼ぶ。ポスト 2020 生物多様性枠組では、2050 年までに「自然と共生する世界
16 を実現する」という長期目標が継続されるとともに、2030 年までの新たな個別目標（ターゲッ
17 ト）などが策定される予定である。

18

19

20 【ま行】

21 マイクロプラスチック

22 5mm 以下の微細なプラスチックごみのこと。これに含有または吸着する化学物質が食物網
23 に取り込まれることで、生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

24

25 松くい虫被害／マツ枯れ

26 クロマツやアカマツなどのマツ類に、マツノマダラカミキリにより運ばれたマツノザイセン
27 チュウが樹木内に侵入することで、樹液の通水機能が失われて枯死する伝染病のこと。正式名
28 称はマツ材線虫病。

29

30 水循環

31 地球上の水は、気圏では水蒸気、陸圏では地表水（河川水、湖沼水）や土壤水分、地下水、
32 また水圏では海水や流水などに形を変え、存在している。これらは連続的に相互に流入、流出
33 しており、この循環を水循環と呼ぶ。日本のような中緯度湿润森林流域では、水は基本的に「降
34 水→土壌水→地下水→地表水→海洋」という循環系を形成する。近年は、生活の快適性や利便
35 性、安全性の向上や産業経済活動の拡大のため、飲料水・工業用水の確保や、治水や灌漑（か
36 んがい）、上下水道や水路整備など人為的な水循環が構築されてきた。こうした人為影響に伴い、
37 水循環が単調化・阻害され、水環境保全の観点から看過できないと認識されるようになってい
38 る。

39

40 木質バイオマス

41 再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）のうち、木材からなるも
42 のを木質バイオマスと呼ぶ。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材で発生した枝・葉
43 などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮や木屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の

1 剪定枝などがある。

2

3 藻場

4 海中に生育する大型藻類または海草の群落と、それを基礎とする独特な生物群集や環境を指
5 して藻場と呼ぶ。藻場は多くの魚類や無脊椎動物の産卵場や幼稚体の生育場となっており、水
6 産生物のゆりかごといわれる。

7

8

9 【や行】

10 有機農業

11 有機農業の推進に関する法律（有機農業促進法）では、「化学的に合成された肥料及び農薬を
12 使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する
13 環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう」と定義され
14 ている。

15

16

17 【ら行】

18 ラムサール条約

19 1971（昭和46）年にイランのラムサールで開催された国際会議で採択された湿地に関する条
20 約。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」であるが、採択
21 の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれている。この条約では、国際的に重要な湿
22 地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、各締約国がその領域内にある国際
23 的に重要な湿地を1か所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な
24 利用促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。

25

26 流域

27 一つの水系に降った降水が集まる範囲をいう。集水域と同義。

28

29 林床

30 森林の地表面のこと。林冠が閉じた森林では、落ち葉などが堆積し、上層木により光が遮ら
31 れるため、薄暗く湿った環境になっている。

32

33 レッドデータブック

34 絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト（レッドリスト）に基づいて、それらの分布や生
35 息状況、絶滅の危険度などをより具体的に記載した本のこと。RDBと略記される。国際自然保
36 護連合（IUCN）により、1966（昭和41）年に最初のレッドデータブックが発行され、最も危
37 機的なランクに選ばれた生物の解説が赤い用紙に印刷されていたため、レッドデータブックと
38 呼ばれている。

39

40

41

42

1 **【わ行】**

2 **ワンド**

3 河道内に存在する止水域のうち、平水時（非増水時）に河川の本流とつながっているものを
4 指す。河川本流に比べて水流が穏やかなため、止水的な環境を好む生物の重要な生息環境とな
5 っている。

6

7 **ワンヘルス／ワンヘルス・アプローチ**

8 人と動物の健康と環境の健全性を一つとして捉え、一体的に守ろうという考え方または理念
9 をワンヘルス（One Health）という。この考え方のもとに、各分野に携わる者だけでなく、行
10 政や企業、市民も一緒になって人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題の解決に向け
11 て、取り組むことをワンヘルス・アプローチという。

12 → コラム 2（p.14）を参照

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

引用文献

※作成中

- 1) 生物多様性とはなにか (環境省)
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html>
- 2) メダカの系統と種内構造. 蛋白質核酸酵素 45:2909-2917 (酒泉満)
- 3) 中山間地域等直接支払制度について (福岡県)
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyuusannkann.html>
- 4) うちの郷土料理 (農林水産省)
https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/k_ryouri/search_menu/area/fukuoka.html
- 5) 大川市観光ナビ (大川市)
<http://www.city.okawa.fukuoka.jp/kankou/>
- 6) センダン (協同組合 福岡・大川家具工業会 地域材開発部会)
<http://okawa-sendan.jp/>
- 7) 令和2年度 農林水産白書 (福岡県)
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/nourinsuisanhakusyo-2.html>
- 8) 過去の気象データ検索 (気象庁)
<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>
- 9) 海面水温の長期変化傾向 (東シナ海北部) (気象庁)
https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/data/shindan/a_1/japan_warm/cfig/warm_area.html?area=C#title
- 10) うきは市有林における森林認証の概要 (うきは市)
http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/life/pub/detail.aspx?c_id=44&type=top&id=1341
- 11) 農林業センサス (農林水産省)
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/dai1kan.html>
- 12) ため池管理保全法に基づく都道府県別の対応状況について (農林水産省)
https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/tameike_taiou.html
- 13) 福岡県における瀬戸内海の水質保全の取り組み (福岡県)
- 14) 多自然川づくりの具体事例 (その1) (国土交通省)
- 15) 第2回、4、5回自然環境保全基礎調査 海岸調査、干潟調査 (環境庁)
- 16) 第2回～第5回自然環境保全基礎調査 海岸調査、海辺調査 (環境庁)
- 17) 市町村提供資料 (福津市、岡垣町)